

全 児 相

(通巻第 9 5 号 別冊)

「全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例(平成 23 年度)」

報 告 書

平 成 2 5 年 7 月

全 国 児 童 相 談 所 長 会

全国児童相談所における子どもものの性暴力被害事例(平成 23 年度)についての調査報告

目 次

1.	課題意識および目的	1
1)	性的虐待と家庭内性暴力被害	1
2)	児童相談所が相談対応上、関与する子どもものの性暴力被害の全体像へのアプローチ	1
2.	方法	2
1)	調査対象区分	2
2)	調査の実施	3
3.	個人情報の取り扱いについて	3
1)	個人情報の保護	3
2)	集計データの取り扱い、公表手順について	3
4.	結果	4
1)	回収状況	4
2)	所体制について	4
2)-1	管内人口規模	4
2)-2	各職員配置状況	4
2)-3	虐待対応体制	6
2)-4	保護者支援体制	9
2)-5	虐待対応に関して相談・コンサルテーション、SVなどを提供してくれる スタッフの配置 医療関係者の配置状況	10
2)-6	虐待対応に関して相談・コンサルテーション、SVなどを提供してくれる スタッフの配置 その他専門家の配置	11
2)-7	法的対応における弁護士の配置	11
2)-8	性暴力対応体制：性的虐待対応ガイドラインの周知と業務反映状況	12
2)-9	性暴力対応体制 初期調査	12
①	対応体制と初期被害調査の実施	12
②	初期被害調査面接の実施	14
③	調査保護	15
④	初期調査段階での関係者へのアプローチ	17
2)-10	性暴力対応体制 被害確認面接（forensic interview）	17
①	被害確認面接の実施状況	17
②	被害確認面接の技法について	19
③	面接のバックアップスタッフ体制と記録奉仕について	19
2)-11	非加害保護者、加害者へのアプローチ	21
①	非加害保護者へのアプローチ	21
②	加害者へのアプローチ	21
③	非加害保護者・加害者へのアプローチの実施機関	21
2)-12	被害児へのケア 加害者・非加害者対応	22
①	被害児へのケア	22

②その他の子どもへの性暴力関連プログラム……………	22
③子どもへの性暴力関係のプログラムの実施場所……………	23
2)－13 体制整備について 評価とニーズの認識……………	23
3)報告事例について……………	26
3)－1 調査データとしての回収データの評価……………	26
3)－2 性的虐待・家庭内性暴力の全体状況……………	27
① 調査件数、年齢区分と男女の分布……………	27
② 年齢と男女……………	30
③ 受付時期と取扱い児年齢、問題発覚時期の関係……………	32
④ 主たる被害の種類……………	34
⑤ 性暴力被害以外の問題……………	23
⑥ 特別な随伴問題：児童ポルノ、買春・援助交際問題……………	38
3)－3 在宅事例と施設入所中事例のその他の全体状況……………	40
① 発見・発覚の経緯……………	40
3)－4 家庭内性暴力事案の状況……………	43
3)－5 施設入所中事案に関する性暴力の状況……………	46
3)－6 性暴力被害への対応……………	48
① 初期対応 在宅事案の安全確保について……………	48
② 初期調査……………	50
③ 調査保護……………	52
④ 保護の告知と保護者アプローチの開始……………	53
⑤ 施設入所中に家族・親族からの性暴力被害の発見・発覚により対応開始した事例での安全確保と初期対応……………	56
⑥ 施設入所中に家族・親族以外の性暴力被害事案の発見・発覚で対応開始した事例での安全確保と初動対応……………	56
3)－7 加害者について……………	58
① 各群で識別された加害者 A 群……………	58
② 各群で識別された加害者 B-1、B-3 群……………	59
③ 各群で識別された加害者 B-2、B-4 群……………	60
④ 加害者の総計……………	60
3)－8 子どもの被害確認……………	61
① 初期調査段階で確認された被害の時期と頻度……………	62
② 初期補外調査によって変更される通告時の被害内容……………	62
③ 在宅事例における被害確認面接の実施状況……………	63
④ 被害確認に関する探索的分析……………	69
i 通告時に性暴力被害の詳細が不明であった子どもについて初期調査、被害確認面接、医学的診察による開示内容の一致率及び変化率に関する検討……………	70
ii 被害確認面接における面接者と子どもの性別マッチングと被害の開示率の関係性……………	71
iii 調査保護から被害確認面接実施日までにかかった日数と開示率の関係性……………	72
iv 通告の 5 分類と被害確認面接の時間的要因（通告から被害確認までにかかった日数）による開示との関係性……………	73

⑤ 医学的診察	74
⑥ 被害確認の推移	77
3)－9 在宅事案で被害にあった子どもが示している問題・症状について（参考情報）	80
① 把握されている問題・症状	80
② やや高い頻度で認められた問題・症状群について	84
4) 家族対応と必要なケアの開始、再被害の阻止	85
4)－1 在宅事案、発覚からの対応、加害者、非加害保護者、家族・親族、関係者へのアプローチ	85
① 調査と支援のための接触	85
② 加害者へのアプローチ	87
③ 非加害者へのアプローチ	89
④ DV 問題の関与	90
⑤ 加害者排除と非加害保護者への支援	90
4)－2 在宅指導の状況、一時保護からの帰宅と、もともと一時保護しなかった事例	91
4)－3 施設入所後の支援	92
5) 法的対応	93
5)－1 施設入所・親権関係	93
① A 群：在宅の子どもの事例	93
② A～B-4 群まで全体での法的対応：施設入所と親権	93
③ A～B-4 群まで全体での法的対応：家裁送致	93
5)－2 刑事・司法関係	94
5. 考察	99
1) 児童相談所における子どもの性暴力被害事案について	99
1)－1 子どもの性暴力被害における児童相談所の対応体制	99
① 基本的な考え方と課題：チーム対応体制の整備と介入的ソーシャルワークの確立	99
② 性的虐待対応マニュアルの浸透と対応体制の整備	99
③ 通告からの初動対応の体制整備の重要性	99
④ 多様な支援実施と支援方策の整理・確立のための取組の重要性	101
1)－2 報告事例からみえてくるもの	101
① 家庭内性暴力被害という区分の重要性	101
② 施設に暮らす子どもにおける性暴力問題の調査の必要性	101
③ 初動からの組織的な対応の重要性	102
④ DV やその他の家庭養育上の問題との関連	102
1)－3 残された課題	102
6. 提言	102
1) 臨床支援上の体制整備	102
1)－1 虐待対応に特化したソーシャルワークの構築の必要性	102
1)－2 初期被害調査と調査保護のあり方の整備	102
1)－3 被害確認面接の専門性確保と研修・SV 体制の整備	103

1)－4 被害児支援（非加害保護者支援含む）	103
2) 組織・体制上の対応課題	103
2)－1 家庭内性暴力被害という統一概念の重要性	103
2)－2 通告体制の再構築	103
2)－3 虐待対応に特化した児童相談所のチーム対応の構築の必要性	103
3) 法的な対応課題	103
3)－1 子どもの性被害に特化した法改正	103
3)－2 警察・検察、司法と児童相談所の連携	103
終わりに	104

全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例（平成 23 年度）についての調査報告

主任研究者 山 本 恒 雄 日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 部長
研究協力者 大 木 由 則 神奈川県次世代育成部子ども家庭課主査
高 岡 昂 太 千葉大学大学院医学研究院子どもの心の発達研究センター 特任助教

1. 課題意識および目的

1) 性的虐待と家庭内性暴力被害

これまで、児童相談所における子どもの性暴力被害問題は、主として「性的虐待」の範疇で扱われてきた。現在公表されて認知されている「性的虐待」は、児童相談所が扱っている「本来、基本的には親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」で発生している子どもの性暴力被害の全体像を反映しておらず、さらに児童相談所が扱う子どもの性暴力被害にはより広範囲なものが含まれている。

児童相談所における性的虐待事案は、児童虐待防止法の定義区分によると、親権者・監護責任者自身からの性暴力被害のみを指しており、家庭における子どもの性暴力被害全体を示すものとはなっていない。親権者、監護責任者以外の家族・親族・同居人等による家庭内での性暴力被害は「性的虐待」に含まれていないからである。平成 16 年の厚生労働省の通知により、それらの被害事案は「監護責任者のネグレクト」として「子ども虐待」に含まれる事案と認知されることとなったが、それはネグレクト事案に含まれるため、現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていない。

家庭生活における子どもの性暴力被害には、さらに周辺群が存在する。同居はしていないものの、頻繁に家に入出入りするとか、生活の場を相互に行き来する親族、そのほかの人物からの被害である。これには親族のほか、家族の誰かと内縁関係にある人物や、家族同様に行き来する近隣住民や知人等が含まれる。これらの人物との関係は、当の子どもにとっては「本来、基本的には家族同様の親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」という条件にあり、いわば同居に準ずる関係にある。これら同居に準ずる関係にある人物からの家庭内での性暴力被害は、まさにその子どもの監護責任者の安全管理責任の下において発生した被害として、「監護責任者のネグレクト」事案に基本的に該当する事案となるとみられるが、もちろん、現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていない。

児童相談所が関与する、子どもが暮らすもう一つの形として、社会的養護における生活がある。子どもたちはひとつ屋根の下、共有される空間内で、職業的養育者としての監護責任者およびそのほかの養育者・関係者、仲間の子どもと生活の場を分かちあって暮らしている。同居家族ほどに密接ではない場合もあるが、この生活環境内の人間関係は、家族・親族に準ずる「本来、基本的には家族同様の親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」という条件に該当する。この人間関係内で生じる性暴力被害は、上記の要件に準ずる対人関係での被害となるが、これも、監護責任者である者自身からの性暴力被害でない限り、現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていない。

これらの人間関係において、もし子どもが何らかの性暴力被害にあった場合、その被害はたとえ 1 回だけの出来事であったとしても、被害にあった子どもが置かれている対人関係の状況からは、それを具体的な被害事実だけに限定して「単発・単回の被害」と簡単には言い切れない、ある種の持続的な危険・侵害状態に子どもがさらされるという事態が生じているとみなければならない。ましてや実際に被害が断続的、連続的に繰り返される場合には、まさに「状態としての被害」が発生していることになる。これらの状況が被害にあった子どもに深刻な「複雑性 PTSD」を引き起こすのである。

2) 児童相談所が相談対応上、関与する子どもの性暴力被害の全体像へのアプローチ

児童相談所が何らかの相談対応上、出会うことになる子どもの性暴力被害事案には、より大きな広がりがある。そのひとつに、子どもの生活圏内、近隣における性暴力被害がある。多くは顔見知りの人物からの被害である可能性が高いが、犯罪被害者学からの知見によれば、これらの被害は最も申告されにくく、発見されているのはごく一部であり、その背後に多数の暗数が潜在していると言われている。また援助交際や児童ポルノ事

件、強制わいせつ等の性犯罪被害に遭う子どもの事案も児童相談所は相談援助の過程で扱うことがあるが、これらの事案はいずれも現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていないし、そうした性暴力・性的搾取にあった事案を統一的に識別・把握する体制は設定されていない。

平成 20 年度から 22 年度の 3 年間にわたる厚生労働省科学研究費補助金研究事業により研究が実施され、平成 23(2011)年に策定された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」「性暴力被害の事実を子どもから聴き取るための面接法」「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン<児童養護施設・情緒障害児短期治療施設版>」は、それらの課題についての全国の児童相談所、自治体、関係機関への調査研究、各機関からの持続的な協力によって作成され、国においても児童相談所における対応のガイドラインとして位置付けている。いずれの研究も当初は「性的虐待」と定義される事案を対象として検討を開始したが、上に述べたような実態が明らかになるにつれ、より広範囲な子どもの性暴力被害事案を対象とする結果となった。

今回これらのガイドラインや調査面接法の策定作業がその対応を目指した児童相談所における子どもの多様な性暴力被害事案について、その発見と対応の現状、および課題について、各児童相談所における子ども虐待対応の体制整備状況、および実際の対応事例情報を把握することで、今後の課題整理と検討を進めることに資することが必要かつ重要であると考えた次第である。

そもそも児童相談所が扱うあらゆる子どもの性暴力被害事案は、いったいどのくらいあるのか、それに対して児童相談所は何をしてきたのか、何をしつつあるのか、何をしようとしているのか、そして何をしなければならぬのか、を明らかにすること、少なくともその作業のスタートラインを引くことが本調査の目的である。

2. 方法

1) 調査対象区分

全国児童相談所に対する質問紙調査を計画した。調査は別紙資料にあるように、以下の 2 つの対象について計画された。

- ① 児童相談所の組織・体制（平成 23 年度 4 月当初における各所体制）と課題意識（所票質問紙）
- ② 平成 23 年度中に各児童相談所が対応した性暴力被害にあった子どもの事例情報（個票質問紙）

の 2 つである。②の個票はさらに、相談時の子どもの居場所について、

- A 票：在宅で相談開始、あるいは問題の発見・発覚があった事案
- B 票：施設入所中に相談開始、あるいは問題の発見・発覚があった事案

に分けた。在宅事例（A 票）には別件での一時保護所入所中を含むとし、施設入所中の事例（B 票）については、基本情報（B 票共通質問紙）とさらにその時点で生活の場から一時的に分離されたかどうか、被害の内容が主として親権者・親族からの家庭内性暴力被害の延長線上にあるものか、それ以外か、の 2×2 要因に分け、

- B1：一時的に施設から分離・主として親権者・親族からの家庭内性暴力被害の延長線上にある事例
- B2：一時的に施設から分離・主として家庭外性暴力被害にあたる事例
- B3：そのまま施設に留め置いて支援を図った・主として親権者・親族からの家庭内性暴力被害の延長線上にある事例
- B4：そのまま施設に留め置いて支援を図った・主として家庭外性暴力被害にあたる事例

として基本情報（B 票共通質問紙）に続く調査個票を 4 種に分けた。これらの区分は、それぞれの事案ごとの対応状況や課題に違いがあると想定され、共通の調査項目以下の事項については独自の調査項目に分ける必要を感じたためである。

また、取扱い事例に関しては、当該年度中に相談受理があつて対応開始された事例と、当該年度以前から対応が継続している実数を調査票の記入調査対象とした。現在、児童相談所の相談件数として福祉行政報告例に計上されているある年度の「性的虐待」件数は、その年度内に「性的虐待」として相談受理されたもののうち、実際の性的虐待が確認された事案の延べ対応件数である。したがってある年度において、子どもが性暴力被害にあった事案として児童相談所が相談対応している実数件数は、その年度の統計報告上の「性的虐待」件数とは全く異なるため、实际的に何らかの性暴力被害として対応されている全事例を個票による調査対象とした。

2) 調査の実施

調査は平成 24 年 6 月 15 日に開始し、平成 24 年 8 月 31 日を回答期日として実施した。実際に配布された調査票については「別紙資料：調査票」を参照されたい。

3. 個人情報の取り扱いについて

1) 個人情報の保護

調査においては、個別情報を直接反映させる記述情報を排除し、一般化された分類・選択項目の設定により、データはすべて数値データのみとし、かつ報告にあたっては計算処理された合計値のみを扱うこととした。所票に関しては自由記述欄を意見欄として一部設けたが、データとして扱う際には固有名詞はすべて排除し、かつ個別事例の情報を含む記述は外すこととした（結果的には個別事例を記述した回答は認められなかった）。

個票に関しては、分析時点では回答か所が識別される情報を含まない数値データのみとし、データ処理にあたる研究者を 2 名に限定、結果処理が終了した時点で個票としての元データは焼却処分とした。ただし、入力された数値データはこれに続く探索的な分析処理が終わるまで、いったん保存され、全国児童相談所所長会が管理することとした。

事例情報の回答に関して、相談当事者の承諾確認は情報の性質上極めて困難であり、かつ各所の相談業務上の観点からも、そうした手続きをとることは以後の相談業務に重大な支障をきたす恐れが強いことから、事例情報に関する回答の提供においては、各自治体の個人情報管理規定に照らして問題が無いとされる、学術的な協力の範囲のみとし、それぞれの個別判断による回答の発送をもって、各地の個人情報保護の要件を満たしたもののみが提供された、と認識することとした。

個票データを含む結果の報告に際しては、統計的処理においても事例の識別が結果的にある程度、可能となるようにみえる処理はすべてチェックし、そうした識別が想定されるか、あるいは想定できるようにみえるデータは公表に適さないとして可能な限り除外した。

2) 集計データの取り扱い、公表手順について

集計されたデータはすべて数値情報のみとし、個人情報への検索ができない状態で管理されるようにした。実際に回収された個票はデータ化が終わった時点で焼却処分されることにより、元データへの遡及の可能性は閉鎖される。数値データの管理は全国所長会によって管理される。

データの全体報告は全国児童相談所長会の責任において本報告書で行われる。報告書作成にあたっての個人情報の取り扱いについては、3 で述べられた原則にしたがって行われる。ただし、本データは全体量が多く、なお、個別領域で学術的に探索・分析可能な領域は残っている。この点については、今後とも研究担当者によって分析と検討を続け、必要があれば、個別に全国児童相談所長会の承諾確認の下でその取り扱いを検討することとする。

4. 結果

1) 回収状況

調査は平成 24 年 6 月 15 日に開始し、平成 24 年 8 月 31 日を回答期日として実施した。調査票の回収は大幅に期限超過し、最終回答の受理は平成 25 年 2 月となった。多忙な業務の中で協力努力を惜しまなかった全国の児童相談所の情報を最大限回収することに重点を置いた。

全国児童相談所 207 か所に加えて支所単位で回答してくれた 8 支所を加えた全 215 か所（ほかの支所は本所で回答）から回答があった。各所の体制について尋ねた所票は 100%の回収率である。A から B-4 までの個票については 214 箇所から回答(回収率 99.5%)があった（表 1、表 2）。

表 1. 回収回答数（対象か所 215*）

調査票	回答箇所数	回収率
所票	215 か所	100%
個票	214 か所	99.5%

*
回収された対象数は全部で 216 か所であったが、そのうちの 1 か所は、支所が「本所において回答した」とのみ回答しており数値回答はなかったのを含めて 216 件と計上されている。したがって、実質の回答対象か所数は 215 か所（207 か所の児童相談所と 8 か所の支所）となっている。

表 2. 回答のあった個票の数

個票の種類		性暴力被害の対応種類	件数
A 票		在宅あるいは別件での一時保護中に性暴力被害について対応した事例	1354
B 票 +	B-1	施設入所中に家族・親族からの性暴力被害について対応し、一時保護した事例	11
	B-2	施設入所中に家族・親族以外の人物からの性暴力被害について対応、一時保護した事例	31
	B-3	施設入所中に家族・親族からの性暴力被害について対応し、措置を継続した事例	49
	B-4	施設入所中に家族・親族以外の人物からの性暴力被害について対応し、措置を継続した事例	169
B 票合計			260
全 合 計			1614

2) 所体制について

2)ー1 管内人口規模

管内人口、児童人口の状況は表 3、表 4 のとおりである。管内人口が 10 万人未満、児童人口が 1 万人未満の児童相談所が 4 か所あるのに対して、管内人口 200 万人以上（児童人口は 12 万～180 万人）のところが 4 か所、児童人口だけでみると 20 万人以上のところは 17 か所となっている。表 3、4 は「別紙資料 1. 所票 表 1、2」の再掲である。

表 3. 管内人口（無回答 1 は本所で計上）

	件数	10 万人未満	105 万人未満	405 万人未満	705 万人未満	満 10 万人未満	満 105 万人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216	13	73	49	48	28	4	1	690651.4	148490052
	100.0	6.0	33.8	22.7	22.2	13.0	1.9	0.5		100.0

表 4. 児童人口（無回答のうち 1 か所は本所で計上）

	件数	1 万人未満	15 万人未満	45 万人未満	75 万人未満	満 10 万人未満	満 15 万人未満	20 万人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216	4	37	45	29	54	25	17	5	109587.4	23122935
	100.0	1.9	17.1	20.8	13.4	25.0	11.6	7.9	2.3		100.0

2)ー2 各職員配置状況

児童相談所の職員体制については、各所の規模の違いとともに課、係等の構成も多様で、簡単にはまとめられない。ここでは児童相談所の相談対応を担当する職員を対象としたが後に述べるように、一時保護所、その

ほかの委託事業等の職員、様々な形で配置されている事務職・行政職員数が一部含まれている。また非常勤職員等は年度途中でも相談状況、予算状況に応じた増減があり、一定数に無いのが実態である。さらには保健師等には任命職種と個人資格としての職種のズレもある。所票として回収された各職種についての平成23年4月1日現在の人員は、別紙資料1. 所票 表3～16のとおりである。なお、表番号は同一職種の常勤・非常勤は同じ番号で表記しているため、実際の表数は28である。

このうち表3の職員数には行政職の管理職等も含まれており、直接相談職員だけではない数値となっている。また、表11（常勤・非常勤）の児童福祉司として任用されている保健師の数は表7の常勤児童福祉司の内数となっている。

表8～10の医師の常勤数の中には兼務の配置も含まれており、フルタイムに児童相談所の業務だけに専念できる状況ではない医師も含まれる。

表13（常勤・非常勤）の性的虐待専任職員とは、被害確認面接（forensic interview）を専任で担当する職員のことを指しており、多数の無回答は基本的に「0」であると解される。

表14（常勤・非常勤）の現職警察官は児童相談所の配置というよりも、各自治体の警察本部からの派遣職員として配置されている数値である（したがって非常勤は当然0となっている）。これに対して表15（常勤・非常勤）の退職警察官の雇用は児童相談所が雇用している人員数で、警察退職と同時に児童相談所に雇用される場合には警察側も状況把握しているが、それ以外の非常勤職員としての元警察官（OB）の雇用は児童相談所側の認知によるもので、必ずしも地元警察が認知・把握していない数も含まれている。

表16（常勤・非常勤）については数か所で一時保護所職員や委託事業、関係機関のスタッフを算入していることを確認、いずれも除外すると表16（常勤）では10人以上の各項が、表16（非常勤）では10人以上の項が0となる。

- 表5、図1はこうした数値上の調整を経た後の各職種の全数集計結果である。
- ・ 相談対応職員総数には、直接個別の相談担当事例を持たない管理職（一部行政職も含む）や事務職員が含まれている。
 - ・ 相談対応職員数は児童福祉司以下の各項目で計上された職員数の合計値である。ただし、児童福祉司として任用された保健師数は児童福祉司数の再掲数である。性的虐待対応専任職員（面接等）についても常勤職員はほか項目の再掲として扱った（非常勤についても心理職等に含まれる可能性あるが、別に数えている）。
 - ・ 医師・電話相談等を除く直接対人援助職とは、常時、通告等の相談受理から個別の事例への対応を担当開始する職員数として計上した。もちろん所によって実務上は様々な対応体制が敷かれているため、これは参考の数値である。
 - ・ 保健師（児童福祉司として任用）件数は児童福祉司数の再掲として内数扱いとする。
 - ・ そのほかの職員欄で一時保護所や委託業務職員が計上されていたところがあり、それは除外した。

表5. 全国児童相談所の相談対応職員配置状況（平成23年4月1日現在 全国207児相+8支所の総計）

	相談 理 対 応 職 員 数 （管 理 職 ・ 事 務 職 含 む）	相 談 対 応 職 員 数	医 師 ・ 電 話 対 人 相 談 等 を 担 当 す る 職 員 数	児 童 福 祉 司	相 談 員 ・ 支 援 員		児 童 心 理 士	医 師			保 健 師		性 的 虐 待 対 応 専 任 職 員 （面 接 等）	警 察 官		そ の 他
					（相 談 員 ・ 支 援 員 等）	（電 話 相 談 ・ 支 援 員 等）		小 児 科	精 神 科	そ の 他	保 健 師 （児 童 福 祉 司 内 に 在 る）	保 健 師 （保 健 師 と し て 任 用 さ れ る）		警 察 官 （現 職）	警 察 官 （OB）	
常 勤	4279	4069	3783	2486	238	77	966	15	47	30	64	93	7	11	2	97
非常勤	1671	1617	565	24	290	330	241	139	360	37	0	10	2	0	76	108
合 計	5950	5686	4348	2510	528	407	1207	154	407	67	64	103	9	11	78	205

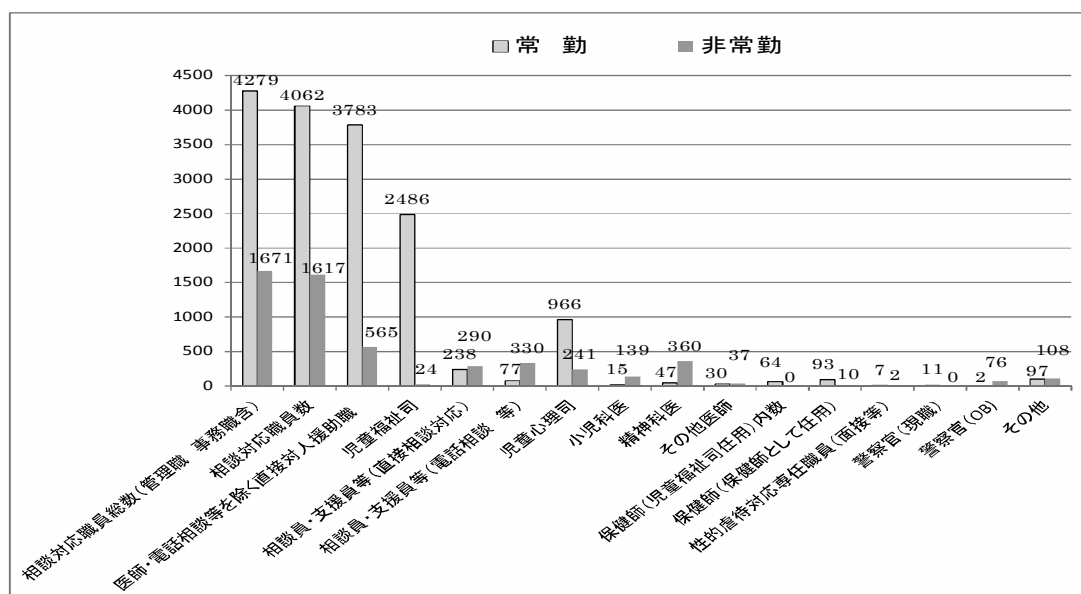


図1. 全国児童相談所の相談対応部門の職員配置状況 (平成23年4月1日現在)

2)ー3 虐待対応体制

児童相談所における虐待対応業務が総業務量に占める比率は年々増大しているとみられ、年間30万件を超える業務全体の遂行を圧迫しつつある。さらに通告受理から一定時間内に実施しなければならない緊急の安全確認業務を完遂することも、困難となってくるほどの業務(通告対応)の急増が認められている所もある。こうした状況に対して、一定数以上の職員数がある児童相談所を中心に虐待対応専従職員、課、係等を配置する児童相談所が増えてきている。表6は虐待対応専従担当の配置の有無(別紙資料1. 所票 表17の再掲)を示す。

表6. 虐待対応専従担当の有無 (別紙資料1. 所票 表17の再掲)

	件数	あり	なし	無回答
合計	216 100.0	112 51.9	101 46.8	3 1.4

112か所:全体の52.1%(全数215か所として)が何らかの虐待対応専従職員を配置していると回答している。ほかの101か所:47.0%(同上の計算)では、虐待対応専従職員を配置していない。基本的には地区担当制かそれに近い体制で相談対応しているとみられる。表7は虐待対応専従担当を配置した各所の規模を示す。

表7. 虐待対応専従職員を配置した児童相談所の規模(職員数)

相談所の規模	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	計
相談対応職員総数							
虐待対応担当配置	4	21	35	20	17	15	112
縦構成比	23.5%	31.3%	62.5%	57.1%	70.8%	93.8%	52.1%
横構成比	3.6%	18.8%	31.3%	17.9%	15.2%	13.4%	100.0%
配置せず・無回答	13	46	21	15	7	1	103
縦構成比	76.5%	68.7%	37.5%	42.9%	29.2%	6.3%	47.9%
横構成比	12.6%	44.7%	20.4%	14.6%	6.8%	1.0%	100.0%
合計	17	67	56	35	24	16	215

表7をみると、相談所の規模により専従職員の配置が多くなっていることが分かるが、20人以上の所では半数以上の児童相談所が何らかの担当配置を行っていること、20人未満の規模の児童相談所でも20～30%の児童相談所が何らかの虐待対応担当職員を配置している(25/84:28.6%)。

虐待対応専従職員の配置については、二つの区分要素がある。ひとつは配置体制が、専従と言いながらも完全な専任体制か何らかの兼務状態にあるか、さらにはチームアプローチの一員として、面接や保護者支援プロ

グラムを進めるための要員として基本的な所体制に追加的に参与しているかである。もう一つは担当領域が、初期の緊急対応としての安全確認と緊急保護の判断と実施のみ、あるいはその後の施設入所・在宅指導の決定あたりまでに限定されているか、相談の全過程を担当するかである。またそれ以外にも、各児童相談所の管内を担当するのか、複数管内を広域に担当しているかなど、実質的なバリエーションは複雑であるが、主な概要イメージは表8のようになる。

表8. 虐待対応専従職員の配置と担当領域の概要

担当領域 域 職員配置	相談担当領域	
	部分限定した担当	全過程を担当
完全専従体制	例：緊急保護チームとして通告受理直後からの48時間以内の安全確認と緊急保護を担当。あるいは一時保護後の施設入所措置、28条申し立て等までを担当。以後は一般相談担当に引き継ぐ。 各管内の対応の場合と複数の管内をまとめて広域担当する場合がある。	例：虐待相談と識別される事例はその全相談過程を担当。各管内の対応の場合と複数の管内をまとめて広域担当する場合がある。 ほかの相談内容で対応開始された後に虐待問題が判明・浮上した事例も担当とするか、ほかの主担チームへ応援参加するかなどはばらつきあり。
何らかの兼務体制	例：児童心理司、医師などでほかの相談対応にも関与しながら、虐待相談では各局面にチームスタッフとして参加、面接や診察、治療・指導等を担当。 特定の作業、被害確認や保護者支援などの作業に特化した専門対応スタッフとして、チーム編成、運営に関与する。	例：所内のライン・職階としてSVなどの管理的な担当者が、虐待相談があった場合には、専断的に地域担当者とチームを組み、全相談過程を共同担当する。 多くの場合、同時に複数の担当者と複数の事例を同時並行的に担当する。

虐待専従職員を配置していると答えた112か所における各職種別の配置状況については別紙資料1. 所票表18～24のとおりである。各職種別に専従の常勤、専従の非常勤・嘱託等、兼務配置を尋ねた。各項に無回答件数が多くみられるが、いずれも概ね、その項の該当無しに等しいとみられる。

虐待対応専従担当職員の配置状況は、組織・体制の違いも含めて複雑である。そもそも虐待相談件数と対比しようとしても、その担当の仕方が同一でない。職員数としてみると表9、図2、図3となる。

虐待対応には基本的に常勤職員が充てられている。警察官は現職派遣もOB職員も全員が何らかの形で虐待対応に関与している。「そのほか職員」で相談対応に充てられている非常勤・嘱託職員の多くが虐待対応のための配置である(71.2%)。保健師として配置されているうちの41.7%が虐待対応に従事している。児童福祉司では15.6%、児童心理司では4.1%となっており、専従職員配置をしている相談所が全体の51.9%であることも含めてみても、まだまだ多くの児童福祉司、児童心理司は虐待専従対応にはない(緊急時対応の参加とは別)。

表9. 虐待対応専従職員の構成(平成23年4月1日現在 112児童相談所) 全職員構成比は対人援助職数が母数

勤務形態		職種	虐待対応専従職員 合計数	児童福祉司	児童心理司	保健師	医師	警察官 (現職派遣)	警察官 (OB)	その他
専従	常勤		472	358	37	38	0	6	3	30
	横構成比		100.0%	75.8%	7.8%	8.1%	0.0%	1.3%	0.6%	6.4%
	縦構成比		67.8%	91.6%	74.0%	88.4%	0.0%	54.5%	7.7%	20.5%
	非常勤・嘱託等		177	16	2	3	8	5	35	108
	横構成比		100.0%	9.0%	1.1%	1.7%	4.5%	2.8%	19.8%	61.0%
	縦構成比		25.4%	4.1%	4.0%	7.0%	50.0%	45.5%	89.7%	74.0%
	他課・他業務と兼務		47	17	11	2	8	0	1	8
	横構成比		100.0%	36.2%	23.4%	4.3%	17.0%	0.0%	2.1%	17.0%
合計	縦構成比		6.8%	4.3%	22.0%	4.7%	50.0%	0.0%	2.6%	5.5%
	合計		696	391	50	43	16	11	39	146
	横構成比		100.0%	56.2%	7.2%	6.2%	2.3%	1.6%	5.6%	21.0%
	縦構成比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
各職種全職員構成比			12.2%	15.6%	4.1%	41.7%	2.5%	100.0%	50.0%	71.2%

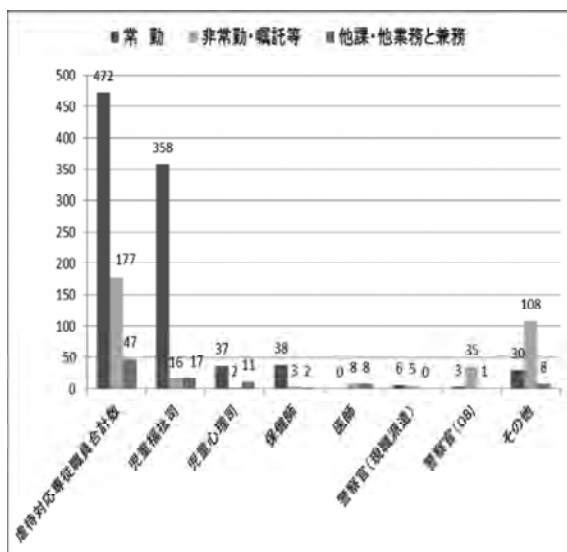


図 2. 虐待対応専従職員の構成
(平成 23 年 4 月 1 日現在 112 児童相談所)

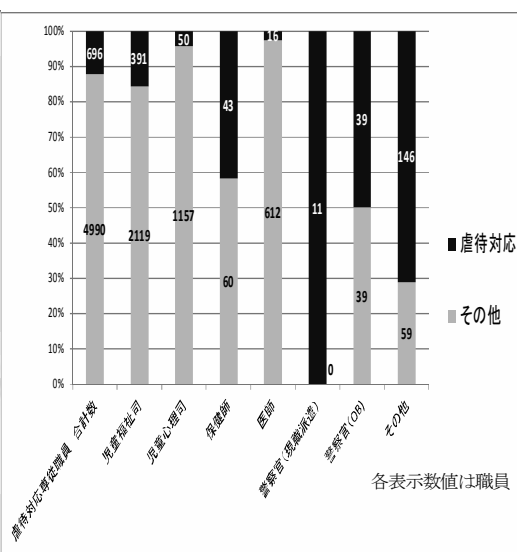


図 3. 虐待対応専従職員の各職種別職員内での構成比
(平成 23 年 4 月 1 日現在 112 児童相談所)

図 3 にみる構成比は複数の担当状況の合算である。各所ごとに担当地域について広域か管内のみか、広域の場合、対応チームはどう組んでいるか、管内のみの場合、対応チームはどう組んでいるかについて尋ねた。ただし、広域担当と回答した児童相談所のうち、政令市・中核市にあたる自治体の児童相談所が 3 か所あり、管内のみを担当に該当し、各地区担当者と違って管内全域を担当することと管外を含む広域担当が混同されていることがうかがわれたため、別紙資料 1. 所票 表 25～27 に修正を加えた(表 10～12 図 4)。

表 10. 相談担当の仕方

虐待対応専従担当の有無 … あり

	件数	複数の管内を 広域担当	各児相の管内地区 のみを担当	無回答
合 計	112	2	106	4
	100.0%	1.8%	94.6%	3.6%

表 11. 広域担当の場合

虐待対応専従担当の有無 … あり

相談担当の仕方 … 複数の管内を広域担当

	件数	各児相の地区担当 とチームになって 対応	専従班として対 応業務全般を専 従班で担当	専従班として特 定業務を担当 (保護や被害確 認、親子支援等)	無回答
合 計	2	1	0	1	0

表 12. 管内地区のみ担当

虐待対応専従担当の有無 … あり

相談担当の仕方 … 各児相の管内地区のみを担当

	件数	各児相の地区担当 とチームになって 対応	専従班として対 応業務全般を専 従班で担当	専従班として特 定業務を担当 (保護や被害確 認、親子支援等)	無回答
合 計	106	41	56	5	1
	100.0%	38.7%	52.8%	4.7%	0.9%

約 37% : 41 か所が、管内地区担当とチームを組み、7% : 8 か所が、保護や治療など特定領域のみを分担している。

所としての職員規模の大小、専従担当の規模にもよるが、所として各地区担当制を敷いているところでは専従担当と地区担当がチームを組み、地区担当を置いていない所では業務全体を担当する傾向にあるとみられる。

表 10～12 の虐待対応専従職員の体制は多岐・多様である。担当状況別の職員構成の常勤、非常勤、兼務の配置状況は図 4 のとおりだが、各職種別の構成は表 13 のとおりである。各所ごとの専従班の人数は計上していないが最大規模、最小規模、中央値を示す。

表 13 をみると、虐待対応専従職員を配置しているところの 50% : 56 か所が、管内の虐待相談の全過程を担当している。

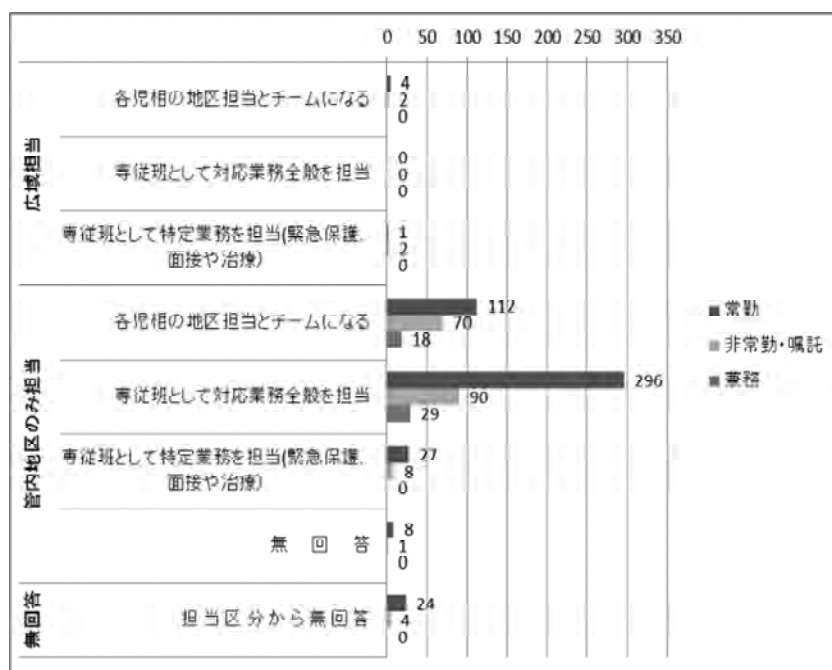


図 4.虐待担当の仕方別 配置職員の構成

表 13. 虐待対応専従職員の担当形態別配置数 112 か所 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

担当区分		か所数	担当状況	か所数	配置人員 最大値 最小値 中央値	全体			児童福祉司			児童心理司			保健師			医師			警察官(現職)			警察官(OB)			その他				
						常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務	常勤	非常勤・ 嘱託	兼務		
広域担当	2	各児相の地区担当と チームになる	1	6	4	2	0	2								2													2		
		専従班として対応業務 全般を担当	0	0	0	0	0																								
		専従班として特定業務 を担当(緊急保護、面 接や治療)	1	3	1	2	0	1																		1			1		
管内地 区のみ 担当	106	各児相の地区担当と チームになる	41	32 1 3	112	70	18	78	10	5	13	1	5	10	2	1		2	3	1	5		3	14	1	7	36				
		専従班として対応業務 全般を担当	56	20 1 7	296	90	29	233	5	12	19	1	6	20		1	6	5	5				17		19	61					
		専従班として特定業務 を担当(緊急保護、面 接や治療)	8	9 1 4.5	27	8	0	18	1		3			3	1									1		3	5				
		無 回 答	1	9	8	1	0	6					2											1							
無回答	4	担 当 区 分 から 無 回 答	4	14 2 6	24	4	0	20			2			1									1		1	3					
合 計			112	32 1 5	472	177	47	358	16	17	37	2	13	36	3	2	0	8	8	6	5	0	3	35	1	30	108				

2)ー4 保護者支援体制

虐待対応の専従担当化と並んで、親子の関係調整、指導・治療を担当する専従職員、課・係を配置する児童相談所も増加しつつある。親子支援担当の対象者は必ずしも虐待事例だけではない場合もあるが、中心は、やはり虐待事例における親子再調整である。初期の介入的な対応から保護者と対立しやすい児童相談所にとって、その後の保護者支援、親子関係調整については別に支援専任者を置いて、介入とは異なる保護者との関係性を設定することが適切とする考え方もある。表 14 に設置状況を示す。親子支援担当者を置いているのは 26 か所(そのうち 15 か所は虐待対応専従員も配置)である。別紙資料 1 所票 表 29～34 に各職種の親子支援専従担当の配置状況を示す。

表 14. 親子支援の専従担当の有無

	件数	あり	なし	無回答
合 計	215	26	185	4
	100.0%	12.1%	86.0%	1.9%

虐待対応専従担当に比べると親子支援担当はずっと小規模で、また実施か所数も26か所と少ない。親子支援担当と虐待対応専従担当を共に配置している所は15か所あり、親子支援担当のみ配置しているところは11か所である。表15に職員の配置状況を示す。

表15をみると、親子支援担当者はその69.2%:18か所で管内の地区担当者とチームを組んで活動しており、そのうちの9か所には虐待対応専従担当も配置されており、さらにそのうちの5か所は虐待相談専従担当だけで虐待相談の全過程を担当している。したがってその5か所では親子支援担当は虐待対応専従担当とチームを組んでいるものとみられる。残る4か所では、虐待対応専従担当は地区担当者とチームを組んで活動しており、親子支援担当も地区担当者とチームを組んでいるので、事例によっては3者が共同してひとつのチームとなっている可能性もある。残る9か所では虐待対応専従担当者は設定されておらず、親子支援担当は地区担当者だけでチームを組んでいることになる。

専従班として親子支援業務全体を担当していると回答しているのは3か所である。また面接や治療など、特定業務範囲だけを担当しているところは2か所である。

いずれの所においても、事例ごとに、様々な対応の組み合わせが同時並行していることが多く、すべての事例で同じ対応とはなっておらず、実施されている対応体制を詳細に分類的に扱うことは实际的ではない。親子支援担当者、虐待対応専従担当者が共に配置されている所であれば、虐待事例ごと、局面ごと、課題ごとに、地区担当児童福祉司、虐待対応専従担当者、親子支援担当者の3者の様々な組み合わせによるチームが活動している実態にあるとみられる。

保護者へのアプローチ、治療的プログラムの実施状況は、こうした体制とも連動する課題であるが、実態は必ずしも専従班の有無に限らない多様な取り組み状況があり、別に述べることにしたい。

表15. 親子支援担当職員の担当形態別配置数 26か所 (平成23年4月1日現在)

担当区分	か所数	担当状況	か所数	配置人員			全体			児童福祉司			児童心理司			保健師			医師			警察官(現職OB)			その他		
				最大値	最小値	中央値	常勤	非常勤・嘱託	兼務	常勤	非常勤・嘱託	兼務	常勤	非常勤・嘱託	兼務	常勤	非常勤・嘱託	兼務	常勤	非常勤・嘱託	兼務	常勤	非常勤・嘱託	兼務	常勤	非常勤・嘱託	兼務
広域担当	1	各児相の地区担当とチームになる	0	0	0	0	0	0	0																		
		専従班として対応業務全般を担当	0	0	1	0	0	0	1																		
		専従班として特定業務を担当(緊急保護、面接や治療)	1	1	0	0	0																				
管内地区のみ担当	24	各児相の地区担当とチームになる	18	8 1 2	35	19	3	21					13	14	3											1	5
		専従班として対応業務全般を担当	3	3 1 2	5	1	0	4					1													0	1
		専従班として特定業務を担当(面接や治療)	2	5 2 3.5	4	3	0	2					1	2	0											1	1
		無回答	1	6	5	1	0	1	1				3			1											
無回答	1	担当区分から無回答	1	1	2	0	0	1					1														
合 計			26	8 1 2	52	24	3	30	1	0	19	16	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0

2)ー5 虐待対応に関して相談・コンサルテーション、SVなどを提供してくれるスタッフの配置

医療関係者の配置状況

表5、図1において基本的な児童相談所における医師の配置状況を示したが、虐待対応に関して相談やコンサルテーション、SVを提供してもらえる専門的な医師の専門科を表16に示す(別紙資料1. 所票 表38の再掲)。最も多くの所が活用しているのは児童精神科医で、回答のあった216か所中131か所(60.6%)が利用している。次に多いのは小児科(95か所:44.0%)、次に法医学医師(53か所:24.5%)となっている。法医学医師は虐待対応上の受傷の判断等、虐待対応において特に重視される分野であるが、全国的にみて、児童精神科と同じく、どこでも容易に接触できる医師が見つかるわけではなく、今後の重要な課題である。性暴力被害に関係が深い産婦人科医師は22か所:10.2%と、か所数は少ない。診察や相談ができる産婦人科病院・医院の有無は性暴力被害に遭った子どもへの支援においては極めて重要であり、この点での充実が急務である。無回答の所が52か所あり、中には相談できる専門医を確保できていない児童相談所があるとみられる。

表 16. 医師の専門科（別紙資料 1. 所票 表 38 の再掲）

	件 数	児 童 精 神 科	小 児 科	産 婦 人 科	脳 外 科	法 医 学	放 射 線 科	そ の 他	無 回 答
合 計	216 100.0	131 60.6	95 44.0	22 10.2	4 1.9	53 24.5	3 1.4	18 8.3	52 24.1

2)－6 虐待対応に関して相談・コンサルテーション、SVなどを提供してくれるスタッフの配置 その他専門家の配置

虐待対応に関連する重要な専門家としては、医師のほか、弁護士と学識経験者がある。これらの外部専門家は例えば社会福祉審議会などのスタッフとして、主管課が組織として雇用する場合もあるが、児童相談所として現場に直結する形での雇用・配置状況を尋ねた。表 17（別紙資料 1. 所票 表 39 の再掲）によれば、72.2%：156 か所が弁護士を配置している。学識経験者は 25.0%：54 か所であるが、おそらく自治体としては別な形でも雇用、諮問等が可能な場合が多いとみられる。

表 17. そのほか専門家の配置（別紙資料 1. 所票 表 39 の再掲）

	件 数	弁 護 士	大 学 等 学 識 関 係 者	無 回 答
合 計	216 100.0	156 72.2	46 21.3	54 25.0

2)－7 法的対応における弁護士の参加・協力の有無と内容

虐待事例での法的対応においては、法律家の協力の有無が特に重要である。裁判所への申し立てのほか、保護者・関係者との対応においても、子どもへの直接的な支援においても、法的な対応を要する事案は増加してきており、常時、法的な観点からの判断や専門家の助言を要する事案は増加している。表 18 に法的対応における弁護士の参加状況、表 19 にその内容、表 20 に子どもへの支援についての法律家の関与状況を示す（いずれも別紙資料 1 所票 表 40～42 の再掲）

いずれも相談・助言、コンサルテーションという活用状況が多く、代理人、付添い人等の法的手続きによる直接の関与があるところは少ない。費用面、人員面の課題があるのかもしれない。法的対応における法律家の関与は、警察・検察との関係においても、裁判所への申し立て等においても児童相談所の法的対応にとって極めて重要である。今後とも戦力強化に取り組む必要がある重要課題である。

表 18. 法手対応における弁護士の参加・協力の有無

(別紙資料 1. 所票 表 40 の再掲)

	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	216 100.0	187 86.6	19 8.8	10 4.6

表 19. 内容・児相対応

法的対応における弁護士の参加・協力の有無 … あり（別紙資料 1. 所票 表 41 の再掲）

	件 数	コ ン サ ル テ ー シ ョ ン	言 申 し 立 て ・ 告 発 の 助	申 し 立 て 代 理 人	無 回 答
合 計	187 100.0	103 55.1	113 60.4	64 34.2	4 2.1

表 20. 内容・子ども支援

法的対応における弁護士への参加・協力の有無 … あり (別紙資料 1. 所票 表 42 の再掲)

	件数	相談・助言者	法的対応での付き添い	告訴の代理人	無回答
合 計	187 100.0	131 70.1	30 16.0	21 11.2	42 22.5

ここまで虐待対応全般に関する児童相談所の体制についての情報整理を行ってきた。個々の情報はさらに、管内人口、児童人口、相談件数、一時保護件数等々の数値を加えて検討することが可能である。ただし、今回の調査は子どもの性暴力被害に関することなので、基本的な概要報告とし、若干考察で検討を加える。

今後、機会があれば、虐待対応の所体制について、さらに発展的に検討することも考えたい。

これ以降は、所票調査において、子どもの性暴力被害事案について尋ねた情報項目の結果である。

2)ー8 性暴力対応体制：性的虐待対応ガイドラインの周知と業務反映状況

児童相談所における性的虐待対応については、平成 20 年～23 年度に実施された厚生労働科学研究事業で作成された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版 (以降、ガイドライン 2011 年版と表記)」と、厚生労働省が作成した「子ども虐待対応手引き」がその基本的な指針を示してきた。特に詳細な実務上の対応手順については、被害確認面接 (forensic interview：司法面接とも呼ばれている) の実施や通告直後の初期被害調査面接、調査保護の判断等、ガイドライン 2011 年版において整理・提示された内容が重要で、それらは延べ 250 回を超える各地での職員研修、20 回を超える被害確認面接トレーニングなどを通じて全国の児童相談所職員に周知・展開してきた。もちろん、それらの手順は、性的虐待対応だけに留まらない、子ども虐待対応全般にわたる介入と支援のあり方や保護者支援の検討を含み、またわが国ではまだ一般化していない、性暴力加害者の排除原則などにも触れており、必ずしもすべてが既に広く合意形成された事柄だけではない、提案や検討要請も含むものとなっており、実務の中で個別の事案を通じて対応を検討すべき事柄も含んでいる。

平成 23 年度以降、そうした課題提起を受け、いくつかの自治体が独自に性的虐待対応のガイドラインを検討・作成する動きを見せているのも、そうした流れの中にある重要な取り組みである。

今回の調査では、所としての対応体制とガイドライン 2011 年版の周知状況を尋ねている (表 21)。

表 21. 性的虐待対応体制と性的虐待対応ガイドライン 2011 年版の周知状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

		性的虐待対応ガイドライン 2011 年版の周知状況						合 計
		1. 全部読んでいる	2. 概ね目を通した	3. 一部読んだ	4. 一応知っているが読んでいない	5. よく知らない	無回答	
対応体制	1. 原則ガイドライン 2011 年版に従って対応	12	45	30	1			88
	2. 独自のガイドラインに従って対応		5	1	1			7
	3. 一般的虐待対応手引きの範囲に従って対応	3	36	39	23	6	4	111
	4. 特に意識していない		1	1	2	3		7
無 回 答			2					2
合 計		15	89	71	27	9	4	215

フィッシャーの直接確率

	周知+	周知-	計
体制あり	87	1	88
その他の体制	88	39	127
計	175	40	215

フィッシャーの直接確率 ** : 1% 有意 * : 5% 有意

両側 P 値 0.0000 **

片側 P 値 0.0000 **

Cramer の V 0.3737

Yule の Q 0.9494

ガイドライン 2011 年版の周知状況を 1～3 を「周知+」群、4～無回答までを「周知-」群とし、全 215 か所を再集計し、対応体制 1. を「体制あり」群、それ以外を「その他の体制」群として比較したところ、1% 水準でガイドラインの周知状況が、各所の対応体制に反映している可能性が支持された。(フィッシャーの直接確率検定)

表 21 から見えてくることとして、当然のことながら、ガイドライン 2011 年版の周知状況によって、所としての体制に違いが生じている、あるいは所体制の整備状況とガイドラインの周知状況に何らかの並行関係が認められる。この傾向は以降の様々な対応体制についての各項目とも重複する基本的な傾向性を示すとみられる。

2)ー9 性暴力対応体制 初期調査

① 対応体制と初期被害調査の実施

性的虐待・家庭内性暴力被害、あるいはそのほかの性暴力被害事案において、被害を受けた可能性のある子どもについて、何らかの被害の疑いの通告を受理してから、児童相談所が最短時間で直接、子ども本人から事情を聴くことが特に重要である。被害者である子ども自身もその周辺の非加害の人物も、時間経過と共に被害

を恥じ、家族がスキャンダルに巻き込まれること、被害事実が社会化することで烙印化が始まることを強く怖れ始める。被害者である子どもは家族やそのほかの利害を共有する人間関係が、自身の被害事実の発覚によって傷つき、破壊されることを特に強く怖れる。

家庭内性暴力被害の場合、被害者である子ども自身も、何も知らない家族に対して隠し事を持った「悪い子」であるとの認識にあり、事実の発覚によって自身を被害から守ることよりも、家族を裏切ってきた共犯者として自分と家族との大切な関係が壊れる事を強く怖れる。通常はこうした制止があるために家庭内性暴力被害を本人から発覚させることはめったに生じない。にもかかわらず、こうした葛藤・障壁を越えて何らかの告白・ほのめかしが表出された場合、被害者本人の葛藤は極限にあると想像され、時をおかず、告白の試みは撤回され、再び隠されてしまう。こうした状況にあつて被害状況を把握するためには、できるだけ短時間で児童相談所が被害者本人と接触し、被害の徴候を直接、確認することが対応開始時の重要事項となる。

表 22. 通告受理直後の初期被害調査について

分類項目内容		初期対応1～5についての各所の実施状況													計
通告受理直後の初期対応	1. 通告が子どもの開示直後であれば即日直接接接触を原則	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	79
	2. 通告が子どもの開示直後であれば出来るだけ速やかに接接触	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	89
	3. 通告者に追加調査を頼むこともある	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	8
	4. 周辺調査を含む情報収集を行って対応手順を判断する	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	31
	5. 特に定めなく事例ごとに様々に対応している	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	20
無記入		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5
対応体制	1. 原則ガイドライン2011年版に従って対応	1	1	1	1	1	24	1	44	7	4	3	88		
	2. 独自のガイドラインに従って対応						5	1	1				7		
	3. 一般的虐待対応手続きの範囲に従って対応			1	1		39		37	1	16	15	1	111	
	4. 特に意識していない						3		2		2		7		
無記入									1		1		1		3
合 計		1	1	2	2	1	71	1	85	1	26	19	5	216	

フィッシャーの直接確率

		対応体制			
		1	2+3+4	計	
初期調査	1+2	74	11	85	
	3+4+5	90	34	124	
	計	164	45	209	

フィッシャーの直接確率 ** : 1%有意 * : 5%有意
 両側P値 0.0160 *
 片側P値 0.0088 **

CramerのV 0.1730
 YuleのQ 0.4353

フィッシャーの直接確率

		対応体制			
		1+3	2+4	計	
初期調査	1+2	152	43	195	
	3+4+5	12	2	14	
	計	164	45	209	

フィッシャーの直接確率 ** : 1%有意 * : 5%有意
 両側P値 0.7388
 片側P値 0.3854

CramerのV 0.0472
 YuleのQ -0.2585

【表 22 の読み方】

上段の通告受理直後の初期対応について各児童相談所が1～5の、どの対応を実施しているかを●で縦に示す。例えば左から3列目は1.3.4を並行実施しており、対応体制はガイドライン 2011 に従っている所が1か所、一般的虐待対応手続きの範囲に従っている所が1か所であると読み取れる。

ガイドライン 2011 年版にそった対応 1 とそれ以外の対応を、被害にあったと思われる子どもへの初期被害調査のための最短時間での接触を意識した 1+2 群とそのほか 3+4+5 群と比較したところ、統計的有意差が認められた。

対応体制としてはガイドライン 2011 年版に従ったものと子ども虐待対応手続きに従ったものが大半を占めるが、そのいずれかを対応原則としたものとそれ以外を比較しても、初期対応に有意差は認められなかった。したがってガイドライン 2011 年版に従った対応体制をとるかどうか、各所の対応手順の違いに有意に反映している可能性が高いとみなされる（フィッシャーの直接確率検定）。

表 22 によると、全般に性暴力被害の通告受理からの最短時間での接触の必要性は、ガイドライン 2011 年版と一般的な虐待対応手続きの両方で指摘されている。ただし、ガイドライン 2011 年版に従った対応とそうでない対応では統計的に微妙だが有意差が認められ、児童相談所としての即座な初期対応の設定に若干の差が生じていることが疑われる結果となっている（詳しくは別紙資料 1 所票 表 43, 44 参照）。

表 22 によれば、児童相談所の性暴力被害通告直後の対応は、出来るだけ早急に子ども本人と接触するか、慎重に周辺調査をすることから始めるかに 2 分されていることを示している。また、部分的ではあるが、初期調査が場合によっては複雑さ持つ可能性も示している。有効回答 209 か所中 156 か所 (74.6%) は即日か最短時間で子どもに接触すると回答しているが、8 か所はそれ以外の対応も同時に採用すると回答している。これらの回答が示すのは、何らかの事案条件によって対応手法の選択にバイアスがかかるという事を示している。子どもの態度、家族状況、相談経過、疑われる被害の蓋然性、子どもの居場所や家族・親族の状況などが様々な働き、対応にバイアスが生じることは当然でもあるが、そのために子どもの最善の利益の保障に相違が生じてはいけない。

② 初期被害調査面接の実施

ガイドライン 2011 年版では、初期調査の中心的手順として初期被害調査面接の実施を挙げている。欧米のように、裁判所への申し立てを前提とした時限付きの子どもの保護拘束による調査を、法的な介入の手順として定めていないわが国では、初期の対応課題である調査保護の要否を判断する作業は、わが国特有の初期対応手順と位置づけられる。家庭内性暴力被害の疑い通告を受理した児童相談所長は、通告受理に基づく安全確認調査によって緊急一時保護の要否判断を行う必要があり、事実の詳細を調査する目的で一時保護を行うとしても最低限、緊急保護の理由を確保することが求められる。

性暴力被害の疑い事案では、客観的な事実証拠に乏しく、また詳細な被害調査をするため、被害者を対人的に複雑な利害関係が入り混じる環境から一時的に分離保護することがしばしば必要となる。これを調査保護と呼ぶ。児童相談所は最小限度の保護の要否・理由を確認するための調査が必要となる。ガイドライン 2011 年版では、これを初期被害調査面接と呼び、より本格的な被害確認面接（forensic interview）とは区別して、通告に至った初期の要件内容だけを確認することにより、調査保護の要否を判断するための調査面接としている。この初期被害調査面接の児童相談所での実施状況を表 23 に示す（詳しくは別紙資料 所票 表 45～52 参照）。

表 23. 初期被害調査の実施（別紙資料 1. 所票 表 46 の再掲）

	件 数	あ り	一 部 事 例 で 実 施	実 施 し て い な い	無 回 答
合 計	216	120	76	16	4
	100.0	55.6	35.2	7.4	1.9

初期被害調査面接を実施していると回答した児童相談所は 196 か所（91.2%）と大半の所が実施している（別紙資料 1 所票 表 88）。ただし、すべての事例で実施している所は 63 か所（実施か所の 32.1%、全所の 29.3%）、事例に応じて実施している所が 120 か所（実施か所の 61.2%、全所の 55.8%）、必要だが実施に限界があると回答した所が 5 か所（実施か所の 2.6%、全所の 2.4%）である（別紙資料 1 所票 表 47）。

面接者の設定は 2 人が 86 か所（実施か所の 42.3%）、1 人が 34 か所（実施か所の 17.3%）、随時検討して設定しているのが 74 か所（37.8%）である（別紙資料 1 所票 表 48）。

面接者の性別については、被害者と同性が最も多く 105 か所（実施か所の 53.6%）、加害の性を避けて設定しているところが 59 か所（30.1%）、可能な限り配慮するが職員の配置上限界があると回答した所が 28 か所（14.3%）である（別紙資料 1 所票 表 49）。

子ども虐待事例における調査対応は基本的に個人で実施するのではなくチームアプローチが原則となる。利害当事者への立証性ある介入根拠の確保として被害事実確認の調査は複数対応が原則である。ただし、実務的にはチームアプローチは児童相談所の規模に応じてその負担にかなりの差がある。特に定めずに随時対応しているとした所が最も多く 110 か所（56.1%）、3～4 人が 42 か所（21.4%）、2 人が 40 か所（20.4%）である（別紙資料 1 所票 表 50）。

初期被害調査面接に特化した対応を実施していないと回答したのは 16 か所（全体の 7.4%）である。一般面接として必要に応じて対応しているとした所が 15 か所（特化した面接をしない 16 か所の 93.8%、全体の 6.9%）、原則的に通告者からの事情聴取を中心とするとした所が 1 か所である（別紙資料 1 所票 表 51）。

初期被害調査面接は、これまでの児童相談所の臨床的対応としての面接の中では特異な面接である。被害確認面接程ほどには法的な厳密性が問われてはいないものの、一時保護という強い介入行為の判断のための調査であり、緊急対応という面からも特異な面接である。

表 24（別紙資料 1 所票 表 52 の再掲）によれば、初期被害調査面接について必要性ありとした回答した所は 153 か所（70.8%）、緊急出動の安全確認の場合のみ必要とした 10 か所を加えると、163 か所：75.5%が、初期被害調査面接の必要性を認識している。また、必要性は認めつつもなお検討段階としたところは 15 か所（11.2%）あり、それらの相談所の規模は表 25 のとおりである。6 か所が 20 人未満の規模の児童相談所で、

これらの規模の児童相談所では、おそらくいずれの虐待相談においても、緊急保護のための出動でない限り、即時の対応に投入できる人数に制限があるとみられる。残る 9 か所は人員的な課題と共に具体的な技術的課題を検討中なのかもしれない。初期被害調査面接は被害確認面接と同様に、面接技術習得のための集中研修が各地で取り組まれてきたが、まだまだ多くの児童相談所職員が経験するには至っていない。

表 24. 初期被害調査面接の必要性の有無 (別紙資料 1 所票 表 52 の再掲)

	件数	必要性あり	緊急出動安全確認のみ	必要性があるかどうか検討段階	必要性の認識無い	未検討	無回答
合計	216 100.0	153 70.8	10 4.6	15 6.9	-	9 4.2	29 13.4

表 25. 表 23 で検討段階とした児童相談所の規模

児童相談所の規模	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	計
か所数	1	5	4	3	2	0	15

③ 調査保護

②の初期被害調査面接は、性暴力被害の疑いに関する通告受理直後の安全確認として実施されるが、それは直ちに緊急の調査保護の要否判断となる。調査保護についての児童相談所の回答は、別紙資料 1. 所票 表 53～58 に示す。

調査保護は、わが国では一般的な相談対応上の一時的保護の中の特異な適用例と位置付けられ、特に法定化された手続きが設定されているわけではないが、児童相談所の運営指針でも事実調査のための一時的保護の実施の重要性が明記されている。原則的に調査保護をほかの一般保護と区別して意識的に実施していると回答した所は 161 か所：74.5%となっており、調査保護についての意識はかなり高い。意識的に調査保護を区別していないとした所は 51 か所：23.6%である (別紙資料 1 所票 表 53)。

突出した介入である調査保護は、虐待対応における介入的対応の中でも特に、本人・保護者からの強い抵抗を受けやすく、従来からの福祉機関としての相談対応原則との摩擦が避けられない行為である。保護の困難に対しては、どのように対応しているか尋ねた (別紙資料 1 所票 表 54)。調査保護を意識的に実施している 161 か所中、139 か所：86.3%が基本的に何とかして調査保護を実施している。ただし、一時保護所の状況や介入後の見通しの困難のために保護を強行できないことがあるとする報告も 24 か所：14.9% (全所の 11.2%) もあることが注目される。当該事例についての保護の必要性の判断要因ではなく、一時保護所の状況やその後の支援体制の見通しの問題から保護の困難が発生しているとすれば、それは体制整備の課題があるということである。確かに性暴力被害の事例の中には、一時保護所での生活で強い不適応問題を示すものや、長期分離と支援のための施設がなかなか見つからないなどの課題があると言われてきたが、この 24 か所の児童相談所はまさにその経験をしていることを示しているとみられる。

調査保護はガイドライン 2011 年版で要件整理が提案され、①思春期以上の子どもの、詳細な性被害の説明があるもの、②思春期以前の子どもの、何らかの性暴力被害を疑わせる発言が確認されるもの、⑤第三者による目撃や客観的な証拠にあたる情報があったもの 3 要件を調査保護実施の基本要件とした。「別紙資料 1 所票 表 55」によると、この要件に基づいて判断している所は 114 か所：52.8%であり、そのうち、①を中心としているところが 31 か所：14.4%、ガイドラインとおり①②⑤を要件としているところが 83 か所：38.4%、となっている。個別判断やその他の基準 (おそらく従来の虐待対応の手引き等の判断基準に従ったもの) としているところが 83 か所：38.4%である。これを「別紙資料 1 所票 表 44」の回答：ガイドライン 2011 年版の業務反映状況と掛け合わせると、表 26、図 5 のとおりとなる。

表 26. 調査保護の要件設定と対応全体の基準の設定 (ガイドライン 2011 年版の参照程度) の関係

		調査保護の要件					無回答	総 計
		ガイドラインの①中心	ガイドラインの①②⑤中心	その他の基準	基準は特に定めず個別判断	合 計		
ガイドライン 2011年版の 参照	1. 原則ガイドライン2011年版に従って対応	15	45	0	22	82	6	88
	2. 独自のガイドラインに従って対応	1	4	0	2	7	0	7
	3. 一般的虐待対応手引きの範囲に従って対応	15	32	1	52	100	11	111
	4. 特に意識していない	0	2	1	4	7	0	7
	合 計	31	83	2	80	196	17	213
無回答		0	0	0	1	1	1	2
総 計		31	83	2	81	197	18	215

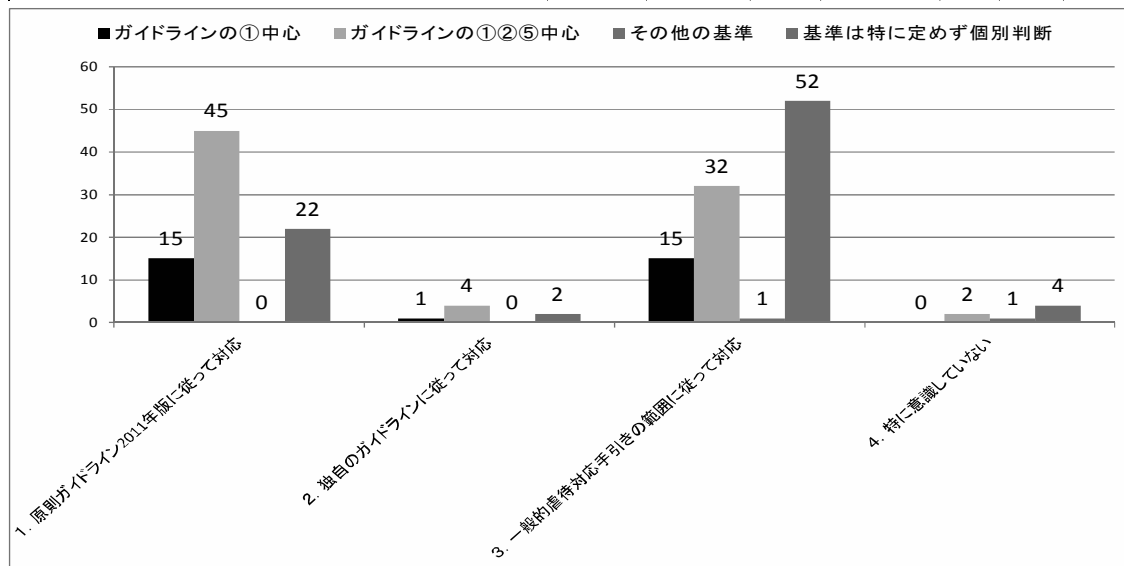


図 5. 調査保護の要件設定と対応基準の設定（ガイドライン 2011 年版の参照程度）の関係

フィッシャーの直接確率				フィッシャーの直接確率			
	ガイドラインの①or①②⑤	それ以外	計		ガイドラインの①or①②⑤	それ以外	計
ガイドライン	80	22	82	1+3	107	75	182
それ以外	54	80	114	2+4	7	7	14
計	114	82	196	計	114	82	196

フィッシャーの直接確率	**1%有意	*5%有意
両側P値	0.0004	**
片側P値	0.0002	**
CramerのV	0.2580	
YuleのQ	0.5038	

フィッシャーの直接確率	**1%有意	*5%有意
両側P値	0.5803	
片側P値	0.3552	
CramerのV	0.0459	
YuleのQ	0.1758	

ガイドライン 2011 年版を基準として対応している所とそれ以外について調査保護の要件設定に差があるかどうかみたところ、1%水準での有意差が認められた。虐待対応手引きとガイドラインを併せると有意差は認められなくなる。

ただし、これらは基準適用の原則設定の違いを示すだけで、結果的な保護に差があったかどうかを示すものではない。

表 26、図 5 を見ると、性暴力被害事例の対応を基本的にガイドライン 2011 年版に準拠している所では要件①②⑤が最も重視されているのに対して、一般的虐待対応手引きの範囲で対応している所では個別判断が重視されていることがわかる。

一時保護の強行性をめぐる重要な要件に当人の同意の有無がある。従来の相談保護においては本人・保護者の同意・承諾が強く求められてきたのに対して、虐待介入における保護においても当人・保護者の同意・承諾をどの程度まで重視して行か、あるいは同意・承諾要件とは別に、理解と協力を得られる努力までとするか、あるいはより強行性を全面に出して原則的に同意要件を外しほか職権保護としているか尋ねた（別紙資料 1 所票 表 56）。

「別紙資料 1 所票 表 56」によれば、保護の強行性を強く意識している所は 11 か所：5.1%とまだ少ないが、同意・承諾ではなく、理解を得る努力を行うとした所が最も多く、126 か所：58.3%となっている。年長児の場合、当人の同意が得られないと保護が困難と感じている所も 21 か所：9.7%である。

保護の判断に関するこうした対応の分岐が経験的な要件ではなく、前提要件となっていることについては今後議論が必要とみられる。さらに、本人の同意を一時保護の前提条件としている所が 50 か所：23.1%あり、虐待対応における一時保護要件のあり方そのものにかかわる議論がまだ必要であることを示している。

調査保護をそのほかの一般的相談保護と区別する重要な点の一つは、保護基準の設定と並んで、保護期間の限定性にある。一般的な相談による一時保護は児童福祉法により、基本的に 2 か月が一つの期限である。これ

に比べて調査保護は当然、より短期に期間設定することが想定される。制度が設定されていないわが国では、任意・個別に調査保護の期日が設定される。英米の設定では24時間体制の48時間（米国）、休日を除く8日間（英国）などの期日が設定されている。ただし、それらの制度ではその期日は裁判所の裁定に管轄権限が移行するまでの期限であり、その期日で一時保護そのものが機械的に終結される基準ではない。裁判所の管理への移行が設定されていないわが国ではすべてが児童相談所の管理範囲にあるため、特にこれを定める理由が不明確な状況にある。

「別紙資料1 所票 表57」によれば、期日を設定している所はまだ少ない（11か所：5.1%）。細かくは示さないが、特に保護の強行性を意識している所が期日を設定しているわけでもない（本人の同意前提1か所、年長児の同意前提3か所、理解を得られる努力7か所）。児童相談所が設定する保護期間は「別紙資料1 所票 表58」によれば、2週間から5週間以上まで、かなり広範囲に及ぶ。

④初期調査段階での関係者へのアプローチ

初期調査の段階で、非加害保護者はもちろん、加害を疑われる人物にも積極的に接触して子どもの安全についての公的機関による介入・関与が開始されていることを告知し、子どもの安全についての保護者の責任と協力を要請し、子どもの被害の可能性についての態度を確認することは重要である。ガイドライン2011年版ではこれらを基本的なアプローチとしているが、従来の相談対応の基準に照らせば、親権者でない人物への接触はそれほど必須とはされてこなかった経過がある。さらには子どもの安全確保とケアの要件から、非加害保護者への接触は重視されるだろうが、加害を疑われる人物との接触については、どういうアプローチが適切かを含め、少し時間をおいて対応判断する傾向がみられてきた。

「別紙資料1 所票 表59. 60」によると、やはり非加害保護者との接触は常時優先的に考えられている。非加害保護者との接触について、常に接触を試みている、149か所：69.0%に比べ、加害を疑われる人物との接触については常に接触を試みているは66か所：30.6%と少なく、事案により接触を試みている、137か所：63.4%となっており、事案ごとの判断によっていることがわかる。

2)－10 性暴力対応体制 被害確認面接（forensic interview）

① 被害確認面接の実施状況

被害確認面接（forensic interview）の実施は性暴力被害にあった疑いのある子どもへのアプローチにおいては、特に重要なアプローチである。1980年代に主として英米で確立された forensic interview は、ヨーロッパ、アジア地域にも展開しており、国連が性暴力被害問題への対応としてその必要性を指摘し、日本への勧告においてもその実施が求められている。世界中には十数種類の面接技法があるようだが、いずれも裁判所が親権の扱いを判断する審査のために実施される調査であることから「forensic」という言葉が使われている。

forensic interview には、わが国で確立された技法はなく、平成20年度に厚生労働科学研究班の活動における重要課題の一つが、わが国の子ども虐待対応、特に性暴力被害における forensic interview の確立と対応のシステム化とその普及であった。平成23年4月1日現在で米国の National Institute of Child Health and Human Development が開発した NICHD プロトコルと、同じく米国の CornerHouse™ が開発した RATAC® がわが国に導入されている専門的技法となっている。そのほかの技法は正式に英米での資格トレーニングを受けてきたもの、あるいはそれらのプロトコルを翻訳し、研究して試行している状態のものとなっている。

* RATAC®は、平成25年5月時点で CornerHouse protocol と呼称変更がアナウンスされている。

平成20年度の厚生労働科学研究班による調査が行われた時点で、平成19年度、何らかの形で forensic interview を実施していた児童相談所は12か所であった。

今回の調査では平成23年度4月の時点で、「別紙資料1 所票 表61～64」によると、被害確認に特化した何らかの面接を設定しているところは163か所：75.5%に達している。性暴力に関する子どもへの被害調査面接を一定の配慮した面接、一般的な調査面接まで拡大すると、9割に達する。

forensic interview としての被害確認面接を実施しているところは117か所：54.2%になっている。ただし、全事例に対してシステムとして対応が確立しているところはまだ限られている。

なお forensic interview を一般的には「司法面接」と呼ぶ訳語があるが、ここでは日本的な呼称として児童福祉と刑事捜査を区別するために、「被害確認面接 (forensic interview)」としている。これらの分布を図 6～8 に示す。



図 6.被害確認に特化した何らかの面接



図 7.forensic interview の実施状況



図 8.一般的な調査面接での対応状況の実施状況

性暴力被害に関する子どもへの面接の実施状況は多岐に渡っており、その組み合わせ状況を一覧表にすると表 27 のようになる。個別事例ごとに何が実施されたのか、みなければ、所単位でもその対応には様々な組み合わせがみられており、一貫していない。

表 27. 被害確認に関する面接状況例 被害確認に特化した何らかの面接を原則実施している各所の状況

被害確認に特化した 何らかの面接	forensic interview					一定の配慮ある面接					一般的な調査面接で対応					件数		
	原則全 例実施	一部事例 に実施	検討中	実施 せず	無回 答	原則全 例実施	一部事例 に実施	検討中	実施 せず	無回 答	原則全 例実施	一部事例 に実施	検討中	実施 せず	無回 答			
1. 原則全事例で実施	●					●					●					14		
	●					●					●					1		
	●					●						●				4		
	●						●						●			4		
	●						●						●			4		
	●						●							●		1		
	●								●					●		1		
	●													●		3		
	●					●								●		10		
		●				●					●					6		
		●				●						●				3		
		●				●								●		1		
		●					●					●				1		
		●					●						●			3		
		●					●							●		2		
		●								●					●	1		
			●			●					●					3		
			●				●					●				1		
				●				●					●			5		
					●		●							●		2		
					●		●								●	2		
					●		●									2		
						●		●					●			2		
						●					●					1		
						●		●								2		
	合 計	77	38	17	5	12	5	46	15	0	3	13	31	14	0	14	18	77

被害確認に特化した 何らかの面接	forensic interview					一定の配慮ある面接					一般的な調査面接で対応					件数
	原則全 例実施	一部事例 に実施	検討中	実施 せず	無回 答	原則全 例実施	一部事例 に実施	検討中	実施 せず	無回 答	原則全 例実施	一部事例 に実施	検討中	実施 せず	無回 答	
3. 検討中			●					●					●			5
				●				●					●			1
4. 実施せず				●				●					●			4
				●				●					●			1
				●					●					●		3
合計	19			5	10	4		1	11	3	4		1	11	3	14

回答だけから見ると、これらの所においては全く被害確認のための調査面接は実施されていない可能性がある。一部に検討中という含みあるところもあるが、おそらく具体的な経験例が発生していない結果でもあるとみられるが、今後の事例発生に備えて、体制整備上は意識しておく必要があるとみられる。

② 被害確認面接の技法について

現在、わが国の児童相談所で展開・活動中の被害確認面接は表 30（別紙資料 1 所票 表 65）のとおりである。わが国で独自に標準化された技法は無く、国際的に開発された技法として先に述べた NICHD プロトコルと、RATAC® がわが国に導入されている専門的技法となっている。そのほかの技法は正式に英米での資格トレーニングを受けてきたもの、あるいはそれらのプロトコルを翻訳し、研究して試行している状態のものとなる。

表 30. forensic interview の技法（別紙資料 1 所票 表 65）

	件 数	N I C H D	R A T A C	そ の 他	無 回 答
合 計	216	96	61	12	87
	100.0	44.4	28.2	5.6	40.3

表 31 はそれら技法の各所での実施状況を示す。全国で 126 か所：58.6%の児童相談所が何らかの forensic interview を実施していると報告している。ただし、これ以外でも、面接研修を受けた職員がいて、試行的に実施しているところがあり、それらの全数実績は報告されていないとみられる。バックアップスタッフの活動が報告されている数からみるとおよそ 160 か所：74.4%で何らかの被害確認面接（forensic interview）が実施されているように見える。「そのほか」の面接の主なものは CAC プロトコル（The DC Children's Advocacy Center setting protocol）を元にしたものと APSAC（American Professional Society on the Abuse of Children）のトレーニングによるものである。

表 31. Forensic interview の実施状況

	面接技法			か所数	無記入
	NICHD	RATAC	その他		
実施状況	●	●		38	
	●			58	
		●		23	
			●	7	
合 計	96	61	7	126	89

③ 面接のバックアップスタッフ体制と記録方式について

先行する諸外国の法定化された標準的な性暴力の被害調査における被害確認面接（forensic interview）には、バックスタッフと呼ばれる、面接場面をモニターし、面接者をサポートするスタッフ（欧米ではここに警察・検察関係者が含まれる）が配置されることが標準的である。面接は法的な証拠として録画される。被害調査は本人への面接と全身骨レントゲンから始まる医学診察、そのほか社会調査が併せて実施され、刑事捜査と児童福祉対応が裁判所の管理下で、警察・検察、児童福祉機関の対応として進行管理される。

何らかの形でバックアップスタッフを置くことは面接の客観性を高め、かつ面接者をサポートすることで面接の質を高める重要な手法である。しかし、職員数が限られ、多忙を極める業務状況において、必ずしもチーム対応すら十分には設定できていないわけではない児童相談所において原則、全事例でバックアップスタッフを配置しているのは 69 か所：23.1%である。一部の事例で配置できているのが 53 か所：24.5%で、合わせると 122 か所：56.7%になる。面接を実施しているところ 126 か所では、バックアップスタッフを置いていないと

ころは7か所（いずれも一部事例に実施）無回答が7か所ある。また、被害確認面接（forensic interview）を検討中と回答しているところで34か所、バックアップスタッフの活動があり、これは被害確認面接（forensic interview）を対応システムまでにはできていないが、部分的に試行しつつある所であるとみられる。また、被害確認面接（forensic interview）は実施していないと回答している所からも8か所でバックアップスタッフの活動が報告されている（別紙資料1 所票 表66）。

記録方法についてはビデオ録画が世界的な標準になりつつあるが、重複報告で、英米並みのワンウェイミラーによる観察設備もあるところが50か所、画像モニターができるところが88か所、音声モニターが48か所である。メモのみと報告しているところは83か所であるが、ここにも音声モニター等の設備があるところも重複している（別紙資料1 所票 表67）。

表32は実際の被害確認面接（forensic interview）の観察・記録方法についての重複回答を含む報告状況である。計192か所からは何らかの記録方法が報告されている。重複報告のある所では、様々な記録方法が選択可能となっており、個々の面接によっていずれかの手法が随時、選択されているとみられる。

表32. 被害確認面接（forensic interview）の観察・記録方法

観察・記録方法				か所数
ワンウェイミラーで観察・録画	モニター画像で観察・録画	音声モニターで観察・録音	録音・録画せずメモのみ	
●		●	●	1
●	●	●		16
●	●		●	1
●	●			14
●			●	3
●				15
	●	●	●	1
	●	●		13
	●		●	5
	●			37
		●	●	3
		●		14
			●	69
無記入				23
49	73	47	81	215

2)－11 非加害保護者、加害者へのアプローチ

① 非加害保護者へのアプローチ

初期被害調査に続いて、介入後の被害確認調査における非加害者へのアプローチと加害者へのアプローチを、尋ねている。それらの結果を「別紙資料1 所票 表68、69」に示す。

家庭内性暴力被害事案の場合、非加害保護者の子どもへの支援の有無が、被害を受けた子どもの予後に大きく影響することが指摘されている。調査のための緊急保護の介入から、直ちに非加害保護者へのアプローチが開始される必要があるが、まず裁判所の直接関与がなく、警察の捜査もシステムとして連動していないわが国の子ども虐待への対応状況と家父長的な家族文化の中で、児童相談所が通告から関与する事例に限ってみると、非加害保護者の多くが加害者との関係を清算せず、関係継続する傾向が強い。調査保護期間中に加害を疑われる人物が刑事事件の容疑者として警察に身柄拘束されることが多い米国や、裁判所が加害の疑いを認めた人物を、子どもの生活圏から命令によって排除する英国などとは、非加害保護者が置かれる立場も違っている。さらにいくつもの児童相談所の事案で、当事者にその自覚が不十分ながら、実態としてのDV問題、加害者の家族支配がしばしば認められる。

こうした状況において、非加害保護者をどう支援するか、被害にあった子どもの支援者として、非加害保護者の協力をどうして取り付けることができるかは、困難だが重要な課題である。ガイドライン2011年版では、そのための冊子を3種用意して、緊急保護直後からのアプローチの素材としている。

アプローチはまず、一時保護の告知から開始されるのが通常である。子どもを連れ去られた保護者として児童相談所とは対立的な状態から出発する保護者も少なくないが、子どもへの調査と併行しつつ、非加害保護者への調査と働きかけが開始される。

「別紙資料1 所票 表68」によれば、意識的な非加害保護者へのアプローチはまだそれほど多くなく20か所が意識的なアプローチがあると回答しているが、多くは通常の児童福祉ケースワーク上のアプローチとして行われていると回答している。

意識的なアプローチでは独自の冊子を作成して使っているところ（2か所）や、ガイドライン2011年版で提供している3種の冊子を使っている（3か所）、子どもをエンパワメントするための方策についての面接、精神科医による継続面接などが挙げられているが、ほかは特に名前を付けたプログラムとしてではなく、実施されている。

② 加害者へのアプローチ

加害者へのアプローチは、被害確認の時期には事実確認や、子どもの緊急保護の意味についての告知に重点が置かれる。ガイドライン2011年版では1冊目の保護者向け冊子は、加害を疑われる保護者向けにも書かれている。ただし、加害を疑われる保護者や関係者が、子どもの訴えを全面否認して児童相談所の介入にも激しく対立することもある。児童相談所の介入に対する反発はそのまま、職権乱用としての告訴・裁判に移行する事例もある。こうした対立的な展開においても、調査のために加害者と接触し、事情聴取を試みることと、子どもの安全を核とした加害者へのアプローチは検討されなければならない。

「別紙資料1 所票 表69」によれば、意識的なアプローチ手法は少ないながらもあると報告されている（12か所：5.6%）が特に名前を挙げた報告は2件（脱暴力のプログラム、性加害再発防止プログラム）があるが、そのほかは特にプログラム名の報告はなかった。そのほか多数は従来からの通常のケースワークの範囲での対応（182か所：84.3%）と報告されている。

表33. 被害確認の段階以降の保護者へのアプローチの有無

区分内容	非加害保護者へのアプローチ				加害者へのアプローチ				か所数
	意識的アプローチあり	通常のケースワーク	特になし	無記入	意識的アプローチあり	通常のケースワーク	特になし	無記入	
組み合わせ	●				●				9
	●					●			10
	●							●	1
		●			●				3
		●				●			171
		●					●		3
		●						●	1
			●			●			1
			●				●		13
計	20	178	14	3	12	182	16	5	215

表33に非加害保護者、加害者へのアプローチについての各所の回答状況を示す。意識的なアプローチとしては、非加害保護者アプローチが20か所、加害者へのアプローチが12か所、そのほか多数は、通常のケースワークによるものである。

特になしとする回答が「通常のケースワーク」を選ばず、あえて「特になし」を選んでいるところから、アプローチのための手法をつかめていないところなのか、そうした事例経験を持たないところなのか、いずれかは分からない。検索によると非加害保護者へのアプローチに「特になし」と答えている14か所のうち9か所は被害確認においては原則全事例で実施か一部事例に実施と答えている所であり、被害事例に対応した経験が全くないとは考えにくく、非加害保護者へのアプローチは通常のケースワークとも異なるレベルで何らかの対応が必要だろうが特に持っていないという回答かもしれない。

③ 非加害保護者、加害者へのアプローチの実施機関

加害者・非加害保護者への初期アプローチの実施機関を尋ねた。最近の動向として、治療的なアプローチを中心に、子ども虐待事案対応における民間機関の活用が期待されるようになっている。児童相談所の初期対応からの調査について諸外国では、チャイルド・クライシス・センターとかワンストップ・センターなどと呼ばれる緊急対応機関がチームとして活動する体制がしばしば紹介されるが、それらは強力な議会による法制度の制定、裁判所の審査・管理下による手続きとして設定されており、複数の機関職員が出向して共同組織を作っているところもある。

わが国の児童相談所における虐待対応体制はこれらとは異なった独自の状況にある。わが国では治療的なアプローチに関する民間機関の活用は、治療的な強い介入体制を背景とせず、児童相談所の業務圧迫を緩和し、対応の効率化・専門化の工夫として提案されている傾向にあり、必ずしも厳密な意味での専門的・介入的な体制強化とはならない要素も含まれる。ただ、わが国でも性暴力被害者救援センターの強化が内閣府主導で進められる動きにあり、そうした体制強化の可能性は今後の検討課題である。

「別紙資料1 所票 表70」によれば、こうした初期の調査対応の大半は児童相談所自身が実施している（189か所：87.5%）。ごく一部では医療機関やその他の機関、あるいは複数機関の共同作業として位置づけられているところもあり、そうした機関連携の強化が今後期待される。

2)－12 被害児へのケア 加害者・非加害者対応

①被害児へのケア

性暴力被害の深刻さは被害者が長期にわたって抱える深刻なトラウマ問題とその症状、権利侵害への学習性の無力化による多重被害問題などが、被害者を生涯にわたって苦しめることにある。これに対する決定的な治療法は確立していない。いくつかのトラウマ問題に対する治療法の有効性が指摘されている段階である。

児童相談所がまず取り組んでいるのは、再被害の阻止であってそれ以上に積極的な治療に踏み込める段階には至っていない多くの状況がある。今回の調査では、被害児支援プログラムの実施状況として、何らかのプログラムを実施している所が11か所：5.1%、部分的なプログラムはあると答えた所が37か所：17.1%、特にプログラムはなく、通常の個別支援として対応しているところが157か所：72.7%、無回答11か所、という状況である（別紙資料1 所票 表71）。プログラム名については特に名前の報告があったのはMy Step：5か所、パスウェイズ：1か所、性教育プログラム：1か所、家族交流開始および家庭復帰を判断するためのアセスメント：1か所のみであった。

② その他の子どもへの性暴力関連プログラム

調査では、被害児の支援以外に、施設内トラブルや在宅児の相談対応における性暴力問題も視野に入れて、性暴力加害児への指導プログラム、被害予防のための安全教育プログラム、その他の性暴力関係のプログラムの実施状況も尋ねている（別紙資料1 所票 表72）。性暴力加害児への指導プログラムは在宅児への相談も含め75か所：34.7%が実施している。被害予防のための安全教育プログラムは37か所：17.1%、その他のプログラムは13か所：6.0%で実施されている。いずれも回答は項目チェックのみで、プログラム名等の記載はなかった。

③ 子どもへの性暴力関係のプログラムの実施場所

これらのプログラムの実施機関については、圧倒的に児童相談所が152か所：70.4%と多いが、一部、医療機関7か所：3.2%、その他の機関18か所8.3%、と報告されている。また複数機関の共同作業と報告されているところも17か所：7.9%ある。

2)－8 2)－9の実施状況を各所ごとの個々の組み合わせ別に集計すると、表33のようになる。これを見ると、一見、名前も無く、目立たず、アピールの乏しい印象のある被害児への指導・治療の試み、非加害保護者や加害者へのアプローチが実は様々に試みられている実態が浮かび上がる。

特に名を与えることもない、通常のケースワーク対応を含め、実際には極めて多彩・多様な対応が各所の相談実態に合わせて展開されている。特になしと何も記入しなかった児童相談所は少なく、無記入はわずか3か所である結果を見ると、ほとんどの児童相談所が何らかのアプローチに関わっていることがわかる。同時にこれらを単純に、総括的に整理して標準的な手法・システムを確立することのむずかしさ、複雑さも浮かび上がってくる。

表34によれば、被害にあった子どもに対する支援プログラムとしては、通常のケースワーク157か所、支援プログラム11か所、部分的プログラム37か所、計205か所：95.3%が何らかのアプローチを挙げている。加害児プログラムとしては75か所、安全教育プログラムについては37か所、その他のプログラムとしては13か所が何らかのプログラムの実施を挙げており、これらのいずれにも全く記載の無い児童相談所は6か所のみである。

全体でいずれの項目にも記載が無かったのはわずか3か所である。

項目	被害児支援プログラム			加害児支援プログラム	安全教育プログラム	その他	非加害保護者へのアプローチ			加害者へのアプローチ			件数
	支援プログラムあり	部分的にある	通常のケースワーク				意識的なアプローチあり	通常のケースワーク	特になし	意識的なアプローチあり	通常のケースワーク	特になし	
	●			●	●		●	●		●	●		2
	●			●			●			●	●		1
	●			●			●				●		4
	●			●				●		●			2
	●			●				●			●		1
	●			●					●			●	1
		●		●	●					●			1
		●		●	●		●	●					1
		●		●			●	●		●	●		6
		●		●			●			●			1
		●		●				●					1
		●		●				●					11
		●		●	●		●		●		●		2
		●		●	●		●				●		1
		●		●	●			●			●		5
		●		●	●			●				●	1
		●		●		●		●			●		1
			●	●	●		●	●		●	●		7
			●	●	●			●		●	●		2
			●	●			●	●		●	●		6
			●	●				●		●	●		3
			●	●	●			●		●	●		32
			●		●			●			●		6
			●		●			●			●		1
			●		●				●			●	1
			●			●	●			●			2
			●			●				●			1
			●			●		●					8
			●			●			●				1
			●					●			●		84
			●					●			●		1
			●								●	●	1
				●	●						●	●	8
				●			●				●		1
					●			●			●		1
					●		●			●	●		1
									●		●		1
									●		●		1
										●	●		1
無記入									●		●		3
合 計	11	37	157	75	37	13	20	178	14	12	182	16	215

「別紙資料 1 所票 表 74 から表 101」までは大きく 3 領域に分けられる。

A1～A4 群はほとんどの所が極めて高い重要性評価を与えており、必須かつ、緊急に実現しなければならないと評価している課題といえるだろう。また、B 以下の項目は実は A 評価の項目に対して完全に別項目として独立している内容項目は無く、A 評価項目の重要性について、それらに正しく対応するためには欠かせない内容となっている。おそらく A～C の順位は現状における対応意識の優先順位を反映しているとみられる。

図9に提示された各項目についての重要度の評価分類（図9、表123参照）

- 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで90%を超える：A1群 極めて重要
- 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで80%を超える：A2群 非常に重要
- 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで70%を超える：A3群 特に重要
- 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで60%を超える：A4群 かなり重要
- 非常に重要～ある程度重要までで80%を超える：B群 やや重要
- 非常に重要～ある程度重要までで70%を超える：C群 重要
- 非常に重要～ある程度重要までで60%を超えないもの：D群 重要性は不明確

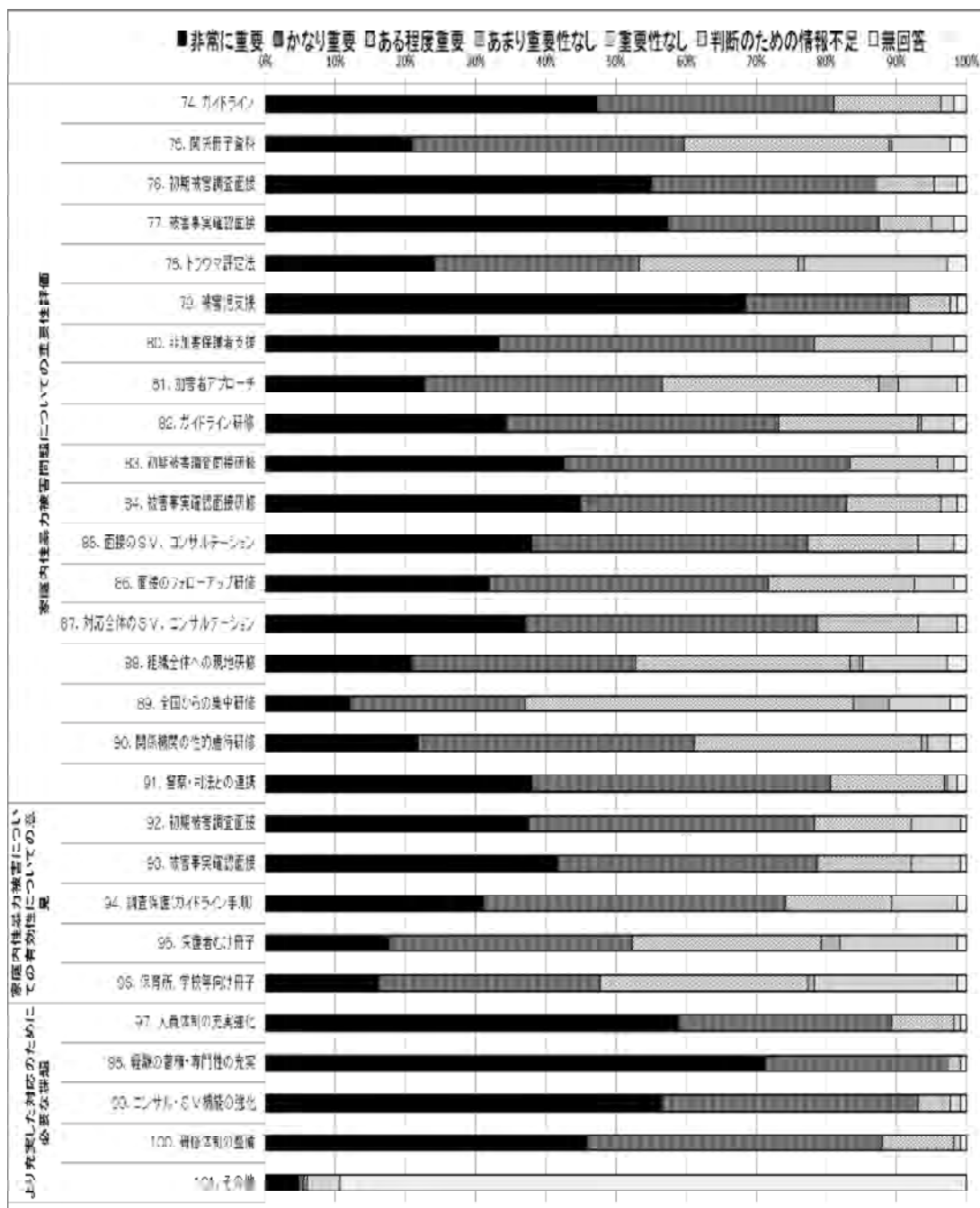


図9. 性暴力被害問題に関する全国児童相談所の体制整備、対応評価とニーズの認識 平成24年

上記図9を元にA1～Dに分類した各項目の一覧を表35に示す。

表35. 性暴力をめぐる課題についての全国児童相談所の評価

A1:極めて重要: 1. 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで90%を超える	
家庭内性暴力被害問題についての重要性評価	79. 被害児支援
より充実した対応のために必要な課題	98. 経験の蓄積・専門性の充実
	99. コンサル・SV機能の強化
A2:非常に重要: 2. 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで80%を超える	
家庭内性暴力被害問題についての重要性評価	74. ガイドライン
	76. 初期被害調査面接
	77. 被害事実確認面接
	83. 初期被害調査面接研修
	84. 被害事実確認面接研修
	91. 警察・司法との連携
より充実した対応のために必要な課題	97. 人員体制の充実強化
	100. 研修体制の整備
A3:特に重要: 3. 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで70%を超える	
家庭内性暴力被害問題についての重要性評価	80. 非加害保護者支援
	82. ガイドライン研修
	85. 面接のSV. コンサルテーション
	86. 面接のフォローアップ研修
	87. 対応全体のSV. コンサルテーション
家庭内性暴力被害についての有効性についての意見	92. 初期被害調査面接
	93. 被害事実確認面接
A4:かなり重要: 4. 非常に重要～ある程度重要までで90%を超える＋非常に重要＋かなり重要までで60%を超える	
家庭内性暴力被害問題についての重要性評価	90. 関係機関の性的虐待研修
B:やや重要: 5. 非常に重要～ある程度重要までで80%を超える	
家庭内性暴力被害問題についての重要性評価	75. 関係冊子資料
	81. 加害者アプローチ
	88. 組織全体への現地研修
	89. 全国からの集中研修
家庭内性暴力被害についての有効性についての意見	94. 調査保護(ガイドライン手順)
C:重要 6. 非常に重要～ある程度重要までで70%を超える	
家庭内性暴力被害問題についての重要性評価	78. トラウマ評定法
家庭内性暴力被害についての有効性についての意見	95. 保護者むけ冊子
	96. 保育所、学校等向け冊子
D:重要性は不明確 7. 非常に重要～ある程度重要までで60%を超えないもの	
より充実した対応のために必要な課題	101. その他

重要性評価の項と有効性評価の項で面接等、重複項目があるが、各児相の評価は重要性についてと現段階での有効性については区別して評価していることがわかる。

これらの評価は全国の児童相談所の合計値として非常に重要であると共に、各所ごとに考えるとその重みづけ、優先順位は若干、所によっても異なることをあらかじめ確認しておくことが必要となる。いずれにしてもA群の課題は特に重要課題として、全国的な取り組みの優先順位が高い課題であるといえる。またB、C群も全国児相の8割、7割が強く支持している項目であることに変わりはない。

*表35の最下段 項目No.101は「そのほか(自由記述欄)」であるが、記載があったのは「施設の整備:5非常に重要」のみで、ほかのチェックには項目内容の記載がなく、おそらくその下の自由記述に連動した表明項目としてチェックされているように見受けられ、一貫性はなく、項目としての意味は低い。

3) 報告事例について

3)-1 調査データとしての回収データの評価

本調査の調査対象は、調査票の依頼文にも書いたとおり、平成 23 年度の 1 年間に全国の児童相談所で何らかの相談対応があった、すべての性暴被害事例である。具体的には平成 23 年度中に何らかの相談受理手続きのあったもの、平成 23 年度以前から継続して対応があり、平成 23 年度中にも何らかの対応があった事例で、その主訴、それ以外の付随する問題として何らかの性暴力被害問題が関与していた全ての事例を調査対象とした。性暴力被害の内容としては、性的虐待を含むすべての家庭内性暴力被害およびその疑いの事案、それ以外の家庭外性暴力被害、およびその疑い事案である。

個々で扱うのは全て実際の事例データに基づく相談情報である。事例データが示す相談情報は、所票の体制情報とは異なる、様々な実人生の痛みと苦しみを通じてしか、我々に届くことのなかった極めて重い情報である。プライバシーへの配慮として当然そのすべてを明らかにすることはできない部分も含まれる。限られた情報群から、我々は子どもの性暴力被害の深刻な実態とその対応のための課題を学ぶことを目指す。ポイントはまず初動からである。

最初にデータの公共性、代表制を吟味する。公的サービスの課題を扱う上で、収集されたデータが対象となる母集団についてどの程度の代表性を持っているデータとなり得ているかは、極めて重要な要素である。

次に、具体的な対応課題の流れに沿ってそれらの事例対応の展開をみていく。調査票の項目は、別紙資料にあるように、まず個人の基本情報の次に時系列に個々の対応状況とその経過を項目として並べている。また、申告され、確認されていく被害内容については、刻々の変化を把握するため、繰り返して記載されるようになっている。

対応課題の時系列的な大まかな流れ、テーマは以下のとおりである。

1. 初期状況：問題の発覚状況について
2. 初動対応：問題の発覚・認知から最短時間での初期対応について
3. 調査保護を含む事実確認調査状況について
4. 再被害の阻止のための対応とその成果について
5. ケアの開始と法的対応について

これにクロスして、子どもの生活場所（在宅か施設入所中か）、被害のタイプ（家庭内被害か家庭外被害か）を掛け合わせ、調査対象を A、B に 2 分類し、さらに B 群を基本情報とその先の状況別に B1～B4 群に分けた。それぞれに共通する調査項目と、異なる調査項目があると考えたからである。各調査票は表 2 に示すような 5 種類のデータ群に分けて回収・集計された（表 36）。

表 36. 本調査の事例調査の種類

A 票		在宅あるいは別件での一時保護中に性暴力被害について対応した事例
B 票+	B-1	施設入所中に家族・親族からの性暴力被害について対応し、一時保護した事例
	B-2	施設入所中に家族・親族以外の人物からの性暴力被害について対応、一時保護した事例
	B-3	施設入所中に家族・親族からの性暴力被害について対応し、措置を継続した事例
	B-4	施設入所中に家族・親族以外の人物からの性暴力被害について対応し、措置を継続した事例

まず、データの回収状況から、データの公共性、母集団の代表制について検討する（表 2）。

A 票：件数は 1354 件、子どもが在宅状態で性暴力被害が発覚した事例として、相談開始、あるいは別の相談途上にある、性暴力被害にあった子どもの実件数である。その中心群は性的虐待を含む家庭内性暴力被害にあった事例と考えられる。同じく家庭内性暴力被害を軸にしている施設入所中の事例は B1 群（11 件）と B3 群（49 件）である。A 群と B1、B3 群の合計値は 1414 件である。ちなみに平成 23 年度の全国児童相談所の統計上の性的虐待相談件数は 1460 件である。これは相談対応の延べ件数で子どもの実数ではない。一般に相談対応件数は延べ件数を表すので、実数より若干多くなることが予想され、A 群、B1、B2 群の合計は、統計上の性的虐待件相談件数とある程度、照合性のある対照群の範囲にあると見ることが出来そうである。ただし、今回の調査事例には前年度からの継続事案で、平成 23 年度は相談受理が無かった事例も調査対象としている。また、定義上、性的虐待とはならない家庭内性暴力被害事例も調査対象としているところからみると、合計 1414

件という件数は若干少ないように見える。この点は個々の群の結果を詳しく検討し、傾向性等を判断するには注意が必要であることを示しているが、これ以上の検証は難しく、一定数の事例が計上されたものと一応考えたい。

B票：全合計件数は260件である。B票は基本的に平成23年度に施設で生活している子どもで、何らかの性暴力被害問題の発覚・発見が当該年度、あるいは過年度にあった子どもの全件数を対象としている。これには過年度からの相談の全経過中のどこかで性暴力被害に関係した履歴があり、かつ平成23年度時点で施設で生活しているすべての子どもが含まれる。また平成23年度中に新たに施設入所し、その後の相談経過中に何らかの性暴力被害（家庭内・家庭外の）問題が発生・発覚した事例も含まれる。

子ども虐待事案で児童福祉施設に入所し、ある時点で施設で暮らしている子どもはおおよそ17000人前後である。子ども虐待相談における性的虐待相談件数は概ね3～4%前後、ただし、性的虐待は安全確保の必要性から一時保護、施設入所措置の比率がほかの虐待種別より高い領域なので、推計件数は少なく見積もってもおおよそ500件前後（17000件の3%）と見込まれる。これに虐待問題以外の性暴力被害問題、施設入所後に発覚・発生する性暴力被害に関する相談事例が追加されるとすると、今回の回収事例数は明らかに少ない。

実は施設に在籍する子どもの事例については調査票回収の時点で、複数の児童相談所から、性被害歴のあるすべての施設入所事例を識別することは困難、あるいは施設に暮らす子どもの性暴力被害問題については、それを検索する索引項目が業務統計上、設定されていないため、十分には検索できていない、あるいはほとんど計上されていない等の報告が寄せられた。これらの状況からみて、B票に計上されたデータは、施設入所中の性暴力被害に関する子どもの状況を正確に反映しているとはいえない結果となっていると判断される。

純粋に研究的な観点からは、B票のデータは施設入所中の子どもの全体像を正確には反映していないとみられ、特定集団の特性を代表していることが保障されないばかりか、むしろ全体把握に否定的なデータは研究対象としては棄却されるべきものである。しかし今回は、実態調査として、可能な範囲内での貴重な調査協力の結果としてのデータなので、あえて、参考的な資料データとして一定部分については集計報告することとした。

このような限定的な評価のもとであるが、収集された事例データの結果概要を見ていくこととする。

3)ー2 性的虐待・家庭内性暴力と家庭外性暴力の全体状況

① 調査件数 年齢区分と男女の分布

本調査で回収された事例は、平成23年度の1年間に全国の児童相談所で何らかの相談対応があった(相談受理だけではなく)、性的虐待、家庭内性暴力被害、家庭外性暴力被害の事例で、児童相談所からの回収率は95.5%（表1）である。

事例は全部で1614件（表2）、女性1419件、男性182件、男女不明13件である。このうち在宅状態（別件での一時保護中の発覚も含む）の子どもらの発見・発覚事例は1354件、施設入所中の子どもからの発見・発覚件数は260件である。件数は児童相談所が対応した子どもの実数で、厚生労働省が発表している虐待相談件数とは基準、数え方が異なっている。

発表されている虐待相談件数は、児童相談所が当該年度内に相談受理手続きをとり、虐待を確認し、対応した相談対応数としての延べ件数である。さらにわが国の児童虐待防止法の定義による性的虐待は、子どもの親権者、監護責任者が自ら子どもに性暴力をはたらいた事案のみを指しており、子どもが生活を共にし、同居状態にあるそのほかの家族・親族、同居人等からの性暴力被害は含まれない。それらは親権者・監護責任者のネグレクトとして取り扱われることになっている（実際的にはこれに加えて各自治体の判断、計上基準にバラつきがみられる。ただし、それらはいずれも歴史的な、あるいは組織・人員定数評価など、様々な自治体独自の経過理由があってそうなっている）公式な件数で、機械的・単純に統一され得るものばかりではない）。さらに件数は少ないようだが、在宅の子どもに家庭外性暴力被害が発生した場合、虐待相談件数には含まれないが、今回の調査では調査対象に含まれており、在宅事例の内に含まれている（A群の中には重複被害も含めて家庭外性暴力被害も含まれている）。

3)ー1で触れたように、本調査では、施設入所中の性暴力被害事案については、その全てを調査対象範囲として回収できていない。さらに上で述べた在宅で発生した家庭内性暴力被害以外の何らかの性暴力被害につい

ても、児童相談所が相談として関与した事案は、調査回答の時点でその全数を把握することが難しかったという報告もあった。

こうした結果となった主な理由は、現行制度で子どもの身に発生した性暴力被害事案をすべて統計的に把握できる感度を備えた報告・計上基準や統計的検索システムが全国的には設定されていないことによる。複数の児童相談所から、調査回答時点で、家庭内性暴力被害以外の事案については、正確な計上体制が無いため、その全数把握には至っていない、とか、そもそもそこまで対象を広げて回答できていない、という報告があった。

結果的には、在宅・施設入所中を含め、家庭内性暴力被害の発覚事案については、子どもの安全確保上、児童相談所が具体的に直接対応する比率が高く、かなりの件数把握に到達しているとみられるが、それ以外の性暴力被害事案については参考情報としての水準にとどまっているとみななければならない。こうした水準ではあるが、本調査で把握された施設入所中に主として家庭外性暴力被害事案の発見・発覚から対応開始した事例はおよそ 200 件である（実際には重複被害が多く、単純に家庭外性暴力被害とは規定しにくい事例も含まれる）。

これらをあらためて男女別年齢別で示すと表 37、図 10 のとおりである（各項目の欠損値は一部省略、年齢については当該年度以前からの事例も性暴力被害の相談受理時の年齢で統一している）。

表 37. 全国児童相談所が相談対応した性暴力被害にあった子どもの男女別・学年別件数（平成 23 年度取扱い）

	性別	件数	0～3歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	高校生・その他中卒	無回答
在宅	女性	1257	30	100	159	256	485	203	24
	男性	91	2	26	22	19	19		3
施設	女性	162	10	26	29	27	38	28	4
	男性	91	2	12	23	36	16	2	0
計	女性	1419	40	126	188	283	523	231	28
	男性	182	4	38	45	55	35	2	3
全体	計	1601	44	164	233	338	558	233	31
	報告総合計	1614	44	164	235	341	562	234	34
	性別無記入	13	0	0	2	3	4	1	3

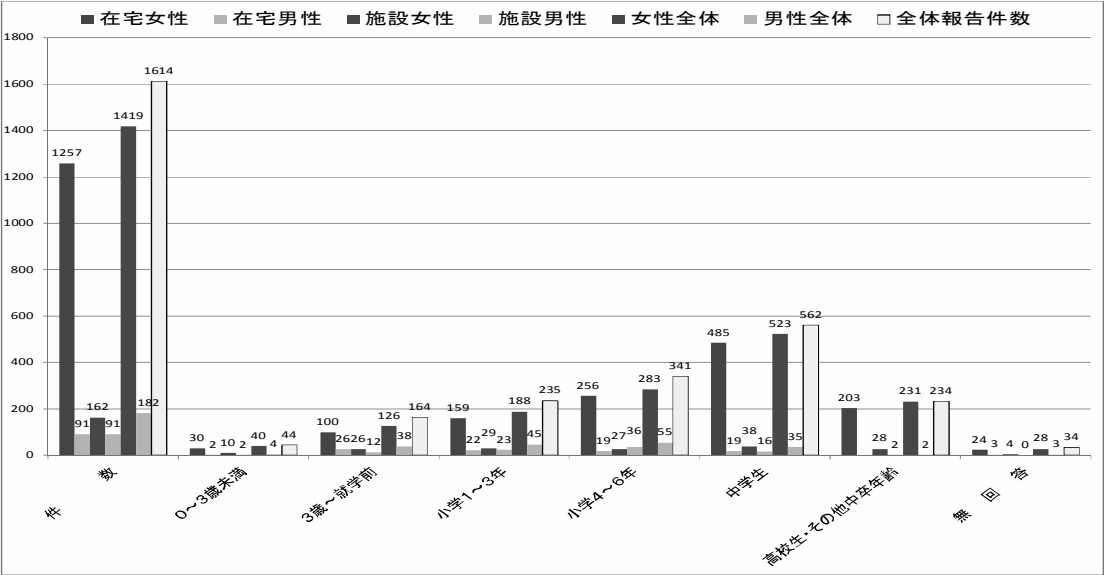


図 10. 全国児童相談所が相談対応した性暴力被害児童 男女別・学年別件数（平成 23 年度）

今回の調査では相談受理時点での子どもの居場所がどこであったかで 在宅（別件一時保護中を含む）と施設入所中に分け、施設入所中についてはさらに主な被害が、家庭内性暴力被害にあたる家族・親族からの被害の場合と、家族・親族外の被害の場合に分けて調査設定した。さらに施設入所中の事案については、発覚時の

施設から一時的に被害にあった子どもを分離したか、そのまま施設で継続的にみたかを分けて調査した。調査票の段階での分類は表 36 のとおりとなる。

調査分類上の集計値は表 38 のとおりである（各グループ群の順を主な被害の分類から、B-1・B-3、B-2・B-4 の順にして示す）。

表 38. 全国児童相談所が相談対応した性暴力被害にあった子どもの相談受理時点の場所別・男女別件数の詳細

調査分類	性別	件数	0 ～ 3 歳 未 満	3 歳 ～ 就 学 前	小 学 1 ～ 3 年	小 学 4 ～ 6 年	中 学 生	他 高 中 校 卒 生 ・ 年 齢 そ の	無 回 答
A	女性	1257	30	100	159	256	485	203	24
	男性	91	2	26	22	19	19		3
	計	1348	32	126	181	275	504	203	27
	報告合計	1354	32	126	182	276	507	204	27
	性別無記入	6	0	0	1	1	3	1	0
B 1	女性	8		2		1	4	1	
	男性	3			2	1			
	計	11	0	2	2	2	4	1	0
	報告合計	11	0	2	2	2	4	1	0
	性別無記入	0							
B 3	女性	41	4	5	8	5	11	8	
	男性	6			3	2	1		
	計	47	4	5	11	7	12	8	0
	報告合計	49	4	5	11	8	12	8	1
	性別無記入	2	0	0	0	1	0	0	1
B 2	女性	18		3	3	3	5	4	
	男性	13			1	5	7		
	計	31	0	3	4	8	12	4	0
	報告合計	31		3	4	8	12	4	
	性別無記入	0	0	0	0	0	0	0	0
B 4	女性	95	6	16	18	18	18	15	4
	男性	69	2	12	17	28	8	2	
	計	164	8	28	35	46	26	17	4
	報告合計	169	8	28	36	47	27	17	6
	性別無記入	5	0	0	1	1	1	0	2
B1+B3	女性	49	4	7	8	6	15	9	0
	男性	9	0	0	5	3	1	0	0
	計	58	4	7	13	9	16	9	0
	報告合計	60	4	7	13	10	16	9	1
	性別無記入	2	0	0	0	1	0	0	1
B2+B4	女性	113	6	19	21	21	23	19	4
	男性	82	2	12	18	33	15	2	0
	計	195	8	31	39	54	38	21	4
	報告合計	200	8	31	40	55	39	21	6
	性別無記入	5	0	0	1	1	1	0	2
B 総計	女性	162	10	26	29	27	38	28	4
	男性	91	2	12	23	36	16	2	0
	計	253	12	38	52	63	54	30	4
	報告合計	260	12	38	53	65	55	30	7
	性別無記入	7	0	0	1	2	1	0	3
A+B1+B3	女性	1306	34	107	167	262	500	212	24
	男性	100	2	26	27	22	20	0	3
	計	1406	36	133	194	284	520	212	27
	報告合計	1414	36	133	195	286	523	213	28
	性別無記入	8	0	0	1	2	3	1	1
総計	女性	1419	40	126	188	283	523	231	28
	男性	182	4	38	45	55	35	2	3
	計	1601	44	164	233	338	558	233	31
	報告合計	1614	44	164	235	341	562	234	34
	性別無記入	13	0	0	2	3	4	1	3

上記表中：空欄は元データ段階「0」の意味 集計値は0表記している

② 年齢と男女

全事例の学年単位による年齢別男女数は先の表 37、38、図 10 にあるが、0～17 歳の各年齢別にみると表 39、図 11 のようになる。

表 39. 全国児童相談所が相談対応した性暴力被害にあった子どもの相談受理時点の男女別年齢別件数（平成 23 年度）

性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均
総件数	1614	8	9	25	36	50	55	64	68	76	90	100	114	153	179	224	145	99	81	38	10.9
女	1419	6	9	23	25	40	46	43	52	65	73	76	99	136	165	210	141	98	81	31	11.2
男	182	2	0	1	11	10	9	21	15	10	16	24	15	14	13	12	4	0	0	5	8.5
男女計	1601	8	9	24	36	50	55	64	67	75	89	100	114	150	178	222	145	98	81	36	10.9
欠損値	13	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	1	2	0	1	0	2	

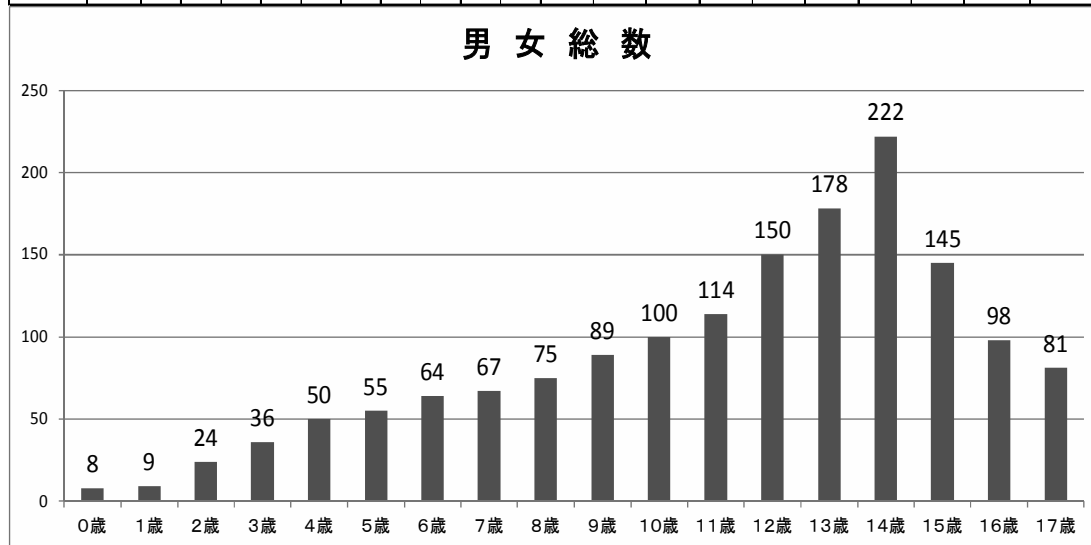


図 11. 全国児童相談所が相談対応した性暴力被害にあった子どもの相談受理時点の男女別年齢別件数（平成 23 年度）

女性と男性の人数に相当の開きがあるので、同列には比較できないが、男女を、在宅事例（表 40、図 12、13）施設入所後に家庭内性暴力被害が発覚した事例（表 41、図 14、15）、在宅事例と施設入所後に家庭内性暴力被害が発覚した事例の合計（表 42、図 16、17）、施設入所後に発見・発覚した家庭外性暴力被害事例が中心であった事例（表 43、図 18、19）、男女の合計を図 20、21 で示す（男女の全体合計は表 39、図 11 で示されている）。

表 40. 在宅（別件一時保護中を含む）で発見・発覚した性暴力被害事案の年齢別・男女別状況（平成 23 年）表 125 の A

性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均
総件数	1354	3	9	17	27	41	42	46	53	57	73	79	94	128	158	208	130	87	70	32	11.4
女	1257	2	9	17	20	33	36	32	47	54	65	68	90	119	154	200	128	86	70	27	11.7
男	91	1	0	0	7	8	6	14	6	2	8	11	4	7	4	6	2	0	0	5	8.2
男女計	1348	3	9	17	27	41	42	46	53	56	73	79	94	126	158	206	130	86	70	32	11.2
欠損値	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	

表 41. 施設入所後に家庭内性暴力被害が発見・発覚した事例の年齢別・男女別状況（平成 23 年度）表 125 の B-1+B-3

性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均
総件数	60	1	0	2	1	2	3	3	3	5	3	5	3	9	2	5	6	3	2	2	9.9
女	49	1	0	2	1	2	3	2	1	3	3	3	2	8	2	4	6	3	2	1	10.2
男	9	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	9.0
男女計	58	1	0	2	1	2	3	3	3	5	3	5	3	8	2	5	6	3	2	1	10.1
欠損値	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	

表 42. 在宅事例（表 39）と施設入所後に家庭内性暴力被害が発見・発覚した事例（表 40）合計（平成 23 年度）表の A+B-1+B-3

性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均
総件数	1414	4	9	19	28	43	45	49	56	62	76	84	97	137	160	213	136	90	72	34	11.1
女	1306	3	9	19	21	35	39	34	48	57	68	71	92	127	156	204	134	89	72	28	11.4
男	100	1	0	0	7	8	6	15	8	4	8	13	5	7	4	7	2	0	0	5	7.8
男女計	1406	4	9	19	28	43	45	49	56	61	76	84	97	134	160	211	136	89	72	33	11.1
欠損値	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	2	0	1	0	1	

表 43 施設入所後に家庭外性暴力被害が発見・発覚した事例の年齢別・男女別状況（平成 23 年度）表 125 の B-2+B-4

性別	件数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	無回答	平均
総件数	200	4	0	6	8	7	10	15	12	14	14	16	17	16	19	11	9	9	9	4	9.49
女	113	3	0	4	4	5	7	9	4	8	5	5	7	9	9	6	7	9	9	3	9.8
男	82	1	0	1	4	2	3	6	7	6	8	11	10	7	9	5	2	0	0	0	9.3
男女計	195	4	0	5	8	7	10	15	11	14	13	16	17	16	18	11	9	9	9	3	9.6
欠損値	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

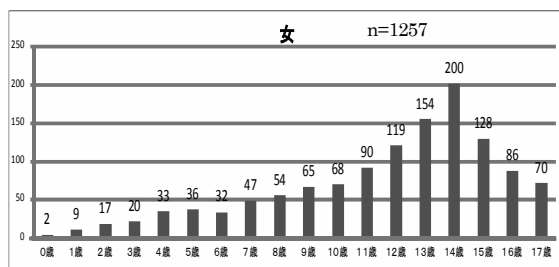


図 12. 在宅（別件一時保護中を含む）で発見・発覚した性暴力被害事例（女）の年齢別状況

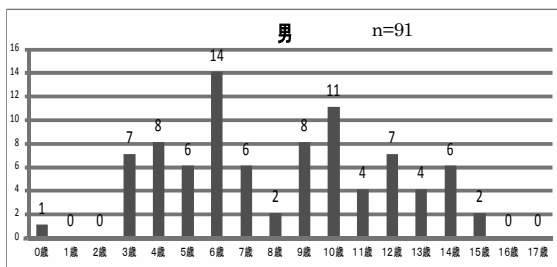


図 13. 在宅（別件一時保護中を含む）で発見・発覚した性暴力被害事例（男）の年齢別状況

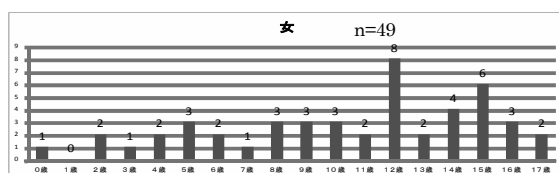


図 14. 施設入所後に家庭内性暴力被害が発覚した事例（女）の年齢別状況

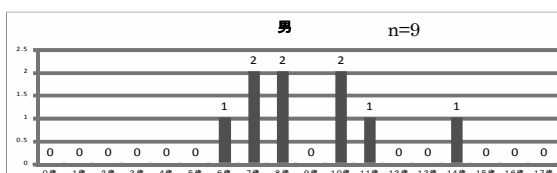


図 15. 施設入所後に家庭内性暴力被害が発覚した事例（男）の年齢別状況

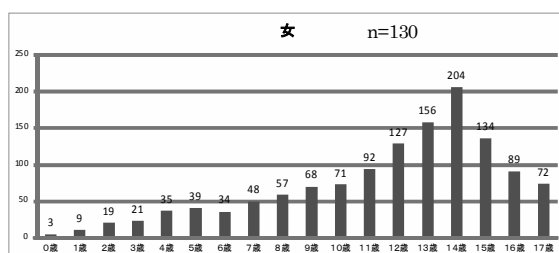


図 16. 在宅事例と施設入所後に家庭内性暴力が発覚した事例（女）の合計年齢別状況

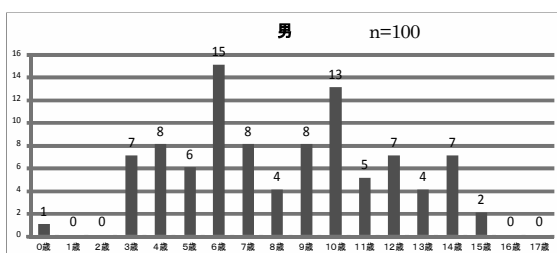


図 17. 在宅事例と施設入所後に家庭内性暴力が発覚した事例（男）の合計年齢別状況

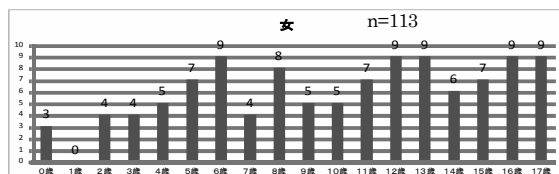


図 18. 施設入所後に発見・発覚した家庭外性暴力被害（女）の年齢別状況

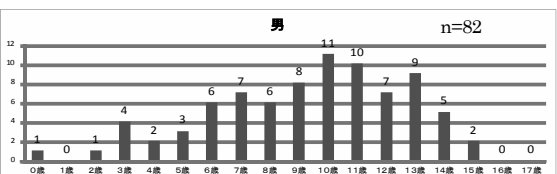


図 19. 施設入所後の発見・発覚した家庭外性暴力被害（男）の年齢別状況

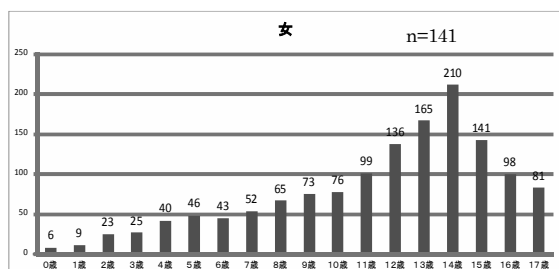


図 20. 家庭内・家庭外性暴力被害に遭った子ども（女）の総年齢別状況

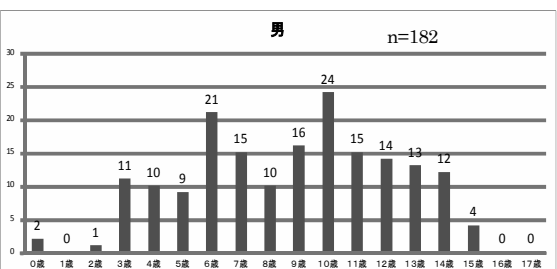


図 21. 家庭内・家庭外性暴力被害に遭った子ども（男）の総年齢別状況

図 12～図 21 を見ると、女性被害者の発見・取扱い年齢のピークは 14 歳で、全体に被害者の年齢別件数は 14 歳を頂点とした山の形を描いている。これに対して男性はいずれの項目においても事例数が少ないた

め、個々の事例数のばらつきが全体に与える影響が強く、女性と同水準では比較しにくい、就学前には6歳、小学生時では10歳と2つのピークが認められる。

いずれもこの項の調査基準は相談受理時の年齢であり、最初に被害にあった年齢ではない。実際の被害発生はこれよりも数年は差し引いた年代までの範囲が被害の初発年齢となるとみられる。そうしてみると、男性被害者の6歳と10歳のピークは、概ね3～6歳までの被害が発覚するのが6歳、その次に発覚するのが10歳ということを表しているのかもしれない。女性については11～12歳を境に件数が急増しており、被害発覚の時期が思春期の開始と重なっているとみられる。

全体的なパターンと異なっているのが施設入所後に何らかの家庭外性暴力被害の発見・発覚から対応開始した群である。この群については3)－1①で述べた様に、おそらく部分的な集約しかできておらず、その全体を把握するには至っていない参考レベルのデータであるが、ほかの群と異なる特徴が3つある。

まず、1つ目の特徴は男女比において男性の比率が高いことである。これは統計的には一応の暫定的評価であるが、有意差に達している(表44)。施設入所中に家庭外性暴力被害の発見・発覚から対応を開始した群では、在宅で、あるいは施設入所後に家庭内性暴力被害の発見・発覚から対応開始した群のような大きな男女差は見られていない。その理由の一つは、この群は、施設入所中の子どもという条件から、在宅児童に比べてはるかに関与観察率が高い環境下にあることが挙げられる。こうした観察条件の違いがあれば、この程度の比率で男児の被害も発見され得るということかもしれない。もう一つの関与因子は在宅と施設という生活環境条件別の被害発生率の違いであるが、例えば在宅であっても家族構成、地域環境(都市部 農村部等)、家庭への人の出入りの状態、監護責任者の動向、生活空間の広さや構造等の関与は明らかにありそうだし、施設においてもそうした生活環境条件は多様であるが、それらの基礎データはこれまでの研究では得られていない。

表 44 児童相談所が認知した家族内性暴力被害群と家族外性暴力被害群における男女の比率についての検討

フィッシャーの直接確率		被害者		
		女性	男性	計
加害・被害関係	家庭内	1306	100	1406
	家庭外	113	82	195
	計	1419	182	1601
フィッシャーの直接確率		**:1%有意 *:5%有意		
両側P値		0.0000 **		
片側P値		0.0000 **		
CramerのV		0.3600		
YuleのQ		0.8091		

在宅で性暴力被害の発覚があったもの(表38のA群)と施設入所後に家庭内性暴力被害が発覚したもの(表38のB-1、B-3群)の合計群(家族内と分類)と施設入所中に主として家庭外性暴力被害が発覚した群(表38のB-2、B-4群)の2群(家族外と分類)を、被害者の性別について検討した。

サンプルとして統制された母集団からの発生率比較ではないこと、B-2、B-4群として計上された事例が、ごく一部の事例群である可能性が高いこと、後に見るようにこの群にも家庭内性暴力被害の重複事例が含まれているなど、制約があり、統計的な意味は相対的な水準評価に過ぎないことに留意が必要である。

特徴の2番目は、年齢別の発見・発覚数において女性被害の場合、施設に在籍している被害者は在宅事例のように2歳から17歳までの、一貫した増加の傾向性を示していないということである。個々の件数が少ないので、全体の傾向性を示すに至らない条件にあるとしても、ほぼランダムに近い特徴を示している。これらが発覚した被害者側の特徴によるものか、あるいは環境側の発見率、あるいは被害の発生率としての特徴を示すのかはこのデータからは不明である。

特徴の3番目は、同じく年齢別の発見・発覚数における男性被害の場合である。個々の件数が極めて少ないので、全体の傾向性を示すには不十分であるが、ほかの男性被害の数値もあまり件数においては変わらない中で、異なるパターンを示している。明らかに同条件の女性被害者に比べて、10～13歳をピークにした山型の増減傾向が推定される。これが発覚条件の特徴を示すのか、被害発生の特徴を示すのかは不明であるが、いずれにしても女性と男性で異なるパターンが推測され、男女とも、在宅や家族内性暴力被害事例から発見・発覚して対応開始する群とは異なるパターンを示している。これらの特徴は今後の検討の際の参照事項として明記しておきたい。

③ 受付時期と取扱い時年齢、問題発覚時期の関係

本調査では、平成23年度中に児童相談所が実際に取り扱った事例のうち、何らかの形で性暴力被害が確認されているすべての事例を対象とした。したがって、当該年度の相談受理の有無、受理内容区分は一切無視し、実質的に対応したすべての事例を対象とするように要請している。

結果的には平成 23 年度に相談開始した事例に加え、平成 23 年度以前に相談開始、性暴力被害の発覚があった事例を多数含むことになった。その中には平成 23 年度中には相談受理手続きが取られていないが、実質的には対応が続いていた事例、平成 23 年度以前には性暴力被害事案としての対応があったが、平成 23 年度には別の相談理由での相談受理があった事例などが含まれている。児童相談の実態において、一つの特徴的な問題をくりだそうとするとこのような複雑な要素を識別することを調査として要請することになる。

まず、最初の問題発覚時期について 23 年度中とそれ以前の事例を区分すると表 45 のようになる。全体で 1614 件中、1046 件：64.8%は当該年度中の受理事案であるが、555 件：34.4%は平成 23 年度以前の年度の受付・相談経過において何らかの性暴力被害が認知され、かつその相談対応が平成 23 年度中にも継続していた事案である。その中には平成 23 年度には相談受理手続きが無く、統計としては件数報告されていないものや、別の相談理由で受理され、その件数が報告されているものが含まれている。

実際に児童相談所が取り扱った実態としてみるには、それらの過年度の事例をすべて当該平成 23 年度 4 月時点（平成 23 年度 4 月 2 日時点）における学年で年齢区分表記することが必要だが、その項の回答率は表 46 のように低く、実効性あるデータとはならなかった。

推定的にみると、少なくとも 1 学年度以上学年が上がる個数が各調査区分で 28.6%～66.7%あり、在宅＋施設入所後に発覚した家庭内性暴力被害群合計群では 36.3%～38%、施設入所後の家庭外性暴力被害群で 34.2%～35.2%あるがそれ以上の推定は不能である。

表 45. 報告事例の相談受理年度別、男女別件数 及び平成 23 年度 4 月 2 日時点での学年別回答率

調査分類	性別	件数	平成 23 年度中	平成 23 年度以前からの継続	無回答	調査分類	性別	件数	平成 23 年度中	平成 23 年度以前からの継続	無回答
A	女性	1257	827	422	8	B4	女性	95	63	32	0
	男性	91	65	26	0		男性	69	44	24	1
	男女計	1348	892	448	8		男女計	164	107	56	1
	報告合計	1354	897	449	8		報告合計	169	108	59	2
	欠損値	6	5	1	0		欠損値	5	1	3	1
B1	女性	8	2	4	2	A+B1+B2	女性	1306	851	445	10
	男性	3	1	2	0		男性	100	68	32	0
	男女計	11	3	6	2		男女計	1406	919	477	10
	報告合計	11	3	6	2		報告合計	1414	924	479	11
	欠損値	0	0	0	0		欠損値	8	5	2	1
B3	女性	41	22	19	0	B2+B4	女性	113	72	41	0
	男性	6	2	4	0		男性	82	49	32	1
	男女計	47	24	23	0		男女計	195	121	73	1
	報告合計	49	24	24	1		報告合計	200	122	76	2
	欠損値	2	0	1	1		欠損値	5	1	3	1
B2	女性	18	9	9	0	総計	女性	1419	923	486	10
	男性	13	5	8	0		男性	182	117	64	1
	男女計	31	14	17	0		男女計	1601	1040	550	11
	報告合計	31	14	17	0		報告合計	1614	1046	555	13
	欠損値	0	0	0	0		欠損値	13	6	5	2

表 46. 4 月 2 日時点の学年についての回答率

調査区分	性別	回答率
A	女性	48.8%
	男性	49.5%
	報告合計	48.8%
B - 1	女性	75.0%
	男性	100.0%
	報告合計	81.8%
B - 3	女性	85.4%
	男性	66.7%
	報告合計	79.6%
B - 2	女性	55.6%
	男性	53.8%
	報告合計	54.8%
B - 4	女性	56.8%
	男性	56.5%
	報告合計	56.8%

④ 主たる被害の種類

各個票として回収された事例は、その主たる被害内容から 3)－1①の表 38 で提示した A～B・4 の群に分類して集計しているが、事例ごとに、児童相談所の相談受理時の被害種別を尋ねている。その結果を表 47、図 22～25 に示す。

これをみると、まず、児童相談所が対応している子どもの性暴力被害事案のうち、性的虐待は男女とも実数でみると全体の 40～50% 台であることが分かる。全事例合計 1614 件中、男女計 866 事例：53.7% である。これに家族・親族・同居人からの被害を加えて、家庭内性暴力被害合計としてみると 1263 件：78.3% となる。男女の内訳は、女性 1147 件 80.8%、男性 109 件：59.9% である（性別無記入の欠損値は 7 件）。

在宅事例と施設入所後、入所中に家庭内性暴力被害の発覚・発見から対応開始した事例に限定すると家庭内性暴力被害事例は男女とも 85% に達する（性的虐待だけでは女性：59.1%、男性：63.0% である：性別無記入の欠損値 7 件）。

また、事例の中核に家庭内性暴力被害があるとされながら、受付相談種別では家庭外性暴力や不特定の者からの性暴力被害、および重複被害となっているものが家庭内性暴力被害事案の 15% 前後を占める。これらの事例では多数の被害が重複しており、その発覚の経緯からは家庭内性暴力被害が最初には発見されず、後に判明したものともみられる。

施設入所中に家庭外性暴力被害の発覚・発見から対応が開始された群にも、結果的に家庭内性暴力被害も認められている事例がある。B・2+B4 群の 28% で家庭内性暴力被害が認められており、特に B・2 群：被害発覚の後に施設から再一時保護された群では、事例の全体数が少ない（グラフにするとその全体がほかの表の 1 目盛の中に入ってしまう）ものの、女性で 55.6%、男性で 30.8% が家庭内性暴力被害がみつかっている事例であることが注目される。

これらの事例では施設入所の同意取り消しや家族から被害を受ける危険性から被害者を守る必要性があつて、生活している施設から再分離する必要があつた可能性がある。また B・4 群：施設入所中に家庭外性暴力被害の発覚・発見から対応が開始され、施設からの再一時保護無しに、その施設で対応継続した群の中にも家庭内性暴力被害がみつめられている事例が 24.6% 認められ、女性で 29.2%、男性で 27.5% となっており、ここだけは件数においても男女差がみられなかったが、やはり家庭内性暴力被害の重複例が多数見つかっている。

これらの相談状況から、今回の調査で報告された事例の特徴をみると、家庭内性暴力事案が全体に占める率が高い。児童相談所の対応においてまず重点的に識別される子どもの性暴力被害事案は、親権者との関係においてしばしば介入的対応が必要となる家庭内性暴力被害事案であるとみられる。家庭内性暴力被害が疑われる事案では、児童相談所は安全確認と一時保護の判断、親権に対する児童福祉法上の判断責任を、権限執行機関として担当しているので、それらの事案は検索可能な形で情報把握されているとみられる。

これに較べると、そのほかの事案では、子どもの居場所や問題発覚の経過によっては児童相談所が常時、突出した対応を迫られているのではないために、相談受理の仕方、相談内容の認知の優先順位として、性暴力被害事案が特記的に検索可能な情報システムに組み込まれていない可能性が高い。例えば施設入所中の子どもに関する性暴力被害問題は、それが突出した処遇上の問題に発展せず、疑いの段階や指導上の配慮、注意工夫に留まるような場合には、「施設指導上」の相談案件の内訳情報になり、個別事例情報としては記録されていても、年度単位の情報検索では「施設指導上の相談事案」の中に埋もれている、などの状況が推定される。それらの事例は本調査のような前年度に関する検索に際しては、容易に抽出できない状態にあるとみられる。

表 47. 児童相談所が対応した性暴力被害事案の児童相談所での被害種別状況（平成 23 年度）項目下段は横構成比

調査分類	性別	件数	性的虐待	家庭内性暴力被害	家庭外性暴力被害	別件一時保護中の家庭外性暴力被害	不特定者からの被害	その他重複被害	無回答	性的虐待・家庭内性暴力被害の全体
A	報告合計	1354 100.0	810 59.8	348 25.7	134 9.9	8 0.6	13 1.0	16 1.2	25 1.8	1158 85.5
	女性	1257 100.0	747 59.4	326 25.9	130 10.3	5 0.4	13 1.0	13 1.0	23 1.8	1073 85.4
	男性	91 100.0	59 64.8	20 22.0	4 4.4	3 3.3	-	3 3.3	2 2.2	79 86.8
	男女計	1348 100.0	806 59.8	346 25.7	134 9.9	8 0.6	13 1.0	16 1.2	25 1.9	1152 85.5
	欠損値	6	4	2	0	0	0	0	0	6
B1	報告合計	11 100.0	6 54.5	2 18.2	-	-	-	1 9.1	2 18.2	8 72.7
	女性	8 100.0	4 50.0	2 25.0	-	-	-	1 12.5	1 12.5	6 75.0
	男性	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3	2 66.7
	男女計	11 100.0	6 54.5	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 9.1	2 18.2	8 72.7
	欠損値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B3	報告合計	49 100.0	24 49.0	17 34.7	1 2.0	-	-	4 8.2	3 6.1	41 83.7
	女性	41 100.0	21 51.2	14 34.1	1 2.4	-	-	3 7.3	2 4.9	35 85.4
	男性	6 100.0	2 33.3	3 50.0	-	-	-	1 16.7	-	5 83.3
	男女計	47 100.0	23 48.9	17 36.2	1 2.1	0 0.0	0 0.0	4 8.5	2 4.3	40 85.1
	欠損値	2	1	0	0	0	0	0	1	1
B2	報告合計	31 100	3 9.7	11 35.5	14 45.2	-	1 3.2	2 6.5	-	14 45.2
	女性	18 100	2 11.1	8 44.4	7 38.9	-	1 5.6	-	-	10 55.6
	男性	13 100	1 7.7	3 23.1	7 53.8	-	-	2 15.4	-	4 30.8
	男女計	31 100.0	3 9.7	11 35.5	14 45.2	0 0.0	1 3.2	2 6.5	0 0.0	14 45.2
	欠損値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B4	報告合計	169 100.0	23 13.6	19 11.2	80 47.3	1 0.6	6 3.6	30 17.8	10 5.9	42 24.9
	女性	95 100.0	11 11.6	12 12.6	47 49.5	-	5 5.3	17 17.9	3 3.2	23 24.2
	男性	69 100.0	12 17.4	7 10.1	30 43.5	1 1.4	-	13 18.8	6 8.7	19 27.5
	男女計	164 100.0	23 14.0	19 11.6	77 47.0	1 0.6	5 3.0	30 18.3	9 5.5	42 25.6
	欠損値	5	0	0	3	0	1	0	1	0
A+B1+B3	報告合計	1414 100.0	840 59.4	367 26.0	135 9.5	8 0.6	13 0.9	21 1.5	30 2.1	1207 85.4
	女性	1306 100.0	772 59.1	342 26.2	131 10.0	5 0.4	13 1.0	17 1.3	26 2.0	1114 85.3
	男性	100 100.0	63 63.0	23 23.0	4 4.0	3 3.0	0 0.0	4 4.0	3 3.0	86 86.0
	男女計	1406 100.0	835 59.4	365 26.0	135 9.6	8 0.6	13 0.9	21 1.5	29 2.1	1200 85.3
	欠損値	8	5	2	0	0	0	0	1	7
B2+B4	報告合計	200 100.0	26 13.0	30 15.0	94 47.0	1 0.5	7 3.5	32 16.0	10 5.0	56 28.0
	女性	113 100.0	13 11.5	20 17.7	54 47.8	0 0.0	6 5.3	17 15.0	3 2.7	33 29.2
	男性	82 100.0	13 15.9	10 12.2	37 45.1	1 1.2	0 0.0	15 18.3	6 7.3	23 28.0
	男女計	195 100.0	26 13.3	30 15.4	91 46.7	1 0.5	6 3.1	32 16.4	9 4.6	56 28.7
	欠損値	5	0	0	3	0	1	0	1	0
総計	報告合計	1614 100.0	866 53.7	397 24.6	229 14.2	9 0.6	20 1.2	53 3.3	40 2.5	1263 78.3
	女性	1419 100.0	785 55.3	362 25.5	185 13.0	5 0.4	19 1.3	34 2.4	29 2.0	1147 80.8
	男性	182 100.0	76 41.8	33 18.1	41 22.5	4 2.2	0 0.0	19 10.4	9 4.9	109 59.9
	男女計	1601 100.0	861 53.8	395 24.7	226 14.1	9 0.6	19 1.2	53 3.3	38 2.4	1256 78.5
	欠損値	13	5	2	3	0	1	0	2	7

上記表中：空欄は元データ段階「0」の意味 集計値は0表記している

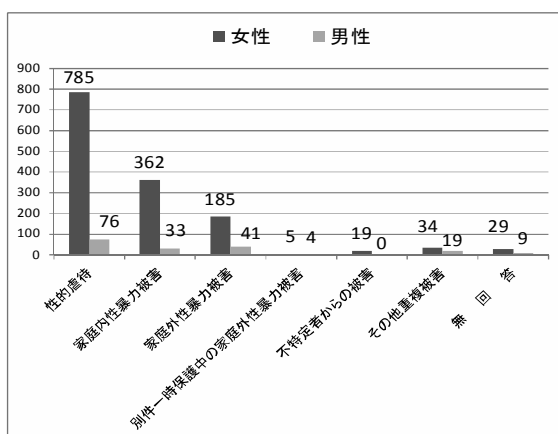


図 22. 性暴力被害事例（全数）の男女別相談種別状況（平成 23 年度）

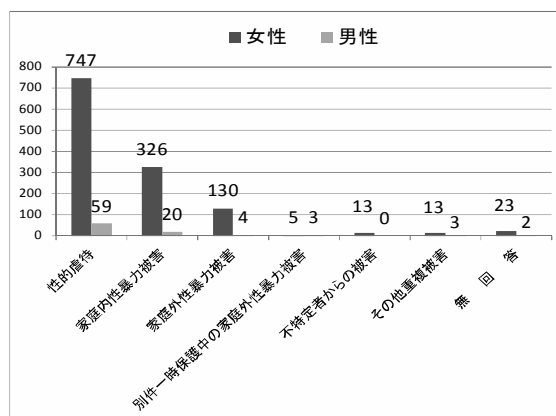


図 23. 性暴力被害事例の男女別相談種別別状況：在宅で発覚した事例（平成 23 年度）

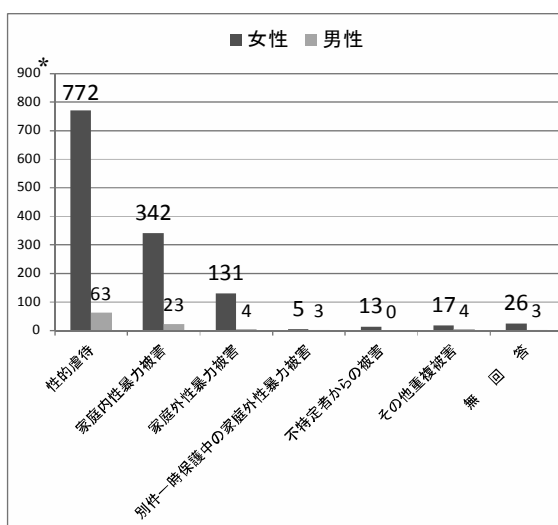


図 24. 性暴力被害事例の男女別相談種別別状況：家庭内性暴力事例の全体（平成 23 年度）

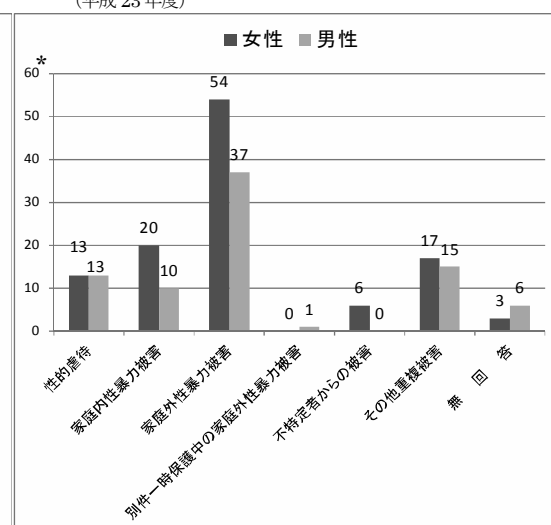


図 25. 性暴力被害事例の男女別相談種別別状況：施設入所中の家庭外性暴力被害事例（平成 23 年度）

* 右図 25 の表の縦目盛全体が左図 24 の縦目盛では 1 目盛内に入ってしまうことに注意

⑤ 性暴力被害以外の問題

性暴力被害の多くの事例は性暴力被害問題以外にも複雑な背景を持つことが多く、それらが性暴力被害の表面化が発火点となり、多問題の噴出状態となるか、逆に潜伏化して地雷原のようになることは、多くの事例経験者が知るところである。今回の調査事例についても性的虐待以外の問題を複数重複回答で尋ねたところ、その複雑な様相が浮かび上がった。表 48、図 26 にその全体像を示す。ただし、家族背景や保護者自身の問題までは今回の調査では尋ねていないのでその詳細は分からない。

全体に在宅での性暴力被害発覚事例では、別に随伴する問題を示さなかった事例が無回答として 30%前後認められるが施設入所後に性暴力被害問題が発見・発覚した事例では随伴する問題が報告されなかったのはおよそ 10%台である。したがって少なくとも在宅の事例でほぼ 70%、施設入所事例でおよそ 80~90%は何らかの別の問題が併存して確認されていることになる。

共通して高い随伴率を示しているのはネグレクトと身体的虐待である。在宅と家庭内性暴力問題ではネグレクトは 26~27%の事例に認められ、身体的虐待は 18~19%の事例に認められる。心理的虐待は次に多い知的障害と並んで 10%台である。

施設入所以後の性暴力被害問題の発見・発覚事例では当然ながら家庭養育困難としての養育問題が高い数値を示している（40%台）が、ネグレクト 22.1%、身体的虐待 16.4%とこれも高い数値を示している。

表 48. 性暴力被害での相談事例における性暴力被害以外の問題状況（平成 23 年度 性暴力被害事例 1614 件）

調査分類	性別	件数	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	DV 問題	養育困難	障害問題（知的）	障害問題（身体）	障害問題（聴覚）	障害問題（視覚）	障害問題（重心）	障害問題（発達障害）	障害問題（自閉）	心身発達障害（知的、身体的、発達障害以外）	性格・行動	育成	非行	その他	無回答
A	報告合計	1354	246	363	173	135	81	138	5	5	1	-	28	6	2	88	21	106	26	441
		100.0	18.2	26.8	12.8	10.0	6.0	10.2	0.4	0.4	0.1	-	2.1	0.4	0.1	6.5	1.6	7.8	1.9	32.6
	女性	1257	220	332	161	127	73	122	5	5	1	-	25	4	2	83	18	103	24	417
		100.0	17.5	26.4	12.8	10.1	5.8	9.7	0.4	0.4	0.1	-	2.0	0.3	0.2	6.6	1.4	8.2	1.9	33.2
	男性	91	26	28	12	7	7	16	-	-	-	-	3	2	-	4	2	3	2	23
		100.0	28.6	30.8	13.2	7.7	7.7	17.6	-	-	-	-	3.3	2.2	-	4.4	2.2	3.3	2.2	25.3
B1	男女合計	1348	246	360	173	134	80	138	5	5	1	0	28	6	2	87	20	106	26	440
		100.0	18.2	26.7	12.8	9.9	5.9	10.2	0.4	0.4	0.1	0.0	2.1	0.4	0.1	6.5	1.5	7.9	1.9	32.6
	欠損値	6	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
	報告合計	11	3	6	1	-	3	1	-	-	-	-	3	-	-	1	-	1	1	-
		100.0	27.3	54.5	9.1	-	27.3	9.1	-	-	-	-	27.3	-	-	9.1	-	9.1	9.1	-
	女性	8	3	3	1	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-
B3		100.0	37.5	37.5	12.5	-	37.5	-	-	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	12.5	-
	男性	3	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-
		100.0	-	100.0	-	-	33.3	-	-	-	-	-	33.3	-	-	33.3	-	33.3	-	-
	男女合計	11	3	6	1	0	3	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	1	0
		100.0	27.3	54.5	9.1	0.0	27.3	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0
	欠損値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	報告合計	49	18	18	2	3	20	3	1	1	-	-	-	-	-	3	1	2	1	3
		100.0	36.7	36.7	4.1	6.1	40.8	6.1	2.0	2.0	-	-	-	-	-	6.1	2.0	4.1	2.0	6.1
	女性	41	17	13	2	3	16	3	1	1	-	-	-	-	-	3	-	2	1	2
		100.0	41.5	31.7	4.9	7.3	39.0	7.3	2.4	2.4	-	-	-	-	-	7.3	-	4.9	2.4	4.9
	男性	6	5	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		100.0	-	83.3	-	-	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	-
B4	男女合計	47	17	18	2	3	20	3	1	1	0	0	0	0	0	3	1	2	1	2
		100.0	36.2	38.3	4.3	6.4	42.6	6.4	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	2.1	4.3	2.1	4.3
	欠損値	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	報告合計	31	5	7	4	1	6	4	-	-	-	-	-	-	1	3	-	4	-	9
		100.0	16.1	22.6	12.9	3.2	19.4	12.9	-	-	-	-	-	-	3.2	9.7	-	12.9	-	29
	女性	18	3	1	2	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	-	6
A+B1+B3		100.0	16.7	5.6	11.1	-	22.2	5.6	-	-	-	-	-	-	5.6	-	-	22.2	-	33.3
	男性	13	2	6	2	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3
		100.0	15.4	46.2	15.4	7.7	15.4	23.1	-	-	-	-	-	-	-	23.1	-	-	-	23.1
	男女合計	31	5	7	4	1	6	4	0	0	0	0	0	0	1	3	0	4	0	9
		100.0	16.1	22.6	12.9	3.2	19.4	12.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	9.7	0.0	12.9	0.0	29.0
	欠損値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2+B4	報告合計	169	29	36	11	2	72	27	2	1	-	7	6	3	2	92	22	109	28	444
		100.0	17.2	21.3	6.5	1.2	42.6	16.0	1.2	-	0.6	-	4.1	-	-	3.6	1.8	4.7	2.4	11.8
	女性	95	14	26	6	1	40	16	1	1	-	4	5	3	2	86	18	105	26	419
		100.0	14.7	27.4	6.3	1.1	42.1	16.8	1.1	-	1.1	-	4.2	-	-	5.3	3.2	6.3	3.2	11.6
	男性	69	13	10	5	1	32	10	-	-	-	3	1	-	-	1	-	2	-	7
		100.0	18.8	14.5	7.2	1.4	46.4	14.5	-	-	-	4.3	-	-	-	1.4	-	2.9	-	10.1
B2+B4	男女合計	164	27	36	11	2	72	26	1	0	1	0	7	0	0	6	3	8	3	18
		100.0	16.5	22.0	6.7	1.2	43.9	15.9	0.6	0.0	0.6	0.0	4.3	0.0	0.0	3.7	1.8	4.9	1.8	11.0
	欠損値	5	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	報告合計	1414	267	387	176	138	104	142	6	6	1	0	31	6	2	92	22	109	28	444
		100.0	18.9	27.4	12.4	9.8	7.4	10.0	0.4	0.4	0.1	0.0	2.2	0.4	0.1	6.5	1.6	7.7	2.0	31.4
	女性	1306	240	348	164	130	92	125	6	6	1	0	27	4	2	86	18	105	26	419
B2+B4		100.0	18.4	26.6	12.6	10.0	7.0	9.6	0.5	0.5	0.1	0.0	2.1	0.3	0.2	6.6	1.4	8.0	2.0	32.1
	男性	100	26	36	12	7	11	17	0	0	0	0	4	2	0	5	3	4	2	23
		100.0	26.0	36.0	12.0	7.0	11.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	2.0	0.0	5.0	3.0	4.0	2.0	23.0
	男女合計	1406	266	384	176	137	103	142	6	6	1	0	31	6	2	91	21	109	28	442
		100.0	18.9	27.3	12.5	9.7	7.3	10.1	0.4	0.4	0.1	0.0	2.2	0.4	0.1	6.5	1.5	7.8	2.0	31.4
	欠損値	8	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
B2+B4	報告合計	200	34	43	15	3	78	31	2	0	1	0	7	0	1	9	3	12	4	29
		100.0	17.0	21.5	7.5	1.5	39.0	15.5	1.0	0.0	0.5	0.0	3.5	0.0	0.5	4.5	1.5	6.0	2.0	14.5
	女性	113	17	27	8	1	44	17	1	0	1	0	4	0	1	5	3	10	3	17
		100.0	15.0	23.9	7.1	0.9	38.9	15.0	0.9	0.0	0.9	0.0	3.5	0.0	0.9	4.4	2.7	8.8	2.7	15.0
	男性	82	15	16	7	2	34	13	0	0	0	0	3	0	0	4	0	2	0	10
		100.0	18.3	19.5	8.5	2.4	41.5	15.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	4.9	0.0	2.4	0.0	12.2
B2+B4	男女合計	195	32	43	15	3	78	30	1	0	1	0	7	0	1	9	3	12	3	27
		100.0	16.4	22.1	7.7	1.5	40.0	15.4	0.5	0.0	0.5	0.0	3.6	0.0	0.5	4.6	1.5	6.2	1.5	13.8
	欠損値	5	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	報告合計	1614	301	430	191	141	182	173	8	6	2	0	38	6	3	101	25	121	32	473
		100.0	18.6	26.6	11.8	8.7	11.3	10.7	0.5	0.4	0.1	0.0	2.4	0.4	0.2	6.3	1.5	7.5	2.0	29.3
	女性	1419	257	375	172	131	136	142	7	6	2	0	31	4	3	91	21	115	29	436
総計		100.0	18.1	26.4	12.1	9.2	9.6	10.0	0.5	0.4	0.1	0.0	2.2	0.3	0.2	6.4	1.5	8.1	2.0	30.7
	男性	182	41	52	19	9	45	30	0	0	0	0	7	2	0	9	3	6	2	33
		100.0	22.5	28.6	10.4	4.9	24.7	16.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	1.1	0.0	4.9	1.6	3.3	1.1	18.1
	男女合計	1601	298	427	191	140	181	172	7	6	2	0	38	6	3	100	24	121	31	469
		100.0	18.6	26.7	11.9	8.7	11.3	10.7	0.4	0.4	0.1	0.0	2.4	0.4	0.2	6.2	1.5	7.6	1.9	29.3
	欠損値	13	3	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4

上記表中：空欄は元データ段階「0」の意味 集計値は0表記している

表 49 DV 問題と家庭内性暴力の関係

表 48 中、A+B1+B3 群を「家庭内性暴力問題群」とし、B2+B4 群を「家庭外性暴力群」として DV 問題の有無について比較した。例数が少ないので、これは参考情報レベルである。

実際には両群間にはクロスする問題群があり、A+B1+B3 群の 14.7%に家庭外性暴力被害があり、B2+B4 群にも 28.7%に家庭内性暴力を伴っている事例があり、峻別できているわけではない。しかし、関与時点ですでに家庭と距離のある B2+B4 群では DV 問題は 3 件：1.5%しか認められておらず、あえて区分はせずに検討した。

フィッシャーの直接確率

	DV問題		
	あり	なし	計
家庭内性暴力問題	138	1276	1414
家庭外性暴力問題	3	197	200
計	141	1473	1614

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *.5%有意

両側P値 0.0000 **

片側P値 0.0000 **

CramerのV 0.0964

YuleのQ 0.7531

DV問題は実質的潜在数にはもっと多いとみられるが、公的に確認されているのは、家庭内性暴力被害関係で9.7%、施設における家庭外性暴力被害関係で1.5%である。この差は統計的有意差に達している（表49）。

障害問題では知的障害が10%台で注目される。また重心以外すべての障害問題に性暴力被害事例が確認されている。発達障害は全体では2～3%台だが、施設入所後の家庭内性暴力発覚群に発達障害の比率がほかに比べて高い（施設入所後発覚した家庭内性暴力B1群：27.3%）。一部は虐待の後遺症状としてのADHD様状態が含まれている可能性を感じさせる。

性格・行動問題と非行問題は全体で6～7%台と知的障害に次ぐ頻度群である。これらには性暴力被害の結果生じている問題群と性暴力被害以前から併行して発生していた問題が混在しているとみられる。

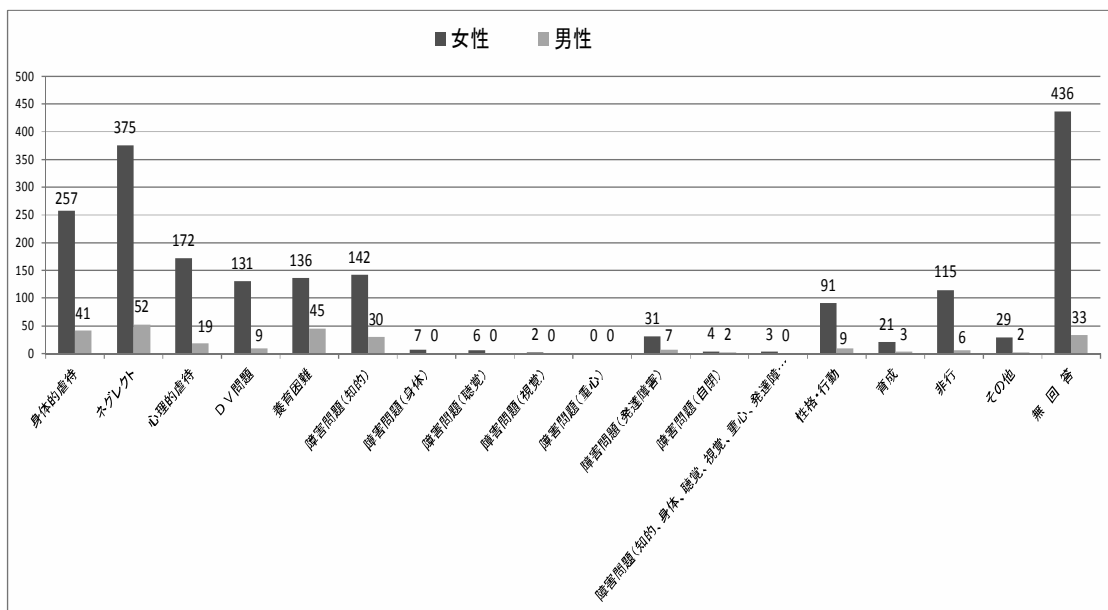


図 26. 性暴力被害での相談事例における性暴力被害以外の男女別問題状況（平成 23 年度 性暴力被害事例 1601 件）

⑥ 特別な随伴問題：児童ポルノ、買春・援助交際問題

家庭内性暴力被害がほかの虐待と大きく異なるのは加害者の動機と目的に養育課題としての要件を含まず、もっぱら性的搾取と支配目的で行われる加害行為である点である。ほかの虐待と違い、犯罪的加害性がその要件の多くを占め、児童ポルノ問題、児童買春問題にも直接関係する。

家庭外性暴力被害はまさに犯罪被害そのものでもあるが、今回取り上げている被害は施設という、家庭とは異なるが、もうひとつの子どもが暮らす日常生活の場における被害を取り上げている。ただこちらは十分な情報収集に至らなかったため、参考情報レベルに留まっている。

回収された事例情報では、児童ポルノ問題、児童買春問題の状況は表 50 のとおりである。また各問題について、在宅群と施設群での発生率の比較を試みた（表 51、52）。

表 50. 児童相談所における性暴力被害事例における児童ポルノ・買春関係問題の状況（平成 23 年度）

	性 別	件 数	い 画 像 問 題 (疑 い 含 む)	児 童 ポ ル ノ ・ 疑 問 (疑 い 含 む)	助 交 際 買 春 ・ 援 助 (疑 い 含 む)	無 回 答
A	報告合計	1354	83	31	1244	
		100.0	6.1	2.3	91.9	
	女性	1257	80	31	1150	
		100.0	6.4	2.5	91.5	
	男性	91	3		88	
		100.0	3.3	-	96.7	
B1	男女合計	1348	83	31	1238	
		100.0	6.2	2.3	91.8	
	欠損値	6	0	0	6	
	報告合計	11	2		9	
		100.0	18.2	-	81.8	
	女性	8	1		7	
B3		100.0	12.5	-	87.5	
	男性	3	1		2	
		100.0	33.3	-	66.7	
	男女合計	11	2	0	9	
		100.0	18.2	0.0	81.8	
	欠損値	0	0	0	0	
B2	報告合計	49	1		48	
		100.0	2.0	-	98.0	
	女性	41	1		40	
		100.0	2.4	-	97.6	
	男性	6			6	
		100.0	-	-	100.0	
B4	男女合計	47	1	0	46	
		100.0	2.1	0.0	97.9	
	欠損値	2	0	0	2	
A+B1+B3	報告合計	1414	86	31	1301	
		100.0	6.1	2.2	92.0	
	女性	1306	82	31	1197	
		100.0	6.3	2.4	91.7	
	男性	100	4	0	96	
		100.0	4.0	0.0	96.0	
B2+B4	男女合計	1406	86	31	1293	
		100.0	6.1	2.2	92.0	
	欠損値	8	0	0	8	
B2+B4	報告合計	200	2	4	194	
		100.0	1.0	2.0	97.0	
	女性	113	0	4	109	
		100.0	0.0	3.5	96.5	
	男性	82	2	0	80	
		100.0	2.4	0.0	97.6	
総計	男女合計	195	2	4	189	
		100.0	1.0	2.1	96.9	
	欠損値	5	0	0	5	
総計	報告合計	1614	88	35	1495	
		100.0	5.5	2.2	92.6	
	女性	1419	82	35	1306	
		100.0	5.8	2.5	92.0	
	男性	182	6	0	176	
		100.0	3.3	0.0	96.7	
B1+B3	男女合計	1601	88	35	1482	
		100.0	5.5	2.2	92.6	
	欠損値	13	0	0	13	

表 51. 児童ポルノ問題についての A・B 群比較
フィッシャーの直接確率

	児童ポルノ問題		計
	あり	なし	
A	83	1265	1348
B	5	248	253
計	88	1513	1601

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意
両側P値 0.0061 **
片側P値 0.0028 **

CramerのV 0.0669
YuleのQ 0.5299

表 52. 児童買春問題についての A・B 群比較
フィッシャーの直接確率

	児童買春問題		計
	あり	なし	
A	31	1317	1348
B	4	249	253
計	35	1566	1601

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意
両側P値 0.6403
片側P値 0.3297

CramerのV 0.0179
YuleのQ 0.1887

表 51、表 52 から、児童ポルノ問題は在宅事例を中心とした性暴力被害事例に集中しており、家庭内性暴力被害に多く、施設入所中の性暴力被害事例ではごくまれにしか発生・発覚していないか、発見されていないことが分かる。

児童買春は子ども自身からの行為を含み、在宅の性暴力被害群にも施設入所中の性暴力被害群においても発生・発覚率に差はない（およそ 1～3%前後）ことが認められる。

表 53 は表 50 の情報を圧縮したものだが、表 54 のような傾向が認められる。これをみると、B-1 群のみが児童ポルノ問題において発生・発見率が突出している。例数が少ないので慎重な判断が必要だが念のため、A 群との比較、ほかの B 群との比較を行ったところ、B 群の中では特異な兆候であることがうかがわれた。この点は後に検討する（A 群との比較では有意差は認めず、A 群と同類の特徴であることが認められた）。

表 53. 児童相談所が対応した性暴力被害事例における
児童ポルノ問題と児童買春問題の出現率（平成 23 年度）

表 53 の児童ポルノ問題について B-1 群とそのほかの B 群を比較したところ 5%水準で一応の傾向性は見られている（表 54）。

表 54. 施設入所中の性暴力被害事例における児童ポルノ問題の出現率非比較

	児童ポルノ問題		計
	あり	なし	
他の B	3	239	242
B-1	2	9	11
計	5	248	253

	件数	児童問題（疑い含む） （ポルノ・画像）	構成比（発生率）	児童（疑い含む） （買春・援助交）	構成比（発生率）	無回答
A	1348	83	6.2%	31	2.3%	1238
B合計	253	5	2.0%	4	1.6%	244
B-1	11	2	18.2%	0	0.0%	9
B-3	47	1	2.1%	0	0.0%	46
B-2	31	0	0.0%	1	3.2%	30
B-4	164	2	1.2%	3	1.8%	159

3)－3 在宅事例と施設入所中事例のその他の全体状況

① 発見・発覚の経緯

既に3)－2においても在宅事例：A群と施設入所中事例：B群の状況についてみてきたが、ここで最初の発覚状況、通告状況をみておく。

性暴力被害の発見・発覚は在宅事例においては本人が誰かに被害を開示することから、通告となって児童相談所に被害の疑い情報が到達することが多い。それらの通告は通常、当人からの告白という分類ではなく、それを聞いて通告した通告者・機関が経路とされる。

平成16年の児童福祉法改正により、平成17年度からは市町村も虐待通告を受理することになり、しばしば通告受理後の初動対応としての安全確認は、市町村の通告受理部門が行うことが増えている。ただし、ガイドライン2011年版では、性的虐待の疑い通告に関しては、緊急の安全確認と調査のための保護の判断が必要となるため、できるだけ通告受理直後に、保護の判断を担当する児童相談所に対応開始できるように連絡・送致することが望ましいとしている。在宅事案（別件での一時保護中を含む）での通告の有無を表55に、市町村からの送致・通知の有無を表56に、通告の経路を表57に示す。

表 55. 在宅性暴力被害事例の通告の有無（平成23年度）

性別	件数	あり	なし	無回答
報告合計	1354	1123	216	15
	100.0	82.9	16.0	1.1
女性	1257	1042	200	15
	100.0	82.9	15.9	1.2
男性	91	77	14	-
	100.0	84.6	15.4	-
男女合計	1348	1119	214	15
	100.0	83.0	15.9	1.1
欠損値	6	4	2	0

表 56. 在宅性暴力被害事例の市町村からの送致・通知の有無（平成23年度）

性別	件数	あり	なし	無回答
報告合計	1123	205	901	17
	100.0	18.3	80.2	1.5
女性	1042	184	842	16
	100.0	17.7	80.8	1.5
男性	77	21	55	1
	100.0	27.3	71.4	1.3
男女合計	1119	205	897	17
	100.0	18.3	80.2	1.5
欠損値	4	0	4	0

表55によれば、在宅の性暴力被害事例ではその82.9%：1123件が通告によって対応開始されている。比率に男女差はみられていない。

表56によれば、市町村からの送致・通知は18.3%：205件とあまり多くない。直接に通告された件数が多いとみられるが、市町村に通告されている性暴力被害事案の総数がわからないので、どの程度の割合で送致・通知がなされているのかはつかめない。

在宅からの性暴力被害事案における通告対応について表57に示す。この中で、市町村が受理した通告情報が転送・送致され、児童相談所が通告として対応したとみられる事例数は検索すると表58（男女区別の欠損値も算入）のようになる。これを見る限り、市町村が受理した性暴力被害事案は児童相談所に連絡され、児童相談所の通告対応が開始されているとみることができる。

表 57. 在宅性暴力被害事例における通告経路の内容（平成23年度）

性別	件数	保育所・学校・幼稚園	福祉事務所	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	友人	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設	警察	その他	無回答
報告合計	1123	353	100	89	202	33	37	12		12	57	11	126	77	14
	100.0	31.4	8.9	7.9	18.0	2.9	3.3	1.1	-	1.1	5.1	1.0	11.2	6.9	1.2
女性	1042	340	85	86	182	25	35	11		12	56	10	123	65	12
	100.0	32.6	8.2	8.3	17.5	2.4	3.4	1.1	-	1.2	5.4	1.0	11.8	6.2	1.2
男性	77	11	15	3	20	8	2	1			1	1	2	11	2
	100.0	14.3	19.5	3.9	26.0	10.4	2.6	1.3	-	-	1.3	1.3	2.6	14.3	2.6
男女合計	1119	351	100	89	202	33	37	12	0	12	57	11	125	76	14
	100.0	31.4	8.9	8.0	18.1	2.9	3.3	1.1	0.0	1.1	5.1	1.0	11.2	6.8	1.3
欠損値	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

上記表中：空欄は元データ段階「0」の意味 集計値は0表記している

表 58. 在宅事例の通告と送致

通告	送致・通知	件数
●	●	205
●	なし	918
なし		216
記入なし 不明		15
合計		1354

表 57 の通告経路で最も多いのは子どもの所属機関である保育所・幼稚園・学校である。続けて家族、警察、福祉事務所、本人となっている。

子どもの所属する場所・機関の職員が子どもからの何らかの被害の開示に接した際、子どもから正しく最小限度の被害情報を聴取し、必要以

上のことは聴かないようにする初期対応における専門的な対応のための訓練が必要である。ただし、この初期の事実確認に関する慎重な対応と、子どもの被害兆候から子どもの安全に関する情報を慎重かつ確実に把握する基本的姿勢、およびケアとしての治療的配慮とを混同してはならない。

在宅の事案の多くが子どもの何らかの告白・開示を受けた様々な人・機関からの通告によって対応開始されるのに対して、施設入所中の事案の場合には、もっぱら施設職員が発見・確認して児童相談所に連絡することが対応開始の発端となっている。この際の本人の開示は、直接の経路として認知されていることが多い。また、児童相談所の職員が最初に子どもから直接、被害事実を聴取したことから対応開始する場合もある。これらの経路を表 59 に示す。また表 59 の概要を図 27～29 に示す。

まず、B-1、B-3 群は施設入所後に家庭内性暴力が発覚したことから対応開始した事案である。表 47 によれば、この群にも、若干の家庭外性暴力被害が含まれ、表 48 によれば身体的虐待とネグレクトを最も高い比率で併せ持つ群である。おそらく施設入所の時点ですでに身体的虐待やネグレクトなどの被虐待問題をもって施設入所し、後に家庭内性暴力被害が発覚した事例で、ひとりの子どもの被害としては最も被害が重複している深刻な被害群に属するとみられる。経路として本人からの開示が 30～40% 台であるのも本人からの開示で初めて被害状況が表面化した事案がそれだけ多いと見なければならぬ。このうち B-1 群：家庭内性暴力被害発覚後、その施設からも分離保護しなければならなかった群は、人数は少ないが児童ポルノ被害でも発生率が突出している。

B-2、B-4 群は施設入所後に家庭外性暴力被害が発見・発覚したことから対応開始した群である。ただし、表 46 によれば、その約 3 割の子どもには家庭内性暴力被害が重複している。また表 48 によればそのおよそ 8 割に性的虐待以外の相談種別に識別される問題が認められており、多重選択項目で約 4 割の家庭養育上の問題は当然であるとして、それ以外に 16.4% に身体的虐待、22.1% にネグレクトの問題があり、また本人の知的障害も 15.4% とほかの群平均（A+B1+B3 群は 10.1%）より高い。ちなみにこの差は参考程度（5% 水準）ではあるが統計的有意差がみられている（表 60）。

本調査では、B 群全体の回収状況に問題があり、特にこの B-2、B-4 群は回収状況において、全体件数の計上不足がうかがわれた群である。そのため件数の少なさも含めてこの数字だけで何かを判断することは難しいと考えられ、今回は参考情報とせざるを得ず、詳細な検討は今後の課題としたい。

表 59. 施設入所中の子どもの性暴力被害事例における通告経路の内容（平成 23 年度）

報告分類	性別	件数	保育園・学校・幼稚園	福祉事務所	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	友人	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設	警察	その他	無回答	
B-1	報告合計	11			5	1							5				
		100.0	-	-	45.5	9.1	-	-	-	-	-	-	45.5	-	-	-	
	女性	8			4	1							3				
		100.0	-	-	50.0	12.5	-	-	-	-	-	-	37.5	-	-	-	
	男性	3			1								2				
		100.0	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	66.7	-	-	-	
	男女合計	11	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	45.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	0.0	0.0	0.0		
	欠損値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B-3	報告合計	49	1		16	4						1	26			1	
		100.0	2.0	-	32.7	8.2	-	-	-	-	-	2.0	53.1	-	-	2.0	
	女性	41	1		15	4						1	20				
		100.0	2.4	-	36.6	9.8	-	-	-	-	-	2.4	48.8	-	-	-	
	男性	6											6				
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	
	男女合計	47	1	0	15	4	0	0	0	0	0	1	26	0	0	0	
	100.0	2.1	0.0	31.9	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	55.3	0.0	0.0	0.0		
	欠損値	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
B-2	報告合計	31	2		6	1		1					16	1	4		
		100.0	6.5	-	19.4	3.2	-	3.2	-	-	-	-	51.6	3.2	12.9	-	
	女性	18	1		3	1		1					7	1	4		
		100.0	5.6	-	16.7	5.6	-	5.6	-	-	-	-	38.9	5.6	22.2	-	
	男性	13	1		3								9				
		100.0	7.7	-	23.1	-	-	-	-	-	-	-	69.2	-	-	-	
	男女合計	31	2	0	6	1	0	1	0	0	0	0	16	1	4	0	
	100.0	6.5	0.0	19.4	3.2	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	51.6	3.2	12.9	0.0		
	欠損値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B-4	報告合計	169	4		37	1		1	3				111	1	8	3	
		100.0	2.4	-	21.9	0.6	-	0.6	1.8	-	-	-	65.7	0.6	4.7	1.8	
	女性	95	4		24	1			2				57	1	6		
		100.0	4.2	-	25.3	1.1	-	-	2.1	-	-	-	60.0	1.1	6.3	-	
	男性	69			13			1	1				50		2	2	
		100.0	-	-	18.8	-	-	1.4	1.4	-	-	-	72.5	-	2.9	2.9	
	男女合計	164	4	0	37	1	0	1	3	0	0	0	107	1	8	2	
	100.0	2.4	0.0	22.6	0.6	0.0	0.6	1.8	0.0	0.0	0.0	65.2	0.6	4.9	1.2		
	欠損値	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	
B-1+B-3	報告合計	60	1	0	21	5	0	0	0	0	0	0	1	31	0	0	1
		100.0	1.7	0.0	35.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	51.7	0.0	0.0	1.7	
	女性	49	1	0	19	5	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	0
		100.0	2.0	0.0	38.8	10.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	46.9	0.0	0.0	0.0	
	男性	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	
		100.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0	0.0	
	男女合計	58	1	0	20	5	0	0	0	0	0	1	31	0	0	0	
	100.0	1.7	0.0	34.5	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	53.4	0.0	0.0	0.0		
	欠損値	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
B-2+B-4	報告合計	200	6	0	43	2	0	2	3	0	0	0	127	2	12	3	
		87.3	2.6	0.0	18.8	0.9	0.0	0.9	1.3	0.0	0.0	0.0	55.5	0.9	5.2	1.3	
	女性	113	5	0	27	2	0	1	2	0	0	0	64	2	10	0	
		100.0	4.4	0.0	23.9	1.8	0.0	0.9	1.8	0.0	0.0	0.0	56.6	1.8	8.8	0.0	
	男性	82	1	0	16	0	0	1	1	0	0	0	59	0	2	2	
		100.0	1.2	0.0	19.5	0.0	0.0	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0	72.0	0.0	2.4	2.4	
	男女合計	195	6	0	43	2	0	2	3	0	0	0	123	2	12	2	
	100.0	3.1	0.0	22.1	1.0	0.0	1.0	1.5	0.0	0.0	0.0	63.1	1.0	6.2	1.0		
	欠損値	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	

上記表中：空欄は元データ段階「0」の意味 集計値は0表記している

表 60. 性暴力被害事例における知的障害の関与
フィッシャーの直接確率

	知的障害の有無		
	あり	なし	計
家庭内性暴力問題	142	1264	1406
家庭外性暴力問題	30	165	195
計	172	1429	1601

フィッシャーの直接確率 **1%有意 *5%有意
両側P値 0.034974 *
片側P値 0.020668 *

CramerのV 0.055818
YuleのQ -0.23619

子ども虐待問題において障害児の被害状況は常に注目されてきた課題である。本調査では疫学的な検討は行っていないので、母集団における被害発生率は検討していない。また施設入所事例については家庭内性暴力被害事例に比べて十分に回収できていないとみられることから、検討の基礎となるサンプル数に偏りがあるため、家庭内性暴力被害群と家庭外性暴力被害群の比較に統計的な有意性を求めることが難しい。

こうした制限を前提として試算した比較では5%水準と低い有意性であるが、一応の差が認められた。

これらは今後の調査・検討を待ちたい。

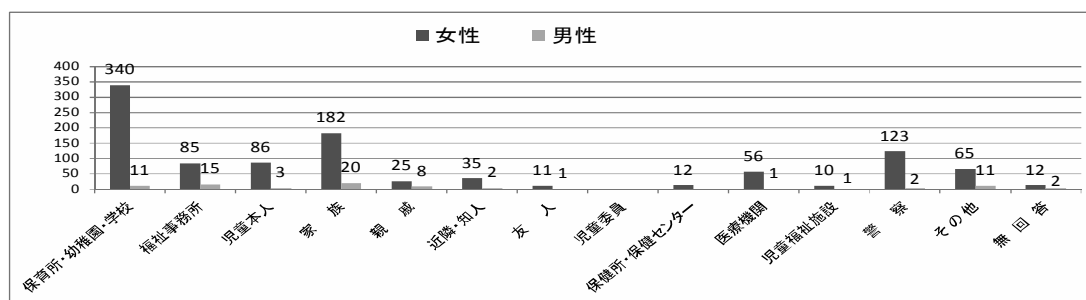


図 27. 在宅で性暴力被害問題が発見・発覚したことから対応開始した事例の男女別経路別状況 (平成 23 年度)

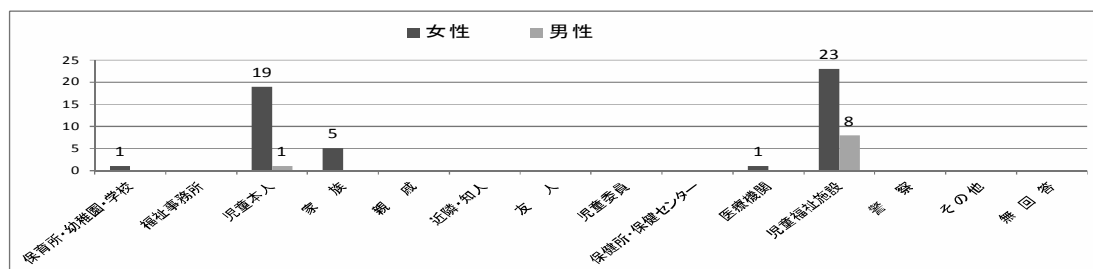


図 28. 施設入所中に家庭内性暴力被害が発見・発覚したことから対応開始した事例の男女別経路別状況 (平成 23 年度)

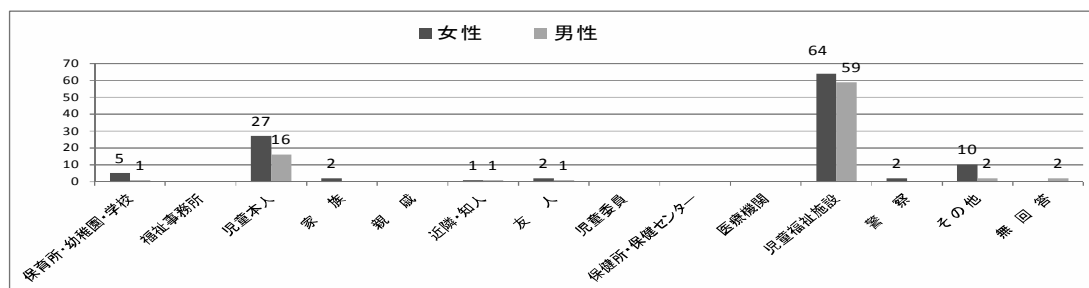


図 29. 施設入所中に家庭外性暴力被害が発見・発覚したことから対応開始した事例の男女別経路別状況 (平成 23 年度)

3)ー4 家庭内性暴力事案の状況

回収された全 1614 事例につき、今一度、表 47 に基づき、全群から性的虐待・家庭内性暴力被害 1263 件を抽出して、その問題状況をまとめると表 61 のとおりとなる。

性的虐待にあたる事例が 866 件、性的虐待以外の家庭内性暴力被害にあたる事例が 397 件である。すなわち子どもが日常生活を共にしている環境内で一緒に暮らす人物から性暴力被害を受けている事例が今回報告された事例中 78.3%あり、そのうち 68.6%は性的虐待とされているが 31.4%はそれ以外の家庭内性暴力被害事案であった。いずれも個票に基づく実数値であり、いわゆる虐待統計とは基準が異なっているが、相当数の性的虐待にあたらない家庭内性暴力被害事案があることが分かる。

表 61. 性的虐待・家庭内性暴力被害事例にみられる随伴問題（重複回答）の状況（平成 23 年度）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	DV問題	養育困難	障害（知的）	障害（身体）	障害（聴覚）	障害（視覚）	障害（重心）	障害（発達障害）	障害（自閉）	障害（その他）	性格・行動	育成	非行	その他	随伴件数	全件数
性的虐待	181	185	112	98	55	70	6	3	0	0	18	2	1	54	9	44	13	546	866
随伴事例中構成比（%）	33.2	33.9	20.5	17.9	10.1	12.8	1.1	0.5	0.0	0.0	3.3	0.4	0.2	9.9	1.6	8.1	2.4	100.0	
全件数中構成比（%）	20.9	21.4	12.9	11.3	6.4	8.1	0.7	0.3	0.0	0.0	2.1	0.2	0.1	6.2	1.0	5.1	1.5	63.0	100.0
家庭内性暴力被害	68	149	47	34	45	51	1	3	0	0	12	4	1	24	5	27	11	309	397
随伴事例中構成比（%）	22.0	48.2	15.2	11.0	14.6	16.5	0.3	1.0	0.0	0.0	3.9	1.3	0.3	7.8	1.6	8.7	3.6	100.0	
全件数中構成比（%）	17.1	37.5	11.8	8.6	11.3	12.8	0.3	0.8	0.0	0.0	3.0	1.0	0.3	6.0	1.3	6.8	2.8	77.8	100.0

表 62. 家庭内性暴力被害事例の具体的様態（平成 23 年度）

家庭内性暴力被害 (397 件)

平成27年度 児童相談所 虐待相談対応件数(6871件)																			件数	
性的虐待	家庭内暴力被害	1 身体的虐待	2 テグレクト	3 心理的虐待	4 DV問題	5 養育困難	6 障害(知的)	7 障害(身体)	8 障害(聴覚)	9 障害(視覚)	10 障害(重心)	11 障害(発達障害)	12 障害(自閉)	13 障害(その他)	14 性格・行動	15 育成	16 非行	17 その他		
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●														2	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●														1	
	●	●	●	●	●														3	
	●	●	●	●	●														1	
	●	●	●	●	●														2	
	●	●	●	●	●		●												3	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												9	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												3	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												5	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												24	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												3	
	●	●	●	●	●		●												3	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												10	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												12	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												5	
	●	●	●	●	●		●												3	
	●	●	●	●	●		●												73	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												4	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												18	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												10	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												2	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												22	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												16	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												3	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												10	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												1	
	●	●	●	●	●		●												7	
	●	●	●	●	●		●												4	
	●	●	●	●	●		●												88	
小計	0	397	68	149	47	34	45	51	1	3	0	0	12	4	1	24	5	27	11	397
合計	866	397	249	334	159	132	100	121	7	6	0	0	30	6	2	78	14	71	24	1263

-44-

重複随伴する問題をグラフに表すと図 30 のようになる。親権者・監護責任者が主たる加害者である性的虐待では、身体的虐待をはじめとするほかの虐待の重複が極めて多く、それを構成比で表すと図 31 のようになる。

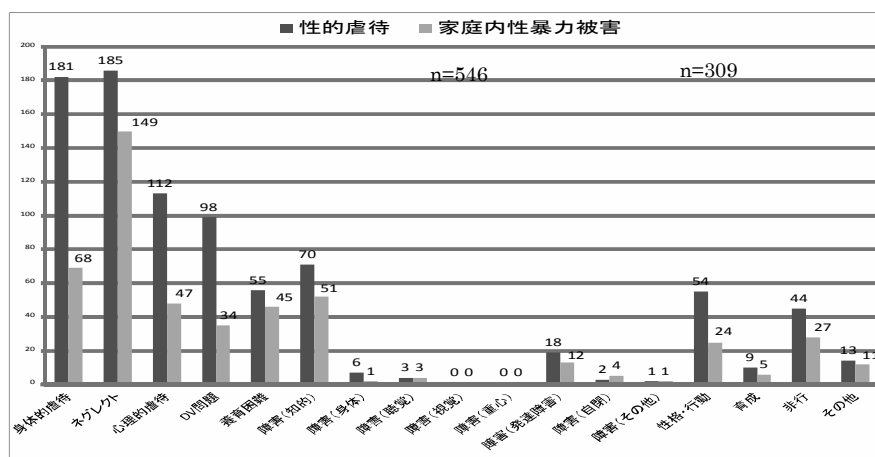
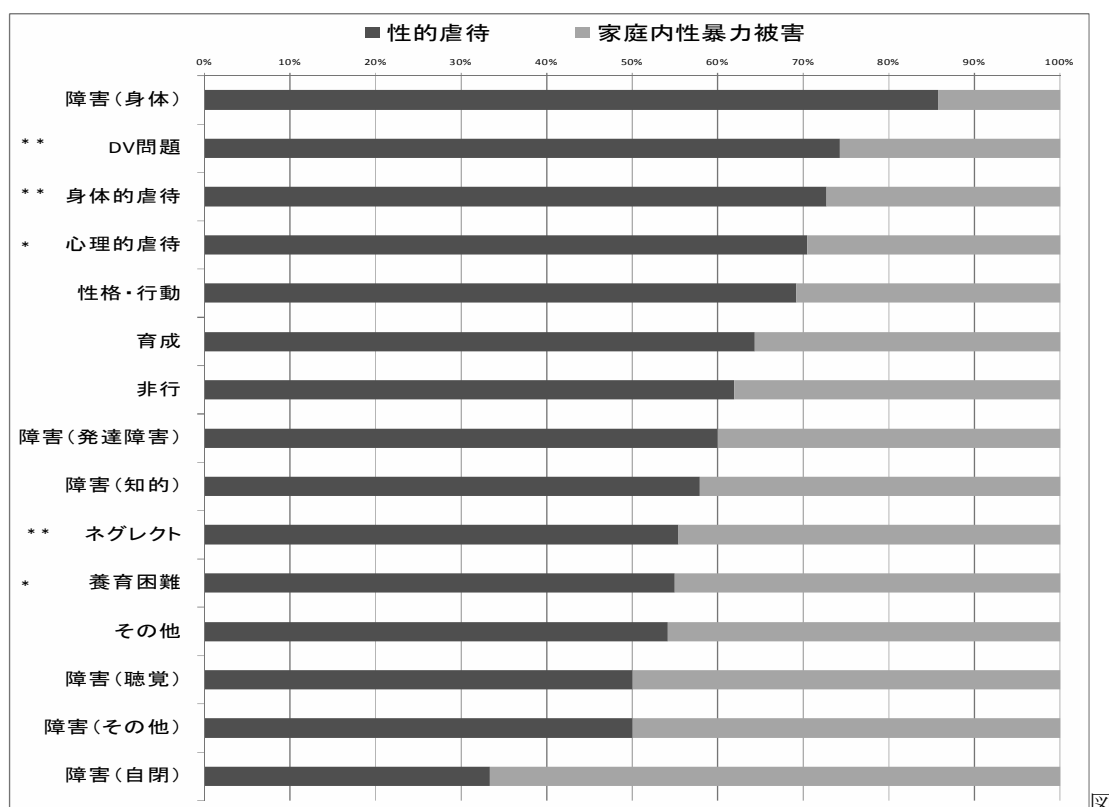


図 30. 性的虐待・家庭内性暴力に随伴する問題（重複回答）の状況（平成 23 年度）



31. 性的虐待・それ以外の家庭内性暴力被害の事例における随伴問題（重複回答）の状況

フィッシャーの直接確率 **1%有意 *5%有意

性的虐待とそれ以外の家庭内性暴力被害に随伴するこれらの問題について両群内の構成比について統計的検討を加えたところ、各群全数を母集団とした場合には有意差は見られないが、各群随伴問題群を母数としたところ、DV問題、身体的虐待、ネグレクトで1%水準、心理的虐待、養育困難で5%水準の有意差が認められた。すなわち、DV被害、身体的虐待、心理的虐待は親権者・監護責任者による性的虐待被害事例により多くみられ、ネグレクト、養育困難は、親権者・監護責任者以外の家庭内性暴力被害事例の方により多くみられるという点で有意差が認められている。

3)－5 施設入所中事案に関する性暴力の状況

施設入所中の性暴力被害事例は、これまで述べてきたように、本調査ではその正確な全数を把握するに至っていない。そのため、以下はあくまで参考程度の情報であることに留意されたい。

個票はまず、家庭内性暴力被害の発覚・発見から対応開始した群（B-1、B-3 群）とそれ以外の家庭外性暴力被害の発覚・発見から対応開始した群（B-2、B-4 群）に分けて回収された。ところがこれまで見てきたように、それらの区分は対応の発端の情報に過ぎず、実は複雑な被害状況にあることが分かってきた。まず、各事例の所属状況を表 63、図 32 に示す。児童養護施設が全体の 78.%を占める。

表 63. 施設入所中の性暴力被害事例（家庭内性暴力被害含む）の施設別・男女別件数（平成 23 年度）

	性別	件数	児童養護	児童自立	情短	里親	障害関係	その他	無回答
B-1	報告合計	11	7		2		1		1
		100.0	63.6	-	18.2	-	9.1	-	9.1
	女性	8	5		2		1		
		100.0	62.5	-	25.0	-	12.5	-	-
	男性	3	2						1
		100.0	66.7	-	-	-	-	-	33.3
B-3	報告合計	49	38	1	3		3	1	3
		100.0	77.6	2.0	6.1	-	6.1	2.0	6.1
	女性	41	32		3		3	1	2
		100.0	78.0	-	7.3	-	7.3	2.4	4.9
	男性	6	5	1					
		100.0	83.3	16.7	-	-	-	-	-
B-2	報告合計	31	21		2	4	1	3	
		100.0	67.7	-	6.5	12.9	3.2	9.7	-
	女性	18	10		2	3		3	
		100.0	55.6	-	11.1	16.7	-	16.7	-
	男性	13	11			1	1		
		100.0	84.6	-	-	7.7	7.7	-	-
B-4	報告合計	169	137	2	5	5	14	3	3
		100.0	81.1	1.2	3.0	3.0	8.3	1.8	1.8
	女性	95	78	1	3	4	6	3	
		100.0	82.1	1.1	3.2	4.2	6.3	3.2	-
	男性	69	55	1	2	1	8		2
		100.0	79.7	1.4	2.9	1.4	11.6	-	2.9
総計	報告合計	260	203	3	12	9	19	7	7
		100.0	78.1	1.2	4.6	3.5	7.3	2.7	2.7
	女性	162	125	1	10	7	10	7	2
		100.0	77.2	0.6	6.2	4.3	6.2	4.3	1.2
	男性	91	73	2	2	2	9	0	3
		100.0	80.2	2.2	2.2	2.2	9.9	0.0	3.3
欠損値	報告合計	253	198	3	12	9	19	7	5
		100.0	78.3	1.2	4.7	3.6	7.5	2.8	2.0
	欠損値	7	5	0	0	0	0	0	2

上記表中：空欄は元データ段階「0」の意味 集計値は0表記している

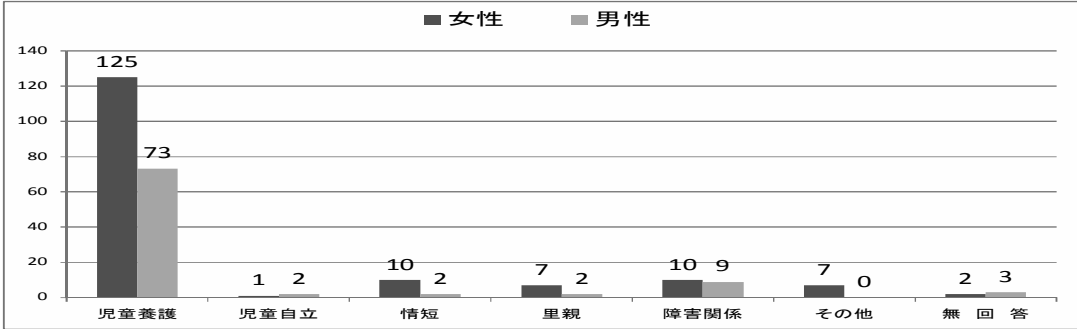


図 32. 施設入所中の性暴力被害事例（家庭内性暴力被害含む）の施設別・男女別件数（平成 23 年度）

施設入所中の性暴力被害群にも多くの性的虐待・家庭内性暴力被害の発見・発覚事例があったのは先に述べてきた。性的虐待、家庭内性暴力被害を伴わない事例を、確認されている加害者データから消去法的に検索すると 155 事例、家庭内性暴力加害者が確認されていない事例が識別された。これが何を代表しているかには疑問があるが、その事例に認められる諸問題の全体像を表 64、図 33、図 34 に示す。

表 64. 施設入所中に発見・発覚した性暴力被害事例（性的虐待。家庭内性暴力除く）
における性暴力被害以外の問題と件数（平成 23 年度）

	別件保護中の家庭外性被害 家庭外性暴力被害	その他重複被害 不特定者からの被害	無記入	1 身体的虐待	2 ネグレクト	3 心理的虐待	4 DV問題	5 養育困難	6 障害（知的）	7 障害（身体）	8 障害（聴覚）	9 障害（視覚）	10 障害（重心）	11 障害（発達障害）	12 障害（自閉）	13 障害（その他）	14 性格・行動	15 育成	16 非行	17 その他	件数		
	●			●	●			●						●							1		
	●			●		●		●						●							1		
	●			●						●											1		
	●			●					●												1		
	●			●						●											1		
	●			●												●					1		
	●			●													●				7		
	●			●		●	●		●			●									1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●	●		●									●			1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●		●											4		
	●			●		●		●									●				4		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													10		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													2		
	●			●		●		●													2		
	●			●		●		●													30		
	●			●		●		●						●				●	●	●	3		
	●			●		●		●						●							1		
	●			●		●		●											●		2		
	●			●		●		●													3		
	●			●		●		●													14		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●											●	●	1		
	●			●		●		●										●			1		
	●			●		●		●													2		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													8		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													5		
	●			●		●		●						●							1		
	●			●		●		●										●			1		
	●			●		●		●													10		
	●			●		●		●													2		
	●			●		●		●									●	●			1		
	●			●		●		●										●			1		
	●			●		●		●											●		1		
	●			●		●		●													5		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													2		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													1		
	●			●		●		●													3		
	●			●		●		●													4		
合計	95	1	7	37	15	27	34	9	1	64	20	1	0	1	0	7	0	1	7	3	8	4	155

施設に入所したのちに、過去からの性暴力被害や、継続している被害、および現在の環境で発生している被害について何らかの発覚、発見があったことから対応開始した事例のうち、明らかな性的虐待・家庭内性暴力にあたる加害者が確認されている事例を除いた事例 155 事例の概要を表 64 に示す。

表 64 によれば、その背景に身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、DV 問題等が多数重複しており、155 事例中、71 事例：45.8%は性暴力被害以外の分野の虐待問題が重複している。

もしもこれが施設入所後の子どもの性暴力被害問題の一端であるとすれば、施設における性暴力被害には、入所前からの子どもの背景問題が重大な要素となることが推測される。

この点については本調査のデータは基本数が不足しているとみられ、今後の検討を待ちたい。

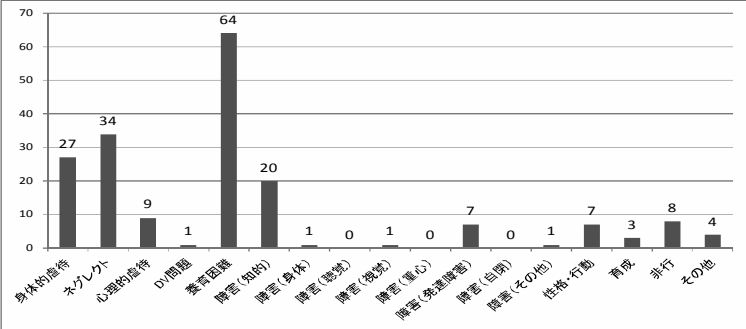


図 33. 施設入所中に発見・発覚した性暴力被害事例（性的虐待・家庭内性暴力除く）に随伴する問題の状況（平成 23 年度）

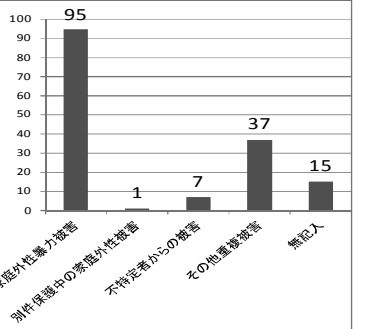


図 34. 性的虐待・家庭内性暴力以外の性暴力被害の種類（平成 23 年度）

3)ー6 性暴力被害への対応

これ以降、個票として集められた情報について、ガイドライン 2011 年版でも提示した性暴力被害にあった子どもへの対応順に情報整理を進める。

要点は、通告受理直後からの初期対応、安全確認と調査保護の判断、より詳しい事実調査と被害確認面接・医学診察の実施、子どもへの再被害の阻止とケアの開始、非加害保護者へアプローチである。併せて、被害の様態、確認の推移についての実態、刑事訴追の状況等についても基礎的なデータとしての整理を行う。

これらの検討は A 票、在宅状態で性暴力被害にあったことについての対応が開始された事例が最も正確な照合性があるので、A 票事例に焦点を当てることとする。

①初期対応 在宅事案の安全確保について

在宅事案では新規相談が約 6 割（表 65）を占めており、初動の調査が最初の情報収集となる事例が多い。これまでに見てきたように多数の背景問題を抱えた事案が多く、調査は性暴力被害問題だけに集中することが難しい。

表 65. 在宅事例の受理時の相談経過

性別	件数	新規相談	別件での相談継続中	あつり去に同種の相談歴	あつり去に別種の相談歴	無回答
合計	1354	876	157	81	223	17
	100.0	64.7	11.6	6.0	16.5	1.3
女性	1257	818	141	78	205	15
	100.0	65.1	11.2	6.2	16.3	1.2
男性	91	55	14	3	17	2
	100.0	60.4	15.4	3.3	18.7	2.2

（別紙資料 2 A 票 表 11 から）

それだけに初期のアセスメントと安全確認時における保護の判断が重要となる。

在宅事例に関しては加害を疑われる人物と子どもの接点を押さえることが重要であり、そのためにも、子どもの身柄の確保を重視しなければならない。

また多くの子どもが家族関係の利害の中で、非加害保護者やそのほかの家族・親族との関係を失うことを恐れるあまり、最初の告白が公的機関への調査に結び付いてしまったことから恐れをなして、被害の開示をためらう。

しかし、多くの事例で加害者はいつでも子どもにすぐに接触できるところに存在していることが多く、子どもの安全確保について、児童相談所は当事者の意向とは独立に緊急判断しなければならない（表 66）。

表 66. 在宅事例の被害者と加害者の居住・接触程度（別紙資料 2 A 票 表 13 から）

性別	件数	同居	同居に近い状態	返す同居・別居を繰り返す	別居に接：日常的に頻	別居に接：定期・不定	ごくたまに接触	接触程度不明	無回答
合計	1354	985	56	18	75	126	26	53	15
	100.0	72.7	4.1	1.3	5.5	9.3	1.9	3.9	1.1
女性	1257	906	51	17	71	121	24	52	15
	100.0	72.1	4.1	1.4	5.6	9.6	1.9	4.1	1.2
男性	91	76	3	1	4	4	2	1	2
	100.0	83.5	3.3	1.1	4.4	4.4	2.2	1.1	-

在宅の事案の大半は通告による（83.9%：表 55）。通告の内容については、ガイドラン 2011 で 5 つに分類している。これは平成 20 年度に全国調査した平成 19 年度の全国児童相談所の性的虐待事例報告に基づいている。分類は以下のとおりである。

【性暴力被害についての通告段階での情報分類】

- ① 主に思春期以後の子どもによる詳細で具体的な性暴力被害の説明があるもの
- ② 主に思春期以前の子どもによる、あいまいな、性被害を疑わせるだけの情報
- ③ 直接に性被害を表してはいないが、周辺的な不穏情報を含むもの
- ④ 本人からの開示はないが、行動から性被害を疑わせるもの
- ⑤ 第三者による目撃や映像など物的証拠があるもの

今回の調査ではこの情報の 5 分類に加えて、具体的な被害の内容を 5 分類して組み合わせて尋ねている。被害内容の分類は、以下のとおりである。

1. 何らかの被害・詳細不明
2. 非接触被害
3. 接所被害（挿入不明）
4. 接触被害(非挿入)（ここでの挿入とは、口、肛門、性器への何らかの挿入行為すべてを指す。）
5. 接触被害（挿入被害）

在宅事例について、通告時点での通告内容と被害内容は表 67 のとおりである。通告内容が詳細なものには被害内容も具体的になっていく傾向が認められる。

表 67. 在宅の性暴力被害事例の通告時点での通告内容と被害の内容

被害の内容	通告の内容						総計
	1 被害の詳細を具体的に説明	2 ほのめかす内容	3 周辺の情報のみ	4 具体的な行動などで疑い	5 目撃や物証	(空白)	
1 何らかの被害 曖昧	52	105	78	9	15	6	265
2 非接触被害	37	17	10	2	9		75
3 接触被害(挿入不明)	100	38	16		11	2	167
4 接触被害(非挿入)	324	45	21	3	7	8	408
5 接触被害(挿入被害)	154	9	12	3	11	2	191
(空白)	5	4	4	1	1	233	248
総計	672	218	141	18	54	251	1354

通告受理直後の安全確認で、子どもがどのような被害にあった可能性が高いか、被害の深刻さはどの程度かを具体的に知ることは難しい。

被害の兆候についての情報は、そのほとんどが通告者の情報によっており、その多くは通告者が子どもから聴き取った被害をうかがわせる発言についての伝聞情報である。

この初期段階で被害の詳細を具体的に語ることができるのは思春期以上の子どもが中心であり、思春期以前の子どもたちは、そもそも性暴力被害を語る「言葉」、性暴力被害をこれだと特定する具体的「知識」を持ち合わせていないことが多い。

表 68、図 35 は通告段階での被害内容と子どもの年齢（学年）を比較したものである。中学生の事例数が圧倒的に多いが、構成比でみると、思春期に向け、年齢が上がるにつれて、情報のあいまいさが減少し、具体的な情報開示が増えているのが見て取れる。

表 68 在宅の性暴力被害事例の通告時点での被害内容と学年

	0～3歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	高校生・その他中学生	無回答	総計
1 何らかの被害 曖昧	8	41	39	55	82	35	5	265
2 非接触被害	3	11	22	10	21	6	2	75
3 接触被害(挿入不明)	2	11	21	33	65	33	2	167
4 接触被害(非挿入)	8	38	45	97	152	62	6	408
5 接触被害(挿入被害)	0	3	8	25	109	41	5	191
(空白)	11	22	47	56	78	27	7	248
総計	32	126	182	276	507	204	27	1354

注意しなければならないのは、子どもからの初期情報のあいまいさの程度と実際の被害がどの程度深刻なことかについては別のこととして考える必要がある点である（表 69～71）。

したがって初期調査においては、まだそれほど件数は多くないが、思春期以前の年齢の子ども被害の開示内容をどのようにとらえ、慎重な調査にかけることができるかにポイントがあると言える。

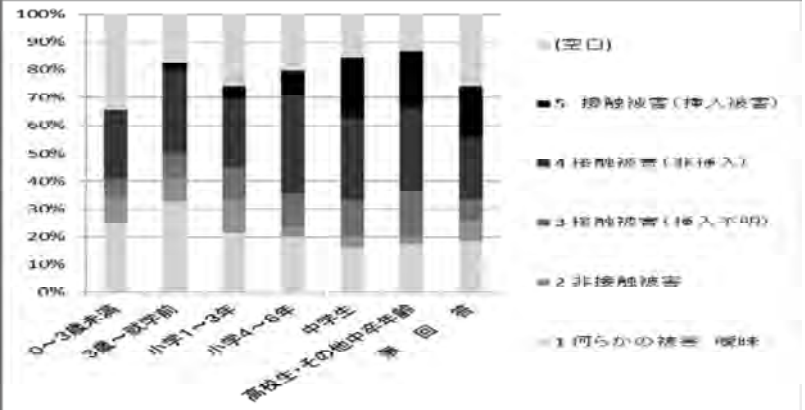


図 35. 在宅の性暴力被害事例の通告時点での被害内容と学年

ガイドライン 2011 では、初期被害調査面接と調査保護の判断過程については詳細まで提示しきれていない点があるが、平成 21 年度より実施している全国各地での面接研修では、徐々に初期被害調査面接のトレーニングの実施件数が増加してきている。

表 69. 初期段階での被害情報と妊娠（中絶）

被害の内容	通告の内容						総計
	1 被害の詳細を具体的に説明	2 ほのめかす内容	3 周辺的な情報のみ	4 具体的な行動などで疑い	5 目撃や物証	(空白)	
1 何らかの被害 曖昧		1	1	1		1	4
2 非接触被害							0
3 接触被害(挿入不明)	1(1)						1
4 接触被害(非挿入)							0
5 接触被害(挿入被害)	6(2)	1	4		2		13
(空白)			1				1
総計	7	2	6	1	2	1	19

() は性感染症罹患の合併

表 70. 初期段階での被害情報と妊娠（出産）

被害の内容	通告の内容						総計
	1 被害の詳細を具体的に説明	2 ほのめかす内容	3 周辺的な情報のみ	4 具体的な行動などで疑い	5 目撃や物証	(空白)	
1 何らかの被害 曖昧							0
2 非接触被害							0
3 接触被害(挿入不明)	1(1)						1
4 接触被害(非挿入)							0
5 接触被害(挿入被害)	7		1		1	1	10
(空白)							0
総計	8	0	1	0	1	1	11

() は性感染症罹患の合併

表 71. 初期段階での被害情報と性感染症（妊娠なし）

被害の内容	通告の内容						総計
	1 被害の詳細を具体的に説明	2 ほのめかす内容	3 周辺的な情報のみ	4 具体的な行動などで疑い	5 目撃や物証	(空白)	
1 何らかの被害 曖昧	1	1	6	1	1		10
2 非接触被害	1						1
3 接触被害(挿入不明)	7	1	2				10
4 接触被害(非挿入)	4		2				6
5 接触被害(挿入被害)	9			1			10
(空白)	1						1
総計	23	2	10	2	1	0	38

多くの場合、深刻な被害を受けた子どもはそうした被害について、何らかの説明情報を開示している。しかし、一部にはより曖昧な表現しかできていない事例も認められる。

初期段階では特に情報が限られており、子どもからの情報が特に重要となるが、子ども自身が常に被害状況を適切に表現できるとは言えない。ただ児童相談所は入手した情報を根拠に介入の可否を判断しなければならず、子どもの情報があいまいな場合についての判断基準が必要である。

② 初期調査

通告直後の初期調査は以後の対応の成否を分ける最初のポイントである。平成 20 年度の全国調査（平成 19 年度の対応状況調査）では、通告受理後の即座な直接接接触による調査はまだ標準的な対応として手順化されておらず、また被害確認面接の専門性についても不十分であったため、受理された通告のうち約 4 割の事例でしか、被害を確認できていなかった。多くの子どもが時間経過とともに再び口をつぐみ、また、あきらめていったものとみられる。

それ以降の児童相談所の対応システムの変貌は大きく、また家庭内性暴力被害事案については平成 22（2011）年度にガイドライン 2011 年版が作成されたことで、全国の児童相談所の対応は明らかに変化してきている。

表 72～76 は、通告受理直後の児童相談所の対応を示す（別紙資料 2 A 票 表 27～31 の再掲）。

表 72. 性暴力被害の通告を受理した児相の対応（1123 事例）

性別	件数	相談所が直接面接	通告者に追加確認依頼	当面周辺調査	実警察確認かられて通い告るで既に事	無回答
合計	1123	727	121	145	95	35
	100.0	64.7	10.8	12.9	8.5	3.1
女性	1042	682	108	128	93	31
	100.0	65.5	10.4	12.3	8.9	3.0
男性	77	43	13	16	1	4
	100.0	55.8	16.9	20.8	1.3	5.2

表 73. 子どもとの最初の接触場所（1354 事例）

性別	件数	通告のあった子どもの所属機関等	子どもの身柄を確保でき	児相	家庭訪問して	無回答
合計	1354	380	122	430	50	372
	100.0	28.1	9.0	31.8	3.7	27.5
女性	1257	356	117	402	43	339
	100.0	28.3	9.3	32.0	3.4	27.0
男性	91	22	3	28	7	31
	100.0	24.2	3.3	30.8	7.7	34.1

表 74. 初期被害調査を担当した職員（1354 事例）

表 75. 初期被害調査の人数設定（1354 事例）

性別	件数	担当児童福祉司	担当児童心理司	担当以外の職員	無回答
合計	1354 100.0	634 46.8	371 27.4	361 26.7	372 27.5
女性	1257 100.0	593 47.2	357 28.4	335 26.7	339 27.0
男性	91 100.0	38 41.8	13 14.3	25 27.5	31 34.1

性別	件数	複数対応	単独対応	無回答
合計	1354 100.0	630 46.5	343 25.3	381 28.1
女性	1257 100.0	591 47.0	319 25.4	347 27.6
男性	91 100.0	36 39.6	23 25.3	32 35.2

表 76 初期被害調査担当者の性別設定（1354 事例）

性別	件数	男女混合	男性のみ	女性のみ	無回答
合計	1354 100.0	252 18.6	55 4.1	668 49.3	379 28.0
女性	1257 100.0	236 18.8	35 2.8	641 51.0	345 27.4
男性	91 100.0	15 16.5	20 22.0	24 26.4	32 35.2

児童相談所にとって虐待通告への初期対応は常に激しい消耗戦の様相がある。職員の人数規模や配置状況に対して、その時点での対応課題の優先順位・緊急度は時々刻々と変化する。

限られた戦力ですべてに対応しなければならず、いわば瞬間最大風速のように事案が限定的に集中することにも対応しなければならぬ。

ガイドライン 2011 年版が提示するチームによる対応条件は、小規模所ではしばしば困難である。所の規模に合わせた工夫の必要性が指摘されても、そもそも絶対数の少ない所では選択の余地は乏しい。

表 74 の調査担当職員の設定、表 75 の単独対応、表 76 の職員の性別設定には、そうした職員規模や各所の状況も反映しているとみられる。

表 77 に、通告受理時点での被害内容と初期調査の対応結果、表 78 に初期調査の実施結果を示す。

表 77. 在宅事例の初期調査結果と通告時点での被害内容情報（1354 事例）

通告時点での被害内容	初期調査の結果							
	件数	被害の疑い・以上の性を確認	の通告に疑った性暴力被害	何らかの被害の疑いあり	性暴力被害の疑い確認できず・不明	性暴力被害の可能性低い	子どもが調査拒否（疑い確認できず）	無回答
1 何らかの被害 曖昧	239	17	41	61	64	35	14	7
2 非接触被害	65	3	44	9	6	1		2
3 接触被害(挿入不明)	133	30	67	24	7	3	1	1
4 接触被害(非挿入)	372	48	263	32	15	5	5	4
5 接触被害(挿入被害)	163	43	104	5	6	2		3
(空白)	382	2	4	6	13	1	1	355
総計	1354	143	523	137	111	47	21	372

表 78. 在宅事例の初期被害調査の実施結果（1354 事例）

（別紙資料 2 A 票 表 39 の再掲）

性別	件数	認暴力被害の疑い・以上の性を確認	被害の疑った性暴力被害	何らかの被害の疑い	認暴力被害の疑い確認できず・不明	低い暴力被害の可能性	（疑い確認できず）子どもが調査拒否	無回答
合計	1354 100.0	143 10.6	523 38.6	137 10.1	111 8.2	47 3.5	21 1.6	372 27.5
女性	1257 100.0	135 10.7	498 39.6	129 10.3	93 7.4	43 3.4	20 1.6	339 27.0
男性	91 100.0	7 7.7	23 25.3	8 8.8	17 18.7	4 4.4	1 1.1	31 34.1

表 77、78 を見る限り、初期の被害確認は具体的情報のある事例に関してはかなりの率で被害兆候を把握していると。表 77 によれば、通告受理時点でのあいまいな被害情報 229 件中、被害の疑い確認は 119 件：49.8%だが、具体的な接触被害の情報があった 668 件中、被害の疑い確認は 616 件、92.2%に達している。

③ 調査保護

調査保護は、文字とおり事実を正確に調査するための保護のことである。英米を中心として、虐待の通告対応の初動対応課題のひとつは、子どもの安全確保と調査のための子どもの身柄の保護拘束が必要かどうかである。わが国でも厚生労働省の虐待対応手引き、児童相談所運営指針で、事実調査のために子どもを保護し、安全を確保した上で詳しい調査を行う手法が示されているが、それについて具体的な規則・基準は示されていない。

ガイドライン 2011 年版では、家庭内性暴力被害が疑われる事例で、加害者が子どもに接触でき、被害がいつでも発生しうることが想定される場合には、たとえ初期対応において把握できた被害内容があいまいであっても、疑いがあればまず、子どもの安全確保を図り、また複雑な利害関係にある家族の中に子どもを置いたまま、そこにいる家族・同居人から受けたかもしれない被害調査をするという過酷な要件を考慮して、積極的に調査保護を実施することを提案してきた。

当然多くの子どもはそれを望まないし、予想もしていないことなので抵抗を示すことが多い。また非加害の保護者、親族も子どもの身に降りかかる困難を見て、子どもを在宅のまま、あるいは自分たちの工夫で何とか守ろうとして、子どもの調査保護には反対することが多い。この点ではまだまだ、調査保護が法定化されておらず、裁判所の監督下で一時保護が管理されていないわが国では、従来からの相談支援型のケースワークの範囲で、一時保護を同意承諾によって行おうとする傾向が強くみられてきた。

特に、明白な子どもの危険が確認しにくく、切迫した生命の危険が認められるわけでもない性暴力被害事案については、当事者の反発・抵抗が強いと、慎重な対応を優先する傾向にあった。これは平成 19 年度の通告受理中の最終被害確認率が 40%台となっていた主な理由である（表 79）。

ガイドライン 2011 年版は、家庭内性暴力被害事案については特に、意識的に調査保護の実施を基本的手順に組み込んでおり、3)－1 ③の【性暴力被害についての通告段階での情報分類】として挙げた通告内容 5 分類中の ① ② ⑤は調査保護検討という基準を設け、ここである虐待対応における保護はすべて児童相談所長の判断権限による職権保護としての調査保護としている。

職権保護による調査保護では、児童相談所長の判断権限による処分理由の明示とそれについての理解と協力を当人にも保護者にも要請する努力は必須であるが（行政不服審査請求権の教示も含まれる）、判断決定と保護の実施において、当事者の意向は直接には関与しない職権保護でなければならない。表 80 に初期調査の結果として一時保護の実施状況を示す。

表 80. 在宅からの性暴力被害事案における一時保護（1354 事例）

性別	件数	で安性的全暴力保護被害と害調に査関目ず的る	で般性的暴保な力護一被害保を護含め件一	件性で暴の力保被害以外の要	既に別件保護中	保護なし	無回答
合計	1354	557	76	55	35	602	29
	100.0	41.1	5.6	4.1	2.6	44.5	2.1
女性	1257	536	72	45	32	544	28
	100.0	42.6	5.7	3.6	2.5	43.3	2.2
男性	91	20	3	10	3	54	1
	100.0	22.0	3.3	11.0	3.3	59.3	1.1

(別紙資料 2 A 票 表 40 の再掲)

表 79. 平成 19 年度 606 例の性的虐待事例における被害確認

	対象者	被害確認	確認率
一時保護＋被害確認面接実施	173	159	62.40%
被害確認面接のみ実施	76	58	22.70%
一時保護のみ実施	61	14	5.40%
一時保護も被害確認面接も実施せず	296	24	9.40%
合計	606	255	42.10%

厚生労働科学研究「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」平成 22 年度総括分担研究報告書より作成

本調査における在宅事例 1354 件中、性暴力被害に関する安全確保と調査目的の保護は 557 件：41.1%で、一時保護した総件数 723 件：53.4%の 77%を占める。

所票調査の表 95 で、全国の 74.5%の児童相談所が調査保護を意識的に検討している状況がこうした結果となって表れているものとみられる。

表 80 によると、対応のあった 1354 件中 602 件は保護を実施していない。この一時保護を実施していない 602 件についてその理由、対応を表 81～84 に示す。

表 81. 性暴力被害の疑い事例中、一時保護実施無し 602 件の内容

性別	件数	確証・根拠が弱い	い本人が強く抵抗して	一保の状況のため	なその後の展開が読め	子どもへの安全が確保	その他	無回答
合 計	602	131	75	2	7	308	69	10
	100.0	21.8	12.5	0.3	1.2	51.2	11.5	1.7
女性	544	116	72	2	5	279	61	9
	100.0	21.3	13.2	0.4	0.9	51.3	11.2	1.7
男性	54	15	2		1	28	7	1
	100.0	27.8	3.7	-	1.9	51.9	13.0	1.9

(別紙資料 2 A 票 表 41 の再掲)

保護を実施しなかった第一の理由は子どもの安全が確保されているとの判断による。

次に多かったのは被害の確証・根拠が弱いとの判断による。

調査保護はあくまで、被害の事実性を検証・検討するための行為であること、児童相談所の初動の調査能力だけでは一定の限界が必ずあることなどを併せ考える

と、この程度の比率での保護の実施は妥当なのかもしれないし、もう少し調査保護に積極的な検討を加えるべきなのかもしれない。表 82 に保護しなかった事例の事後の対応、表 83 にその主担機関、表 84 に以後の対応を示す。(別紙資料 2 A 票 表 42～43 の再掲)

表 82. 一時保護しなかった事例のその後の対応 (602 事例)

性別	件数	児童福祉司指導	継続指導	調査継続	終 結	無 回 答
合 計	602	58	259	91	166	28
	100.0	9.6	43.0	15.1	27.6	4.7
女性	544	53	232	86	150	23
	100.0	9.7	42.6	15.8	27.6	4.2
男性	54	4	26	5	14	5
	100.0	7.4	48.1	9.3	25.9	9.3

表 83. 一時保護しなかった事後対応の主担機関

性別	件数	児童相談所	要対協・市町村	その他	無 回 答
合 計	408	347	38	16	7
	100.0	85.0	9.3	3.9	1.7
女性	371	315	35	15	6
	100.0	84.9	9.4	4.0	1.6
男性	35	30	3	1	1
	100.0	85.7	8.6	2.9	2.9

表 84. 事後指導における何らかの対応の有無 (児童福祉司指導や継続指導など)

性別	件数	あり	なし	無 回 答
合 計	408	271	123	14
	100.0	66.4	30.1	3.4
女性	371	250	108	13
	100.0	67.4	29.1	3.5
男性	35	20	14	1
	100.0	57.1	40.0	2.9

(別紙資料 2 A 票 表 44 の再掲)

表 81～84 をみると、一時保護しなかった事例の 408 件：67.8%で初期調査直後から児童相談所は対応を継続し、そのうち 15%では調査を継続し、最終的にも 45.0%の事例で何らかの対応を継続している。実施期間は確認できていないが行政処分である児童福祉司指導も 58 件：9.6%で実施している。

初期対応で一時保護しなかったからといって、約 7 割の事例では対応が終結しているわけではなく、調査継続となった事例からは後日、一時保護となった事例もあるようだが、調査期間が限定されているため、それらの全容は不明である。継続的な調査が必要となる。

④ 保護の告知と保護者アプローチの開始

児童相談所が子どもを一時保護すると、直ちに親権者への告知義務が発生する。子どもの所属機関等、家庭外の子どもの居場所で児童相談所が初期調査を行って、性暴力被害の疑いが確認され、調査保護が必要と判断された場合、そのまま職権保護となる。そのうえで保護者に一時保護を告知することが基本的手順である。ガイドライン 2011 年版ではそのように手順化されているが、実際の事例ではどのように推移しているのか、尋ねた。

表 85 は、子どもの一時保護についての保護者の同意の状態である。ここでいう「同意」とは、従来からの相談援助活動において、児童相談所運営指針が示す、本人、保護者・親権者の同意・承諾を得るように努力するとされている「同意」のことであり、何らかの児童福祉法上の手続きではない。厳密に言えば、この同意行為には法的な効果、つまり児童福祉法第 27 条による児童福祉施設入所措置の際のような、同意取り消しによる法的な効果は無い。ただし、多くの事例で、保護者の同意を得て保護していると答えている。「当

初：同意による保護」が 341 件：47.2%あるのだが、これらはあらかじめ保護者と接触してから一時保護しているのだろうか。通常は当初は職権による一時保護がまずとられ、保護者への告知の経過中に保護者が一時保護の趣旨を理解し、結果的に同意した場合が想定される。

表 85. 一時保護の保護者同意

性別	件数	当初保護：同意による	当初保護：職権による	無回答
合計	723	341	373	9
	100.0	47.2	51.6	1.2
女性	685	324	356	5
	100.0	47.3	52.0	0.7
男性	36	17	15	4
	100.0	47.2	41.7	11.1

(別紙資料 2 A 票 表 45 の再掲)

従来の相談の流れでは、保護者のいない最初の子どもの接触の場で一時保護がとられ、その後に保護者に事情を説明し、話し合ったうえで、その一時保護に保護者・親権者が同意した場合、一時保護の決定通知交付と同時にこれを同意による一時保護としている。ここでは旧来のこの方式を含めて同意保護と説明しているものと解される。

表 86 は一時保護の期間である。調査保護を設定した場合には、基本的に調査のための期日を設定する。従来からの相談関係における保護とは異なり、明らかに調査目的のために一方的な職権保

表 86. 一時保護の期間

性別	件数	1 4 日以下	満 1 5 日	満 3 0 日	未 満 6 0 日	日 未 満 1 2 0 日	1 8 0 日以上	無回答	平均
合計	723	93	132	201	158	33	50	56	63.2
	100.0	12.9	18.3	27.8	21.9	4.6	6.9	7.7	
女性	685	88	130	194	146	30	50	47	63.2
	100.0	12.8	19.0	28.3	21.3	4.4	7.3	6.9	
男性	36	4	2	7	12	2		9	62.4
	100.0	11.1	5.6	19.4	33.3	5.6	-	25.0	

(別紙資料 2 A 票 表 47 の再掲)

護をとるので、その期間は一定の限界設定としてあらかじめ提示されることが望ましい。

英米ではこれらの調査保護の権限には時限が設けられており、それを超えて子どもの身柄を拘束することはできない。調査保護以降の継続的な保護は裁判所の判断決定によって行われている。

同じような制度が無い日本では、別に意識的に調査保護の期日をその都度、児童相談所として設けることが必要かもしれない。

表 86 を見る限り、保護の期間設定にはかなりの幅がある。限定的な保護である調査保護としては概ね 14 日～30 日未満程度ではないかと思われる。それ以上は通常の一時保護として扱うべきである。子ども虐待問題による保護であれば、介入的な親子分離のための一時保護となる。もちろんここで保護者の同意の有無が斟酌される可能性もあるが、子ども虐待問題での介入的な一時保護において保護者の同意要件を根拠とすることは極めて不安定で一貫性を欠く対応となる危険性がある。

時限設定された性暴力被害事案における調査保護では、関係者からの完全分離遮断が条件となることが原則である。家庭内性暴力被害にあった子どもは、ずっと家族や親族内の秘密の利害関係、裏切りと偽りの中に身を置いてきており、自分自身を被害者と思うよりも、大切な家族の信頼を裏切って秘密の悪事に関わった「悪い子」であると感じていることが多い。自分が受けてきた被害を開示することは、同時に自分の家族への裏切り行為を白日の下にさらすことと変わらず、その結果として大切な家族や親族を傷つけ、そして自分との愛情の絆を失うことを恐れている。こうしたジレンマを一時的にもリセット、あるいは緩和して事実を聴くことが、調査保護の重要な目的のひとつである。

調査保護において、本当に何があったのか、子どもの身に何が起こっていたのかを明らかにすることは、子どもに、もはや何も隠したり、うそをついたり、ごまかししたりしなくてもよいことを示し、再被害を阻止し、必要なケアを開始するためにはそれが必要であることを示していく重要な作業なのである。

表 87 は在宅から一時保護された事例における、家族との接触制限の状況を示す。

職権保護を中心として多くの事例で初期段階、保護先の秘匿（31.0%）や通信・面会の制限が行われている。この中には一部、保護者の同意による保護も含まれているとみられる。子どもの状態が落ち着くまでの間、あるいは保護者の対応の方向性が見えてくるまで、またあるいは保護者・家族にとっての問題解決の方向性が見えてくるまで、いったん家族との直接接​​触を制限することは、ある種の子どもと家族にと

表 87. 一時保護中の接触制限の有無と内容（723 事例）

っては重要かつ必要な場合がある。その必要性を保護者に理解させ、共に子どもの安全と健全育成に責任を負って、児童相談所が要請する子どもとの接触制限への保護者の理解と協力（同意と承諾ではない）を求めることは重要な課題である。

性別	件数	保護先の秘匿	通信・面会の制限	検討中	制限なし	無回答
合計	723	224	299	7	150	43
	100.0	31.0	41.4	1.0	20.7	5.9
女性	685	212	284	7	143	39
	100.0	30.9	41.5	1.0	20.9	5.7
男性	36	11	14	-	7	4
	100.0	30.6	38.9	-	19.4	11.1

(別紙資料2 A票 表48の再掲)

告知することが特に重要である。問題の告知ということにおいては、たとえ一時保護を実施しなくとも、児童相談所の関与理由や今後の子どもの安全確保に向けた家族の協力を求めることも重要である。

表88に告知面接の実施状況、表89に面接の相手、表90に告知内容、表91にガイドライン2011年版で作成・提示されている冊子の使用状況を示す。ただし、この項目は全件数を母数とせず一時保護件数を母数として見なければ全体像の把握としては不十分である。(別紙資料2 A票 表49～52を元に加工)

表88 一時保護の告知面接の実施状況

性別	件数	一時保護件数	実施	(電話告知) 未実施	(郵便通知)	その他	無回答
合計	1354	723	607	64	8	24	651
	100.0	53.4	44.8	4.7	0.6	1.8	48.1
一時保護に対する構成比	100.0	84.0	8.9	1.1	3.3		
女性	1257	685	576	63	8	22	588
	100.0	54.5	45.8	5.0	0.6	1.8	46.8
一時保護に対する構成比	100.0	84.1	9.2	1.2	3.2		
男性	91	36	29	1	2	59	
	100.0	39.6	31.9	1.1	-	2.2	64.8
一時保護に対する構成比	100.0	80.6	2.8	0.0	5.6		

表89. 一時保護の告知面接の相手

性別	件数	一時保護件数	親加害親と非加害	非加害親のみ	加害親のみ	その他	無回答
合計	1354	723	226	299	75	40	714
	100.0	53.4	16.7	22.1	5.5	3.0	52.7
一時保護に対する構成比	100.0	31.3	41.4	10.4	5.5		
女性	1257	685	215	289	69	36	648
	100.0	54.5	17.1	23.0	5.5	2.9	51.6
一時保護に対する構成比	100.0	31.4	42.2	10.1	5.3		
男性	91	36	11	8	6	4	62
	100.0	39.6	12.1	8.8	6.6	4.4	68.1
一時保護に対する構成比	100.0	30.6	22.2	16.7	11.1		

表90. 告知面接の内容項目*

性別	件数	一時保護件数	ガイドライン項目中	ガイドライン項目中	ガイドライン項目中	ガイドライン項目中	ガイドライン項目中	ガイドライン項目中	ガイドライン項目中	その他
			／ガイドライン項目中	／ガイドライン項目中	／ガイドライン項目中	／ガイドライン項目中	／ガイドライン項目中	／ガイドライン項目中	／ガイドライン項目中	
合計	1354	723	255	301	261	189	177	271	113	24
	100.0	53.4	18.8	22.2	19.3	14.0	13.1	20.0	8.3	1.8
一時保護に対する構成比		100.0	35.3	41.6	36.1	26.1	24.5	37.5	15.6	3.3
女性	1257	685	244	287	249	180	169	259	108	24
	100.0	54.5	19.4	22.8	19.8	14.3	13.4	20.6	8.6	1.9
一時保護に対する構成比		100.0	35.6	41.9	36.4	26.3	24.7	37.8	15.8	3.5
男性	91	36	10	13	11	9	8	11	5	
	100.0	39.6	11.0	14.3	12.1	9.9	8.8	12.1	5.5	-
一時保護に対する構成比		100.0	27.8	36.1	30.6	25.0	22.2	30.6	13.9	

* ガイドライン2011年版では、調査保護についての保護者への告知要件を6項目+選択的1項目の全7項目に整理し、保護者に児童相談所の対応と、基本的に共有される課題について説明するように設定している。ガイドライン項目中の数字はその各項目No.である。

表91. 保護者向け冊子の使用

性別	件数	一時保護件数	「めい」に保護者使用のため	使用一部変更して	独自冊子使用	使用せず	無回答
合計	1354	723	46	12	4	510	782
	100.0	53.4	3.4	0.9	0.3	37.7	57.8
一時保護に対する構成比	100.0	6.4	1.7	0.6	70.5		
女性	1257	685	45	12	4	484	712
	100.0	54.5	3.6	1.0	0.3	38.5	56.6
一時保護に対する構成比	100.0	6.6	1.8	0.6	70.7		
男性	91	36	1	-	-	25	65
	100.0	39.6	1.1	-	-	27.5	71.4
一時保護に対する構成比	100.0	2.8	0.0	0.0	69.4		

ガイドライン211年版では、最初の一時保護の保護者告知の段階から、非加害保護者への子ども支援のためのアプローチまで、3冊の冊子案を作成、ワードで提供して自由に書き換えて使えるように提供している。「保護者のために」はその3冊目の子ども支援のための冊子である。

www.aiikunet.jp/ を参照

一時保護の告知面接については、およそ80%が面接実施している。面接の相手は基本的に、非加害保護者40%台、あるいは加害者（加害者が親権者である場合など）を含む保護者と最初に接触し30%台、面

接が実施されている。郵便通知や電話のみの告知というのは、虐待対応全体としてもやや例外的な事情がある場合と考えられ、標準的ではない。

告知内容についてのガイドライン項目の使用は 412 事例：57.0%、1.2.3.6.項目の使用が多い。ガイドライン項目を全く使っていないとする回答が 17 件あるが内容は未確認で、類似内容があるとみられる。

⑤ 施設入所中に家族・親族からの性暴力被害の発見・発覚により対応開始した事例での安全確保と初期対応

施設に何らかの理由で入所したのちに、時期はいろいろあるにしろ、性的虐待や家庭内性暴力被害の疑いが発覚する事例は、経験的な印象としてはかなり多い。本調査では B-1、B-3 の 2 群が主にそれにあたり、60 事例が報告されているが印象としては少ない（全事例 1614 件の 3.7%）。本来の件数までは報告されずに残っているかもしれない。施設入所する何らかの理由に加えて、実は家庭内での性暴力被害もあったという事例であり、個々にはかなり複雑な重複問題を持っていることが多い。

家庭内性暴力被害問題については今回の調査では各所のかんりの調査協力があつたものとみており、また、施設入所以後に発覚する家庭内性暴力事案は、直ちに家族との接触制限や、措置の同意問題に発展するため、比較的検索されやすい事例であるとみられる。件数としては、あるいはこの程度の頻度なのかもしれないが、やはりやや少ない印象はぬぐえず、一部の事例のみが報告されている可能性がある。

表 92 は B-1 群、B-3 群の発覚内容と被害の内容を示す。B-1 群、B-3 群それぞれの妊娠や児童ポルノ問題の状況は、別紙資料 3 B1 票 表 17、22、別紙資料 5 B3 票 表 17、22 を参照されたい。

表 92.施設入所後に発覚した家庭内性暴力被害の発覚内容と被害の内容

	の具体的被害事実	告曖昧のみ被害の疑い	周囲の辺り・関連情報	問題行動から	目撃・物証から	無回答	無回答
1 何らかの被害 曖昧	1	5		2			8
2 非接触被害	5	2		1	1		9
3 接触被害(挿入不明)	3	4	3	1			11
4 接触被害(非挿入)	11	5	1		1		18
5 接触被害(挿入被害)	8	2		1			11
(空白)					1	2	3
総計	28	18	4	5	3	2	60

*これらについては「別紙資料 3 B1 票 表 15 別紙資料 5 B3 票 表 15」参照。

施設入所中に性的虐待・家庭内性暴力被害の疑い問題が発覚した場合、まず施設職員による聴き取りが行われ、その上で児童相談所に連絡されることが多い。緊急性のある場合や調査の専門性が問われる場合には即座な連絡が必要である。大半の事例が即日か 1 週間以内に連絡されている。*

B1 群の被害の時期をみると（別紙資料 3 B1 票 表 19）入所以前が多く（11 件中 8 件）B3 群では施設入所前と入所後が、ほとんど半々（別紙資料 5 B3 票 表 21）など違いがみられているが、元々の数が少ないことから、あまり詳細な分析にはなじまないと考えられる、

B1 群と、B3 群に子どもの居場所についての対応が分かれた理由は様々であろうが、子どもの安全に関する判断があつたものとみられる。別紙資料 3 B1 票 表 31 をみると B1 群の事例が事実確認のために調査保護を要したことが分かる。

B1 群については一時保護の保護者告知、面会の制限等が行われた。加害を疑われる者は家族内におり、そういう意味では在宅の一時保護と同様の対応が行われている（別紙資料 3 B1 票 表 32～37）

⑥ 施設入所中に家族・親族以外からの性暴力被害事案の発見・発覚で対応開始した事例での安全確保と初期対応

施設入所中に家庭外性暴力被害が発見・発覚したことによって対応開始された事例については、基礎的なデータが十分に収集されておらず母集団が変則的である可能性があること、少なくとも回収された事例でみる限り、家庭内性暴力をはじめとして、多様な重複問題を持ち、その多くが施設入所以前からの問題を多く抱えて施設に入所してきた事例であることがうかがわれる（表 47、48）。おそらく今回の調査で検索された事例は特にそうした特徴を持った事例であつたのかもしれないが、詳細は今後のデータ収集による検討を待ちたい。

B2 群、B4 群は、施設入所後に家族・親族以外からの性暴力被害の発見・発覚で対応開始された事例である。表 47 によれば、性的虐待、家庭内性暴力、と無記入を除く 134 件：67%が家庭外性暴力被害か少なくとも性的虐待・家庭内性暴力被害が認められていない事例数となっている。施設入所中全事例データからの加害者検索では 155 例が性的虐待・家庭内性暴力被害を確認されていない事例となっており（表 64）、概ねこのあたりの数が今回の調査での施設入所中の子どもで、性的虐待・家庭内性暴力被害以外の被害問題で対応開始された事例数であるとみられるが、その件数にどの程度の対象数の把握率・代表性があるのかは不明であることから、これ以上の検討は行わず、B2 群、B4 群全体、施設入所後に家族・親族以外からの性暴力被害の発見・発覚で対応開始された事例全体を概観するととめる。

発覚の経過は児童福祉施設による通報が 50%、残りの大半が子ども本人の開示で、そのほかの機関等の経路は少ない。おそらく在宅の事例であれば、子どもが被害を開示したとしても、それを聞いた第三者や機関が通告者として識別されるのに対し、施設にいる子どもは直接に職員に開示することで子どもからの開示として識別される比率が高いとみられる。表 93 に発覚時の被害情報と被害内容、表 94 に発覚から児童相談所に通報されるまでの時間を示す。

表 93. 施設入所中に発見・発覚した家庭外性暴力被害事例の発覚時情報と被害内容

	の具 告的 白 の 被 害 事 実	告 曖 昧 の 被 害 の 疑 い	ら 周 の 辺 の 疑 い ・ 関 連 情 報 か	問 題 行 動 か ら	目 撃 ・ 物 証 か ら	無 回 答	無 回 答
1 何らかの被害 曖昧	5	4	8	2	3		22
2 非接触被害	7	1	1		2		11
3 接触被害(挿入不明)	13	1	5	2	2		23
4 接触被害(非挿入)	68	12	17	4	11	1	113
5 接触被害(挿入被害)	13	2	4	2	2	1	24
(空白)	1			1	2	3	7
総計	107	20	35	11	22	5	200

表 94. 施設入所中に発見・発覚した家庭外性暴力被害事例の
児童相談所に通報されるまでの時間

性別	件 数	含 む 1 週 目 (即 座)	2 週 目	3 週 目 以 降	無 回 答
合 計	200	142	17	17	24
	100.0	71.0	8.5	8.5	12.0
女性	113	82	5	7	19
	100.0	72.6	4.4	6.2	16.8
男性	82	56	12	10	4
	100.0	68.3	14.6	12.2	4.9
男女合計	195	138	17	17	23
欠損値	5	4	0	0	1

被害発覚については、具体的な被害事
実の告白によるものが圧倒的に多い
(表 89. 107 件：53.5%)

児童相談所への通報・連絡は
71.0%が即座か 1 週間以内となっ
ており、概ねすぐに連絡する体制に
あることが分かる(表 90)。

表 95. 施設入所中に発見・発覚した家庭
外性暴力被害事例の一時保護

性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	200	36	158	6
	100.0	18.0	79.0	3.0
女性	113	20	88	5
	100.0	17.7	31.0	4.4
男性	82	16	66	0
	100.0	19.5	80.5	0.0
欠損値	5	0	4	1

B2 群では 31 件中 30 件：96.8%が一時保護されて
いるが、B4 群でも結果的には時期は不明だが 6 件が
一時保護となっている(表 95)。

B2 群、B4 群の調査時点での居場所は表 96 のと
おりである。大半が元の施設において支援継続されて
いる(安全確保されたとの理由 B2 群においては加害
者排除が 83.3%である)。

表 96. 施設入所中に発見・発覚した家庭外性暴力被害事例の一時保護後の
最終的な居場所

B2 群、B4 群については、調
査データの不足が大きいので、全
体としてこれ以上の詳しい分析
をすることを差し控えたい。

諸データは別紙資料に全質問
項目についての男女クロス表と
して掲載したので、必要に応じて
参照されたい。これらが今後の検
討に資するデータとなることに
期待したい。

性別	件数	施設継続	措置変更	引き取り	一時保護中	その他	無回答
合計	200	154	19	6	0	0	21
	100.0	77.0	9.5	3.0	0.0	0.0	10.5
女性	113	85	13	3	0	0	12
	100.0	75.2	11.5	2.7	0.0	0.0	10.6
男性	82	64	6	3	0	0	9
	100.0	78.0	7.3	3.7	0.0	0.0	11.0
欠損値	5	5	0	0	0	0	0

3)－7. 加害者について

児童福祉における子どもの性暴力被害対応の第一の目的は、子どもの安全確保と再被害の阻止である。ほかの虐待問題・不適切養育問題と違って性暴力被害は発見・確認が難しいうえに、明らかな加害動機を持つ人物による執拗な長期にわたる進行する被害が想定されるだけに、緊急の強い介入的対応が必要であると共に、誰からのどんな危険が潜在しているのか、見極めることが重要となる。

児童福祉は犯罪捜査とは異なり、加害者を追及・発見すること、さらには処罰することに最終目的を置かないし、そうした権限があるわけではない。しかし、今日の状況は、児童ポルノ・児童買春問題をはじめ、性犯罪の危険が子どもに迫っている事態もあり、その対応と無縁でいることはできない状況もある。

児童福祉において、子どもへの性暴力加害者の特定は、子どもと加害者の間で共有されてきた人間関係、家族・親族関係を正確に把握し、子どもが体験してきた事実を正確に理解するため、そして子どもの再被害を確実に阻止し、必至なケアを開始するためにぜひとも必要な課題である。

多くの加害者が子どもと日常生活において重要な人間関係を持っている。中には唯一最も重要な養育者である場合もある。こうした親密な関係における性暴力による支配・侵害は、被害者を生涯にわたって苦しめ、問題・症状を反復的に増幅・発展させるようなダメージを与えるのだが、しばしば加害者はそうした事態の深刻さを認識しておらず、子どもへの責任の自覚が全く欠けていることが多い。こうした事態にストップをかけ、そうした侵害状況に遭遇させられた子どもの経験を深く理解すると共に、加害者を二度と子どもに近づけないための対応が開始されなければならない。性的侵害行為は被害者に修復困難なダメージを与える重大な加害行為であるという認識がまず必要である。そこにあるのは醜悪な弱者への独りよがりな自己中心的な支配と利用・搾取である。

①各群で識別された加害者 A群

A群は在宅状態か、別件での一時保護状態にある子どもで、何らかの性暴力被害の発見・発覚から児童相談所の対応が開始された事例群である。その中核は性的虐待やそのほかの家庭内性暴力事例である。

表 47 によれば、A群は1354件あり、そのうち810件：59.8%が親権者・監護責任者による性的虐待にあたる。また348件：25.7%が親権者・監護責任者以外の家庭内性暴力被害にあたる。両者を合わせると1152件：85.1%が何らかの家庭内性暴力被害にあたる事例数である（女性被害の家庭内性暴力1073件：85.4%のうち、性的虐待747件：59.4%。そのほかの家庭内性暴力326件：25.9%、男性被害の家庭内性暴力79件のうち、性的虐待59件：64.8%、そのほかの家庭内性暴力20件：22.0%、男女欠損値は6）。そのほかの196件は家庭外性暴力、あるいは不特定者、あるいはそれら全部の多重被害事例である（無回答は25件）。

確認された主な加害者を、表 97、図 36 に示す。事例数1354件に対して1464人の加害（加害を疑う）者が確認されている。女性被害1257件に対して1361人、男性被害91件に対して98人の加害者が確認されている。家庭内性暴力にあたる加害者は女性1158件に対して1176人（そのうち性的虐待747件にあたる加害者数878人、そのほかの家庭内性暴力326件にあたる加害者数は298人で複数の被害者を生んだ加害者と、なお未確認の者がいることが分かる。）、男性79件に対して91人（そのうち性的虐待59件に対して76人、そのほかの家庭内性暴力20件に対して15人おり、これについても複数の被害者を生んだ加害者と未確認の者がいる）。件数に対して加害者数が上回っているのは、いずれも多重被害となる複数加害者による被害があるためである。

表 97. 在宅で何らかの性暴力被害の発見・発覚から児童相談所の対応が開始された事例群の主な加害者（加害の疑い含む）

A	件数	家族・親族・関係者以外の顔見知り男性																										加害者合計		無回答		合計				
		実父	養父	継父	内縁男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい男性	きょうだい女性	祖父	おじ	その他親族男性	同居人男性	祖母	おば	その他親族女性	同居人女性	その他養育関係者男性	その他養育関係者女性	教育関係者（成人男性）	教育関係者（児童男性）	教育関係者（成人女性）	教育関係者（児童女性）	施設関係者（成人男性）	施設関係者（児童男性）	施設関係者（成人女性）	施設関係者（児童女性）	見知らぬ男性	見知らぬ女性		詳細不明男性（単数）	詳細不明男性（複数）	詳細不明女性（単数）	詳細不明女性（複数）
合計	1354	429	230	91	112	93	1	1	175	1	49	27	27	36	1	-	-	-	4	6	9	-	-	-	5	16	106	3	-	18	18	4	2	1464	14	1478
女性	1257	397	224	90	109	58	-	-	168	-	47	26	25	32	1	-	-	-	4	5	9	-	-	-	4	16	102	3	-	18	18	3	2	1361	12	1373
男性	91	31	5	1	2	35	1	1	7	1	1	1	2	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	1	-	98	1	99
欠損値		1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0				0	0	0				0	0	0	0					0	5	1	6

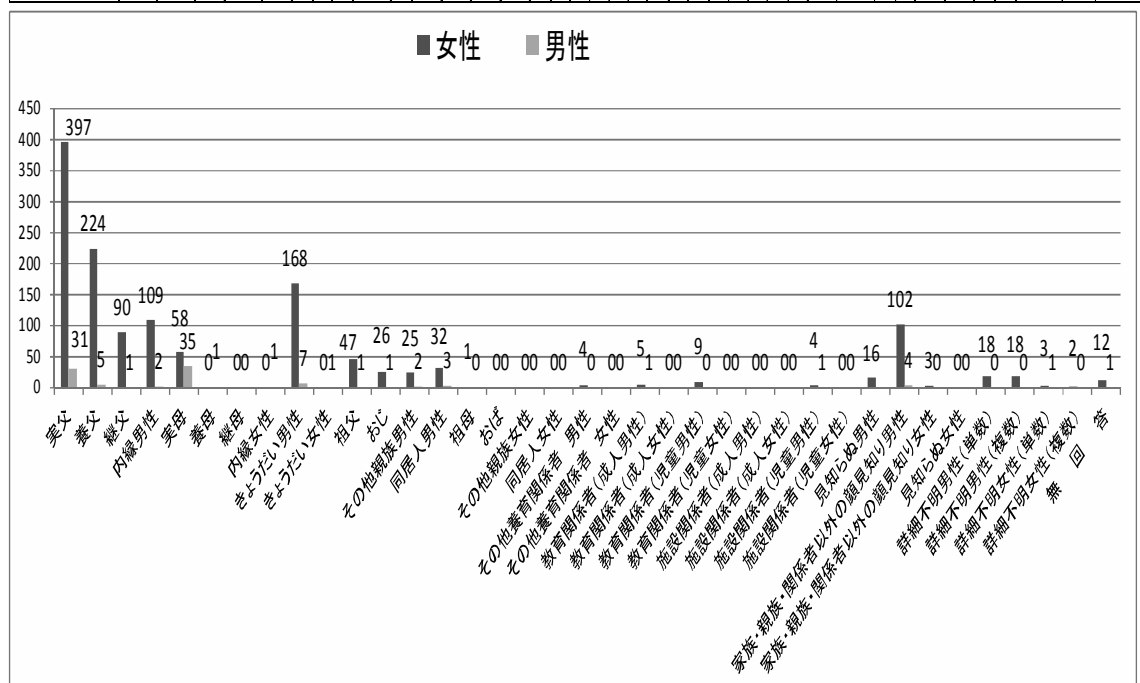


図 36 在宅の性暴力被害事例で確認された主な加害者（加害の疑い含む）

②各群で識別された加害者 B-1、B-3 群

B-1、B-3 群は施設入所している子どもで、何らかの家族内性暴力被害（性的虐待とそのほかの家庭内性暴力被害）の発覚・発見により性暴力被害についての関与が開始された事例である。

事例数 60 に対して 73 人の主な加害（加害を疑う）者が確認され、家庭内の重複被害だけでなく家庭外の被害との重複も認められる（表 98）。女性 49 件における加害（疑い含む）者は 60 人（うち性的虐待にあたる 25 件の加害者 41 人、そのほかの家庭内性暴力 16 件にあたる加害者 15 人）。男性 9 件における加害（疑い含む）者は 12 人（うち性的虐待 4 件にあたる加害者 6 人、そのほかの家庭内性暴力 3 件にあたる加害者 4 人）である。

表 98. 施設入所後に性的虐待・家庭内性暴力被害が発覚した事例で確認された主な加害者（加害の疑い含む）

B-1 B-3	件数	加害者合計																												無回答		合計							
		実父	養父	継父	内縁男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい男性	祖父	おじ	同居男性	きょうだい女性	祖母	おば	その他親族女性	同居女性	その他養育関係者男性	その他養育関係者女性	教育関係者（成人男性）	教育関係者（成人女性）	教育関係者（児童男性）	教育関係者（児童女性）	施設関係者（成人男性）	施設関係者（成人女性）	施設関係者（児童男性）	施設関係者（児童女性）	家族・親族・関係者以外の顔見知り男性	家族・親族・関係者以外の顔見知り女性	見知らぬ男性		見知らぬ女性	詳細不明男性（単数）	詳細不明男性（複数）	詳細不明女性（単数）	詳細不明女性（複数）		
合計	60	24	10	3	5	6	0	0	0	14	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	73	1	74
女性	49	20	10	3	4	4	0	0	0	11	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	60
男性	9	3	0	0	1	2	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
欠損値	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	

③各群で識別された加害者 B-2+B-4 群

B-2、B-4 群は施設入所している子どもに、何らかの家庭外性暴力被害（性的虐待・家庭内性暴力に該当しない何らかの性暴力被害）の発見・発覚により性暴力被害についての関与が開始された事例である。

結果的には発見・発覚の端緒となった家庭外性暴力被害以外に、現在・および過去の家庭内、家庭外性暴力被害が重複していた事例があり、性的虐待・家庭内性暴力が女性被害で 33 件：29.2%、男性被害で 23 件：28.1 含まれており、実態の複雑さが浮かび上がった（表 47）。事例総数数は 200 件であるが確認された主な加害者（加害疑い含む）は 210 人である（表 99）。

女性 113 件に対して加害（疑い含む）者は 120 人、男性 82 件に対して加害（疑い含む）者は 86 人である（欠損値 5）。

表 99. 施設入所後に家庭外性暴力被害の発見・発覚により対応開始された事例で確認された主な加害者（加害の疑い含む）

B-2 B-4		合計	実父	養父	継父	内縁男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい男性	祖父	おじ	その他親族男性	同居人男性	きょうだい女性	祖母	おば	その他親族女性	同居人女性	その他養育関係者男性	その他養育関係者女性	教育関係者（成人男性）	教育関係者（成人女性）	教育関係者（児童男性）	教育関係者（児童女性）	施設関係者（成人男性）	施設関係者（成人女性）	施設関係者（児童男性）	施設関係者（児童女性）	家族・親族・関係者以外の顔見知り男性	見知らぬ男性	家族・親族・関係者以外の顔見知り女性	見知らぬ女性	詳細不明男性（単数）	詳細不明男性（複数）	詳細不明女性（単数）	詳細不明女性（複数）	加害者合計	無回答	合計
合計	200	2				2					2	0	0	0	3	0	0	0	0	1	4	0	1	0	2	1	4	0	149	16	10	6	1	0	3	3	0	210	2	212	
女性	113	1				2					2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3	0	1	0	2	1	4	0	70	9	9	6	1	0	3	3	0	120	0	120	
男性	82	1									0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	76	6	1	0	0	0	0	0	86	0	86		
欠損値	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	4	1	5			

④ 加害者の総計

表 100 に全件の加害者を示す。加害者は極めて多彩である。欠損値を除く全事例数 1601 件に対して確認された主な加害者（加害疑い含む）は 1747 人である。かなりの事例で重複加害者が存在すると同時に、複数の被害者を生んだ加害者もいる。またなお不明な加害者がこれ以外にいる。このうち性的虐待の要件にほぼ該当する者は 1009 人、そのほかの家族・親族・同居人はほぼ 349 人で、これは家庭内性暴力全体の 25.7% である。在宅被害事例に限ってみても 1354 件に対して加害者は 1464 人、そのうち親権者・監護責任者にあたるのはほぼ 957 人、そのほかの家族・親族・同居人は 320 人で、家庭内性暴力全体の 25.1% は親権者・監護責任者ではない人物である。

表 100. 児童相談所が平成 23 年度に扱った性暴力被害事案の加害者（加害疑いを含む）

子どもの当初の居場所		被害者実件数	無回答																												総延加害者数									
			小計	詳細不明女性（複数）	詳細不明男性（複数）	詳細不明男性（単数）	見知らぬ女性	家族・親族・関係者以外の顔見知り女性	見知らぬ男性	施設関係者（児童女性）	施設関係者（児童男性）	施設関係者（成人女性）	施設関係者（成人男性）	教育関係者（児童女性）	教育関係者（児童男性）	教育関係者（成人女性）	教育関係者（成人男性）	その他養育関係者（成人女性）	その他養育関係者（成人男性）	その他養育関係者（女性）	同居女性	その他親族女性	おば	祖母	きょうだい女性	同居人女性	その他親族男性	おじ	祖父	きょうだい男性		小計	内縁女性	継母	養母	実母	内縁男性	継父	養父	実父
在宅	合計	1354	429	230	91	112	93	1	1	957	175	49	27	27	36	1	1			4	6	9			5	16	106	3	18	18	4	2	507	14	1464					
	女性	1257	397	224	90	109	58			878	168	47	26	25	32	1	1			4	5	9			4	16	102	3	18	18	3	2	483	12	1361					
	男性	91	31	5	1	2	35	1	1	76	7	1	1	2	3	1				4	1				1				4				22	1	98					
	欠損値	6	1	1	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5					
施設	合計	260	26	10	3	7	6	0	0	52	16	0	2	2	4	0	0	0	1	4	0	1	0	2	1	4	0	153	16	12	6	1	0	3	3	0	231	3	283	
	女性	162	21	10	3	6	4	0	0	44	13	0	2	1	3	0	0	0	1	3	0	1	0	2	1	4	0	72	9	11	6	1	0	3	3	0	136	0	180	
	男性	91	4	0	0	1	2	0	0	7	3	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	78	6	1	0	0	0	0	0	0	91	0	98		
	欠損値	7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	4	3	5				
計	合計	1614	455	240	94	119	99	1	0	1009	191	49	29	29	40	1	1	0	0	1	8	7	0	11	1	4	0	158	16	28	112	4	0	21	21	4	2	738	17	1747
	女性	1419	418	234	93	115	62	0	0	922	181	47	28	26	35	0	1	0	0	1	7	6	0	11	1	4	0	76	9	27	108	4	0	21	21	3	2	619	12	1541
	男性	182	35	5	1	3	37	1	0	83	10	1	1	3	4	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	79	6	1	4	0	0	0	1	0	113	1	196		
	欠損値	13	2	1	0	1	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	6	4	10			

3)－8 子どもの被害確認

これ以降の検討については、まず、在宅状態からの問題発覚による性的虐待・家庭内性暴力被害事例を中心に検討を加えることとしたい。理由は以下のとおりである。

- 今回の調査で施設入所中の事例については、その全容を把握するに足りる事例収集状態に達していないことが分かっている。
- a の要件に加えて施設入所中の児童については事例数が少なく、かつ関与する環境要因が多様なため、対応体制、再被害阻止とケアの体制整備においても、在宅からの対応とは基本的に異なる複雑さを抱えている。
- 在宅からの被害発覚対応については、一定の範囲で児童相談所全体の対応を検討できる事例数が確保されているとみられる（まだ一部例数が少ないところもあるが）。
- ガイドライン 2011 年版の対応課題との照合においても、まず家庭内性暴力事案の対応が課題となってきた経過があり、その点の整理を先に進めることにメリットがある。
- 施設事例の収集状況にはばらつきがあり、データの質を慎重に検討する必要がある。全体的な傾向について基礎的なデータ提示が可能か考えると、全体を並べて比較検討するにはデータのばらつきが問題となる。

したがってこれ以降は在宅状態から性的虐待・家庭内性暴力事案を中心に、親権者の監護下において何らかの性暴力被害が発見・発覚された事例（A 群 女性被害）に焦点を絞って検討を加え、施設入所した子どもの性暴力被害問題については別の検討の機会を待ちたい。

① 期調査段階で確認された被害の時期と頻度

在宅事例の初期対応から調査保護の実施については既に3)－6 で検討した。被害の状況についても表 75、76 でかなりの被害情報を確認していることが分かった。この時点で被害発生の時期と頻度内容は表 101、102 のとおりである（表中 AQ21 等の表記は A 票の質問 No.21 の意味である）。

表 101. 初期調査段階で確認された被害の時期と頻度内容 女性

AQ21被害全体の時期・機関	AQ22 性暴力被害の頻度				総計	
	1常態化	2断続的	3単回	4詳細不明(空白)	件数	構成比
1.現在も被害継続(危険性あり)	179	104	9	38	7	337 26.8%
2過去の被害(現在の危険なし)	71	126	62	67	9	335 26.7%
3断続的(再発の危険あり)	23	133	14	33	4	207 16.5%
4不明	1	11	9	118	3	142 11.3%
(空白)	1	6	1	3	225	236 18.8%
総計	275	380	95	259	248	1257 100.0%
構成比	21.9%	30.2%	7.6%	20.6%	19.7%	100.0%

表 102. 初期調査段階で確認された被害の時期と頻度内容 男性

AQ21被害全体の時期・機関	AQ22 性暴力被害の頻度				総計	
	1常態化	2断続的	3単回	4詳細不明(空白)	件数	構成比
1.現在も被害継続(危険性あり)	7	5		3	15	15.5%
2過去の被害(現在の危険なし)	7	11	9	8	35	36.1%
3断続的(再発の危険あり)	1	9		3	13	13.4%
4不明(空白)				14	1	15.5%
		2			17	19.6%
総計	15	27	9	28	18	97
構成比	15.5%	27.8%	9.3%	28.9%	18.6%	100.0%

初期調査の課題の焦点は、子どもからの被害の開示について、どのような被害と危険が実際にありそうなのか、その危険から子どもを安全に守るためにはどうしたらよいのかを決めることにある。具体的には、子どもを安全確保と調査目的で緊急保護した上で、慎重な調査を行う必要があるかどうかの臨床的判断と、その保護を行うための法的根拠の確認が、初期調査の課題である。

子ども自身がそうした調査に積極的に協力する確率はあまり高くない。多くの子どもがいったん誰かに被害の話をしたり、被害をほのめかしたりしたとしても、その出来事自体は、内密な、子どもと誰かとの人間関係の限定条件において、被害の開示が試みられたということである場合が多い。それが通告されることにより、最初の人間関係の範囲を超えて情報が扱われるようになることで、子どもは全く異なる対人場面・社会的場面の課題に直面することになる。さらに子どもがほのめかすか、開示した情報がどの程度、実際に起こっていることを正確に表現しているかは不明確である。単にたとえ話のように、ほのめかしたに過ぎないのか、何か具体的な事実について話したのかも判然としない場合も多い。

これらの事態に対し、児童福祉の観点、子どもの最善の利益の確保・保証の観点は、子どもの性暴力被害に関係する情報開示は、最初の時点では、内容そのものの精査よりも、なぜ、今、ここで、そうした情報が開示されたのかということを、最も重視する。初動調査はしたがって、具体的事実の詳細確認をめざすことが難しくても、今、子どもは何に直面し、どんなことに困っていると感じているかを聴こうとすることが重要なのである。ガイドライン 2011 年版が調査保護の要件として挙げた① ② ⑤ の要件（【性暴力被害についての通告段階での情報分類】P47 参照）はその点での手がかり情報を把握し見逃さないための重要事項である。

② 初期被害調査によって変更される通告時の被害内容

多くの実務経験者が、性暴力被害についての子どもの開示情報が、環境条件によって推移・変遷することを経験している。結果的に子どもの言うことを簡単に信じてはいけなと懐疑的に考えるようになった専門家もあれば、より慎重に配慮した環境条件で聴くことが必要であると考えようようになった専門家もいる。中にはたとえその話に何がしかの真実が含まれていたとしても、それを直ちに身体的虐待やネグレクト問題と同等に社会的な問題として扱うことは、誰の為にも益するところより、ダメージを与える危険性の方が高いと感じている専門家もいる。それらはすべて個としての体験に限定される専門性の限界を示している。虐待問題の複雑さと深刻さ、被害者が抱えるジレンマ問題は、専門家がチームとなり、組織、制度、法律のネットワークによって対応しなければ解くことの出来ないパズルである。おそらく我々はまだその入り口、端緒についたばかりである。

表 103 は、最初の通告段階で把握された被害内容情報が、初期調査の過程を通してどのように推移・変遷するか、そのことを児童相談所はどのように扱っているかを示す。対象は在宅での性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）である。

【表 103 の読み方】

一番左の項は通告時点で確認された被害内容が縦に並んでいる。小さな数字は、最上段に示されているように、その群で調査保護された事例数、ほかの理由で保護された事例数、合計一時保護件数と保護率を示す。左から 3・4 列目は初期調査時点で確認された被害内容と件数である。通告時確認された被害内容は初期調査によってその約半数～6 割の被害内容が変更される結果となっている。その右はそれぞれの被害確認内容別ごとの一時保護の有無状況、その右は一時保護無しとなった理由別件数、一番右が通告時から初期被害調査を実施した後の情報変更された件数と構成比である。

表 103. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の被害情報の推移と対応（初期段階）

通告受理時点での被害内容	調査保護 その他保護 保護計 保護率	件数	初期調査時点での被害内容	件数	一時保護の有無				一保無しの理由						合計	被害情報の変遷					
					調査保護	あり			なし	空白	1 根拠・ 確認 乏しい	2 本人が 強く 抵抗	3 一保 状況 のため	4 その後の 展開読めず		5 子どもの 安全確保者	6 その他	空白	通告 時情報	初期 調査	通告 時情報 構成 比
						一般															
5 接触被害(挿入被害)		187	5 接触被害(挿入被害)	67	62	4	1		1						1	187	67	35.8%			
			4 接触被害(非挿入)	23	22	1									0		120	64.2%			
			3 接触被害(挿入不明)	16	11	2	3		2		1				3						
			2 非接触被害	1		1									0						
			1 何らかの被害 曖昧	21	9	1	11		2	2		4	3		11						
			空白	59	36	5	18		3	5		7	3		18						
			5 接触被害(挿入被害)	43	35	3	5		3		1	1			5		43	11.3%			
4 接触被害(非挿入)		380	4 接触被害(非挿入)	187	93	18	73	3	12	9	1	1	50		73	380	187	49.2%			
			3 接触被害(挿入不明)	18	17	1									0		150	39.5%			
			2 非接触被害	14	8		6		1		5				6						
			1 何らかの被害 曖昧	37	4	2	31		4		27				31						
			空白	81	21	9	51		5	4	1	35	5	1	51						
			5 接触被害(挿入被害)	18	6	2	10		1	1		8			10		75	46.3%			
			4 接触被害(非挿入)	57	9	12	35	1	10	3	1	19	2		35	162	34	21.0%			
3 接触被害(挿入不明)		162	3 接触被害(挿入不明)	34	8	3	23		4		1	1	15	2	23		53	32.7%			
			2 非接触被害	4	4										0						
			1 何らかの被害 曖昧	18	12		5	1	1	2		2			5						
			空白	31	31										0						
			5 接触被害(挿入被害)	0											0						
			4 接触被害(非挿入)	15	13	2									0						
			3 接触被害(挿入不明)	13	3	2	8					6	2		8		28	50.0%			
2 非接触被害		56	2 非接触被害	10	1		9		3		1	3	2		9	56	10	17.9%			
			1 何らかの被害 曖昧	1	1										0		18	32.1%			
			空白	17	4	2	11		4			4	2	1	11						
			5 接触被害(挿入被害)	11	4	1	6		3			2	1		6						
			4 接触被害(非挿入)	35	14	3	18		3	6		4	4	1	18						
			3 接触被害(挿入不明)	18	13	1	4					3	1		4						
			2 非接触被害	14	2	1	11		3			7	1		11		78	32.1%			
1 何らかの被害 曖昧		243	1 何らかの被害 曖昧	78	35	4	38	1	13	8		8	7	2	38	243	78	32.1%			
			空白	87	16	6	64	1	38	5		9	11	1	64		87	35.8%			
			5 接触被害(挿入被害)	21	6	6	9						1	8	9						
			4 接触被害(非挿入)	40	9	12	18	1	3			6	2	7	18						
			3 接触被害(挿入不明)	29	5	11	11	2	1	1		4	1	4	11						
			2 非接触被害	13	1	5	7		3			2	2		7						
			1 何らかの被害 曖昧	55	12	10	32	1	1			9	2	20	32		158	69.0%			
空白		229	空白	71	9	19	38	5	7	1		12	2	16	38	229	71	31.0%			
合 計		1257		1257	536	149	556	16	109	69	2	5	253	55	63	556	1257	1257			
			5 接触被害(挿入被害)	160	113	16	31	0	1	8	0	0	11	3	8	160		382	30.4%		
			4 接触被害(非挿入)	357	160	48	144	5	28	18	1	2	79	8	8	144	1257	380	30.2%		
			3 接触被害(挿入不明)	128	57	20	49	2	5	3	1	1	29	6	4	49		308	24.5%		
			2 非接触被害	56	16	7	33	0	6	4	0	1	17	3	2	33					
			1 何らかの被害 曖昧	210	73	17	117	3	16	17	0	0	50	12	22	117					
			空白	346	117	41	182	6	53	19	0	1	67	23	19	182					

ここでまず注目されるのは、通告段階での被害情報は、その直後の初期調査によって、およそ、その6割(64.4%)が変更されていることである。当初の情報のままであったのは平均で全体の35.6%(17.9%～49.2%の間)であった。当初想定された問題がより曖昧になったり、被害内容がそれほど深刻かどうかは分からなくなっていったりしたものが1257件中、428件：34.0%あった。反対に、当初の情報よりもより具体的な被害事実が判明するなど、より深刻な事実情報の開示に進んだものが382件：30.4%である。最初の通告段階での挿入被害の情報、最初の段階で全く事実関係がつかめない事態は共に、その60～70%が修正され、より深刻か、軽い事態が見いだされ変更されている。そのほかの水準のいずれの情報も、10～50%の範囲、平均で30%台の割合で、より軽いかあいまいな被害情報に変化し、同時に30%前後はより深刻な情報が明らかとなっている。

これに対し、児童相談所は初期調査段階で対象の42.6%：536件を調査保護している。そのほかの保護も含めると、全体の54.5%：685件を一時保護している。一時保護は被害情報のより具体的なもの、直接的な被害について積極的に行われており、挿入不明だが接触被害以上～挿入被害までの645事例では414事例：64.2%が保護されているのに対して。非接触被害や何らかの被害だが曖昧なもの266事例では113件：42.5%が保護されている。通告段階から初期調査を通じて確認が進められた被害情報の深刻度、確実性がこの保護対応の違いになっている。

② 在宅事例における被害確認面接の実施状況

被害内容の情報が、通告段階から初期被害調査を通じて精査・修正された結果、調査保護、そのほかの一時保護、保護なしと対応が分化する中、被害確認面接(forensic interview)が実施される。表104は一時保護の実施と被害確認面接(forensic interviewを含む)の実施状況である。

何らかの被害確認面接が実施されたうち、一時保護後に実施されたものは 425 件、一時保護なしに実施されたものは 129 件である。状況不明 3 件を含め、557 件が何らかの被害確認面接によって被害内容の聴取が行われている。被害の確認には一般的な調査面接も行われている。確認されているすべての面接実施数の内訳は表 104 に示されているとおりである。

表 104. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の一時保護と被害確認面接（forensic interview）の実施状況

	一時保護の有無			被害確認面接の実施			件数
	あり 調査保護	あり その他保護	なし	あり	なし	無記入	
●				●			357
●		●		●			68
●			●	●			129
●				●			3
●					●		166
●		●			●		74
●			●		●		366
●					●		5
●						●	13
●		●				●	7
●			●			●	61
●						●	8
●			●			●	1257
計	536	149	556	16	557	611	89

被害確認面接（forensic interview）は 1980 年代に主に、性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもからの事情聴取において、法的手続きにおける立証性を確保した面接手法として、開発された面接法である。

具体的・物理的な証拠性の乏しい性暴力被害事案について、しかも証言能力が不安定とされる子どもから、暗示や誘導といった情報汚染を防ぎつつ、自発的な子どもの証言を確保するための面接法である。

世界中では十数種の面接技法があると言われているが、子どもからの法的手続きにおける事情聴取として重要な面接法である。

平成 23 年度時点で、わが国で実施されている被害確認面接（forensic interview）の主なものは、NICHHD プロトコルと RATAC®である。

全国の児童相談所では、こうした専門的な被害確認面接（forensic interview）の導入以前から、子どもからの被害状況や関係する出来事についての聴き取りを行ってきた。基本的には、① 客観性と中立性を重視した一般的な調査面接、成育歴や家族関係についてのアセスメントのための心理面接など、従来からのケースワーク、ソーシャルワークとしての一般相談対応上の面接か、② 法的な立証性に配慮した慎重に設定された面接として、基本的には立会人としての付添を伴う 2 人 1 組で行う面接、のいずれかである。その全般的な各児童相談所における実施状況は表 26 に示している。

在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）における被害確認面接（forensic interview）およびそのほかの事情聴取としての面接の実施状況は表 105 のとおりである。

表 105 のデータは対象数 1257 件中被害確認を実施したとの回答 557 件：44.3%の面接種別である。

1257 事例のうち、231 事例：18.4%、被害確認面接をした 557 件のうち 41.5%に何らかの専門的な被害確認面接（forensic interview）が実施されている。慎重に設定された面接は 125 事例：22.4%、一般的な調査面接は 156 事例：28.0%で、全体としては、専門的な被害確認面接（forensic interview）によらない事実確認面接は 280 事例：50.3%に実施されている（うち 4 件では forensic interview と併行して一般的面接も実施されている）。

表 105. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の被害確認面接（forensic interview）の実施状況

	被害確認面接			一般的面接		無記入	件数
	NICHHD	RATAC®	その他技法	慎重に設定された面接	一般的な調査面接		
●							1
●		●					1
●					●		110
●		●		●			1
●		●			●		1
●		●					100
●			●		●		1
●			●				15
●				●			124
●					●		152
●						●	51
●						●	557
計	112	103	16	125	155	51	

表 106 は在宅状態で何らかの性暴力被害の発見・発覚があったことから対応開始された女性被害者に対する被害確認面接の設定について尋ねた結果である。無記入が全体で 710 件あるが、もともと何らかの被害確認の実施件数は表 104,105 にあるように 557 件（同一人物への重複実施あり）である。表をみると多様な面接設定が展開している。

被害確認面接は、まさに子どもがどんな被害を経験したか聴取確認することに目的がある。これについての古典的な疑義として、トラウマ体験を直接、刺激するような侵入的な面接は、福祉機関の臨床責任において許容されるのか、という疑義がある。この疑問の答えは、被害確認面接を含む虐待対応全体を、チーム対応システムとして位置づけることがまず必要だということである。対応全体の中に子どもへのサポート体制が無いまま、単体で直接的な被害確認面接だけを実施することは危険である。たとえ面接で事実を確認し、強い介入的な保護の必要性の根拠は確保されることになっても、チーム対応が無い場合、子どもの傷つきを、まさにその侵入的な面接をした当人がサポートしなければならなくなる。おそらく有能な臨床家はそれを何とかやりこなすかもしれないが、基本的な設定として複数の職員の役割分担において、子どものサポートを優先的に担当する職員の配置が重要である。

ガイドライン 2011 年版が設定している手順を模式的に示すと、まず、前日に担当児童福祉司から翌日の被害確認面接の実施説明と面接者氏名が告げられる。これは面接実施予告という形での告知であって同意確認ではなく、協力要請である。子どもに被害を話すべきかどうか選択を迫って葛藤を深めるスパイラルを加速させる危険性には触れてはならない。そうでなくとも、子どもはすでに葛藤状態にあり、自身の中では迷いや不安、葛藤がある。もしも子どもがそれを表明したら、被害の開示があったことで、子どもは侵害から守られる手続きに入ったこと、2 度と同じ被害にあう危険性を避けることが重要であり、そのためにも何があったのかきちんと話を聴いて確認することを重視していることを告げる。

当日は面接者が単独に子どもと接触し、面接実施する。バックアップスタッフがあらかじめ子どもに会ったり、被害の話をするように促したりはしない。唯一、一時保護所に入所しておれば、一時保護所の職員が子どもに、「しっかり話しておいで」と言うかもしれない。子どもが家族の元にある場合には、周囲の人間が、心配からか、同情からか、あるいは自分自身の不安からか子どもに様々なメッセージを投げかける可能性がある。子どもの側も周囲の人間の反応を読もうとして様々な探りを入れるかもしれない。児童相談所から非加害保護者には、「あまり面接のことについては触れないで、単純に、『本当にあったことを全部話しておいで』」と励ますことを要請する。

被害確認面接はバックアップスタッフのサポートの下で実施される 1 対 1 の面接である。こどもにはバックアップスタッフがいることはあらかじめ告げられている（面接者の設定状況やバックアップスタッフ等については 別紙資料 2 A 票 表 53～64 参照）。

面接途上での子どもの精神的安全については面接者も一定の配慮はするが、面接そのものは直面化面接である。子どもと面接者は「本当にあったことを話す」という共同作業のパートナーとして設定される。子どもの解離反応や不穏反応についての臨床的判断は最終的にはバックアップスタッフが担当する。面接者は事実の解明に集中し、子どもが涙を流したとしても同情を表明したり、ティッシュペーパーを渡したりはしない。そうした行為は誘導・教唆、報酬提示として法的立証性を危うくする。

面接が終了する際にも被害確認面接者は、子どもの調査協力への謝意は示すが、報酬となるような提示はしてはならない。すべてが終了した時点で別のサポートスタッフが子どもへのサポートを開始する。

表 106. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の被害確認面接実施状況

面接者設定			面接者の職種							無記入	件数
複数対応	単度対応	無記入	事例担当		事例担当外		警察官	検事	他		
			児童福祉司	児童心理司	児童福祉司	児童心理司					
●			●	●	●				●		1
●			●	●	●						2
●			●	●		●					1
●			●	●			●		●		2
●			●	●			●				2
●			●	●					●		5
●			●	●							30
●			●		●	●					1
●			●		●				●		2
●			●		●						16
●							●	●			1
●							●				6
●			●						●		6
●			●					●			1
●			●								21
●				●		●					1
●				●							2
●				●		●					3
●				●			●	●			2
●				●			●				1
●				●					●		2
●				●							9
●					●	●					4
●					●				●		1
●					●						40
●						●					6
●							●	●			1
●							●				10
●									●		3
	●									●	1
	●		●	●	●	●			●		1
	●		●	●			●				1
	●		●	●					●		1
	●		●	●							14
	●		●		●						1
	●		●						●		1
	●		●								22
	●			●	●						2
	●			●		●					2
	●			●			●				1
	●			●					●		4
	●			●							99
	●				●						75
	●					●					98
	●								●		35
	●									●	3
		●		●							2
		●			●						4
		●					●				2
		●								●	706
183	360	714	138	186	156	118	30	5	64	710	1257

↓ 9件は面接事例

子どもへの性暴力は常に、結果的にその事実が隠ぺいされ、最も葛藤的である被害者自身が被害内容を開示しなければ、その実態が明らかにできないという悪質な加害行為である。この秘密と沈黙の壁を突破すること、加害者が被害者を支配・統制するために前提としている恥や処罰の恐れを突破して被害者自身が被害開示することが被害者を救う。そのための特殊な設定が子どもの性暴力被害事案の対応には必要である。

被害確認面接、特に forensic interview と呼ばれる面接は、法的対応のため、諸外国では子どもの親権を誰が扱うか決定を下す裁判所への申し立て手続きのために実施される。この制度を部分的なカタチでしか持たない日本では、児童福祉法上の権限行使として、子どもを加害者の危険から守るために、親権者の意向を上まわる児童福祉法上の権限行使を可能とするために、被害の客観的な事実確認が必要とされる。

身体的虐待やネグレクトのように、誰が見てもわかるような客観的事実を伴わない家庭内性暴力被害では、子どもからの、誘導や暗示操作によらない自発的な証言が被害の蓋然性を確証する重要な手がかりとなる。

そして、臨床的には、加害者や利害関係者からの暗黙の威圧や、家族内の利害関係、当人の無知、罪障感情等から、被害の事実を自分だけの秘密として抱え込まれ、子どもが沈黙の内に、被害状況の中に誰からも発見されることなく、一人ぼっちのまま置き去られることが無いようにするためには、被害の事実を「言葉」にすることが必須のことなのである。

性暴力被害は「言葉」にされて初めて社会的な「事実」に近づく。そのことが保護とサポートを引き出す根拠となる。もとより、保護とサポートが無いまま、支援の専門性が提供されないままの「事実」の開示は事態全体にとって危険ですらある。調査対応にあたってのチーム対応とサポート体制の準備、ひいては機関連携による支援のシステムが必要である。

表 107 は forensic interview を含む被害確認面接別の面接結果である。1257 事例のうち、557 事例に何らかの被害確認を目指した面接が実施されている。

表 107. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の被害確認面接の結果状況

	被害事実の開示あり	被害の強い疑いあり	被害確認できず	被害無しを確認	調査拒否	無記入	合 計
NICHD	89	7	7	4	3	1	111
NICHD+RATAC®	1						1
RATAC®	75	10	9	3	1	4	102
その他技法	11			3	1	1	16
慎重に設定された面接	94	12	12		2	4	124
一般的な調査面接	100	20	21	4	4	3	152
面接実施:技法無記入	28	4	8		1	10	51
面接実施なし						611	611
無 記 入						89	89
合 計	398	53	57	14	12	723	1257

被害確認面接の役割は、

- i 子どもから、暗示や誘導の無い自発的な語りによって被害事実についての話を聴き取り、事実確認する。これには被害の具体的な事実を聴き取り、現実に被害があったことを確認する場合と、被害が無いという事実を聴き取り、確認する場合がある。
- ii i の結果として、もし被害の具体的な事実説明や、強く被害が疑われる状態が確認された場合には、子どもの安全のために児童相談所は必要があれば、児童福祉法上の介入を行う。ただし、それらの判断は、面接だけを根拠に行うわけではなく、様々な調査、医学診察等々を経て、組織としての総合的判断を下すことになる。

上記の 2 つの役割から言えることは、被害事実が明白に否定された場合には、事実確認をもって介入を停止させる可能性が高くなる。強く疑う場合には、事実確認としては未確認結果となるが、児童福祉法上の対応としては、介入実施の判断に踏み切ることもある。この、①事実の確認の有無、②介入の必要性の有無についてそれぞれの面接結果を比較した。結果一覧は表 108 のとおりである。

それぞれの面接結果を図 37～43 に示す。またそれぞれの被害確認作業の結果比較を表 104 に示す。

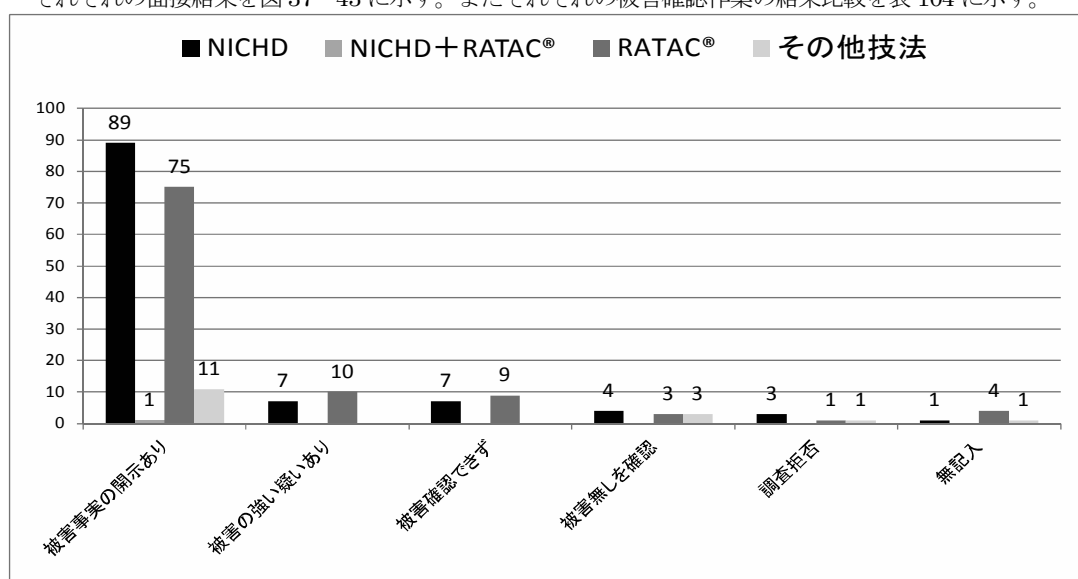


図 37. 専門的な被害確認面接 (forensic interview) による子どもからの被害の確認状況

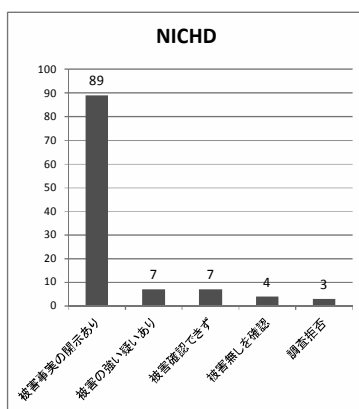


図 38. NICHD による被害確認

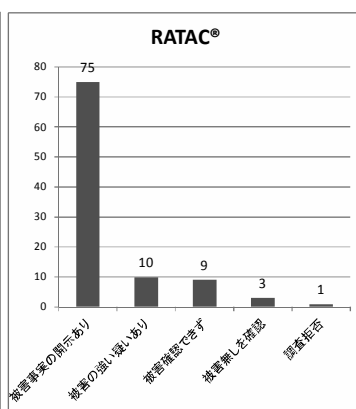


図 39. RATAC®による被害確認

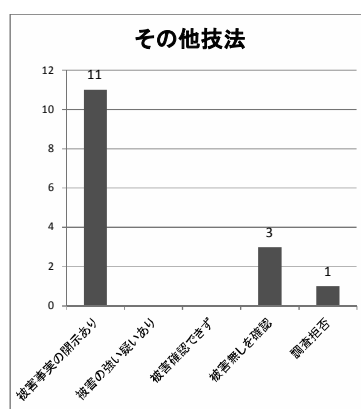


図 40. その他の技法による被害確認

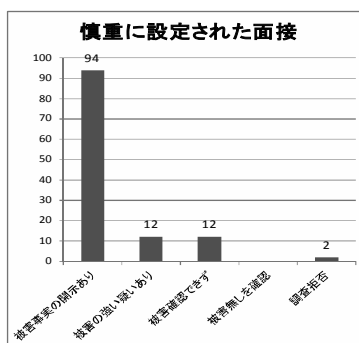


図 41. 慎重に設定された面接による被害確認

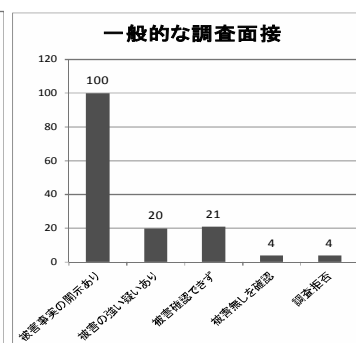


図 42. 一般的な調査面接による被害確認

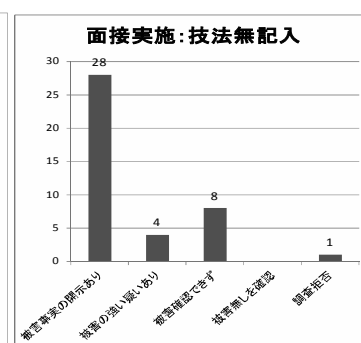


図 43. 具体的な技法記入の無い被害確認

表 108 .在宅の性暴力被害の疑いのあった子ども(女)に実施された被害確認面接の結果比較一覧

被害確認面接群 vs 慎重＋一般面接
フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

	確認済み	未確認	計
被害確認	185	33	218
慎重＋一般	226	77	303
計	411	110	521

両側P値	0.0047**
片側P値	0.0029**
CramerのV	0.1242
YuleのQ	0.3127

被害確認面接群 vs 慎重な設定
フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

	確認済み	未確認	計
被害確認	185	33	218
慎重な設定	94	24	118
計	279	57	336

両側P値	0.2275
片側P値	0.1447
CramerのV	0.0662
YuleのQ	0.1774

被害確認面接群 vs 一般面接
フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

	確認済み	未確認	計
被害確認	185	33	218
一般面接	104	41	145
計	289	74	363

両側P値	0.0033**
片側P値	0.0019**
CramerのV	0.1597
YuleのQ	0.3770

被害確認面接群 vs 慎重＋一般面接
フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

	介入あり	介入なし	計
被害確認	192	26	218
慎重＋一般	268	45	313
計	460	71	531

両側P値	0.4394
片側P値	0.2472
CramerのV	0.0354
YuleのQ	0.1071

被害確認面接群 vs 慎重な設定
フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

	介入あり	介入なし	計
被害確認	192	26	218
慎重な設定	116	12	128
計	308	38	346

両側P値	0.5936
片側P値	0.2927
CramerのV	0.0394
YuleのQ	-0.1338

被害確認面接群 vs 一般面接
フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

	介入あり	介入なし	計
被害確認	192	26	218
一般面接	120	25	145
計	312	51	363

両側P値	0.1671
片側P値	0.1021
CramerのV	0.0749
YuleのQ	0.2121

分類は、確認済み：被害を確認した＋被害が無しを確認した 未確認：強い疑い＋確認できず
介入あり：被害を確認した＋強い疑い 介入なし：確認できず＋被害が無しを確認

表 108 を見る限り、専門的な被害確認面接（forensic interview）と一般的な調査面接による調査結果とは、事実確認においては統計的有意差を生じている。ただし、介入的な対応を要するかどうかといった判断についての有意差は発生していない結果となっている。

ここで、表 103 の続きを確認する。先の表では通告段階の被害情報が初期調査段階を通じてそれぞれ深刻化の方向に 30%、緩和・軽減、あるいは曖昧化の方向に 30% 情報が変更され、初めの情報のままであったものは 35.6% であった。被害内容の確認はそのまま調査保護の判断に深くかかわっていた。被害確認面接を通じて、この情報はさらに変化しただろうか。全体像を表 109 に示す。

表 109. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の被害情報の推移と対応（被害確認面接段階）

被害確認面接時点での被害内容 (初期調査段階での件数)	件数	被害確認面接実施時点で整理された被害内容	件数	被害確認面接結果						被害情報の変遷		
				1 開示あり	2 強い疑い	3 確認できず	4 被害無し	5 拒否	無記入	面接時情報	面接後情報	面接時比情報
5 接触被害(挿入被害)	160	5 接触被害(挿入被害)	34	32	1				1	160	34	21.3%
		4 接触被害(非挿入)	49	45	2	1			1		126	78.8%
(初期調査段階: 187)		3 接触被害(挿入不明)	14	11	2			1				
		2 非接触被害	4	3	1							
		1 何らかの被害 曖昧	5	1	3				1			
		空白	54	1			1		52			
	357	5 接触被害(挿入被害)	34	32	2						34	9.5%
4 接触被害(非挿入)		4 接触被害(非挿入)	75	69	5				1	357	75	21.0%
		3 接触被害(挿入不明)	16	10	4			1	1		248	69.5%
(初期調査段階: 380)		2 非接触被害	6	3	1	2						
		1 何らかの被害 曖昧	27	1	5	13	5	3				
		空白	199	1		3	1		194			
	128	5 接触被害(挿入被害)	21	21								
		4 接触被害(非挿入)	14	13		1					35	27.3%
3 接触被害(挿入不明)		3 接触被害(挿入不明)	6	1	3	1			1	128	6	4.7%
		2 非接触被害	0								87	68.0%
(初期調査段階: 162)		1 何らかの被害 曖昧	9		3	6						
		空白	78	1		3		1	73			
	56	5 接触被害(挿入被害)	6	6								
		4 接触被害(非挿入)	5	5								
		3 接触被害(挿入不明)	2	1	1						13	23.2%
2 非接触被害		2 非接触被害	1	1						56	1	1.8%
(初期調査段階: 56)		1 何らかの被害 曖昧	8	1	1	4		1	1		42	75.0%
		空白	34						34			
	210	5 接触被害(挿入被害)	7	6	1							
		4 接触被害(非挿入)	30	26	3		1					
		3 接触被害(挿入不明)	14	10	3	1						
		2 非接触被害	5	2	2				1		56	26.7%
1 何らかの被害 曖昧		1 何らかの被害 曖昧	10	7			1	2		210	10	4.8%
(初期調査段階: 243)		空白	144			2			142		144	68.6%
	346	5 接触被害(挿入被害)	36	33	3							
		4 接触被害(非挿入)	57	54	3							
(初期調査段階: 229)		3 接触被害(挿入不明)	2	2								
		2 非接触被害	6	5		1						
		1 何らかの被害 曖昧	20	1	4	12		2	1		121	35.0%
空白		空白	225			3	2	1	219	346	225	65.0%
合 計	1257		1257	405	50	56	11	12	723	1257	1257	

表 109 では、初期調査から被害確認面接段階になっておよそ 557 件が何らかの被害確認調査作業にかかっているとみられるが、被害確認面接の実施の有無にかかわらず、被害情報の変化をみている。全体では 239 件：19.0% がより深刻化の方向に明確化し、119 件：9.5% が軽症化の方向に変化、580 件：46.1% が空白、無記入、全体は 723 件が被害確認面接のチェックそのものから外れているとみられる。

変化の内容と被害確認の結果との関係を見ると調査の実施が無いためにこの段階で確認できる情報が無いことを反映している比率が高い。変化なし群についても元々空白・無記入の 219 件がそのまま計上されている。

④ 被害確認に関する探索的分析

これまでに得られた情報を再集計し、通告から初期被害調査、被害確認面接における、被害内容の開示について、いくつかの探索的分析を試みた。

今回の検討したのは以下の 4 点である。いずれも通告時点から被害確認、医学診察までの子どもの被害の開示とその変化についての検討である。検討項目は以下の 4 項目である。

- i 通告時に性暴力被害の詳細が不明であった児童について、1)初期調査、2)被害確認面接、3)医学的診察による開示内容の一致率および変化率に関する検討
 - ii 被害確認面接における面接者と児童による性別マッチングと被害の開示率の関係性
 - iii 調査保護から被害確認面接実施日までにかかった日数と開示率の関係性
 - iv 通告の5分類と被害確認面接の時間的要因（通告から被害確認面接までにかかった日数）による開示との関係性
- i 通告時に性暴力被害の詳細が不明であった児童について、初期調査、被害確認面接、医学的診察による開示内容の一致率および変化率について

通告時に性暴力被害の詳細が不明であった児童について、通告・初期調査・被害確認面接のクロス表110を以下に示す。 初期調査・被害確認面接における

「確認あり」は	1 開示有り	4 被害無しの確認の合計値とする。
「ためらい・不明」は	2 強い疑い	3 確認できずの合計値とする。
	5 子どもの「調査拒否」	は外れ値として除外し検討した。

通告時、初期調査、被害確認面接時までに被害ありと確認されたものが271件と最も多い。通告時に告白なしであった31件から、初期調査面接・被害確認面接時には22件の被害が確認され、残りの9件は初期被害調査面接では被害は確認できなかったが、被害確認面接で確認できている。これらのことから、まず地域の機関で子どもが何らかの性暴力被害を疑わせることを開示したのであれば、必ず通告をしてもらうこと。また通告後、児童相談所による初期被害調査面接で被害内容の情報が出なかったとしても、子どもにとってそれは被害開示に至るプロセスの途上で、ためらっている段階にある可能性があり、これを踏まえて被害確認面接の実施にまでつなげることが必要不可欠であるといえる（Sorensen & Snow, 1991）。

子どもが初期被害調査面接で被害の開示をしなかったから被害確認面接を実施しないということは本結果からは望ましいことではなく、まずは被害確認面接の実施を必ず検討するという設定が提案される。

一方で、通告時に何らかの被害の開示があった事例で、初期被害調査面接、被害確認面接時には被害が確認できなかった事例が61件（通告406件中の15%）見られている。このことは、被害の開示に至るプロセスにおいて、子どもが何度も支援者から被害の話を聞かれることなどで、被害事実を話すことに抵抗が生じている、さらには「撤回」が生じている可能性が示唆される。

また周辺情報や問題行動、目撃などから性暴力被害が疑われていても（通告情報についての⑤に分類される事例にあたる）地域の機関からも開示情報がない事例が21件（通告406件中5%）見いだされた。このうちの8件は、初期被害調査面接では被害内容を開示したものの、被害確認面接では詳細不明という結果になっている。これも上記と同様、何らかの「撤回」を示唆するだけでなく、開示のプロセスにおいて「否認」の状態を維持しているとも考えられる。

「否認」の状態は、子どもにとって加害者から秘密を強要されている場合や、暴力をふるわれる怖さだけでなく、性的虐待順応症候群（CSAAS）にみられるような、自分が悪事をなした悪い子であるとか、性暴力被害による罪悪感やスティグマ、汚れた感覚、自分の隠し事を知ってしまった非加害保護者と自分との関係が切れてしまうことへの恐れなどから、被害の事実を開示することで、周囲の人間や家族がどんな反応を示すか恐ろしくなって、告白できないことなどによって生じる。

以上のように、本項目の検討結果は、通告を受けても被害確認面接で被害内容が開示されない場合、事実開示しなくなる撤回が15%、否認状態が5%となり、おおよそ20%の事例が被害開示しない可能性があることを示しているといえる。

医学診察については診療科目が多岐にわたり、被害内容の評価が複数に分岐していたため、この分析には適さないとして断念した。

表110. 通告時、被害内容の詳細が不明であった通告時の通告内容と初期被害調査、被害確認面接における被害事実の開示についての分析表

被害確認面接の結果内容				通告時の通告内容	
				被害開示あり	被害開示なし
				具体的または 曖昧な開示	周辺情報・問題 鼓動・目撃等
被害あり	初期被害調査結果内容	被害あり	度数	271	22
			初期被害調査 被害開示の%	92.5%	7.5%
			通告時 被害開示の%	92.5%	71.0%
		ためらい 不明	度数	22	9
			初期被害調査 被害開示の%	71.0%	29.0%
			通告時 被害開示の%	7.5%	29.0%
	合計		度数	293	31
			初期被害調査 被害開示の%	80.4%	9.6%
			通告時 被害開示の%	100.0%	100.0%
ためらい 不明	初期被害調査結果内容	被害あり	度数	28	8
			初期被害調査 被害開示の%	77.8%	22.2%
			通告時 被害開示の%	45.9%	38.1%
		ためらい 不明	度数	33	13
			初期被害調査 被害開示の%	71.7%	28.3%
			通告時 被害開示の%	54.1%	61.9%
	合計		度数	61	21
			初期被害調査 被害開示の%	74.4%	25.6%
			通告時 被害開示の%	100.0%	100.0%

ii 被害確認面接における面接者と子どもの性別マッチングと被害の開示率の関係性

被害確認面接の実施において面接者の性別が面接結果にどのように影響するのかについては多くの研究が既に存在する。基本的には、面接者の性別よりも、面接そのものの技術、トレーニングを受けた専門性があるかどうか重要であることが指摘されている。この点につき、本事例について検討を加えた。

まず、本調査データから子どもの性別、面接者の性別、加害者の性別について再整理し、以下のようなクロス表を作成した(表 111)。データ数が 5 以下の数を含むセルが 1 つ以上あるため、詳細な統計解析は行わない。また、加害者 1460 人中、女性の加害者として、実母 93 人とあるが、実母の加害が直接・または間接（目撃・知っていて止めなかった、または性暴力を促す等）加害の内容が不明確なため、加害者の性からは除外した。

子どもと面接者の性別マッチングに関する、日本における被害確認面接の基礎データとして、女兒に対して男性の面接者が被害確認面接を行っても、開示を得ていること。同様に、男児に対して女性の面接者が被害確認面接を行っても、開示を得ていることが見いだされた。

国外の先行研究でも多くの研究で子どもと面接者（また加害者）の性別マッチングについては有意差が無く、むしろ開示率を高めることを予測する因子は各プロトコルにおける面接者の研修参加経験と、その経験に基づく、子どもとの信頼関係の構築だと言われている（Fry.R., Rozewicz.L.,& Crisp.A.,1996 Lamb.M.,&Garretson.,M,2003 Mrikovich-Fong. A.,&Jaffee.S,2010 など）。

本調査データからのクロス表は以下のとおりである。

表 111. 被害確認面接者の性別と面接結果に関する分析表

基礎 子どもの性別	被害確認面接 面接者性別			結果内容		合計
				被害確認 あり	ためらい 不明	
女児	面接者性別	女性	度数	358	96	454
			面接の性別構成比	78.9%	21.1%	100.0%
			面接結果における性別構成比	98.4%	99.0%	98.5%
		男性	度数	6	1	7
			面接の性別構成比	85.7%	14.3%	100.0%
			面接結果における性別構成比	1.6%	10.0%	105.0%
	合計		度数	364	97	461
			面接の性別構成比	79.0%	21.0%	100.0%
			面接結果における性別構成比	100.0%	100.0%	100.0%
男児	面接者性別	女性	度数	6	4	10
			面接の性別構成比	60.0%	40.0%	100.0%
			面接結果における性別構成比	50.0%	66.7%	55.6%
		男性	度数	6	2	8
			面接の性別構成比	75.0%	25.0%	100.0%
			面接結果における性別構成比	50.0%	33.3%	44.4%
	合計		度数	12	6	18
			面接の性別構成比	66.7%	33.3%	100.0%
			面接結果における性別構成比	100.0%	100.0%	100.0%

各単位のデータ数が少ないが、これを見る限り、面接者の性別が子どもの被害確認面接の結果に影響した痕跡は認められないと言える。

データについては、今後、基礎データの継続的な収集が必要不可欠であるが、現状で現場が行ってきた面接者の性別によるマッチング（特に女兒の被害確認面接を男性がやるべきではないという考え方）の妥当性は確認されなかったことが注目される。

十分に訓練を受けた面接者であることと、チームバックアップなどの条件は前提となるが、女性の被害者には女性だけが面接を担当すべきであるという発想には、現場の支援者達が持つ「加害者の性を避けるほうが良いだろう」「なるべく同性の面接者が被害確認面接をやったほうが良いだろう」といった考えを基礎にしており、その背景にはエビデンスに基づかない、性暴力被害を受けた子どもやその子どもから被害を聴くという作業についてのある種の文化的バイアスが働いてきた可能性が高い。このようなバイアスは、支援者側の性暴力被害に対するタブー視、回避的態度が混入することから派生的に生じているとみられ、諸外国でも被害確認面接の導入時にはよく見られた現象である。ただし、わが国の児童相談所現場が十分にジェンダーバイアスから脱却しているのかどうかは未知数であるため、この見解には一定の留保がつく。

公的機関としての児童相談所内において、例えば性的内容を職員同士でオープンに話すことがためらわれることは無理もないことではあるが、性暴力被害を受けた子どもの立場に身を置くこと、ジェンダーバイアスからの離脱はもちろん、性的虐待順応症候群等の知識や性暴力被害を自身の性に囚われずに扱う専門性を携えておく重要性が指摘される。

iii 調査保護から被害確認面接実施日までにかかった日数と開示率の関係性

調査保護を行ってから、被害確認面接を実施するタイミング、時間設定について、わが国ではまだ統一的な見解が検討されていない。通告や調査保護のシステム自体が異なる英米では、日常からの子どもへの教育・周知の違いもあり、日本における適切な対応の流れを整理する必要がある。今回のデータから、

- 「被害確認あり」は、
- 「ためらい・不明」は
- 1 開示有り 4 被害無しの確認の合計値とする。
- 2 強い疑い 3 確認できずの合計値。
- 5 子どもの「調査拒否」は外れ値として除外。

という条件で以下のようなクロス表を作成した（表 112）。これについて調査保護からの日数と被害確認面接実施までの経過日数について、被害の開示結果を指標として検討したところ、調査保護の実施から被害確認面接実施までの日数に有意差は認められなかった。

表 112. 調査保護の実施から被害確認面接実施までの時間と被害開示についての分析表

被害確認面接の結果			被害の発覚から面接までの日数					
			3日以内	3～7日	8～14日	15～30日	31日以上	
確認結果	被害確認あり	度数	163	83	66	42	45	
		被害確認面接結果 構成比	40.9%	20.8%	16.5%	10.5%	11.3%	
		面接設定までの期間 構成比	79.5%	85.6%	76.7%	75.0%	72.6%	
	ためらい 不明	度数	42	14	20	14	17	
		被害確認面接結果 構成比	39.3%	13.1%	18.7%	13.1%	15.9%	
		面接設定までの期間 構成比	20.5%	14.4%	23.3%	25.0%	27.4%	
合計	度数	205	97	86	56	62		
	被害確認面接結果 構成比	40.5%	19.2%	17.0%	11.1%	12.3%		
	面接設定までの期間 構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

カイ 2 乗検定			
	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	4.866 ^a	4	.301
尤度比	4.997	4	.288
線型と線型による連関	2.173	1	.140
有効なケースの数	506		

iv 通告の5分類と被害確認面接の時間的要因（通告から被害確認面接までにかかった日数）による開示率の関係性

以下はガイドライン 2011 年版が呈示してきた通告 5 分類と被害確認面接の時間的要因について、ロジスティック回帰分析（強制投入法）を用いてオッズ比を検定したものである（表 113）。

表 113. 通告内容と被害確認面接実施までの時間経過が被害の開示に与える影響に関する分析表
 通告の 5 分類と具体的被害および被害確認面接までの日数における開示率オッズ比

		度数	割合	オッズ比		95%信頼区間		調整済み オッズ比	95%信頼区間		
						下限	上限		下限	上限	
FIまでの日数	3日以内	170	39.2%								
	4-7日	88	20.2%	0.206	***	0.073	0.581	0.799	0.365	1.748	
	8-14日	76	17.7%	0.609		0.205	1.809	0.55	0.22	1.375	
	15-30日	46	10.7%	0.926		0.291	2.949	0.653	0.261	1.632	
	31日以上	53	12.2%	1.929		0.250	14.887	1.249	0.476	3.28	
通告内容	具体的な被害事実の告白	297	60.9%								
	曖昧な被害の疑い告白のみ	76	19.8%	5.701	***	2.536	12.814	0.24	**	0.079	0.731
	周辺・関連情報からの疑い	39	12.8%	7.173	***	2.153	23.901	0.461		0.143	1.488
	問題行動から	5	1.6%	2.946	**	1.281	6.775	0.663		0.189	2.324
	目撃・物証から	16	4.9%	1.649		0.741	3.672	2.441		0.288	20.666
通告時の具体的な被害内容	何らかの被害・詳細不明	79	49.6%								
	非接触被害	15	16.1%	0.682		0.355	1.310	4.798	**	1.761	13.075
	接触被害(挿入不明)	90	10.4%	0.446	**	0.202	0.989	7.085	**	1.824	27.529
	接触被害(非挿入)	165	1.3%	0.802		0.379	1.697	4.21	**	1.602	11.059
	接触被害(挿入被害)	84	4.0%	0.882		0.387	2.009	2.26	*	0.875	5.837

※1: Prevalenceでは、欠損値はすべて除外した

※2: ***: p<.001, **: p<.05, *: p<.10とする

開示率において、被害確認面接実施までの日数は、一時保護など子どもの安全が確保されて3日以内に実施された被害確認面接の結果の開示率を1とした場合、オッズ比は4-7日目では0.2倍となっている。ただし、通告内容や具体的な被害内容によって調整されたオッズ比では、被害確認面接実施までの日数に有意差はなくなる。

以上の結果から、本データに基づく限り、子どもが地域機関で何らかの性暴力被害の開示をした場合には、早期に安全を確保し、なるべく保護から3日以内に被害確認面接を実施することが望ましいと言えるであろう。

一方、通告内容については、具体的な被害事実の告白を子どもがしたことにより通告となり、その後の被害確認面接で開示される割合を1とした場合、曖昧な被害の疑い告白のみの場合で被害確認面接を実施した場合の開示率は5.7倍、周辺・関連情報からの疑いありで7.1倍、また性的な問題行動からの通告の場合でも被害確認面接における被害確認面接の開示率は2.9倍となった。ただし、被害確認面接までの日数と具体的内容に

より調整されたオッズ比では、周辺・関連情報からの疑いと問題行動についての有意差は無くなるが、曖昧な被害の疑い告白のみの場合は、具体的な被害事実の告白よりも被害確認面接の開示率は0.2倍となっている。

以上の結果から、開示率は、被害確認面接を実施するまでの日数、または具体的な被害内容によって影響を受けるものの、性暴力被害に関する何らかの内容を子どもが具体的に告白している場合には、当然ながら、曖昧な告白、関連情報や問題行動からも早期に被害確認面接を実施することが望まれる。

最後に、通告時の具体的な被害内容について検討する。本項目は被害確認面接での開示率について、子どもからの被害が明確でない場合を中心に検討した。

本項目では、何らかの被害・詳細不明な状況においても被害確認面接によって被害が開示される割合を1とした場合、接触被害について挿入の有無が不明であっても、0.4倍の開示率を保つこと。また、被害確認面接実施までの日数、通告内容によって調整されたオッズ比では、非接触被害で4.7倍、接触被害（挿入不明）で7.0倍、接触被害（非挿入）で4.2倍、接触被害（挿入被害）で2.2倍であることが示された。

以上の結果から、被害の詳細が初期の段階で、最初の地元情報では被害内容がわからない状況にあった場合にも、やはり被害確認面接を実施することで、被害の有無について、明確な開示に至る可能性が強く残されていることが示されていると言える。また被害確認面接までの日数、および通告内容の影響を受けた場合、挿入被害の有無に関係なく、被害確認面接での開示率が少なくとも2倍以上高まることが示唆された。すなわち、子どもが何らかの性暴力被害の告白をしたのであれば、被害確認面接で被害内容が開示される可能性が高く、疑いの段階でも通告対応を迅速に行い、早期に被害確認面接を実施することが必要不可欠であることが示唆される。

⑤ 医学診察

子どもの性暴力被害対応において、被害確認調査と併せて重要なことに医学診察がある。特に婦人科の診察と精神科の診察が重要である。わが国では子ども虐待についての医学診察の専門科が十分には確立しておらず、法医学における生体監察としての、受傷原因や経過の吟味・判断が重要な役割を果たすことがあるが、それもごく限られた医師しかかわっていないのが現状である。

産科においても、限られた医療機関や団体の活動、医師の個人的な協力によって、対応が進められてきた。本調査では、所票の調査で医師の配置やチーム対応への参加状況を尋ねているが、限定的なもので、フルタイムで一緒に動ける医師の数は極めて少ない。家庭内性暴力被害にあった子どもの事例についての医師の対応状況を表114～116に示す。（別紙資料2 A票 表73～85参照）

表 114. 医療診察の実施

在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた事例について

性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354	472	759	123
	100.0	34.9	56.1	9.1
女性	1257	459	688	110
	100.0	36.5	54.7	8.8
男性	91	11	68	12
	100.0	12.1	74.7	13.2

（別紙資料2 A票 表73の再掲）

表 115. 最初の発覚から医療診察までの経過時間 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた事例について

性別	件数	0日目	1～15日目未満	15～30日目未満	30～60日目未満	60～120日目未満	120～180日目未満	180日目以上	無回答	平均
合計	472	9	210	65	50	24	2	8	104	24.0
	100.0	1.9	44.5	13.8	10.6	5.1	0.4	1.7	22.0	
女性	459	9	210	63	48	23	1	8	97	23.5
	100.0	2.0	45.8	13.7	10.5	5.0	0.2	1.7	21.1	
男性	11	-	-	1	2	1	1	-	6	63.6
	100.0	-	-	9.1	18.2	9.1	9.1	-	54.5	

（別紙資料2 A票 表74の再掲）

表 116. 診療科 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた事例について

性別	件数	婦人科	精神科	小児科	法医科	泌尿器科	その他	無回答
合計	472	318	199	88	3	1	14	9
	100.0	67.4	42.2	18.6	0.6	0.2	3.0	1.9
女性	459	317	188	86	3	1	13	9
	100.0	69.1	41.0	18.7	0.7	0.2	2.8	2.0
男性	11		10	2			1	
	100.0	-	90.9	18.2	-	-	9.1	-

(別紙資料2 A票 表75の再掲)

医学診察が性暴力被害を受けた子どもに一貫して提供できている地域、児童相談所は限られているかもしれない。多くは都市部で様々な医療機関との協力関係を取る機会の多い地域、あるいは特定の医師や医療機関の協力が得られている場所であろう。

本調査では在宅の子どもの事例でおよそ35%程度、472事例で何らかの医学診察が実施されていた。

地域によっては、そうした医療機関としての社会資源がまだ見出されていないところも少なくない。

ガイドライン2011年版では、こうした専門的な診察システムを、被害確認調査全体の対応機能と統合して、性暴力被害者支援センターのような拠点機関を全国的に展開することを提案してきた。

元々性暴力被害は医学所見によってその被害事実を積極的に立証することが難しいと言われてきたが、「別紙資料2 A票 表81, 83」によれば、医学診察を受けたおよそ30%程度の事例では、子どもの申告や証言と矛盾しない一定の所見は得られているようである(表117 118)。ただし、それが刑事捜査的な意味で証拠となり得るかどうかはまた別である。

表 117. 医学診察の結果(身体) (別紙資料2 A票 表82の再掲)

性別	件数	具体的な被害所見あり	被害を疑わせる所見のみ	具体的な被害不明・矛盾所見無し	矛盾所見あり別な被害の疑い	矛盾所見あり被害を否定	無回答
合計	472	91	106	176		6	93
	100.0	19.3	22.5	37.3	-	1.3	19.7
女性	459	88	103	174		6	88
	100.0	19.2	22.4	37.9	-	1.3	19.2
男性	11	2	3	2			4
	100.0	18.2	27.3	18.2	-	-	36.4

表 118. 医学診察の結果(心身) (別紙資料2 A票 表83の再掲)

性別	件数	何らかの被害症状の所見あり	被害症状所見なし	被害と関係不明の問題・症状あり	問題・症状確認せず	無回答
合計	472	168	69	57	83	95
	100.0	35.6	14.6	12.1	17.6	20.1
女性	459	158	69	56	83	93
	100.0	34.4	15.0	12.2	18.1	20.3
男性	11	9		1		1
	100.0	81.8	-	9.1	-	9.1

ここで医学診察によって先の表106でみられていた被害内容情報がどの程度変化しているかをみると、診察数そのものが少ないこともあって、被害内容の変更はこれまでのいずれのものよりも少ない結果となっている(表119)。

表 119. 在宅で主に性的虐待・家庭内性暴力被害が疑われた 1257 事例（女）の被害情報の推移と対応（医学診察面接段階）

医学診察時点での被害内容 (被害確認面接等の時点の件数)	件数	医学診察時点での被害内容	件数	医学的な被害診察の結果						被害情報の変遷		
				1 被害 所見 あり	2 被害 所見 のみ を疑 わせる	3 具 体的 な被害 矛盾 所見 なし	4 別 な被害 の疑い 矛盾 所見 あり	5 被害 を否定 矛盾 所見 あり	無 記入	診 察 時 間 情報	診 察 後 情報	面 接 時 間 情報
5 接触被害(挿入被害)	138	5 接触被害(挿入被害)	56	29	17	7			3	138	56	40.6%
(被害確認調査前:160)		4 接触被害(非挿入)	0								82	59.4%
		3 接触被害(挿入不明)	2			2						
		2 非接触被害	0									
		1 何らかの被害 曖昧	35	1	10	20			4			
		空白	45						45			
4 接触被害(非挿入)	230	5 接触被害(挿入被害)	2	1		1					2	0.9%
(被害確認調査前:357)		4 接触被害(非挿入)	26	8	5	8			5	230	26	11.3%
		3 接触被害(挿入不明)	2	1	1						202	87.8%
		2 非接触被害	1	1								
		1 何らかの被害 曖昧	36	1	4	24			7			
		空白	163			14			149			
3 接触被害(挿入不明)	54	5 接触被害(挿入被害)	6	3	3						9	16.7%
		4 接触被害(非挿入)	3			3					7	13.0%
		3 接触被害(挿入不明)	7	2	2	3				54	38	70.4%
		2 非接触被害	0									
		1 何らかの被害 曖昧	17			4	13					
		空白	21			1			20			
2 非接触被害	22	5 接触被害(挿入被害)										
		4 接触被害(非挿入)										
		3 接触被害(挿入不明)									0	0.0%
		2 非接触被害	3		1	2				22	3	13.6%
		1 何らかの被害 曖昧	2			1			1		19	86.4%
		空白	17						17			
1 何らかの被害 曖昧	79	5 接触被害(挿入被害)	3	3								
		4 接触被害(非挿入)	4		2	2						
		3 接触被害(挿入不明)	4		4							
		2 非接触被害	1			1					12	15.2%
		1 何らかの被害 曖昧	29		11	15			3	79	29	36.7%
		空白	38						38		38	48.1%
(被害確認調査前:210)												
(被害確認調査前:346)	734	5 接触被害(挿入被害)	47	25	13	4			5			
		4 接触被害(非挿入)	27	4	4	10		1	8			
		3 接触被害(挿入不明)	20	7	5	6			2			
		2 非接触被害	5			1		1	3			
		1 何らかの被害 曖昧	52	1	10	29		3	9		151	20.6%
		空白	583		1	8		1	573	734	583	79.4%
空白												
合 計	1257		1257	87	100	172	0	6	892	1257	1257	

表 119 によれば、この段階で被害内容がより曖昧なものとしか識別できないものが 278 件 : 22.1%、診察によって、より明確に深刻な被害が確認されたものが 174 件 : 13.8%あり、元の情報内容に変更が生じなかったものは 278 件 : 22.1%、空白が 583 件 : 46.4%となった。被害内容の変更が少なかったのは、診察事例数が少なかったことにより、記入の無いものは 892 件 : 71.0%もある。実際の個々の事例についてみると、そもそも被害確認面接やそれに類する調査・評価作業と、医学診察の順序は必ずしも一貫しておらず、診察が先に実施されてから、被害確認面接を実施することになる事例もあり、この変化の流れとは異なる順序で評価が進む事例もある。ただし、今回の調査ではその詳しい識別は行っていない。

医学診察で注目されることに、診察によってそれまでの被害の理解に矛盾する所見がみられた事例が 6 件報告されていることである。そのほとんどが、診察以前には状況が判別できない事例であったが、診察で初めて具体的な被害評価が可能となっている。ただし、他方で被害所見ありとされながら、評価としては何らかの被害・曖昧という形で終わった事例も散見されている。子どもの証言や周辺情報から得られた内容と矛盾する所見は見られないが、さりとて、何かあったのかということについては何も具体的には確証を得るような所見は出ないということがしばしば認められている。

医学的診察は、現状では全国統一的な体制整備を図るところまで、環境条件、社会資源の条件が整っていない状況があるが、これまで見てきた事例に限れば、可能であればやはり医学診察を実施することで、被害内容の確認が進む事例があることが確かめられたと言える。

またここでは特に触れていないが、ガイドライン 2011 年版で指摘しているように、医学診察と理解ある医師からの所見の告知によって、破壊的なダメージを受けた身体イメージがしばしば回復する事例がある。その

点、診察する医師は、診察行為と所見の告知が子どもに与える影響の大きさを十分に理解して、単なる診察医としてよりも、子どものダメージからの回復を助けるためのチームスタッフとしての自覚ある診療姿勢が強く望まれる。ただし、実施状況をみる限りまだごく一部の医師の活動のように見える（表 120、121）。

表 120. 医師から子どもへの直接助言

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	472	193	216	63
	100.0	40.9	45.8	13.3
女性	459	188	211	60
	100.0	41.0	46.0	13.1
男性	11	4	4	3
	100.0	36.4	36.4	27.3

(別紙資料2 A票 表91の再掲)

表 121. 医師から子どもへの直接助言

10. 性別	件数	診察結果のみ	告知含む 身体的発達の健康	無回答
合計	472	177	93	202
	100.0	37.5	19.7	42.8
女性	459	170	92	197
	100.0	37.0	20.0	42.9
男性	11	5	1	5
	100.0	45.5	9.1	45.5

(別紙資料2 A票 表92の再掲)

⑥被害確認の推移

初期の通告時の情報確認、初期被害診察から医学診察まで、性暴力被害にあった子どもの被害状況の確認過程をみてきた。慎重な専門性に立った調査によって、隠されていたもの、隠れていたもののいくらかは、明らかになっている。④の探索的検討によれば、被害確認面接までの手順の積極的な実施の有効性がうかがわれたが、同時に当初の疑い情報や何らかの開示からはおよそ、その20%が否認に至る可能性もまた浮び上ってきた。

初期からの被害確認の把握状況は概ね以下のように推移していることが分かった。最終結果への推移としては、各段階は独立のフィルターのように機能しており、その濾し出された結果が最終結果となっている(図44～48)。

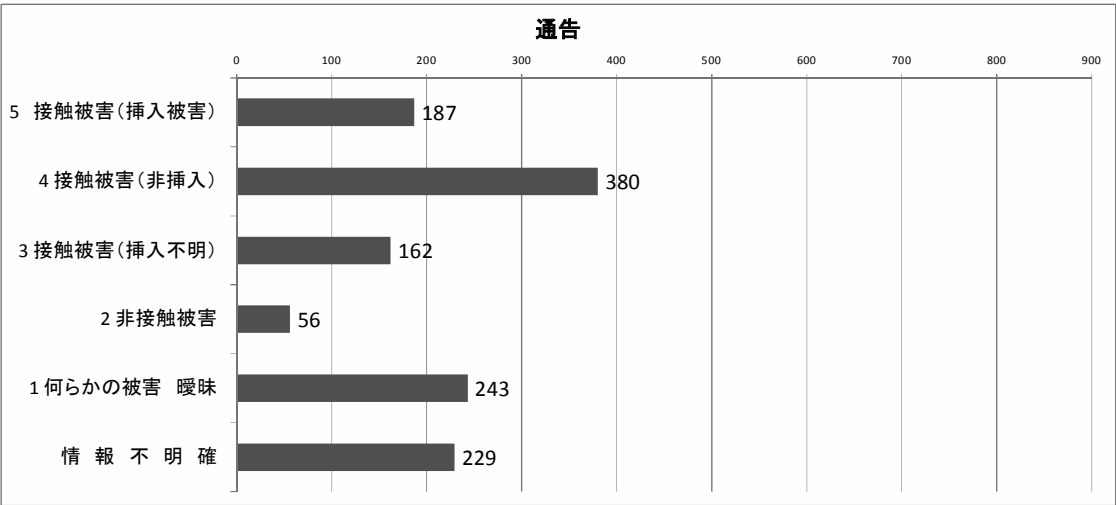


図 44. 対応段階ごとの被害確認内容の推移 通告段階

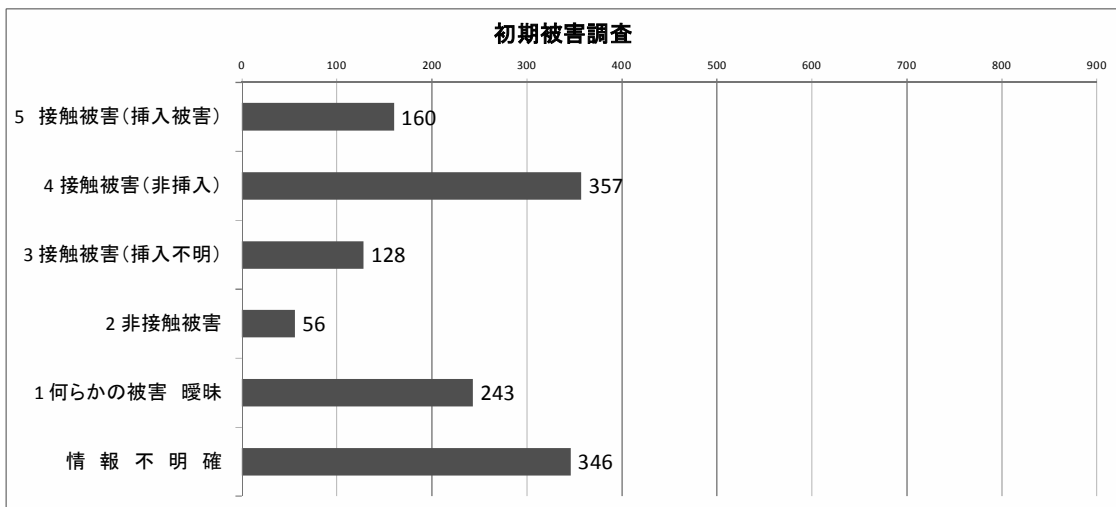


図 45. 対応段階ごとの被害確認内容の推移 初期被害調査段階

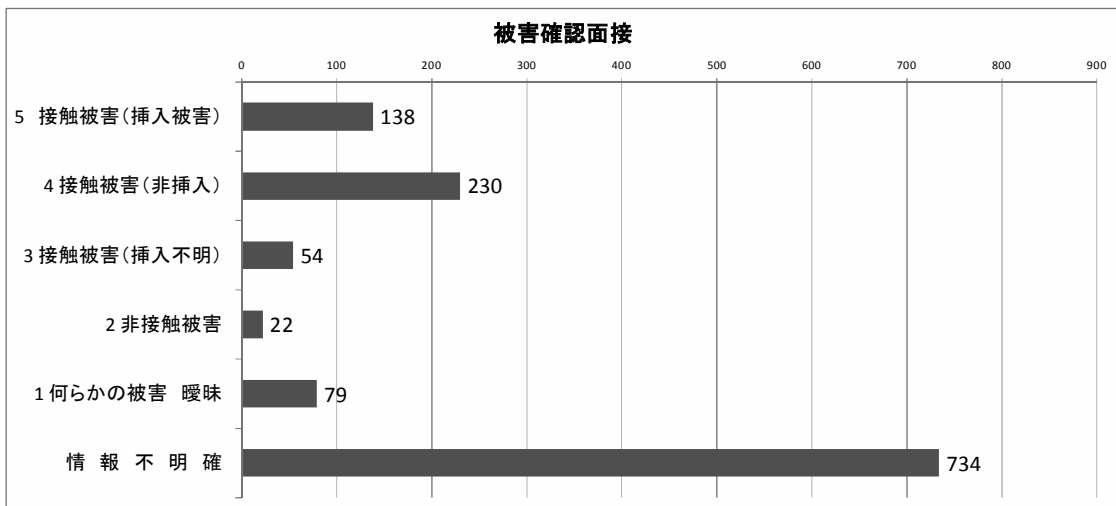


図 46. 対応段階ごとの被害確認内容の推移 被害確認面接実施段階

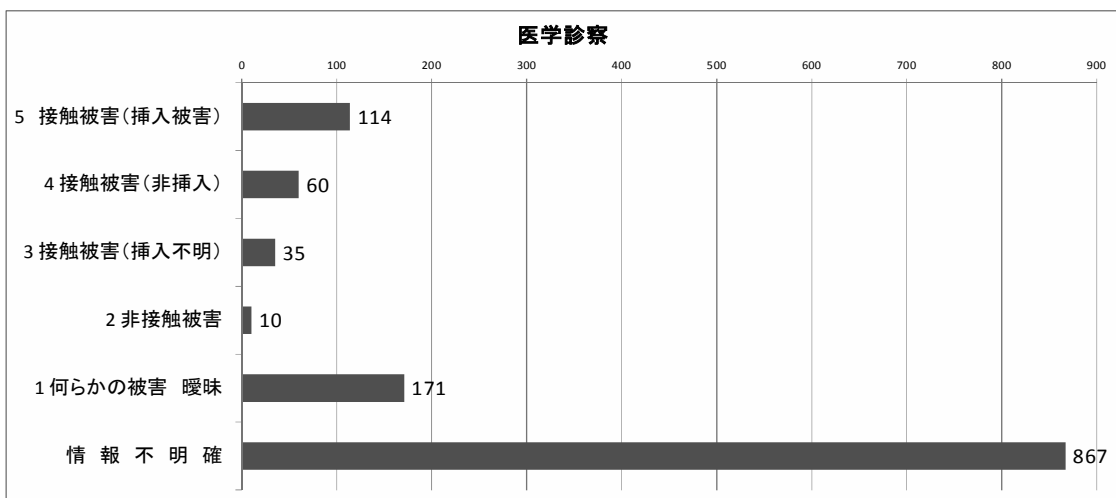


図 47. 対応段階ごとの被害確認内容の推移 医学診察実施段階

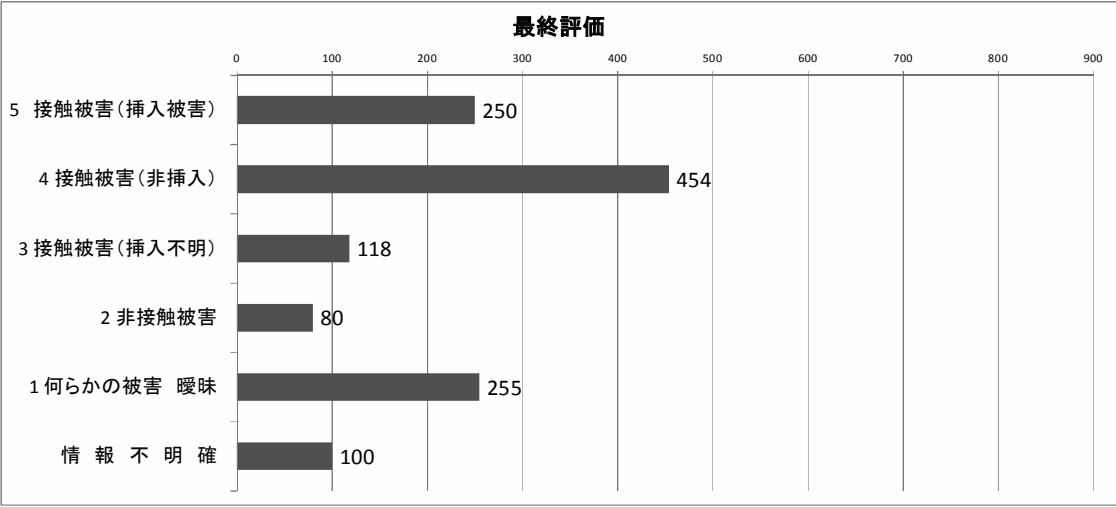


図 48. 対応段階ごとの被害確認内容の推移 最終評価

対応の最終評価を再掲すると以下のとおりとなる（図 49）。全事例の 71.8%までが具体的な被害確認に至っており、何らかの被害の疑いまでを含めると 92.0%に到達する。さらに被害無し、と明確に確認された事例が 17 件あり、被害の有無を含む確認全体数は 1174 件となり、全 1257 件中、この段階で被害について不明確として残ったのは 83 件：6.6%である。

各調査はそれぞれ独立のフィルターのように機能し、それらのフィルターを通じていわばろ過された結果が初期対応の最終評価となっている。

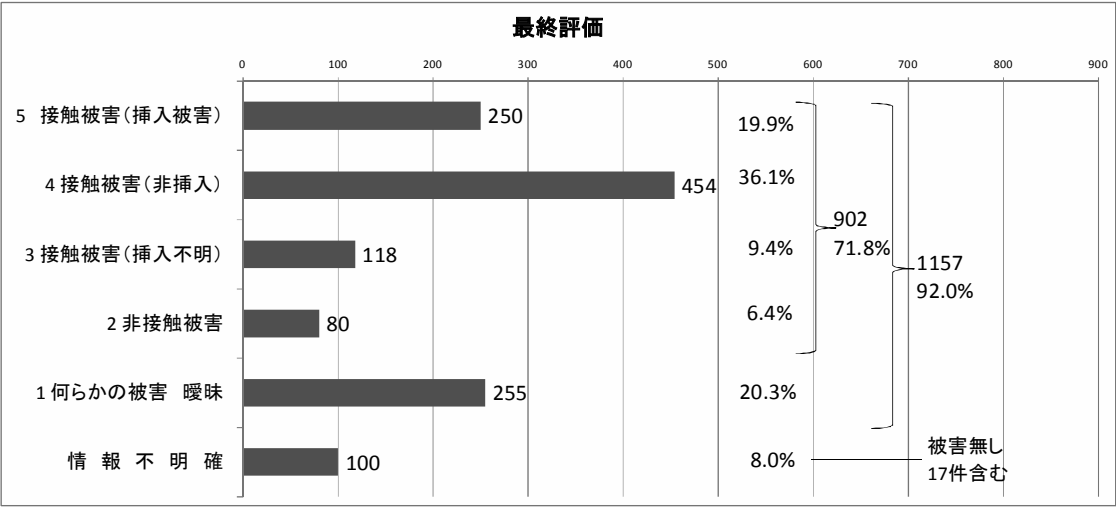


図 49. 通告からの初期調査全体を通じての被害の最終確認状況

通告受理直後からの各段階での被害確認状況ごとの推移は複雑な経過をたどっている。統計学的な検査等については④の探索的検討の項でそのいくつかの試みを示したが、個別の事例単位で通告受理の段階からの被害についての評価を並べると以下のような推移を示している（図 50）。特に初期被害調査段階では各項目の変更は、全件数としての推移以上に、個々の事例における評価の変更比率が高い。ただ、これらはその都度の調査基準に照らした変更であって、その段階では評価対象外のものも、すべて各段階ごとにいったんその段階としての評価（評価・判断のための情報なし）によって分類されている。

実際にはこれらはフィルターのように機能して最終評価に至る。どこかでより詳細な事実が確認された事例はそれが以降の評価でより詳細な評価への再評価されて修正されない限りその内容が最終評価に至る。その結果が図 49 である。

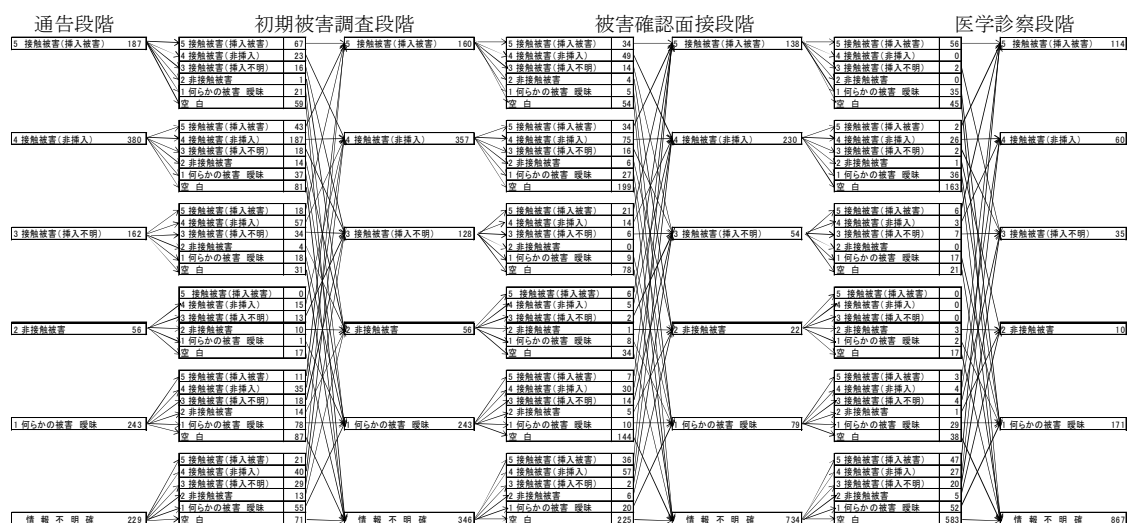


図 50. 通告から医学診察までの各事例における被害内容情報の推移状況 (p.105 に拡大再掲)

これらの推移状況と最終的な評価状況をみると、④の探索的検討でも指摘したように、初期段階での被害情報があいまいであったとしても、まず通告されること、通告された事例は調査されることが重要であること、初期被害調査からの各評価作業によって、当初はあいまいな被害情報しかわからなかった事例も、被害内容が精査され、明らかになっていくことが確認されている。

3)－9 在宅事案で被害にあった子どもが示している問題・症状について(参考情報)

① 把握されている問題・症状

子どもの性暴力被害問題が、虐待問題の中でも特に深刻であるとされる理由の一つが、慢性的な被害状況が生む重複するトラウマによる複雑性 PTSD などの多彩な問題・症状を生むことにある。ただし、その実態を明らかにし、その損害を適切に評価し、さらにその対策を検討するためには、継続的な縦断調査が必要である。本調査はそうした設定の調査ではないため、不定期な期間設定ではあるが、在宅時点、一時保護時点、施設入所時点、引き取り時点での情報が把握されている事案について、それぞれの時期にどのような問題・症状が認められていたか、についての情報整理をして、今後の検討に資する参考情報を提供することとした。

在宅での初頭情報から事例の経過がある程度、時系列に追える事例は、表 122 のとおりである。これらの事例について回収した全情報の一覧を件数と発生率の一覧で示す(表 123)。それらをグラフによって視覚化したものを同じく一覧図 51 によって示す。

表 122. 在宅状態からの経過情報が把握できた事例

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
総計	1319	723	355	375
女	1225	685	337	356
男	88	36	16	18
合計	1313	721	353	374
欠損値	6	2	2	1

表 123 が示しているのは、表 122 に示された平成 23 年度に全国の児童相談所において、何らかの対応があったと報告された性暴力被害にあった子どもたちの事例の中で、初期対応が在宅状態で開始されている事例で、その処遇経過が把握できた事例に記載されている子どもの問題・症状の情報である。

確認されたのは、初期在宅対応時、一時保護中、施設入所したことのある事例は施設入所中、一時保護所あるいは施設から措置解除で家に戻った事例は引き取り後の在宅時、の 4 つの時期について、調査票の 148 問から 166 問まで 19 種類の問題症状についての報告数である。

各時期に問題・症状が報告されていない事例数は、問題が無いと確認される事例と問題の有無を確認できなかった事例の合計値であり、かなりの欠損値が含まれている。したがって発生率(各段階の確認数の比率)はすべての問題でかなり低目になっている可能性もあり、あくまでも参考情報の範囲を出ないデータである。

ただし、ここに提示する事例情報は、平成 23 年度に関わりのあった、過去からの事例、当該年度のみ事例の混合情報で、それぞれの期間や経緯についての統一は図られていない。また、それぞれの事例数にも相当のばらつきがあるため、これを統一的な評価に乗せることは難しい。また、初期在宅の情報不足しているとか、引取り後の情報が追えなかった事例も含まれている。

表 123-1. 初期の在宅から一時保護、施設入所、引取り後までの子どもの問題症状の推移一覧(参考情報)
各表題横の質問項目N o でそれぞれの表・図を照合確認できる。

148 PTSD・PTSD様状態

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	88	97	51	23
女	85	97	51	23
男	1			

149 解離 解離様状態

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	67	81	40	22
女	65	80	39	22
男	2	1	1	

150 パニック 興奮 暴力

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	70	37	29	16
女	63	36	27	16
男	7	1	2	

151 気分変動 うつ状態

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	136	114	70	39
女	133	114	70	39
男	2			

152 不眠 心身症状

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	121	97	56	27
女	117	95	55	27
男	2	2	1	

153 その他精神科問題

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	44	36	27	17
女	42	35	26	16
男	2	1	1	1

154 不登校・閉じこもり

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	166	4	21	48
女	158	4	21	46
男	6			1

155 自傷行為 自殺企図

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	106	33	44	21
女	104	33	44	21
男	1			

156 過剰・仮性適応の疑い

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	60	57	25	11
女	60	55	25	11
男		2		

157 多重被害問題

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	10	3	1	
女	10	3	1	
男				

158 性被害問題

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	98	14	16	12
女	93	13	15	12
男	5	1	1	

159 家出・無断外出

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	132	28	32	23
女	125	27	31	23
男	7	1	1	

160 暴力・暴言・いじめ加害

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	51	18	26	13
女	45	17	25	12
男	6	1	1	1

161 夜間徘徊・虞犯行為

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	87	8	8	20
女	82	8	8	20
男	4			

162 万引き・盗み

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	70	10	14	9
女	63	10	13	8
男	6		1	1

148 PTSD		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		6.67%	13.42%	14.37%	6.13%
女		6.94%	14.16%	15.13%	6.46%
男		1.14%			

149 解離 解離様状態		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		5.08%	11.20%	11.27%	5.87%
女		5.31%	11.68%	11.57%	6.18%
男		2.27%	2.78%	6.25%	

150 パニック 興奮 暴力		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		5.31%	5.12%	8.17%	4.27%
女		5.14%	5.26%	8.01%	4.49%
男		7.95%	2.78%	12.50%	

151 気分変動 うつ状態		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		10.31%	15.77%	19.72%	10.40%
女		10.86%	16.64%	20.77%	10.96%
男		2.27%			

152 不眠 心身症状		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		9.17%	13.42%	15.77%	7.20%
女		9.55%	13.87%	16.32%	7.58%
男		2.27%	5.56%	6.25%	

153 その他精神科問題		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		3.34%	4.98%	7.61%	4.53%
女		3.43%	5.11%	7.72%	4.49%
男		2.27%	2.78%	6.25%	5.56%

154 不登校・閉じこもり		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		12.59%	0.55%	5.92%	12.80%
女		12.90%	0.58%	6.23%	12.92%
男		6.82%			5.56%

155 自傷行為 自殺企図		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		8.04%	4.56%	12.39%	5.60%
女		8.49%	4.82%	13.06%	5.90%
男		1.14%			

156 過剰・仮性適応の疑い		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		4.55%	7.88%	7.04%	2.93%
女		4.90%	8.03%	7.42%	3.09%
男			5.56%		

157 多重被害問題		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		0.76%	0.41%	0.28%	
女		0.82%	0.44%	0.30%	
男					

158 性被害問題		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		7.43%	1.94%	4.51%	3.20%
女		7.59%	1.90%	4.45%	3.37%
男		5.68%	2.78%	6.25%	

159 家出・無断外出		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		10.01%	3.87%	9.01%	6.13%
女		10.20%	3.94%	9.20%	6.46%
男		7.95%	2.78%	6.25%	

160 暴力・暴言・いじめ加害		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		3.87%	2.49%	7.32%	3.47%
女		3.67%	2.48%	7.42%	3.37%
男		6.82%	2.78%	6.25%	5.56%

161 夜間徘徊・虞犯行為		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		6.60%	1.11%	2.25%	5.33%
女		6.69%	1.17%	2.37%	5.62%
男		4.55%			

162 万引き・盗み		初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計		5.31%	1.38%	3.94%	2.40%
女		5.14%	1.46%	3.86%	2.25%
男		6.82%		6.25%	5.56%

表 123-2. 初期の在宅から一時保護、施設入所、引取り後までの子どもの問題症状の推移一覧 続き(参考情報)
各表題横の質問項目N o でそれぞれの表・図を照合確認できる。

163 シンナー・薬物

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	3			
女	3			
男				

164 児童買春・援助交際

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	30	1	2	4
女	30	1	2	4
男				

165 その他の性的問題

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	78	32	30	21
女	69	26	25	20
男	9	6	5	1

166 その他

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	26	15	8	6
女	22	11	6	5
男	4	4	2	1

総延べ件数

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	1443	685	500	332
女	1369	665	484	325
男	64	20	16	6

163 シンナー・薬物

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	0.23%			
女	0.24%			
男				

164 児童買春・援助交際

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	2.27%	0.14%	0.56%	1.07%
女	2.45%	0.15%	0.59%	1.12%
男				

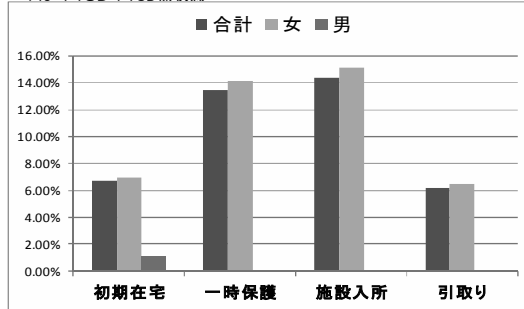
165 その他の性的問題

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	5.91%	4.43%	8.45%	5.60%
女	5.63%	3.80%	7.42%	5.62%
男	10.23%	16.67%	31.25%	5.56%

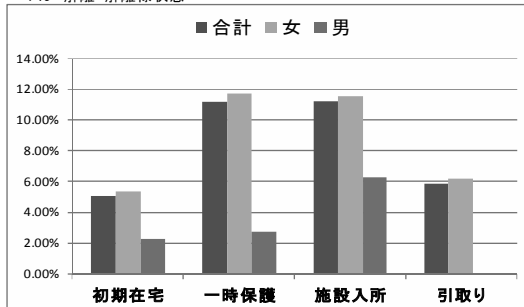
166 その他

	初期在宅	一時保護	施設入所	引取り
合計	1.97%	2.07%	2.25%	1.60%
女	1.80%	1.61%	1.78%	1.40%
男	4.55%	11.11%	12.50%	5.56%

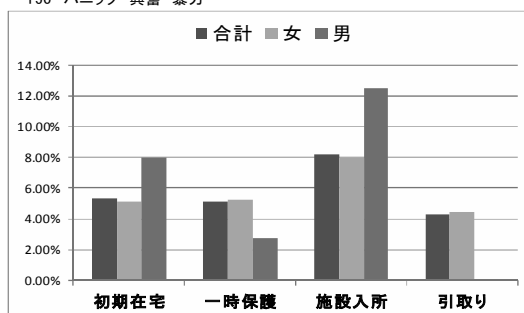
148 PTSD・PTSD様状態



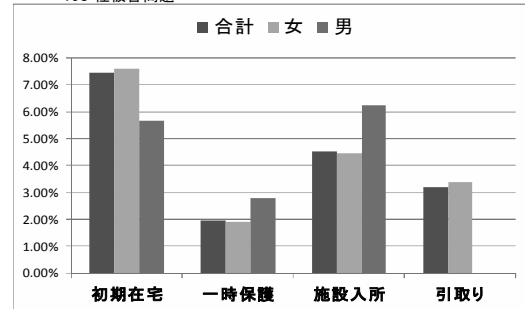
149 解離・解離様状態



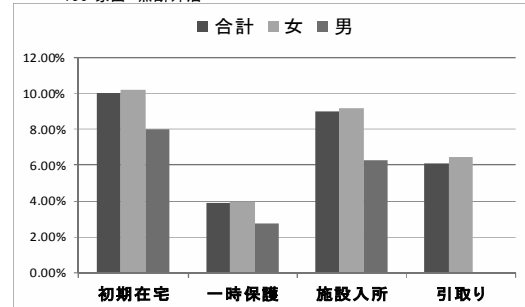
150 パニック 興奮 暴力



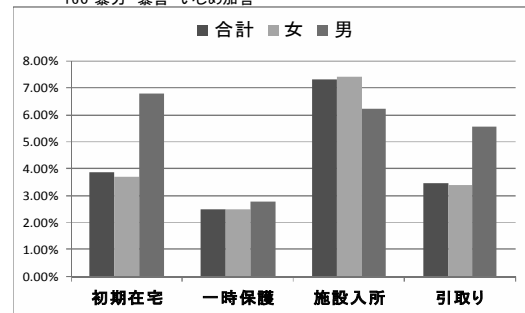
151 被害問題



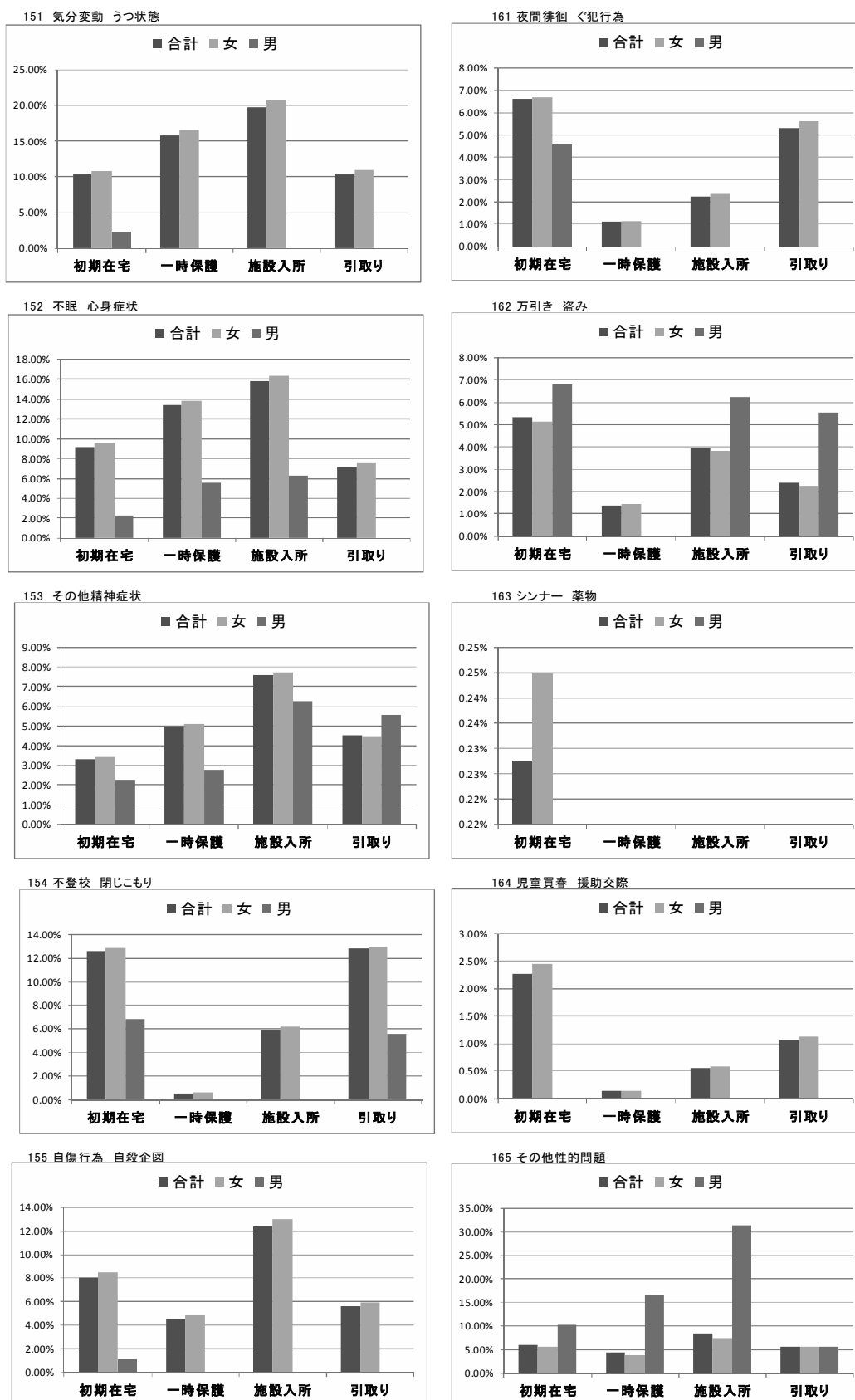
152 家出 無断外泊



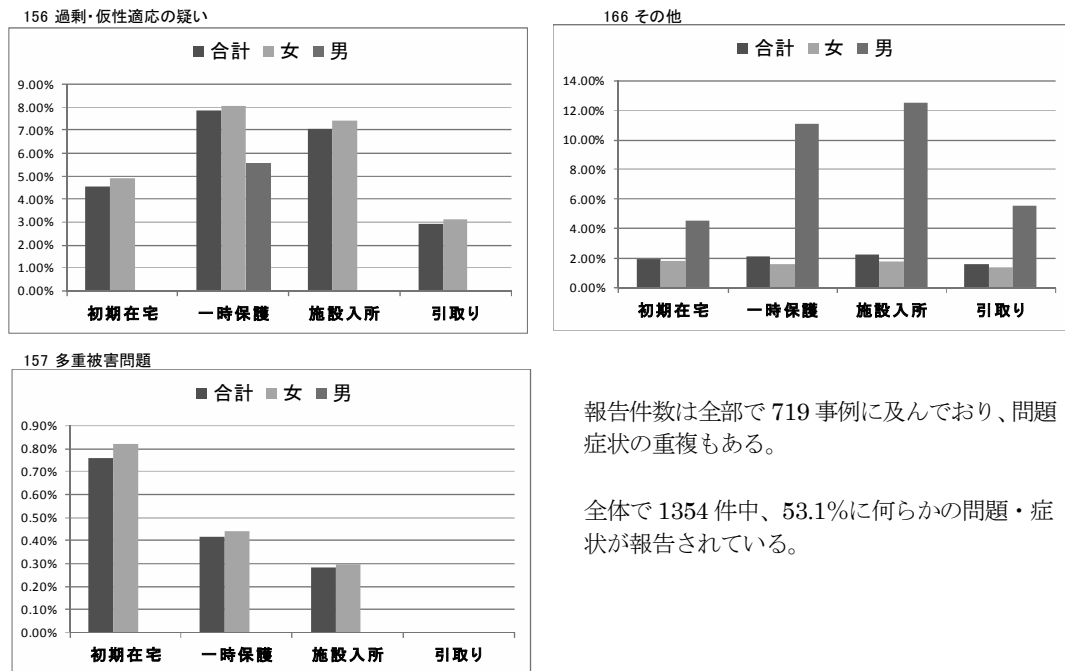
160 暴力 暴言 いじめ加害



一覧図 51.1 問題・症状については上記集計表の各Noと照合している。



一覧図 51-2 問題・症状については上記集計表の各N oと照合している。



一覧図 51-3 以降の図表は上記集計表の各N oと照合している。

② やや高い頻度で認められた問題・症状群について

報告された各問題・症状のうち、いずれかの段階でその該当件数が対象数の10%を超えたものに着目すると、148 PTSD・PTSD 様症状、149 解離・解離様状態、150 パニック 興奮 暴力、151 気分変動 うつ状態、152 不眠 心身症状、154 不登校 閉じこもり、155 自傷行為 自殺企図、159 家出 無断外泊、165 そのほか性的問題 の9項目が挙げられた。

いずれの問題・症状についても、初期在宅状態時の出現頻度については十分な情報把握ができていないかどうかに疑問が残る。一時保護以降については行動観察下にある情報として一定の評価の下で報告されていると考えられる。

これを見ると、一時保護とともに症状が表面化し、施設入所中にも症状が認められるものが多くみられる(148 PTSD・PTSD 様症状、149 解離・解離様状態、151 気分変動 うつ状態、152 不眠 心身症状)。特に、148 PTSD・PTSD 様症状、151 気分変動 うつ状態、152 不眠 心身症状は一時保護から施設入所という時間経過と共に増加する傾向(女性被害者)が一貫しており、ほぼ同じ傾向を示している。

これらのトラウマとの関連が深いとみられる心身症状群は、性暴力被害問題が抑圧されている在宅状態、引き取り後の環境では十分な観察を得ていない可能性があること、問題の発覚・表面化によって、被害者自身が問題に直面化することで、症状が表面化しやすいことなどが説明仮説としては挙げられる。

また中には男性の事例数が少なすぎて状況が見えないものもある(148 PTSD・PTSD 様状態 155 自傷行為 自殺企図)。

男性に関しては施設入所中に突出して表出が認められる問題(150 パニック 興奮 暴力、165 そのほか性的問題)がいずれも男性被害者に特徴的に認められ、在宅時に発見・発覚した性暴力被害を経験した男性の多くが、施設生活においていわゆる行動化(acting-out)と呼ばれるような行動上の問題を示しやすいことがうかがわれる。

154 不登校・閉じこもり と 159 家出・無段階出は初期の在宅時に最も多く注目される問題行動であり、一時保護によって環境的に一時問題とならなくなるが、施設～引取りと在宅に戻っていく中で問題が再燃する傾向（男女とも）が認められている。

在宅の子どもに何らかの性暴力被害の発見・発覚があり、一時保護されるということは、それまでの何もないフリがその時点で途切れることを意味する。おそらく問題症状の増加は、もともとの発見・観察密度の違いも含まれるだろうが、それ以上に、それまでは隠されていたものが表面し、直面化することで一時的にストレスが急迫する結果によるとみられる。それは本来そうあるべき葛藤があらわになったことを意味するのではないかと考えられるが、同時に密度の高いケアを一時保護と同時に開始する必要性を示している。また男性被害者においては施設入所後にパニック・興奮・暴力や、性的問題行動を表面化させやすい傾向があるようにみえ、これについてもあらかじめ対応体制の整備が検討されるべきであろう。

不登校や家出は対応の経過により引き取られた後も高頻度に見られる問題行動であり、出現頻度からみると分離保護の期間の影響・効果があまり認められない適応障害とも考えられる。

全体に家庭引取りになった事例では不登校・閉じこもり以外はいずれの問題も減少傾向を示している。これは引取りが可能となる過程に、加害者排除や家族との再統合など、被害者にとって肯定的な事態が前提としてあるからかもしれない。ただし、別な見方をすれば、再び何もないフリに戻った可能性も否定できない。

この項で取り上げた問題・症状群のグラフを再掲する。

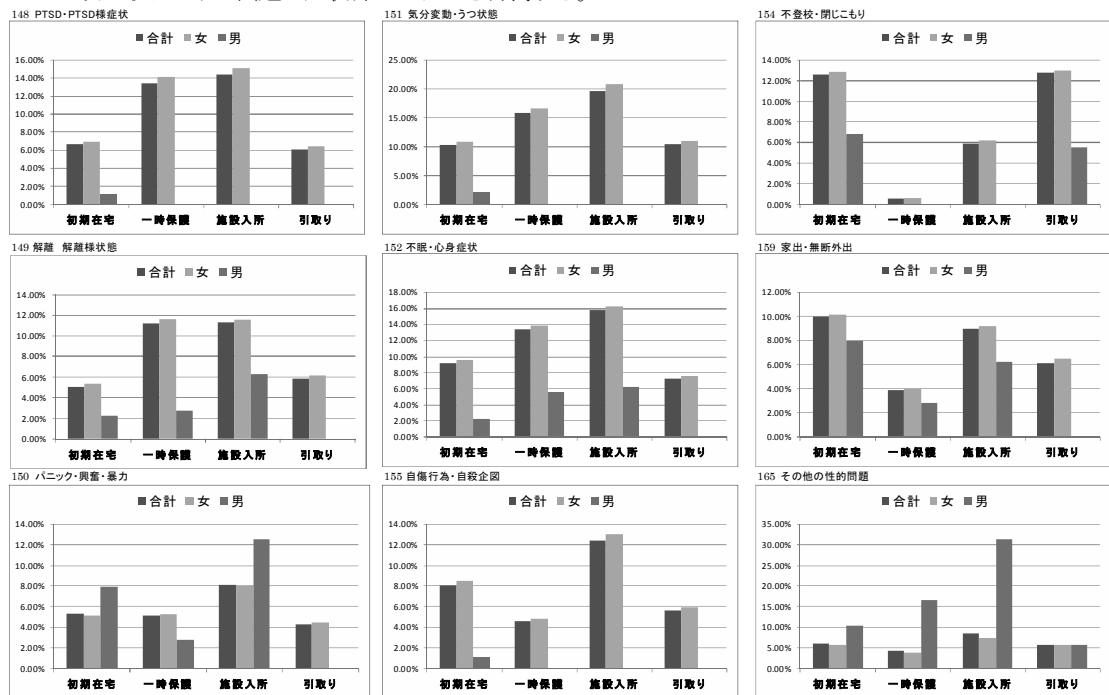


図 52. 問題・症状の内、いずれかの項が対象群の 10%を超えたものの一覧 項目 No は質問 No.として表 120 と照合可能

ここまで示した問題、症状の経過情報については、先にあげたような基礎的な条件にばらつきが大きいこと、いずれもの事例数が少なく、全体に占める構成比が数パーセントのものがほとんどであることなどから、評価には慎重であるべきデータであり、参考情報にとどめる。より詳細な検討は今後の縦断的な研究に委ねたい。

4) 家族対応と必要なケアの開始 再被害の阻止

4)ー1 在宅事案、発覚からの対応、加害者、非加害保護者、家族・親族、関係者へのアプローチ

① 調査と支援のための接触

在宅状態にある子どもに何らかの性暴力被害の発見・発覚があったことにより対応開始する事例では、初期調査による調査保護が実施された場合、その直後の保護の告知面接で初めて子どもの保護者、親族への接触を開始することが多い。

一時保護にともなう保護者との接触については表 84～87 でその対応をみてきたが、概ね 80%を超える事例で保護者に告知面接で接触しており、調査保護の告知も 57%で実施されている。

表 124～128 は一時保護の有無に関わらず、対応開始とともに初期調査としての保護者・関係者への接触状況である。（別紙資料 2 A 票 表 93～97 再掲）

表 124. 関係者面接調査 加害者（疑い）

10. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354	645	620	89
	100.0	47.6	45.8	6.6
女性	1257	601	573	83
	100.0	47.8	45.6	6.6
男性	91	44	42	5
	100.0	48.4	46.2	5.5

表 125. 関係者面接調査 非加害保護者

10. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354	977	256	121
	100.0	72.2	18.9	8.9
女性	1257	919	229	109
	100.0	73.1	18.2	8.7
男性	91	54	27	10
	100.0	59.3	29.7	11.0

表 126. 関係者面接調査 親以外の家族・同居人

10. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354	225	780	349
	100.0	16.6	57.6	25.8
女性	1257	204	723	330
	100.0	16.2	57.5	26.3
男性	91	20	55	16
	100.0	22.0	60.4	17.6

表 127. 関係者面接調査 祖父母・親族

10. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354	292	729	333
	100.0	21.6	53.8	24.6
女性	1257	267	675	315
	100.0	21.2	53.7	25.1
男性	91	24	52	15
	100.0	26.4	57.1	16.5

表 128. 関係者面接調査 そのほか関係者・知人

10. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354	258	722	374
	100.0	19.1	53.3	27.6
女性	1257	242	665	350
	100.0	19.3	52.9	27.8
男性	91	15	55	21
	100.0	16.5	60.4	23.1

表 124～128 をみると、初期の被害調査として非加害保護者とは 6～7 割の事例で接触し、5 割弱の事例では加害者とも接触しているが、そのほかの親族・同居人・知人等については 1～2 割の事例でしか接触できていないことが分かる。

これには相談事項の守秘義務が大きな壁になっている。

子ども虐待事案では、関係機関の持つ情報については法定化された要保護児童対策地域協議会を通じて、それぞれの機関の守秘義務の範囲を共有することで事実上、調査権に近い権限をもって互いの持つ個人情報と共有化できるのだが、家族・親族等の子どもとその家族に関係する個人に対しては、積極的な調査がしにくい現実がある。確かに性暴力被害問題は、風評被害を含め、センシティブな個人情報に属するため、容易には調査の対象者を広げにくいという課題がある。

これに付随する課題にきょうだい対応がある。被害にあったのと同性のきょうだいは原則被害調査の対象であり、場合によっては同時に調査保護が検討されなければならない。潜在する被害についての調査は即座に行わなければ容易に口止め等の隠ぺい圧力下に抑え込まれてしまうからである。

より微妙な課題は非加害の異性のきょうだいへの対応である。家族が加害者排除の痛みをくぐり抜けて再生と修復への過程をたどろうとすると、被害者のきょうだいの存在は極めて重要なのだが、現在の体制下では、その家族成員を一同に集め、力を結集するためには非加害保護者の相当の決断と力量、支援への協力が無ければ難しい。

また祖父母やおば・おじといった親族、いとこなどの世代の近い親族の支援も場合によっては重要である。特に DV を伴う性暴力加害者の場合、多数の親族内被害者を生む加害者となる危険性を含め、長期にわたる追跡・再加害の危険性があり、被害者を守るのに親族のネットワークが重要となる。これについても現時点での児童相談所の権限ではその全体を主導的にマネジメントすることは難しい。

② 加害者へのアプローチ

もともと一時保護の告知の段階から一部の児童相談所は加害者に積極的に接触しようとはしていない。加害を疑われた側でも、児童相談所のアプローチを避けようとする動きを示す場合もある。しかし、在宅の子どもへの加害者は、多くの場合、子どもの生活における重要人物として子どもと生活を分かち合ってきた人物であることが多い。子どもへのケア、様々なアプローチにおいても子どもと加害者の生活史、分かち合ってきた経験や人間関係をよく知っておくこと、合わせて今後の子どもの人生に及ぼす加害者の影響をよく把握し、できれば加害者と直接に課題を共有しておくことが望ましい。

特に親権者、あるいはそれに近い親族が加害者として疑われる場合には、直接に加害者を知ることが重要である。

加害者と分かち合う関係の最初は、子どもの訴えにある加害行為に対する加害者の反応・態度である。通常、児童相談所が加害を疑われる人物と最初に接触したら、まず、子どもの訴えについての加害者の認識を率直に尋ねることから始める。

表 129. 加害者（疑い）の加害事実についての質問への反応

10. 性別	件数	加害事実を認める	一部加害事実を認める	行為は認めず、性を認めるが加害	事実確認に至らず・全面否認	無回答
合計	645	229	83	137	182	14
	100.0	35.5	12.9	21.2	28.2	2.2
女性	601	215	76	126	170	14
	100.0	35.8	12.6	21.0	28.3	2.3
男性	44	14	7	11	12	-
	100.0	31.8	15.9	25.0	27.3	-

表 129 によれば、確認された全加害（疑い）者 1478 人のうち 43.6%：645 人に児童相談所が接触したことが分かる。

注目されるのは、多くの加害者が児童相

(別紙資料 2 A 票 表 98 の再掲)

談所の調査に対して加害事実を全面否認していないことである。直接調査された、およそ 7 割の加害を疑われる人物が不完全ながら加害行為を否定していないことは注目すべきことである。ここから加害者への対応が開始されなければならない。ポイントは当人の人生課題や治療的働きかけではなく、子どもの安全確保のための条件提示であり、しばしば保護者としての子どもへの安全責任と自身の行為の侵害性の無自覚さへの修正である。ただし、加害者もまた未成年であり、児童福祉の支援対象者である場合には、それに応じた対応が設定されなければならない。

児童相談所が恥ずかしがったり、ためらったり、嫌悪・忌避することなく、子どもの被害と今後の安全のために、加害を疑われる人物と話し合い、子どもへの再接近を断念させることは極めて重要な長期ケアの開始要件のひとつとなる。もちろん犯罪行為が含まれる場合には警察への通報が検討されなければならない。

表 130 は児童相談所の加害者への接触・対応の状況である。接触ありが 629 件：46.5%あるのに対して接触無しも 606 件：44.8%で、接触の有無は半々に 2 分されている。

表 131 は加害者への指導形態を示す。一般的助言・指導が最も多く 535 件：39.5%であるが、一部、カウンセリング 80 件：5.9%、グループ指導への参加 5 件：0.4%がある。カウンセリングについてはあるいは未成年の加害者を含む対応であるかもしれないが、グループ指導は、おそらく暴力的な対人関係への見直しや DV 問題から離脱を目ざす成人のグループへの参加を示している件数とみられる。ただ全体の 54.2%：73 件については無回答であり、おそらく加害者への接触は意識的には行われていないとみられる。

表 130. 児童相談所の加害者への接触・対応の状況

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354	629	606	119
	100.0	46.5	44.8	8.8
女性	1257	587	563	107
	100.0	46.7	44.8	8.5
男性	91	42	38	11
	100.0	46.2	41.8	12.1

(別紙資料2 A票 表115の再掲)

表 131. 加害者への指導形態

10. 性別	件数	一般的助言・指導	個別カウンセリング	グループ指導への参加	無回答
合計	1354	535	80	5	734
	100.0	39.5	5.9	0.4	54.2
女性	1257	500	71	5	681
	100.0	39.8	5.6	0.4	54.2
男性	91	35	9	-	47
	100.0	38.5	9.9	-	51.6

(別紙資料2 A票 表116の再掲)

表 132. 加害者の反応

10. 性別	件数	指導に従う(積極的)	指導に拒否(消極)	不安定	その他	無回答
合計	1354	430	131	29	49	715
	100.0	31.8	9.7	2.1	3.6	52.8
女性	1257	395	127	26	47	662
	100.0	31.4	10.1	2.1	3.7	52.7
男性	91	35	4	3	2	47
	100.0	38.5	4.4	3.3	2.2	51.6

(別紙資料2 A票 表117の再掲)

表 132 は児童相談所の対応に対する加害者側の反応である。

表 130、131 によれば、児童相談所としては概ね 620～630 件前後の事例の加害者に何らかの助言・指導を試みているようである。重複加害者の多い中で、おそらく中心となるのは保護者・養育者に近い加害者群であろうと考えられる。そのうち 68%程度の加害者は表面的～積極的な対応幅で指導に従う反応を示していることになる。

残念ながら継続的な調査ではない本調査でわかるのはここまでである。一般的に成人の性暴力加害者が行動変容に至る有効な指導法はまだ全世界で見つかっていない。一部の性暴力加害者の下位グループでは、指導・治療を試みることで、かえって行動が悪化することが報告されているなど、まだまだ未知の困難な課題である。

③ 非加害者へのアプローチ

表 133 は初期調査における非加害保護者の子どもの被害についての認知状況である。非加害保護者の 54.9%は子どもの訴えた被害事実を確認するが、13.9%はその一部のみしか認めず、残る 31.2%の非加害保護者は直ちには子どもの被害の訴えの内容を認知しない。

非加害保護者は支援機関からみると、被害にあった子どもにとって、最も重要な支援者であり、子どもの安全を確保してくれる子どもの庇護者と期待される人物である。しばしば子どもを守ると自らも申し出る重要なキーパーソンである。しかし、子どもはしばしばそう単純には感じていない。多くの非加害保護者にとって、発覚・開示された性暴力は、自分自身への重大で深刻な裏切り行為を意味する。子ども自身からか、パートナーからか、家族からか、そのいずれか、あるいはすべてからか、なのである。

表 133. 非加害保護者の被害認知

10. 性別	件数	被害事実を確認する	一部被害事実を認める	事実を認めず	事実確認に至らず・全面否認	無回答
合計	977	536	136	91	175	39
	100.0	54.9	13.9	9.3	17.9	4.0
女性	919	497	129	89	167	37
	100.0	54.1	14.0	9.7	18.2	4.0
男性	54	36	6	2	8	2
	100.0	66.7	11.1	3.7	14.8	3.7

(別紙資料2 A票 表99の再掲)

おそらく疫学的な観点からみると、まず、子どもの何らかの被害に気付いた段階で、取るものもとりにあえず、子どもを連れて加害者の影響下から離脱するか、加害者を排除する非加害の保護者の一群が存在する。このような保護者と子どもは、公的サービスの前にはめったに登場しない。児童相談所はたまにこうした保護者からの電話相談で接触する機会があるが、彼らは自ら必要を認めるまでは相談に訪れることにも慎重である。そのことが被害にあった子どもと非加害の保護者にとってベストかどうかはわからないが、子どもたちの再被害の危険性はかなり低いとみられる。

児童相談所が何らかの性暴力被害の発見・発覚によって接触する事例は、こうした対処が開始されないうちに、先に子どもが追いつめられるか、あるいは子どもが開示するまでは、発覚の機会を誰もが見つけられなかった家族である。それだけ巧妙に事態が隠されていたか、あるいは周囲に気付く機会が無かったか、気づける機会をつかめないでいた家族である。あきらかにこうした事態に子どもが開示するまで、非加害の保護者が全く気付かないでいたこと自体には、子どもの安全維持についてのなんらかの不利な条件があると考えるのが自然である。中には気付くだけの条件はあったが認められなかった、あるいは事態を過小評価して直面化を避けてしまった、極端な場合、それぐらいのこと我慢しなさいと子どもに言い放っていた保護者もいる。こうした家族の特徴は、何か重要なことに際して「子どもの安全・安心が第一」ではないあり方にある。

児童相談所が会合する事例の家族機能が上記のようであるとすると、非加害保護者は事態の衝撃にすぐには対処できないことがしばしば起こる。長期の家庭内性暴力被害は発覚は、非加害保護者に強いダメージを与える。ダメージはまず、家族内の信頼と親密性への裏切り行為による衝撃として、次に家庭崩壊による生活を続けていくことの破綻、経済・社会的的不安となって非加害保護者に降りかかる。

多くの非加害保護者が被害にあったと開示した子どもへの強い不信感と怒りを、自分が親として子どもを守ってやれなかった痛みと共に覚える。それらの感情に耐え難い場合にはしばしば事態そのものを過小評価してやり過ごそうとすることもある。

子どもはこうした非加害保護者の激しい不安感情や葛藤、怒りに敏感に反応する。非加害の保護者と子どもが共に被害事態を過小評価して福祉機関の介入を不要と感じるのは、こうした共同防衛意識が強く働いている場合であることが多い。こういう対応では子どもの安全は第一の優先事項とはならず、子どもは守られないままとなる。

非加害の保護者が子どもを自分が守ることは容易であると主張しながら、ほか方では子どもの被害事実そのものを十分に評価せずあまり信じていないということはよく起こりうることであり、注意が必要である。

④ DV問題の関与

Bancroft と Silverman がDV 加害者の子どもへの性暴力の危険性を指摘して以来 (Bancroft & Silverman 2002)、DV 問題は子ども虐待において心理的虐待、身体的虐待やネグレクトの随伴事態としてだけでなく、性的虐待の重要な原因の一つと認識されるようになった。

本研究でも加害者が親権者・監護責任者である場合とそれ以外の家庭内性暴力問題である場合に DV の存在に有意差が生じていることが見いだされている (図 31)。

表 134 は在宅での子どもの性暴力被害事案における DV 問題についての児童相談所の認知程度を示す。

表 134. 在宅での子どもの性暴力被害事案におけるパートナー間の DV 問題

1 O . 性別	件数	D V 関係あり	D V 様支配関係あり 認めずとも 当事者	D V 様支配関係の疑い	D V 様関係認めず	無回答
合計	1354	145	53	93	474	589
	100.0	10.7	3.9	6.9	35.0	43.5
女性	1257	134	49	84	447	543
	100.0	10.7	3.9	6.7	35.6	43.2
男性	91	11	4	8	26	42
	100.0	12.1	4.4	8.8	28.6	46.2

(別紙資料 2 A 票 表 101 の再掲)

児童相談所からみた DV 問題には二つの様相がある。ひとつは当事者間で DV 問題が自覚されている場合である。もうひとつは、支援担当者から見ると明らかな DV 様の支配関係が実態としてみとめられるのだが、当事者にはそれを認めがたいか否認する傾向が認められる場合である。

表 134 によれば、明らかな DV 問題が認められているのは 145 事例：10.7%であり、支援者側からみると DV 問題がありそうなのだが、当事者がそれと認めていない事案が 146 事例：10.8%、ほぼ同数となっている。合計 291 事例：21.5%の非加害保護者は無力化されてきたと考えなければならない。この傾向は被害者の性別に関係せず共通している。

DV の性暴力加害の特徴は、非加害保護者が無力化され、家族全体が被害にあった子どもを守る力を奪われていること、加害者は被害者の年齢に関係なく、生涯加害行為を続ける危険性が高いことである。家族が DV 問題から離脱することが遂げられない限り、この問題性は続く。

⑤ 加害者排除と非加害保護者への支援

ガイドライン 2011 年版によれば、加害者排除に動けない非加害保護者が多い中、子どもの安全に関しては不十分な非加害保護者も含め、また認知されない DV 問題を抱える家族に対しても、少なくとも子どもの最善の利益と安全確保のために、非加害保護者への支援関係を確保することが重要である。

一部には被害開示した子どもを敵視して、一切の支援協力を拒むまでに至る非加害保護者もあるが、多くの非加害保護者は加害者との生活継続と被害にあった子どもとの関係修復の 2 重関係に入る。

表 135、136 は在宅で何らかの性暴力被害の発見・発覚から対応開始した事例における加害者排除の実態である (別紙資料 2 A 票 表 113、114 の再掲)。

表 135 は加害者がパートナー・家族・親族であった場合、表 136 は加害者が家族・親族以外の第三者であった場合の非加害保護者の態度・行動としての加害者排除の状況である。

表 135. 加害者がパートナー・家族・親族であった場合の非加害保護者の態度・行動としての加害者排除

10. 性別	件数	加害者を積極的に排除	加害者と一時的に別居	加害者を排除せず	加害者を積極的に排除	無回答
合計	1354 100.0	354 26.1	172 12.7	286 21.1	102 7.5	440 32.5
女性	1257 100.0	334 26.6	161 12.8	272 21.6	98 7.8	392 31.2
男性	91 100.0	18 19.8	11 12.1	13 14.3	3 3.3	46 50.5

表 136. 加害者がパートナー・家族・親族以外であった場合の非加害保護者の態度・行動としての加害者排除

10. 性別	件数	加害者との接触を積極的に遮断	加害者との接触を一時的に遮断	加害者を排除せず	加害者を積極的に排除	無回答
合計	1354 100.0	107 7.9	28 2.1	62 4.6	16 1.2	1141 84.3
女性	1257 100.0	102 8.1	24 1.9	60 4.8	16 1.3	1055 83.9
男性	91 100.0	5 5.5	4 4.4	2 2.2	-	80 87.9

表 135、136 を見る限り加害者を積極的に排除しているのは全体の 26%未満、7 割は一時的以上の排除はしていないことが認められる。一部の加害者は自ら去っていくことがあるのと、家族・親族ではない者が加害者であった場合には、その人物との接点を閉じれば済むのかもしれないが、加害者が家族・親族以外の場合には非加害保護者が積極的に加害者排除に動いた痕跡はさらに低くなっている。被害者がもはやそこにはおらず、児童相談所が分離保護していることも影響しているかもしれない。

4)ー2 在宅指導の状況 一時保護からの帰宅と、もともと一時保護しなかった事例

表 77 によれば別件保護を含めおよそ 723 件が一時保護されている。ところが表 137 によれば、いったん親子分離したとみられる事例、一時保護したとみられる事例は全部でおよそ 1132 件となっている。おそらく初動以降の経過の中でさらに 400 件余りの事例に何らかの分離介入を行ったことになる。そのうちおよそ 3 割：375 件の事例が家庭引取りとなっている。

表 137. 一時保護以降の子どもの身柄の行き場所

10. 性別	件数	引取り	施設入所	現在一時保護中	無回答
合計	1354 100.0	375 27.7	749 55.3	8 0.6	222 16.4
女性	1257 100.0	356 28.3	687 54.7	8 0.6	206 16.4
男性	91 100.0	18 19.8	59 64.8	-	14 15.4

(別紙資料 2 A 票 表 118 の再掲)

表 138. 引き取り先

10. 性別	件数	もとの家庭	加害者のいない自宅	親族宅	その他	無回答
合計	375 100.0	134 35.7	156 41.6	58 15.5	24 6.4	3 0.8
女性	356 100.0	125 35.1	150 42.1	57 16.0	22 6.2	2 0.6
男性	18 100.0	9 50.0	5 27.8	1 5.6	2 11.1	1 5.6

(別紙資料 2 A 票 表 119 の再掲)

表 139. 引取りの主たる理由

10. 性別	件数	被害が確認されない	子どもが帰宅を強く望んだ	整無外のまま戻らず調	不適切な施設が見当た	子どもの安全が確保された	その他	無回答
合計	375	35	41	5	2	276	21	2
	100.0	9.3	10.9	1.3	0.5	73.6	5.6	0.5
女性	356	32	41	5	2	265	16	2
	100.0	9.0	11.5	1.4	0.6	74.4	4.5	0.6
男性	18	3				10	5	
	100.0	16.7				55.6	27.8	

(別紙資料2 A票 表120の再掲)

表138によれば、加害者が排除されていない元の家にもどったのは家庭復帰の35.7%：134件のみである。そのほかの事例は親族や加害者のいなくなった家に帰っている。

表139によれば、引取りの73.6%が子どもの安全が確保されたことを理由に引取りとなっている。他方、被害が確認されない、子どもが強く帰宅を望んだ、無断外出のまま戻らなかったなどの理由で引取りとなった事例も21.6%：81件、さらに施設が見当たらず引取りとなった事例もある。

表140. 引き取り後の指導

10. 性別	件数	児童福祉司指導	継続指導	調査継続	終結	無回答
合計	375	127	182	8	46	12
	100.0	33.9	48.5	2.1	12.3	3.2
女性	356	123	172	8	42	11
	100.0	34.6	48.3	2.2	11.8	3.1
男性	18	4	9		4	1
	100.0	22.2	50.0		22.2	5.6

(別紙資料2 A票 表121の再掲)

表141. 引き取り後の問題再発

10. 性別	件数	あり	疑い	不明	無し	別の問題	無回答
合計	375	15	13	30	262	49	6
	100.0	4.0	3.5	8.0	69.9	13.1	1.6
女性	356	15	13	29	247	47	5
	100.0	4.2	3.7	8.1	69.4	13.2	1.4
男性	18			1	14	2	1
	100.0			5.6	77.8	11.1	5.6

(別紙資料2 A票 表122の再掲)

表140は引き取り後の指導の展開状況を示す。375件中、児童福祉司指導が33.9%：127件、継続指導が48.5%：182件実施されており、児童福祉司指導件数の比率も高いが、全体で309件：82.4%が指導継続されている。

一方初めから一時保護されずに在宅状態で支援が開始された事案は、「別紙資料 A票 表42」によれば、602件あり、児童福祉司指導が58件：9.6%、継続指導259件：43.9%、調査継続91件：15.1%となっている。また、終結が166件：27.6%である。状況不明の無回答は28件と少ない。

表141は引き取り後の問題状況を示す。約7割が問題なしとなっているが、7.5%では問題の再発あるいは再発が疑われる状況にあり13%では別件での問題が発生している。個々の事例の経過時間や元の入所期間は特に確認していないので、これらは全くの途中経過状況である。こうした継続的な状況については、継続的な調査設定による状態像の把握が必要であり、今後の検討に委ねたい。

4)ー3 施設入所後の支援

施設入所した事例は、別紙資料2 A票 表123によれば、749件あり、別紙資料2 A票 表133によれば、そのうち75件：10.0%が児童福祉司指導、142件：19.0%が継続指導となり、これらの指導事例は計217件、約3割である。

5) 法的対応

5)－1 施設入所・親権関係

① A群：在宅の子どもの事例

「別紙資料2 A票 表123」によれば、施設入所したのは749件あり「別紙資料2 A票、表126」によれば児童福祉法第28条の申し立て件数は37件：4.9%である。そのうち承認されたものは33件、申し立て中は2件、取り下げが2件である（別紙資料2 A票 表127）。すべて女性被害の事例である。

施設入所してから、接触制限をかけた状況を表142に示す。さらに接近禁止命令をかけたのは8件である（別紙資料2 A票 表130）。これ以降の事例対応は段階的親子再接触や加害者排除の原則に基づく作業となるが、継続的な事例情報が無いため、ここまでとなる。時系列的に事例情報を追えば、経過の中でさらに法的対応がみられる事例はあるかもしれない。

児童福祉法第33条の6の請求（親権喪失の宣告）事例はA群では見られなかった。

表142. 接触制限の状況

10. 性別	件数	措置先の秘匿	通信・面会の制限	検討中	制限なし	無回答
合計	749	76	134	7	105	427
	100.0	10.1	17.9	0.9	14.0	57.0
女性	687	75	127	6	97	382
	100.0	10.9	18.5	0.9	14.1	55.6
男性	59	1	6	1	7	44
	100.0	1.7	10.2	1.7	11.9	74.6

（別紙資料2 A票 表129の再掲）

② A～B-4群まで全体での法的対応：施設入所と親権

法第28条の申し立てはA群のほかはB-3群にみられたが、B-1、B-2、B-4群には見られなかった。

A群は6)－1に挙げたとおりであるが、B-3群で2件あり、既に2件とも承認されている。

接触制限はB-2で保護先の秘匿が1件、通信・面会の制限が1件（別紙資料4 B-2票 表115）、B-3で保護先の秘匿4件、通信・面会の制限が17件、検討中1件である（別紙資料5 B-3票 表113）

接近禁止命令はA群では8件（6)－1参照 および別紙資料2 A票 表130 参照）であるが、B-3群に1件（すべて女性被害事例）、計9件である。

児童福祉法第33条の6の請求（親権喪失の宣告）事例はどの群でも見られなかった。

③ A～B-4群まで全体での法的対応：家裁送致

家庭裁判所への送致がみられたのは B-2群、B-3群である。A群、B-1、B-4群には見られていない。

家庭裁判所への送致が行われるのは、観護措置を求めていることなので、何らかの問題行動が非行・反社会的問題行動に至っているために安全に児童福祉施設で暮らすことが困難となっており、かつ、児童自立支援施設への措置変更では対応が不十分であるか、既に児童自立支援施設に身を置きながらなお、指導困難な状態が認められる場合に、強制付きの国立児童自立支援施設送致、あるいは医療少年院での処遇等を視野に入れて行われる。

B-2群、すなわち施設入所中に家性暴力被害の発見・発覚から対応が開始され、かつ一時保護が必要であった事例群である。女性被害者で1件が申し立てられ、観護措置が取られた後、児童自立支援施設送致となっている（別紙資料4 B-2票 表106～108参照）。

B-3群、すなわち施設入所中に性的虐待・家庭内性暴力被害の発見・発覚から対応が開始され、そのまま入所中の施設での支援が継続された事例群である。ただし、その後の経過として措置変更等は部分的に発生している。性別不詳であるが、1件が申し立てられ、観護措置が取られた後、児童自立支援施設送致となっている（別紙資料5 B-3票 表117～119参照）。

5)―2 刑事・司法関係

性暴力被害事案における警察・検察との関係は、従来から注目されてきた。しかし、刑事訴訟法のハードルは高く、また性犯罪問題は、日常的に児童相談所が接することの多い生活安全課、少年係と違って、刑事課とのやり取りになる。犯罪の立件要件や、問うことのできる罪状、被害者本人の告訴意志や弁護人の支援、取り調べの過酷さの緩和、事情聴取への付添い、児童相談所が提出する告発状の被害確認面接記録やそのほかの資料の証拠性や資料の取り扱いの在り方、そして公判廷における証言や反対尋問など、課題は多く、また被害にあったこどもにとって過酷な世界が展開する。表 143～154 に今回の調査で報告された様々な刑事・司法手続きに関する情報を集約する。

表 143. 初動からの警察との連携・連絡状況

		件数	初動からの警察との連絡・連携		
			あり	なし	無回答
A	合計	1354	276	845	233
		100.0	20.4	62.4	17.2
	女性	1257	263	782	212
		100.0	20.9	62.2	16.9
	男性	91	12	59	20
		100.0	13.2	64.8	22.0
B-1	合計	11	2	7	2
		100.0	18.2	63.6	18.2
	女性	8	1	5	2
		100.0	12.5	62.5	25.0
	男性	3	1	2	
		100.0	33.3	66.7	-
B-2	合計	31	4	25	2
		100.0	12.9	80.6	6.5
	女性	18	3	13	2
		100.0	16.7	72.2	11.1
	男性	13	1	12	
		100.0	7.7	92.3	-
B-3	合計	49	5	41	3
		100.0	10.2	83.7	6.1
	女性	41	4	34	3
		100.0	9.8	82.9	7.3
	男性	6		6	
		100.0	-	100.0	-
B-4	合計	169	10	137	22
		100.0	5.9	81.1	13.0
	女性	95	10	74	11
		100.0	10.5	77.9	11.6
	男性	69		58	11
		100.0	-	84.1	15.9
全	合計	1614	297	1055	262
		100.0	18.4	65.4	16.2
	女性	1419	281	908	230
		100.0	19.8	64.0	16.2
	男性	182	14	137	31
		100.0	7.7	75.3	17.0

表 144. 児童買春・児童ポルノ法に関する通報

		件数	児童買春・児童ポルノ法通報			
			あり	なし	検討中	無回答
A	合計	1354	24	915		415
		100.0	1.8	67.6	-	30.6
	女性	1257	23	852		382
		100.0	1.8	67.8	-	30.4
	男性	91	1	60		30
		100.0	1.1	65.9	-	33.0
B-1	合計	11		8		3
		100.0	-	72.7	-	27.3
	女性	8		6		2
		100.0	-	75.0	-	25.0
	男性	3		2		1
		100.0	-	66.7	-	33.3
B-2	合計	31		28		3
		100.0	-	90.3	-	9.7
	女性	18		16		2
		100.0	-	88.9	-	11.1
	男性	13		12		1
		100.0	-	92.3	-	7.7
B-3	合計	49		40		9
		100.0	-	81.6	-	18.4
	女性	41		34		7
		100.0	-	82.9	-	17.1
	男性	6		4		2
		100.0	-	66.7	-	33.3
B-4	合計	169		139		30
		100.0	-	82.2	-	17.8
	女性	95		77		18
		100.0	-	81.1	-	18.9
	男性	69		57		12
		100.0	-	82.6	-	17.4
全	合計	1614	24	1130	0	460
		100.0	1.5	70.0	0.0	28.5
	女性	1419	23	985	0	411
		100.0	1.6	69.4	0.0	29.0
	男性	182	1	135	0	46
		100.0	0.5	74.2	0.0	25.3

表 145. そのほか警察への通報・相談状況

表 146. 警察・検察の事情聴取への付添状況

		件数	その他の警察への通報・相談			
			あり	なし	検討中	無回答
A	合計	1354	185	758	2	409
		100.0	13.7	56.0	0.1	30.2
	女性	1257	179	700	2	376
		100.0	14.2	55.7	0.2	29.9
B-1	合計	91	5	56	-	30
		100.0	5.5	61.5	-	33.0
	女性	11	2	7	-	2
		100.0	18.2	63.6	-	18.2
B-2	合計	8	1	5	-	2
		100.0	12.5	62.5	-	25.0
	女性	3	1	2	-	-
		100.0	33.3	66.7	-	-
B-3	合計	31	7	21	-	3
		100.0	22.6	67.7	-	9.7
	女性	18	4	12	-	2
		100.0	22.2	66.7	-	11.1
B-4	合計	13	3	9	-	1
		100.0	23.1	69.2	-	7.7
	女性	49	3	38	-	8
		100.0	6.1	77.6	-	16.3
B-5	合計	41	2	33	-	6
		100.0	4.9	80.5	-	14.6
	女性	6	-	4	-	2
		100.0	-	66.7	-	33.3
B-6	合計	169	9	132	-	28
		100.0	5.3	78.1	-	16.6
	女性	95	8	71	-	16
		100.0	8.4	74.7	-	16.8
全	合計	69	1	56	-	12
		100.0	1.4	81.2	-	17.4
	女性	1614	206	956	2	450
		100.0	12.8	59.2	0.1	27.9
全	合計	1419	194	821	2	402
		100.0	13.7	57.9	0.1	28.3
	女性	182	10	127	0	45
		100.0	5.5	69.8	0.0	24.7

表 147. 刑事告訴の状況

		件数	刑事告訴			
			あり	なし	検討中	無回答
A	合計	1354	69	847	7	431
		100.0	5.1	62.6	0.5	31.8
	女性	1257	69	783	7	398
		100.0	5.5	62.3	0.6	31.7
B-1	合計	91	-	61	-	30
		100.0	-	67.0	-	33.0
	女性	11	1	6	-	4
		100.0	9.1	54.5	-	36.4
B-2	合計	8	1	5	-	2
		100.0	12.5	62.5	-	25.0
	女性	3	-	1	-	2
		100.0	-	33.3	-	66.7
B-3	合計	31	-	28	-	3
		100.0	-	90.3	-	9.7
	女性	18	-	16	-	2
		100.0	-	88.9	-	11.1
B-4	合計	13	-	12	-	1
		100.0	-	92.3	-	7.7
	女性	49	-	41	-	8
		100.0	-	83.7	-	16.3
B-5	合計	41	-	35	-	6
		100.0	-	85.4	-	14.6
	女性	6	-	4	-	2
		100.0	-	66.7	-	33.3
B-6	合計	169	4	138	-	27
		100.0	2.4	81.7	-	16.0
	女性	95	4	76	-	15
		100.0	4.2	80.0	-	15.8
全	合計	69	-	57	-	12
		100.0	-	82.6	-	17.4
	女性	1614	74	1060	7	473
		100.0	4.6	65.7	0.4	29.3
全	合計	1419	74	915	7	423
		100.0	5.2	64.5	0.5	29.8
	女性	182	0	135	0	47
		100.0	0.0	74.2	0.0	25.8

表 149. 刑事告発・児童福祉法違反の状況

		件数	事情聴取への付添い			
			あり	なし	部分的	無回答
A	合計	1354	130	780	10	434
		100.0	9.6	57.6	0.7	32.1
	女性	1257	128	722	10	397
		100.0	10.2	57.4	0.8	31.6
B-1	合計	91	1	56	-	34
		100.0	1.1	61.5	-	37.4
	女性	11	1	6	-	4
		100.0	9.1	54.5	-	36.4
B-2	合計	8	1	5	-	2
		100.0	12.5	62.5	-	25.0
	女性	3	-	1	-	2
		100.0	-	33.3	-	66.7
B-3	合計	31	6	22	-	3
		100.0	19.4	71.0	-	9.7
	女性	18	3	13	-	2
		100.0	16.7	72.2	-	11.1
B-4	合計	13	3	9	-	1
		100.0	23.1	69.2	-	7.7
	女性	49	1	40	-	8
		100.0	2.0	81.6	-	16.3
B-5	合計	41	1	34	-	6
		100.0	2.4	82.9	-	14.6
	女性	6	-	4	-	2
		100.0	-	66.7	-	33.3
B-6	合計	169	3	131	1	34
		100.0	1.8	77.5	0.6	20.1
	女性	95	3	74	1	17
		100.0	3.2	77.9	1.1	17.9
全	合計	69	-	52	-	17
		100.0	-	75.4	-	24.6
	女性	1614	141	979	11	483
		100.0	8.7	60.7	0.7	29.9
全	合計	1419	136	848	11	424
		100.0	9.6	59.8	0.8	29.9
	女性	182	4	122	0	56
		100.0	2.2	67.0	0.0	30.8

表 148. 刑事告発（暴行・傷害）の状況

		件数	刑事告発（暴行・傷害）			
			あり	なし	検討中	無回答
A	合計	1354	34	878	4	438
		100.0	2.5	64.8	0.3	32.3
	女性	1257	34	815	4	404
		100.0	2.7	64.8	0.3	32.1
B-1	合計	91	-	60	-	31
		100.0	-	65.9	-	34.1
	女性	11	-	7	-	4
		100.0	-	63.6	-	36.4
B-2	合計	8	-	6	-	2
		100.0	-	75.0	-	25.0
	女性	3	-	1	-	2
		100.0	-	33.3	-	66.7
B-3	合計	31	1	27	-	3
		100.0	3.2	87.1	-	9.7
	女性	18	-	16	-	2
		100.0	-	88.9	-	11.1
B-4	合計	13	1	11	-	1
		100.0	7.7	84.6	-	7.7
	女性	49	-	41	-	8
		100.0	-	83.7	-	16.3
B-5	合計	41	-	35	-	6
		100.0	-	85.4	-	14.6
	女性	6	-	4	-	2
		100.0	-	66.7	-	33.3
B-6	合計	169	3	141	-	25
		100.0	1.8	83.4	-	14.8
	女性	95	3	75	-	17
		100.0	3.2	78.9	-	17.9
全	合計	69	-	62	-	7
		100.0	-	89.9	-	10.1
	女性	1614	38	1094	4	478
		100.0	2.4	67.8	0.2	29.6
全	合計	1419	37	947	4	431
		100.0	2.6	66.7	0.3	30.4
	女性	182	1	138	0	43
		100.0	0.5	75.8	0.0	23.6

表 150. 刑事告発・青少年保護条例違反の状況

		件数	刑事告発 児童福祉法違反			
			あり	なし	検討中	無回答
A	合計	1354	41	864	9	440
		100.0	3.0	63.8	0.7	32.5
	女性	1257	41	802	9	405
		100.0	3.3	63.8	0.7	32.2
B-1	合計	91		59		32
		100.0	-	64.8	-	35.2
	女性	11		7		4
		100.0	-	63.6	-	36.4
B-2	合計	8		6		2
		100.0	-	75.0	-	25.0
	女性	3		1		2
		100.0	-	33.3	-	66.7
B-3	合計	31		28		3
		100.0	-	90.3	-	9.7
	女性	18		16		2
		100.0	-	88.9	-	11.1
B-4	合計	13		12		1
		100.0	-	92.3	-	7.7
	女性	49		41		8
		100.0	-	83.7	-	16.3
B-5	合計	41		35		6
		100.0	-	85.4	-	14.6
	女性	6		4		2
		100.0	-	66.7	-	33.3
全	合計	169	1	141	1	26
		100.0	0.6	83.4	0.6	15.4
	女性	95	1	76	1	17
		100.0	1.1	80.0	1.1	17.9
全	合計	69		61		8
		100.0	-	88.4	-	11.6
	女性	1614	42	1081	10	481
		100.0	2.6	67.0	0.6	29.8
全	合計	1419	42	935	10	432
		100.0	3.0	65.9	0.7	30.4
	女性	182	0	137	0	45
		100.0	0.0	75.3	0.0	24.7

表 151. 少年法による対応状況

		件数	少年法による対応			
			あり	なし	検討中	無回答
A	合計	1354	12	901	2	439
		100.0	0.9	66.5	0.1	32.4
	女性	1257	12	839	2	404
		100.0	1.0	66.7	0.2	32.1
B-1	合計	91		59		32
		100.0	-	64.8	-	35.2
	女性	11		7		4
		100.0	-	63.6	-	36.4
B-2	合計	8		6		2
		100.0	-	75.0	-	25.0
	女性	3		1		2
		100.0	-	33.3	-	66.7
B-3	合計	31	1	27		3
		100.0	3.2	87.1	-	9.7
	女性	18	1	15		2
		100.0	5.6	83.3	-	11.1
B-4	合計	13		12		1
		100.0	-	92.3	-	7.7
	女性	49		41		8
		100.0	-	83.7	-	16.3
B-5	合計	41		35		6
		100.0	-	85.4	-	14.6
	女性	6		4		2
		100.0	-	66.7	-	33.3
全	合計	169	2	141		26
		100.0	1.2	83.4	-	15.4
	女性	95	1	77		17
		100.0	1.1	81.1	-	17.9
全	合計	69	1	60		8
		100.0	1.4	87.0	-	11.6
	女性	1614	15	1117	2	480
		100.0	0.9	69.2	0.1	29.7
全	合計	1419	14	972	2	431
		100.0	1.0	68.5	0.1	30.4
	女性	182	1	136	0	45
		100.0	0.5	74.7	0.0	24.7

表 153. 告訴・告発時の弁護士の付添状況

表 152. 警察・検察への上申書の提出状況

		件数	警察・検察への上申書の提出		
			あり	なし	無回答
A	合計	1354	18	896	440
		100.0	1.3	66.2	32.5
	女性	1257	18	833	406
		100.0	1.4	66.3	32.3
B-1	合計	91		60	31
		100.0	-	65.9	34.1
	女性	11		7	4
		100.0	-	63.6	36.4
B-2	合計	8		6	2
		100.0	-	75.0	25.0
	女性	3		1	2
		100.0	-	33.3	66.7
B-3	合計	31		28	3
		100.0	-	90.3	9.7
	女性	18		16	2
		100.0	-	88.9	11.1
B-4	合計	13		12	1
		100.0	-	92.3	7.7
	女性	49		41	8
		100.0	-	83.7	16.3
B-5	合計	41		35	6
		100.0	-	85.4	14.6
	女性	6		4	2
		100.0	-	66.7	33.3
全	合計	169		138	31
		100.0	-	81.7	18.3
	女性	95		77	18
		100.0	-	81.1	18.9
全	合計	69		57	12
		100.0	-	82.6	17.4
	女性	1614	18	1110	486
		100.0	1.1	68.8	30.1
全	合計	1419	18	967	434
		100.0	1.3	68.1	30.6
	女性	182	0	134	48
		100.0	0.0	73.6	26.4

表 147～154 から見えてくるのは一つの特徴は、在宅の子どもの性被害問題の深刻さである。日本の刑事訴訟法は被害者の年齢、加害－被害の関係に関わらず親告罪の要件、日時の特定期間、時効の設定、繰り返しの事情聴取、被害立証をめぐる反対尋問など、子どもの被害者にとって過酷な条件にある。

		件数	告訴・告発時の弁護士付添い		
			あり	なし	無回答
A	合計	1354	23	736	595
		100.0	1.7	54.4	43.9
	女性	1257	23	688	546
		100.0	1.8	54.7	43.4
	男性	91		45	46
		100.0	-	49.5	50.5
B-1	合計	11		7	4
		100.0	-	63.6	36.4
	女性	8		6	2
		100.0	-	75.0	25.0
	男性	3		1	2
		100.0	-	33.3	66.7
B-2	合計	31		26	5
		100.0	-	83.9	16.1
	女性	18		15	3
		100.0	-	83.3	16.7
	男性	13		11	2
		100.0	-	84.6	15.4
B-3	合計	49		37	12
		100.0	-	75.5	24.5
	女性	41		31	10
		100.0	-	75.6	24.4
	男性	6		4	2
		100.0	-	66.7	33.3
B-4	合計	169	2	119	48
		100.0	1.2	70.4	28.4
	女性	95	2	66	27
		100.0	2.1	69.5	28.4
	男性	69		49	20
		100.0	-	71.0	29.0
全	合計	1614	25	925	664
		100.0	1.5	57.3	41.1
	女性	1419	25	806	588
		100.0	1.8	56.8	41.4
	男性	182	0	110	72
		100.0	0.0	60.4	39.6

表 154. 刑事告訴・告発のその後の経過状況

		件数	その後の経過								
			捜査中	逮捕	起訴	不起訴	示談・取り下げ	公判中	有罪	無罪	無回答
A	合計	1354	15	59	7	18	12	12	60	2	1169
		100.0	1.1	4.4	0.5	1.3	0.9	0.9	4.4	0.1	86.3
	女性	1257	15	58	7	18	12	11	59	2	1075
		100.0	1.2	4.6	0.6	1.4	1.0	0.9	4.7	0.2	85.5
	男性	91		1				1			89
		100.0	-	1.1	-	-	-	1.1	-	-	97.8
B-1	合計	11	1						1		9
		100.0	9.1	-	-	-	-	-	9.1	-	81.8
	女性	8							1		7
		100.0	-	-	-	-	-	-	12.5	-	87.5
	男性	3	1								2
		100.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	66.7
B-2	合計	31	2	1		1					27
		100.0	6.5	3.2	-	3.2	-	-	-	-	87.1
	女性	18	2	1							15
		100.0	11.1	5.6	-	-	-	-	-	-	83.3
	男性	13				1					12
		100.0	-	-	-	7.7	-	-	-	-	92.3
B-3	合計	49	1				1				47
		100.0	2.0	-	-	-	2.0	-	-	-	95.9
	女性	41	1				1				39
		100.0	2.4	-	-	-	2.4	-	-	-	95.1
	男性	6									6
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
B-4	合計	169	1	3					2		163
		100.0	0.6	1.8	-	-	-	-	1.2	-	96.4
	女性	95	1	3					2		89
		100.0	1.1	3.2	-	-	-	-	2.1	-	93.7
	男性	69									69
		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
全	合計	1614	20	63	7	19	13	12	63	2	1415
		100.0	1.2	3.9	0.4	1.2	0.8	0.7	3.9	0.1	87.7
	女性	1419	19	62	7	18	13	11	62	2	1225
		100.0	1.3	4.4	0.5	1.3	0.9	0.8	4.4	0.1	86.3
	男性	182	1	1	0	1	0	1	0	0	178
		100.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	97.8

ことがどのような利益を子どもにもたらすのか、おそらく、この時間設定とエネルギーの焦点の違いは、子どもの被害についての刑事事件では特に難しい問題を我々に突きつける。おそらくもっと長い時間経過の中

で、被害者が事実と向き合い、自らの課題として告訴や告発を選ぶべき作業が必要なのではないか、あるいは、もっと被害者本人の立証責任を過酷に問うことのない制度整備が考えられるべきではないかと思われる。

全体での刑事告訴・告発は計188件である。そのうち122件ほどが事件として扱われているように見える。裁判になったものでは有罪が多く確定しているように見える。

表153の付添い、表152の上申書の提出、表153の弁護士の付添いは特に法的手続きにおける子どもへの支援として重要である。告発全体の件数に比してまだまだこうした支援体制の充実が望まれる。同時に刑事手続きにおける子どもへの心身への支援体制の充実・強化、さらにはそうした法的手続きの基礎となる刑事訴訟法における子どもの性暴力被害の扱いについての見直し・検討も重要な課題である。

さらに児童相談所としては、表144にある児童買春・児童ポルノ法問題をはじめとして、被害にあった子どもへの初動対応において、事件性をどのように扱い、刑事捜査と児童福祉としての子どもの安全保護の体制をどのように一体的に組むべきかについても重要な検討課題がある。

5. 考察

1) 児童相談所における子どもの性暴力被害事案について

1)-1 子どもの性暴力被害問題における児童相談所の対応体制

① 基本的な考え方と課題：チーム対応体制の整備と介入的ソーシャルワークの確立

今回の調査は全国児童相談所長会の調査であるところから、多数の児童相談所の協力を得ることができ、所体制の調査については100%の回答を得ることができた。結果的に職員体制等、全国の児童相談所の状況についての基礎的なデータを得ることができた意義は大きい。

結果として小規模所から大規模所にいたるまで、全国で徐々に虐待専従担当が置かれつつあること、ただし、それには各児童相談所の規模、職員数の条件の違いが大きく影響しており、小規模所では特に業務配分が難しく、担当を置いたとしても結局は全員が負担することになるような課題状況にあることも見えてきている。

こうした専従担当制の検討は、ほか方でチーム対応という、これまでの児童相談所の地区担当制を基本とした体制では、設定されて来なかった新たな業務体制の在り方、体制整備の課題も浮かび上がってきている。

複数担当制、チーム対応体制は特に虐待通告の初動対応における児童相談所の業務全体に強い負荷をかける。性的虐待において初動の即日の安全確認作業や、同時併行する所内での調査、調査保護の判断、緊急保護の実施と即座な保護者への告知など、連続的に複数の職員が効率的に作業を進めるための、新しいチームマネジメントの考え方と体制整備が要請されている。

こうした対応課題は、あらたな人員体制の整備を必要とすると同時に、児童相談所の専門性に関する本質的な課題として、従来からの相談支援型、受容・傾聴、同意・承諾と信頼関係に基づくケースワークとは全く異なる、客観的な調査とエビデンスに基づく判断、当事者に理解と協力の要請は行うが、基本的には同意・承諾によらない権限機関の義務責任による介入的ソーシャルワークの確立という課題を浮かび上がらせてきた。

② 性的虐待対応マニュアルの浸透と対応体制の整備

子どもの性暴力被害問題については、性的虐待対応のマニュアルとして作成された「児童相談所における性的虐待対応マニュアル 2011年版」の影響が全国の児童相談所に及んでいることがうかがわれた。通告受理直後の対応体制においても調査保護の判断要件の設定、さらには被害確認面接（forensic interview）の普及についても、マニュアルの周知程度と体制整備の在り方に統計的有意差が認められる程度に、マニュアルを基礎とした体制整備の考え方が重要となっている。

結果的に平成19年度の実態として、初動の通告対応によって被害の確認に至る事例数が通告事例のおよそ40%台であったものが、平成22年度にはガイドラインに従った対応を開始した相談所では約70%となり、平成23年度の全国の実態としてついに92%にまで到達している。被害確認面接の専門性についても平成19年度には12か所での試行的な試みであった専門的 forensic interview の実施が平成22年度には65か所、平成23年度には163か所に拡充してきており、試行的な実施まで含めると約180か所となっている。

これらの体制整備には、全国の児童相談所へのマニュアルの周知も重要な課題であった。これには全国の児童相談所現場への出前型集中研修の実施と、それに対する各児童相談現場の強い協力対応が大きな役割を果たした。平成21年から24年度末までに、全国各地の現場での研修と情報交換に児童相談所長を含む、約4200人にのぼる児童相談所職員の研修参加があったことが大きく寄与しているとみられる。ほか方、職員の異動、交替のスピードが速い児童相談所の現状を見ると、面接技術者の確保と共に、基礎的な周知研修の継続的な体制整備に重要な課題がある。

③ 通告からの初動対応の体制整備の重要性

性暴力被害にあったと思われる子どもについての何らかの情報をつかんだ個人・機関は、最短時間で児童相談所の初動対応が起動するように情報伝えることが期待される。

児童相談所は通告受理後直ちに子どもに直接接し、子どもが開示しているとされる情報を確認することが必要である。通告された子どもを一定期間、保護拘束して事実調査を行う法定化システムが十分でないわが国では、児童相談所の迅速な初動調査によって、子どもの安全を確保し、慎重な調査をおこなうための調査保護を行うべきかどうか、判断しなければならない。

調査保護についてはガイドライン 2011 年版の 3 項目の判断基準が徐々に効果を上げつつあるとみられるが、集められた事例における展開を見ると、初動の調査情報だけで被害内容を判断することは難しく、初期被害調査、調査保護による被害確認面接、そのほかの調査、医学診察による検討等を経ることが極めて重要であることが示された。初期の通告内容での被害が軽いか重いかだけでは被害の実態を正確には判断できないことが示されていると共に、曖昧な情報しかない事例でも調査保護を含む積極的な調査を実施し、被害確認面接や医学診察による検討を加えることで深刻な被害の実態が明らかになる事例があることが示された。

表 155 は在宅・女性被害群についての通告時の被害情報から初期調査の結果、判明する被害内容への推移と調査保護の実施状況を示す。これをみると、通告段階では不確定な被害情報に対して初期調査段階でかなりの情報修正が起ること、初期調査で確認した被害状況に応じて調査保護が実施されていることが分かる。

表 155. 在宅で何らかの性暴力被害の発覚・発見により対応開始された女性被害事例における初期調査から一時保護までの状況（平成 23 年度）

通告時	件数	初期調査結果	件数	再分類	件数	調査保護	保護	保護計	保護率
接触被害(挿入被害)	187	接触被害(挿入被害)	67	接触被害(挿入被害)	160	113	16	129	80.6%
		接触被害(非挿入)	23	接触被害(非挿入)	357	160	48	208	58.3%
		接触被害(挿入不明)	16	接触被害(挿入不明)	128	57	20	77	60.2%
		非接触被害	1	非接触被害	56	16	7	23	41.1%
		何らかの被害 曖昧	21	何らかの被害 曖昧	210	73	17	90	42.9%
		空白 不明	59	空白 不明	346	117	41	158	45.7%
				合 計	1257	536	149	685	54.5%
接触被害(非挿入)	380	接触被害(挿入被害)	43						
		接触被害(非挿入)	187						
		接触被害(挿入不明)	18						
		非接触被害	14						
		何らかの被害 曖昧	37						
		空白 不明	81						
接触被害(挿入不明)	162	接触被害(挿入被害)	18						
		接触被害(非挿入)	57						
		接触被害(挿入不明)	34						
		非接触被害	4						
		何らかの被害 曖昧	18						
		空白 不明	31						
非接触被害	56	接触被害(挿入被害)	0						
		接触被害(非挿入)	15						
		接触被害(挿入不明)	13						
		非接触被害	10						
		何らかの被害 曖昧	1						
		空白 不明	17						
何らかの被害 曖昧	243	接触被害(挿入被害)	11						
		接触被害(非挿入)	35						
		接触被害(挿入不明)	18						
		非接触被害	14						
		何らかの被害 曖昧	78						
		空白 不明	87						
空白 不明	229	接触被害(挿入被害)	21						
		接触被害(非挿入)	40						
		接触被害(挿入不明)	29						
		非接触被害	13						
		何らかの被害 曖昧	55						
		空白 不明	71						
計	1257	計	1257						

表 149 をみると、初期調査によって修正・再分類された被害内容に応じて調査保護・一時保護の実施率が異なっていることが分かる。

挿入被害が判明している事例では 80.6%、非挿入の接触被害、挿入不明の接触被害で 58.3～60.2%、非接触被害～何らかの被害不明で 40% 台と被害の深刻さに応じて保護の判断が行われている。

もちろんこの時点ですべての被害状況が正確に把握されているわけではなく、その後の詳細な調査・検討によって、さらに被害実態が解明されていくことが 3)－8 の各資料により明らかとなっている。

ただし、それらの検討作業はここに示されている初動の対応と介入判断なしには実現しない事柄であることも明らかである。

また、いわゆる被害確認面接（forensic interview）が子どもの被害内容を確実に精査するために有用であることが示された。全国で被害確認面接を装備する児童相談所は増え続けており、今回の調査では子どもの被害確認面接を何らかの形でシステム化している児童相談所は 163 か所、被害確認面接（forensic interview）を実施している児童相談所は 117 か所となっている。ただし、全事例に被害確認面接（forensic interview）

を実施するには人員体制上至っていないところがまだまだ多く、職員の基本的な対応技術として被害確認面接（forensic interview）の充実整備が急がれる。今回の事例調査で、慎重に設定された2人一組の面接、一般的な調査面接による調査結果と、NICHD と RATA[®] による面接調査の間に、事実の正確な確認率（被害の有無の確認）で初めて有意差が確認された。疑いによる保護を決定する段階では差はみられないが、より正確な被害の有無の判断においては1%水準の有意差が認められている。今後、全国の児童相談所において被害確認面接技術を標準的に装備するための体制整備の必要性（継続的な研修体制とSV体制の整備）が強く示唆される。

④ 多様な支援実態と支援方策の整理・確立のための取り組みの重要性

性暴力被害が発生した家庭への支援はこれまでも困難事案として注目され、強い介入と指導が検討されてきたところであるが、被害児への支援、非加害保護者へのサポート、加害者対応の困難さについては、具体的な支援方策がまだまだ見えてこない領域である。わが国ではさらに加害者排除の原則が確立されていないなど、基礎的なデータに基づく対応課題の整理もまだ未確立である。

ただし、今回の調査によれば、性暴力問題事例に対して児童相談所は様々なアプローチをかけていることが分かってきた。各所への調査によれば、そうした対応について何も報告情報が無かった児童相談所はきわめてわずかであり、子どもへの支援に関しては特定のプログラムがあるとするところこそ少ないが、95.3%の児童相談所が何らかの支援を実施しており、非加害保護者への支援についても92%の児童相談所が何らかの支援を行っていると報告している。

被害児への支援の重要性は全国の児童相談所が挙げる最重要課題でもあり、この点についても今後、縦断的な調査による効果的な手法の確認、確率が強く望まれるところである。

1)ー2 検討事例から見えてくるもの

今回、全部で1614件の事例が全国の児童相談所から寄せられた。在宅の子どもに何らかの性暴力被害が疑われることから対応開始した事例が1354件、施設に暮らす子どもに何らかの性暴力被害が疑われることから対応開始した事例は260件である。いずれの事例においても多数の問題の重複がみられ、表面的にまず性暴力被害を扱うとしても、その対応にはきわめて多様な生活課題、養育課題が折り重なっていることが見えている。

その中からいくつか優先的に検討すべき課題を抽出すると以下ようになる。

① 家庭内性暴力という区分の重要性

全事例において子どもの主たる被害をみると、「性的虐待」は実数では全体の40～50%台である。全事例1614件中男女866件：53.7%である。これに家族、親族・同居人からの被害を加えて全体として家庭内性暴力被害の合計を見ると1263件：73.3%となる。この「本来、基本的には家族同様の親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」という条件に該当するすべての性暴力被害を「家庭内性暴力被害」として性的虐待に加えて識別し、その実態を正確に把握することがまず必要である。こうした事態における子どもの被害全体が統一的に対応・支援の対象として識別されることがまず重要な課題である。また家庭内性暴力被害においては、表100に示されているように、常態化した継続的・断続的な被害実態があり、単発被害とは全く異なる、状態としての被害が発生している。この状態としての被害、常態化した被害が被害者に、生涯にわたる重度の複雑性PTSDを発生させるのである。

② 施設に暮らす子どもにおける性暴力問題の調査の必要性

今回の調査では260件の施設に暮らす子どもの事例が寄せられた。施設に暮らす子どもに何らかの性暴力被害の疑いがあることから対応開始された事例であるが、調査回収の段階で、多くの児童相談所から、そうした事例はまだまだあるだろうが、個々の事例を検索しきれず、回答できなかったという報告があった。

今回集められた事例では、およそ30%を超える事例で家庭内性暴力被害の重複がみられ、たまたま施設で暮らしている時に問題が発覚しているのだが、個々の子どもが抱えてきた被害の実態はきわめて複雑で、また多様な課題の重複が認められた。

同時にこうした事案が家庭内性暴力事案と同じく、表面的な統計では検索可能な指標を持たず、多数がそのほかの相談に埋もれていることがうかがわれた。

今回のデータはそういう意味では極めて不完全なデータであることが明らかとなったため、その全容を表現できるデータとは評価できなかった。今回の調査は明らかに児童相談所が親権をめぐる対応を迫られる家庭内性暴力に焦点化したデータ群がより多く集まってきている。そういう意味では今後、施設に暮らす子どもに焦点化した全く新しい別な調査の実施を提案したい。

今回散見されるだけでも、施設に暮らす子どもにおける何らかの性暴力被害の発覚は、その子どもの長い人生経過を反映し、多くの対応課題を抱えた状態で施設生活に行き着いた過酷な経過をうかがわせる。これらの子どもの対応課題を明らかにすることは極めて重要な課題である。

③ 初動からの組織的な対応の重要性

5. 1)－1 の②でも述べたが、今回の事例情報から、初動からの組織的で一貫した調査システムの有効性が確認される。専門的な被害確認面接（forensic interview）の標準的な装備も重要であるが、それ以上に通告直後の初期被害調査面接から始まる調査システムが、子どもの被害実態と安全確保の要件を明らかにする上で極めて重要な役割を果たしていることが示された。

在宅の子どもの事例に限った分析であるが、最終的には通告受理した 1257 件中、1157 件：92.0%の事例まで、何らかの被害状況を識別し、情報不明として残ったのは 83 件：6.6%のみであった。個々の調査においては特に初期調査では各評価情報のおよそ 6 割が変更されるほどの変動を繰り返しながら、最終的にはそうした識別性に至る。まさにチームと専門性の成果であるが、こうしたシステムが全国の様々な規模の児童相談所にどのように定着するのがよいのか、まだまだ検討課題は残っている。

④ DV やその他の家庭養育上の問題との関連

今回の事例については、家庭内性暴力において、いわゆる親権者・監護責任者が加害者である性的虐待事例では身体的虐待と DV の併存が統計的にみても有意に多く、加害者の家族や子どもへの積極的な加害性・支配性が突出していることが注目された。これに対して親権者・監護責任者以外の家庭内性暴力事案では高頻度に養育責任の破綻、ネグレクト問題が有意に高いことが認められた。おそらく家庭生活全般における安全や規律、安全・安心の人間関係が崩れていることが、子どもの性暴力被害、性的搾取被害と関連するものとみられる。こうした知見は、より縦断的な調査によるデータの蓄積が必要で、今後の性暴力被害が発生しやすい家庭への対応プログラムの構築や、家庭内性暴力問題の未然防止のための役に立つに違いない。

1)－3 残された課題

子どもの問題症状については限られたデータしか得られておらず、試験的な仮説は試みても、正確な実態の把握には至らなかった。また在宅で、あるいは引き取られて元の家族や、メンバーの変わった家族で暮らし始めている子どもが、その後の生活展開でどのような支援を必要とするのか、また再発問題はどのようにして察知できるのかなどは、縦断研究の課題であり、今回のデータからは知見の発見には至らなかった。

本文で示したように、本調査は不十分なところも見受けられるが、膨大なデータとなっている。今後ともさらに詳細な部分的検討を続け、集められた情報が最大限、生きた情報として調査にご協力いただいた全国の児童相談所にお返しできるよう、検討を続けたいと考えている。

6. 提言

以上、これまでに整理されてきた諸特徴をあげた。調査計画の段階から情報回収の過程に多々課題があり、対象となるすべての情報を集めきれていないという課題もあるが、当面、確認された事柄から、以下の諸点を今後の課題として挙げ、提案・提言としたい。

1) 臨床支援上の体制整備

1)－1 虐待対応に特化したソーシャルワークの構築の必要性

児童相談所の組織体制の項で検討したが、チーム体制による事例対応、特殊な専門性の分担・担当によるチーム対応の必要性を考えると、その基礎として、従来の地区担当制、および、受容・傾聴・共感、信頼に

基づく治療契約、同意と承諾の手続きに価値の基礎を置き相談・支援ケースワークと併行して、虐待対応、権限介入に特化した介入的ソーシャルワーク、チームマネジメント手法の確立が必要である。

1)－2 初期被害調査と調査保護のあり方の整備

今回の調査でその実効性がある程度確認された初期被害調査に始まる調査体制と、その途上で実施される調査保護のあり方について、ガイドラインの周知とともに、虐待対応の手引き等にもその内容を反映させ、全国レベルでの統一的周知・徹底を図る必要がある。

1)－3 被害確認面接の専門性確保と研修・SV体制の整備

各所の要望事項、優先課題の項でも表明されているが、被害確認面接（forensic interview）の継続的な研修確保と、その後のSV体制の保証がきわめて重要である。これは全所的な各現場でのガイドラインの周知研修、初期被害調査面接の集中研修等、児童相談所全体の対応体制全体の整備と同時並行的に進める必要がある。

1)－4 被害児支援（非加害保護者支援含む）

被害にあった子どもの背負う課題が極めて深刻で多岐にわたることは今回の調査でも十分に示されている。事態は単純ではない。こうした多様な重複課題に対して、ゆとりを持って子どもに接することができる専門家チームが必要である。それは子どもだけでなく、おそらくDVも含む家庭・家族問題に取り込まれている多くの非加害保護者への支援についても同様であり、そうした支援の充実を図る必要がある。

2) 組織・体制上の対応課題

2)－1 家庭内性暴力被害という統一概念の重要性

性的虐待という定義の周辺群を含め、多様な家庭内性暴力被害全体を定義し、全国の児童相談所が対応する児童福祉の課題認識において、性的虐待を含む家庭内性暴力問題全体をを正確に把握できるようにすることが重要である。

2)－2 通告体制の再構築と周知

本調査では、とにかく子どもが初動対応に接触できれば、かなりの精度で被害内容の確認のための一連の対応が可能となることが示されている。この観点からみると、子どもの兆候を発見した個人・機関が子どもの被害の疑いについて速やかに児童相談所に通告することがまず重要である。これについてはガイドライン2011年版で提案し、関係機関向けの冊子にも記載している、いわゆる「虐待の疑い」に基づく「毅然とした対応」というだけでなく、「子どもの安全問題」を核とした通告要件・体制の周知を行うことが望まれる。

2)－3 虐待対応に特化した児童相談所のチーム対応の構築の必要性

虐待事案におけるチーム対応には、一定規模の人員が常に必要である。これは特に小規模所においては切実な課題である。チーム対応は何も虐待対応に限定された事柄ではなく、非行問題や健全育成問題においても多様な高度専門性と多くの機関との連携が重要となってきた今日の児童相談所においては、より基本的な体制課題であると言えるが、当面は、虐待対応に特化したチーム対応体制の整備が最優先に重要である。こうしたチーム対応のためには、対人口比の配置基準に加えて、最低限度、緊急対応としてのチーム対応が常時可能となるだけの基本的な人員体制の確保を全児童相談所の職員配置の基準とする必要がある。

3) 法的な対応課題

3)－1 子どもの性被害に特化した法改正

この課題を議論するためには、本調査だけでは足りないが、子どもの性暴力被害に特化した刑事訴訟法等の改正が望まれる。子どもの性暴力被害事案における親告罪の廃止、時効の停止、強姦罪の拡大、子どもへの事情聴取に特化した証拠手続きなどについて検討することが早急に必要である。

3)－2 警察・検察、司法と児童相談所の連携

表156は4.5)の法的対応の全体から抽出した対応状況である。全1614事例のうち、刑事事件として告訴・告発したのは173件：10.7%、少年法による対応を含めて188件：11.6%にとどまっている。

これについては、本調査だけでは足りないが、子どもの性暴力被害事案の特に初動対応における刑事捜査との連動は、児童ポルノ問題等において特に緊急の課題であると言える。元々子どもの安全な保護に力点のある児童福祉と、犯罪摘発、犯人検挙と処罰に焦点のある刑事捜査の有効な連携方策について、早急な検討が望まれる。

表 156. 全 1614 事例における刑事・司法対応の状況

警察との連携数 当初からの連携	あり	なし	無回答					
	297	1055	262					
その他警察への通報・相談	あり	なし	検討中	無回答				
	206	956	2	450				
児童買春・児童ポルノ法の通報	あり	なし	検討中	無回答				
	24	1130	0	460				
警察・検察の事情聴取への付添	あり	なし	部分的	無回答				
	141	979	11	483				
刑事告訴	あり	なし	検討中	無回答	告訴件数			
	74	1060	7	473		74		
刑事告発 暴行・傷害	あり	なし	検討中	無回答	}	告発件数	99	法的対応件数
	38	1094	4	478				
刑事告発 児童福祉法違反	あり	なし	検討中	無回答				
	42	1081	10	481				188
刑事告発 青少年保護条例違反	あり	なし	検討中	無回答				
	19	1097	9	489				
少年法による対応	あり	なし	検討中	無回答	対応件数			
	15	1117	2	480		15		
警察・検察への上申書の提出	あり	なし	無回答					
	18	1110	486					
告訴・後発時の弁護士の付添	あり	なし	無回答					
	25	925	664					
刑事告訴・告発のその後の経過								
捜査中	逮捕	起訴	不起訴	示談・取り下げ	公判中	有罪	無罪	
20	63	7	19	13	12	63	2	

終わりに

今後とも、残された課題についての検討を続けることとするが、まずは以上を持って本調査の総括的な報告とする。

多忙な業務の傍ら、本調査にご協力いただいた多くの児童相談所の職員の方々に厚くお礼申し上げたい。

文献

- ・「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」(2011) / 厚生労働科学研究研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳沢正義)」平成 20.21.22 年度総合研究報告書
- ・「子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き 保育所・幼稚園の保育者のために」(2011)「子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校職員および放課後児童クラブのために」(2011) / 厚生労働科学研究研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳沢正義)」平成 20.21.22 年度総合研究報告書
- ・「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン<児童養護施設・情緒障害児短期治療施設版>」(2011) 厚生労働科学研究研究費補助金 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳沢正義)」平成 20.21.22 年度総合研究報告書
- ・「児童ポルノ被害児童の発見とケアに関する調査研究(主任研究者 山本恒雄)」 「児童ポルノ被害児童についての対応ガイドライン 試行版(2011) 平成 22 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 こども未来財団
- ・「家庭内性暴力被害児(児童逆チア、児童ポルノ等)の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究(主任研究者 山本恒雄)」(2012) 平成 23 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 こども未来財団
- ・「児童相談における初期調査と子どもからの事情聴取の専門性、およびそれらの基礎となる子どもの安全を軸とした介入的ソーシャルワークのあり方についての調査研究(主任研究者 山本恒雄)」(2013) 平成 24 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 こども未来財団
- ・八木修司・岡本正子編著(2012)「性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援 児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア」明石書店
- ・Bancroft, L., & Silverman, J.G.(2002). Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics. Sage Publications. (幾島幸子訳 (2004)「DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響」金剛出版)
- ・Sorensen, T., & Snow, B.(1991). How children tell: The process of disclosure in child sexual abuse. Child welfare, 70,3-15.
- ・Hobbs,CJ.,& Wynne,JM. (1990). Major difficulties for physicians who are examining sexually abused children. Child Abuse & Neglect, 14,290-294.
- ・Heger A., Ticson L., Veksque, Z O.,& Bernier, R., (2002). Children referred for possible sexual abuse: medical findings in 2384 children. Child Abuse & Neglect, 26,645-659.
- ・Barnford F.,& Roberts R.(1997). Child Sexual Abuse I. In : Meadow R editors. ABC of Child Abuse. 3rd ed. BMJ publication.
- ・Fry,R., Rozewicz,L.,& Crisp,A.(1996). Interviewing for sexual abuse: reliability and effect of interviewer gender. Child Abuse & Neglect,20,725-729.
- ・Lamb,M.,& Garretson.,M. (2003). The effects of interviewer gender and child gender on the informativeness of alleged child sexual abuse victims in forensic interviews. Law and Human Behavior, 27, 157-171.
- ・Andrea Kohn M.F., & Sara R.J.(2010). Sex Differences in Childhood Sexual Abuse Characteristics and Victims' Emotional and Behavioral Problems: Findings From A National Sample of Youth. Child Abuse & Neglect, 429-437.

資 料 編

図 50 被害確認内容の推移（拡大再掲）

別紙 資料 1 所票 表 1～102

別紙 資料 2 A 票 1～180

別紙 資料 3 B 1 票 1～155

別紙 資料 4 B2 票 1～146

別紙 資料 5 B3 票 1～153

別紙 資料 6 B4 票 1～147

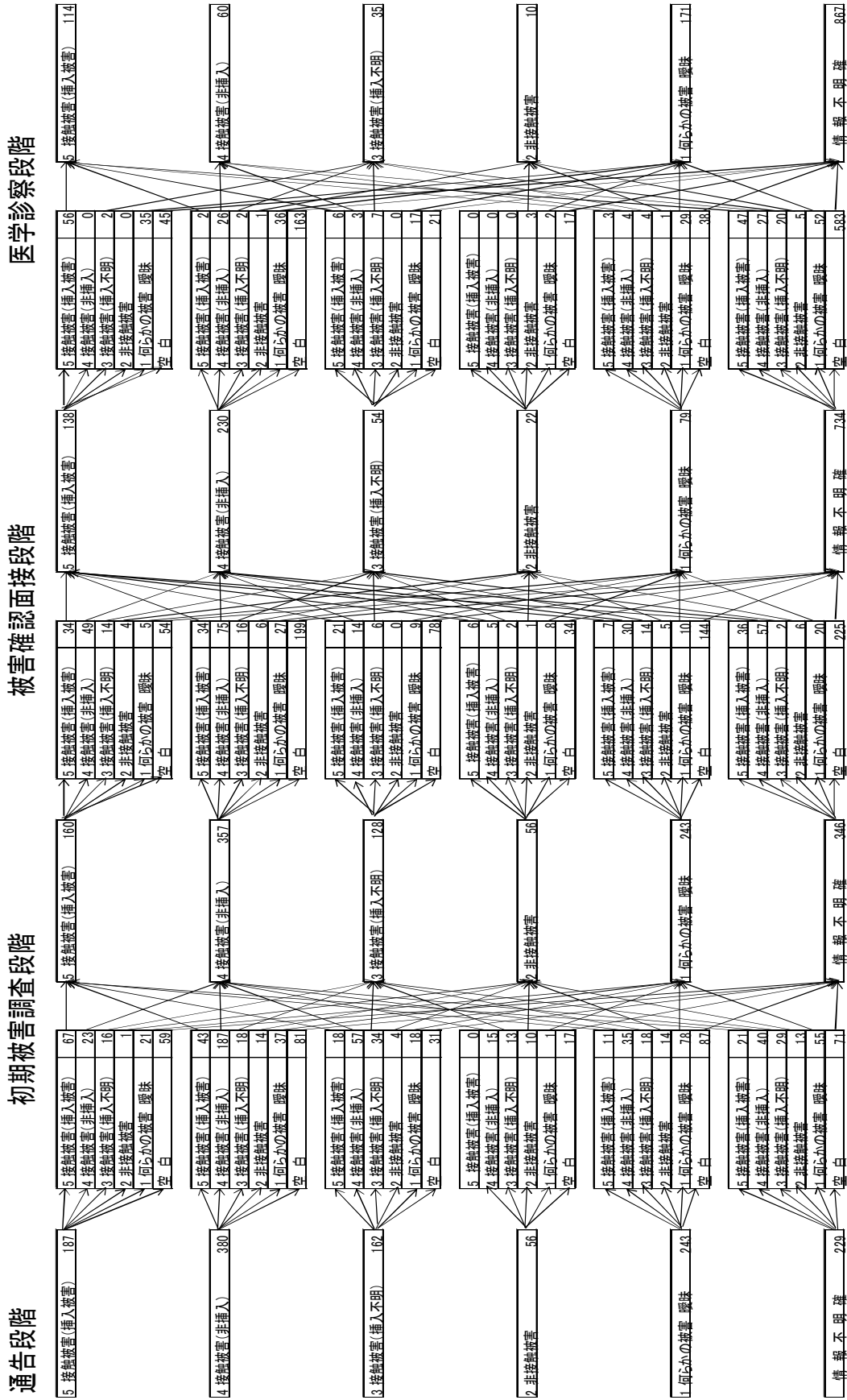
児童相談所：性暴力被害事案調査 所票の記入に当たって

児童相談所：性暴力被害事案調査 所票

個票 記入についての共通説明 A 票 B 票

個票 A 票から B4 票

被害確認内容の推移



別紙資料 1. 所票 表1～102（ただし常勤:非常勤の表はNo.を重複させてある 全部で141表）

1. 管内人口

	件数	10万人未満	10～40万人未満	40～70万人未満	70～100万人未満	100～200万人未満	200万人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	13 6.0	73 33.8	49 22.7	48 22.2	28 13.0	4 1.9	1 0.5	690651.4	148490052 100.0

2. 児童人口（0～18歳未満）

	件数	1万人未満	1～4万人未満	4～7万人未満	7～10万人未満	10～15万人未満	15～20万人未満	20万人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	4 1.9	37 17.1	45 20.8	29 13.4	54 25.0	25 11.6	17 7.9	5 2.3	109587.4	23122935 100.0

3. 常勤：人数／相談対応職員総数

	件数	0人	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	-	51 23.6	64 29.6	45 20.8	22 10.2	4 1.9	8 3.7	22 10.2	19.3	3748 100.0

3. 非常勤・嘱託等：人数／相談対応職員総数

	件数	0人	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	6 2.8	107 49.5	31 14.4	6 2.8	2 0.9	1 0.5	1 0.5	62 28.7	8.0	1225 100.0

4. 常勤：人数／児童福祉司

	件数	0人	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	-	105 48.6	79 36.6	25 11.6	4 1.9	-	1 0.5	2 0.9	11.6	2486 100.0

4. 非常勤・嘱託等：人数／児童福祉司

	件数	0人	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	41 19.0	12 5.6	-	-	-	-	-	163 75.5	0.5	24 100.0

5. 常勤：人数／相談員 支援員等（直接相談対応）

	件数	0人	1～10人未満	10～20人未満	20～30人未満	30～40人未満	40～50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	29 13.4	74 34.3	2 0.9	-	-	-	-	111 51.4	2.3	238 100.0

5. 非常勤・嘱託等：人数／相談員 支援員等（直接相談対応）

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	16 7.4	110 50.9	2 0.9	-	-	-	-	88 40.7	2.3	290 100.0

6. 常勤：人数／相談員 支援員等（電話相談等）

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	39 18.1	19 8.8	2 0.9	-	-	-	-	156 72.2	1.3	77 100.0

6. 非常勤・嘱託等：人数／相談員 支援員等（電話相談等）

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	26 12.0	73 33.8	6 2.8	-	-	-	-	111 51.4	3.1	330 100.0

7. 常勤：人数／児童心理司

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	-	199 92.1	11 5.1	-	-	-	-	6 2.8	4.6	966 100.0

7. 非常勤・嘱託等：人数／児童心理司

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	21 9.7	84 38.9	1 0.5	-	-	-	-	110 50.9	2.3	241 100.0

8. 常勤：人数／医師 小児科

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	40 18.5	13 6.0	-	-	-	-	-	163 75.5	0.3	15 100.0

8. 非常勤・嘱託等：人数／医師 小児科

	件数	0人	1人未満	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	18 8.3	96 44.4	-	-	-	-	-	102 47.2	1.2	139 100.0

9. 常勤：人数／医師 精神科

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	34 15.7	31 14.4	-	-	-	-	-	151 69.9	0.7	47 100.0

9. 非常勤・嘱託等：人数／医師 精神科

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	8 3.7	153 70.8	-	-	-	-	-	55 25.5	2.2	360 100.0

10. 常勤：人数／医師 その他

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	39 18.1	15 6.9	-	-	-	-	-	162 75.0	0.6	30 100.0

10. 非常勤・嘱託等：人数／医師 その他

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	32 14.8	22 10.2	-	-	-	-	-	162 75.0	0.7	37 100.0

11. 常勤：人数／保健師（児童福祉司として任用）

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	40 18.5	47 21.8	-	-	-	-	-	129 59.7	0.7	64 100.0

11. 非常勤・嘱託等：人数／保健師（児童福祉司として任用）

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	38 17.6	-	-	-	-	-	-	178 82.4	0.0	0 -

12. 常勤：人数／保健師（保健師として任用）

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	26 12.0	65 30.1	-	-	-	-	-	125 57.9	1.0	93 100.0

1 2. 非常勤・嘱託等：人数／保健師（保健師として任用）

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	36 16.7	7 3.2	-	-	-	-	-	173 80.1	0.2	10 100.0

1 3. 常勤：人数／性的虐待対応専任職員

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	17 7.9	1 0.5	-	-	-	-	-	198 91.7	0.4	7 100.0

1 3. 非常勤・嘱託等：人数／性的虐待対応専任職員

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	35 16.2	2 0.9	-	-	-	-	-	179 82.9	0.1	2 100.0

1 4. 常勤：人数／警察官（現職）

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	45 20.8	10 4.6	-	-	-	-	-	161 74.5	0.2	11 100.0

1 4. 非常勤・嘱託等：人数／警察官（現職）

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	18 8.3	-	-	-	-	-	-	198 91.7	0.0	0 -

1 5. 常勤：人数／警察官（OB）

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	45 20.8	2 0.9	-	-	-	-	-	169 78.2	0.0	2 100.0

1 5. 非常勤・嘱託等：人数／警察官（OB）

	件数	0人	1 人未満	1 0人未満	2 0人未満	3 0人未満	4 0人未満	5 0人以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	216 100.0	25 11.6	49 22.7	1 0.5	-	-	-	-	141 65.3	1.0	76 100.0

16. 常勤：人数／その他

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	19 8.8	38 17.6	2 0.9	1 0.5	2 0.9	-	-	154 71.3	3.3	207 100.0

16. 非常勤・嘱託等：人数／その他

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	216 100.0	20 9.3	57 26.4	3 1.4	1 0.5	-	-	1 0.5	134 62.0	2.8	233 100.0

17. 虐待対応専従担当の有無

	件数	あり	なし	無回答
合計	216 100.0	112 51.9	101 46.8	3 1.4

18. 常勤：人数／虐待対応専従担当 児童福祉司

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	-	101 90.2	3 2.7	-	-	-	-	8 7.1	3.4	358 100.0

18. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 児童福祉司

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	14 12.5	12 10.7	-	-	-	-	-	86 76.8	0.6	16 100.0

18. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 児童福祉司

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	10 8.9	9 8.0	-	-	-	-	-	93 83.0	0.9	17 100.0

19. 常勤：人数／虐待対応専従担当 児童心理司

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	12 10.7	23 20.5	-	-	-	-	-	77 68.8	1.1	37 100.0

19. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 児童心理司

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	16 14.3	2 1.8	-	-	-	-	-	94 83.9	0.1	2 100.0

19. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 児童心理司

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	10 8.9	5 4.5	-	-	-	-	-	97 86.6	0.7	11 100.0

20. 常勤：人数／虐待対応専従担当 保健師

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	9 8.0	36 32.1	-	-	-	-	-	67 59.8	0.8	38 100.0

20. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 保健師

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	15 13.4	3 2.7	-	-	-	-	-	94 83.9	0.2	3 100.0

20. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 保健師

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	11 9.8	2 1.8	-	-	-	-	-	99 88.4	0.2	2 100.0

21. 常勤：人数／虐待対応専従担当 医師

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	17 15.2	-	-	-	-	-	-	95 84.8	0.0	0 -

21. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 医師

17. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	14 12.5	4 3.6	-	-	-	-	-	94 83.9	0.4	8 100.0

2 1. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 医師

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	9 8.0	4 3.6	-	-	-	-	-	99 88.4	0.6	8 100.0

2 2. 常勤：人数／虐待対応専従担当 警察官（現職 派遣）

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	17 15.2	6 5.4	-	-	-	-	-	89 79.5	0.3	6 100.0

2 2. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 警察官（現職 派遣）

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	16 14.3	1 0.9	-	-	-	-	-	95 84.8	0.3	5 100.0

2 2. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 警察官（現職 派遣）

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	12 10.7	-	-	-	-	-	-	100 89.3	0.0	0 -

2 3. 常勤：人数／虐待対応専従担当 警察官（OB）

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	16 14.3	3 2.7	-	-	-	-	-	93 83.0	0.2	3 100.0

2 3. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 警察官（OB）

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	112 100.0	7 6.3	31 27.7	-	-	-	-	-	74 66.1	0.9	35 100.0

2 3. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 警察官（OB）

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	112 100.0	11 9.8	1 0.9	-	-	-	-	-	100 89.3	0.1	1 100.0

2 4. 常勤：人数／虐待対応専従担当 その他

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	112 100.0	13 11.6	24 21.4	-	-	-	-	-	75 67.0	0.8	30 100.0

2 4. 非常勤・嘱託等：人数／虐待対応専従担当 その他

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	112 100.0	8 7.1	59 52.7	-	-	-	-	-	45 40.2	1.6	108 100.0

2 4. 他課・他業務と兼務：人数／虐待対応専従担当 その他

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	112 100.0	10 8.9	4 3.6	-	-	-	-	-	98 87.5	0.6	8 100.0

2 5. 相談担当の仕方

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

	件 数	当複数の 管内を 広域担 当	各 児相の 管内地 区 の み を担 当	無 回 答
合 計	112 100.0	5 4.5	103 92.0	4 3.6

2 6. 広域担当の場合

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

2 5. 相談担当の仕方…複数の管内を広域担当

	件 数	各 児相に なる地 区 担当と 子 全 務 専 任 班 を担 当	務 専 任 班 とし て 対 応 薬 害 確 認 、 親 （ 子 保 護 特 定 被 疑 者 ）	無 回 答
合 計	5 100.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0

2 7. 管内地区のみ担当

1 7. 虐待対応専従担当の有無…あり

2 5. 相談担当の仕方…各児相の管内地区のみを担当

	件 数	な 地 区 担 当 と チ ー ム に	専 務 全 従 勤 を 担 当 と し て 対 応 業	専 務 確 認 を 担 当 と し て 特 定 被 業 務 （ 親 子 支 援 ）	無 回 答
合 計	103 100.0	41 39.8	54 52.4	8 7.8	-

2 8. 親子支援の専従担当の有無

	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	216 100.0	26 12.0	185 85.6	5 2.3

2 9. 常勤：人数／親子支援の専従担当 児童福祉司

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 人 未 満	1 人 未 満 2 人 未 満	2 人 未 満 3 人 未 満	3 人 未 満 4 人 未 満	4 人 未 満 5 人 未 満	5 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	1 3.8	22 84.6	-	-	-	-	-	3 11.5	1.3	30 100.0

2 9. 非常勤・嘱託等：人数／親子支援の専従担当 児童福祉司

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 人 未 満	1 人 未 満 2 人 未 満	2 人 未 満 3 人 未 満	3 人 未 満 4 人 未 満	4 人 未 満 5 人 未 満	5 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	3 11.5	1 3.8	-	-	-	-	-	22 84.6	0.3	1 100.0

2 9. 他課・他業務と兼務：人数／親子支援の専従担当 児童福祉司

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 人 未 満	1 人 未 満 2 人 未 満	2 人 未 満 3 人 未 満	3 人 未 満 4 人 未 満	4 人 未 満 5 人 未 満	5 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

3 0. 常勤：人数／親子支援の専従担当 児童心理司

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 人 未 満	1 人 未 満 2 人 未 満	2 人 未 満 3 人 未 満	3 人 未 満 4 人 未 満	4 人 未 満 5 人 未 満	5 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	2 7.7	16 61.5	-	-	-	-	-	8 30.8	1.1	19 100.0

3 0. 非常勤・嘱託等：人数／親子支援の専従担当 児童心理司

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 人 未 満	1 人 未 満 2 人 未 満	2 人 未 満 3 人 未 満	3 人 未 満 4 人 未 満	4 人 未 満 5 人 未 満	5 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	2 7.7	7 26.9	-	-	-	-	-	17 65.4	1.8	16 100.0

30. 他課・他業務と兼務：人数／親子支援の専従担当 児童心理司

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	3 11.5	1 3.8	-	-	-	-	-	22 84.6	0.8	3 100.0

31. 常勤：人数／親子支援の専従担当 保健師

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	4 15.4	1 3.8	-	-	-	-	-	21 80.8	0.2	1 100.0

31. 非常勤・嘱託等：人数／親子支援の専従担当 保健師

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

31. 他課・他業務と兼務：人数／親子支援の専従担当 保健師

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

32. 常勤：人数／親子支援の専従担当 医師

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	4 15.4	-	-	-	-	-	-	22 84.6	0.0	0 -

32. 非常勤・嘱託等：人数／親子支援の専従担当 医師

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

32. 他課・他業務と兼務：人数／親子支援の専従担当 医師

28. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件数	0人	1 ～ 10人未満	10 ～ 20人未満	20 ～ 30人未満	30 ～ 40人未満	40 ～ 50人未満	50人以上	無回答	平均	実数合計
合計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

3 3. 常勤：人数／親子支援の専従担当 警察官（現職 OB）

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	4 15.4	-	-	-	-	-	-	22 84.6	0.0	0 -

3 3. 非常勤・嘱託等：人数／親子支援の専従担当 警察官（現職 OB）

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

3 3. 他課・他業務と兼務：人数／親子支援の専従担当 警察官（現職 OB）

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

3 4. 常勤：人数／親子支援の専従担当 その他

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	3 11.5	2 7.7	-	-	-	-	-	21 80.8	0.4	2 100.0

3 4. 非常勤・嘱託等：人数／親子支援の専従担当 その他

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	2 7.7	5 19.2	-	-	-	-	-	19 73.1	1.0	7 100.0

3 4. 他課・他業務と兼務：人数／親子支援の専従担当 その他

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	0 人	1 ～ 1 0 人 未 満	1 0 ～ 2 0 人 未 満	2 0 ～ 3 0 人 未 満	3 0 ～ 4 0 人 未 満	4 0 ～ 5 0 人 未 満	5 0 人 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	26 100.0	3 11.5	-	-	-	-	-	-	23 88.5	0.0	0 -

3 5. 相談担当範囲

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

	件 数	当複数の 管内を 広域担 当	各 児相の 管内地 区の み を担 当	無 回 答
合 計	26 100.0	1 3.8	24 92.3	1 3.8

3 6. 広域担当の場合

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

3 5. 相談担当範囲…複数の管内を広域担当

	件 数	各 一 児 相 互 の 地 区 担 当 と	専 務 全 班 を 担 当 と し て 対 応 業	専 務 確 認 、 親 子 支 援 （ 保 護 や 被 業	無 回 答
合 計	1 100.0	-	-	1 100.0	-

3 7. 管内地区のみ担当

2 8. 親子支援の専従担当の有無…あり

3 5. 相談担当範囲…各児相の管内地区のみを担当

	件 数	な 地 区 担 当 と チ ー ム に	専 務 全 班 を 担 当 と し て 対 応 業	専 務 確 認 、 親 子 支 援 （ 保 護 や 被 業	無 回 答
合 計	24 100.0	18 75.0	3 12.5	2 8.3	1 4.2

3 8. 医療関係者

	件 数	児 童 精 神 科	小 児 科	産 婦 人 科	脳 外 科	法 医 学	放 射 線 科	そ の 他	無 回 答
合 計	216 100.0	131 60.6	95 44.0	22 10.2	4 1.9	53 24.5	3 1.4	18 8.3	52 24.1

3 9. その他

	件 数	弁 護 士	大 学 等 学 識 関 係 者	無 回 答
合 計	216 100.0	156 72.2	46 21.3	54 25.0

4 0. 法的対応における弁護士への参加・協力の有無

	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	216 100.0	187 86.6	19 8.8	10 4.6

4 1. 内容：児相対応

4 0. 法的対応における弁護士への参加・協力の有無…あり

	件 数	シ ン ・ コ ン サ ル の テ ー シ ョ	言 申 し 立 て ・ 告 発 の 助	申 し 立 て 代 理 人	無 回 答
合 計	187 100.0	103 55.1	113 60.4	64 34.2	4 2.1

4 2. 内容：子ども支援

4 0. 法的対応における弁護士への参加・協力の有無…あり

	件 数	相 談 ・ 助 言 者	法 的 対 応 で の 付 き 添	告 訴 の 代 理 人	無 回 答
合 計	187 100.0	131 70.1	30 16.0	21 11.2	42 22.5

4 3. 性的虐待対応ガイドラインの周知状況

	件 数	全部読んでいる	概ね目を通した	一部読んだ	一人で応 い知 ない ている が読	よく知らない	無 回 答
合 計	216 100.0	15 6.9	89 41.2	71 32.9	27 12.5	9 4.2	5 2.3

4 4. 性的虐待対応ガイドラインの業務反映状況

	件 数	原則1 年ガイ ドライン に従っ て	独自の ガイド ライン に 対 応	一 般 的 な 待 遇 に 対 応 し て 手 引	特 に 意 識 し て い ない	無 回 答
合 計	216 100.0	88 40.7	7 3.2	111 51.4	7 3.2	3 1.4

4 5. 通告受理直後の初期被害調査の実施状況

	件 数	直 接 通 告 が あ る と し て 開 示	直 接 通 告 が あ る と し て 開 示	通 告 す る に 追 加 的 に 調 査 を 行 う	周 辺 の 人 を 調 査 す る に 対 し て 手 引	特 に 定 め ら れ た 事 例 に 対 し て	無 回 答
合 計	216 100.0	79 36.6	88 40.7	8 3.7	31 14.4	20 9.3	4 1.9

4 6. 初期被害調査面接の実施

	件 数	あ り	一 部 事 例 で 実 施	実 施 し て い ない	無 回 答
合 計	216 100.0	120 55.6	76 35.2	16 7.4	4 1.9

4 7. 実施状況

4 6. 初期被害調査面接の実施…あり、一部事例で実施

	件 数	全 事 例 に 実 施	事 案 に 応 じ て 実 施	あ る 要 が 実 施 に 限 界	無 回 答
合 計	196 100.0	63 32.1	120 61.2	5 2.6	8 4.1

4 8. 面接設定人数

4 6. 初期被害調査面接の実施…あり、一部事例で実施

	件 数	2 人 で 面 接	1 人 で 面 接	随 時 設 定	無 回 答
合 計	196 100.0	83 42.3	34 17.3	74 37.8	5 2.6

4 9. 面接者の性別（原則として）

4 6. 初期被害調査面接の実施…あり、一部事例で実施

	件 数	定 加 害 の 性 を 避 け て 設	者 被 害 者 と 同 性 の 面 接	界 が 可 能 な 限 り 配 置 上 の 制 限	無 回 答
合 計	196 100.0	59 30.1	105 53.6	28 14.3	4 2.0

5 0. 調査チームの編成 原則人数

4 6. 初期被害調査面接の実施…あり、一部事例で実施

	件 数	2 人	3 人 4 人	特 に 定 め ず 随 時	そ の 他	無 回 答
合 計	196 100.0	40 20.4	42 21.4	110 56.1	1 0.5	3 1.5

5 1. 面接なし

4 6. 初期被害調査面接の実施…実施していない

	件 数	て一 必般 要的 に面 接し て査 対と 応し	取原 中則 心的 に通 告者 の聴	無 回 答
合 計	16 100.0	15 93.8	1 6.3	-

5 2. 初期被害調査面接の必要性の有無

	件 数	必 要 性 あ り	場緊 合急 の出 動安 全確 認の	な必 要性 ある 検討 段階 もし れ	必 要性 の認 識無 い	未 検 討	無 回 答
合 計	216 100.0	153 70.8	10 4.6	15 6.9	-	9 4.2	29 13.4

5 3. 原則的な調査保護の実施

	件 数	る意 識し て実 施し てい い	実意 識し てに 区別 して は	無 回 答
合 計	216 100.0	161 74.5	51 23.6	4 1.9

5 4. 保護の困難

5 3. 原則的な調査保護の実施…意識して実施している

	件 数	保基 護本 的に 何と かし て	ない一 時・満 員保 護所 ある 保の 護状 で態 き悪	護し事 がが後 困立の 難た措 なな置 こた等 とたの あめ見 る保通	無 回 答
合 計	161 100.0	139 86.3	15 9.3	9 5.6	7 4.3

5 5. 調査保護の要件

	件 数	①ガイ ド中 心ド ライ ンの 通告	①ガイ ド② ⑤ド 中ラ イン の通 告	そ の 他 の基 準	別基 に準 判は 断特 に定 めず 個	無 回 答
合 計	216 100.0	31 14.4	83 38.4	2 0.9	81 37.5	19 8.8

5 6. 調査保護に関する子どもの同意について

	件 数	条意原 件が則 で一と あ時し る保て 護本 の 人 前 の 提同	子行中 ど動高 もが生 のあ 同る非 意事行 が例や 条で問 件は題	はい前 得な提 らい条 れが件 る一と よ定は うのな 努理つ 力解て	意定保 はの護 は必告 は須知 児でが 相は原 の無則 判判 いで断 同決	無 回 答
合 計	216 100.0	50 23.1	21 9.7	126 58.3	11 5.1	9 4.2

5 7. 調査保護の期間設定

	件 数	設定 している	特 に 定 め て い な い	無 回 答
合 計	216 100.0	11 5.1	195 90.3	10 4.6

5 8. 調査保護の期間

5 7. 調査保護の期間設定…設定している

	件 数	1 週 間	2 週 間	3 週 間	4 週 間	5 週 間 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	11 100.0	-	1 9.1	3 27.3	2 18.2	4 36.4	1 9.1	5.1	51 100.0

5 9. 加害を疑われる人物との接触

	件 数	て常 に る 直 接 接 触 を 試 み	み事 案 に よ り 接 触 を 試	いあ ま り 接 触 し て い な	無 回 答
合 計	216 100.0	66 30.6	137 63.4	4 1.9	9 4.2

6 0. 非加害保護者へのアプローチ

	件 数	て常 に る 直 接 接 触 を 試 み	み事 案 に よ り 接 触 を 試	いあ ま り 接 触 し て い な	無 回 答
合 計	216 100.0	149 69.0	59 27.3	-	8 3.7

6 1. 被害確認に特化した何らかの面接

	件 数	原 則 全 事 例 で 実 施	一 部 事 例 に 実 施	検 討 中	実 施 せ ず	無 回 答
合 計	216 100.0	77 35.6	86 39.8	23 10.6	21 9.7	9 4.2

6 2. FORENSIC INTERVIEWを実施

	件 数	原 則 全 事 例 で 実 施	一 部 事 例 に 実 施	検 討 中	実 施 せ ず	無 回 答
合 計	216 100.0	39 18.1	78 36.1	41 19.0	45 20.8	13 6.0

6 3. 一定の配慮のある面接

	件 数	原 則 全 事 例 で 実 施	一 部 事 例 に 実 施	検 討 中	実 施 せ ず	無 回 答
合 計	216 100.0	100 46.3	76 35.2	10 4.6	7 3.2	23 10.6

6 4. 一般的な調査面接で対応

	件 数	原則 全事例 で実施	一部 事例に 実施	検 討 中	実 施 せ ず	無 回 答
合 計	216 100.0	73 33.8	70 32.4	9 4.2	26 12.0	38 17.6

6 5. FORENSIC INTERVIEWの技法

	件 数	N I C H D	R A T A C	そ の 他	無 回 答
合 計	216 100.0	96 44.4	61 28.2	12 5.6	87 40.3

6 6. バックアップスタッフ配置

	件 数	原則 全事例 で実施	一部 事例に 実施	検 討 中	実 施 せ ず	無 回 答
合 計	216 100.0	69 31.9	53 24.5	25 11.6	50 23.1	21 9.7

6 7. 観察・記録方法

	件 数	観 望 ・ ウエ イミ ラー で	録 モ ニ ター 画 像 観 察 ・	察 音 声 モ ニ ター で 観 望 ・ 録 画	の録 み画 ・録 音 せ ず メモ	無 回 答
合 計	216 100.0	50 23.1	88 40.7	48 22.2	83 38.4	24 11.1

6 8. 非加害保護者へのアプローチ

	件 数	手 意 法 あ り な ア プ ロ ー チ	の通 常 の ケ ー ス ワ ー ク	特 に 無 し	無 回 答
合 計	216 100.0	20 9.3	178 82.4	14 6.5	4 1.9

6 9. 加害者へのアプローチ

	件 数	手 意 法 あ り な ア プ ロ ー チ	の通 常 の ケ ー ス ワ ー ク	特 に 無 し	無 回 答
合 計	216 100.0	12 5.6	182 84.3	16 7.4	6 2.8

7 0. 実施機関

	件 数	児 童 相 談 所	医 療 機 関	そ の 他 の 機 関	複 数 機 関 の 共 同	無 回 答
合 計	216 100.0	189 87.5	9 4.2	11 5.1	21 9.7	15 6.9

7 1. 被害児支援の特定の手法・手順の有無

	件 数	支援 プログラム あり	部 分的 には ある	支 援 に な し 通 常 の 個 別	無 回 答
合 計	216 100.0	11 5.1	37 17.1	157 72.7	11 5.1

7 2. その他性暴力関係のプログラム

	件 数	加 害 児 プ ロ グ ラ ム	安 全 教 育 プ ロ グ ラ ム	そ の 他	無 回 答
合 計	216 100.0	75 34.7	37 17.1	13 6.0	109 50.5

7 3. 実施機関

	件 数	児 童 相 談 所	医 療 機 関	そ の 他 の 機 関	複 数 機 関 の 共 同	無 回 答
合 計	216 100.0	152 70.4	7 3.2	18 8.3	17 7.9	48 22.2

7 4. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／ガイドライン

	件 数	重 要 性 な し	あ ま り 重 要 性 な し	あ る 程 度 重 要	か な り 重 要	非 常 に 重 要	足 判 断 の た め の 情 報 不	無 回 答
合 計	216 100.0	-	-	33 15.3	73 33.8	102 47.2	4 1.9	4 1.9

7 5. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／関係冊子資料

	件 数	重 要 性 な し	あ ま り 重 要 性 な し	あ る 程 度 重 要	か な り 重 要	非 常 に 重 要	足 判 断 の た め の 情 報 不	無 回 答
合 計	216 100.0	-	1 0.5	63 29.2	84 38.9	45 20.8	18 8.3	5 2.3

7 6. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／初期被害調査面接

	件 数	重 要 性 な し	あ ま り 重 要 性 な し	あ る 程 度 重 要	か な り 重 要	非 常 に 重 要	足 判 断 の た め の 情 報 不	無 回 答
合 計	216 100.0	-	-	18 8.3	69 31.9	119 55.1	7 3.2	3 1.4

7 7. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／被害事実確認面接

	件 数	重 要 性 な し	あ ま り 重 要 性 な し	あ る 程 度 重 要	か な り 重 要	非 常 に 重 要	足 判 断 の た め の 情 報 不	無 回 答
合 計	216 100.0	-	-	16 7.4	65 30.1	124 57.4	7 3.2	4 1.9

7 8. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／トラウマ評定法

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	2 0.9	49 22.7	63 29.2	52 24.1	44 20.4	6 2.8

7 9. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／被害児支援

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	13 6.0	50 23.1	148 68.5	2 0.9	3 1.4

8 0. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／非加害保護者支援

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	36 16.7	97 44.9	72 33.3	7 3.2	4 1.9

8 1. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／加害者アプローチ

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	6 2.8	67 31.0	73 33.8	49 22.7	18 8.3	3 1.4

8 2. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／ガイドライン研修

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	1 0.5	43 19.9	84 38.9	74 34.3	10 4.6	4 1.9

8 3. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／初期被害調査面接研修

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	27 12.5	88 40.7	92 42.6	5 2.3	4 1.9

8 4. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／被害事実確認面接研修

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	29 13.4	82 38.0	97 44.9	5 2.3	3 1.4

8 5. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／面接のＳＶ、コンサルテーション

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	34 15.7	85 39.4	82 38.0	11 5.1	4 1.9

8 6. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／面接のフォローアップ研修

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	45 20.8	86 39.8	69 31.9	12 5.6	4 1.9

8 7. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／対応全体のＳＶ、コンサルテーション

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	31 14.4	90 41.7	80 37.0	12 5.6	3 1.4

8 8. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／組織全体への現地研修

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	1 0.5	3 1.4	66 30.6	69 31.9	45 20.8	26 12.0	6 2.8

8 9. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／全国からの集中研修

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	11 5.1	101 46.8	54 25.0	26 12.0	19 8.8	5 2.3

9 0. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／関係機関の性的虐待研修

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	2 0.9	70 32.4	85 39.4	47 21.8	7 3.2	5 2.3

9 1. 家庭内性暴力被害問題についての重要性評価／警察・司法との連携

	件 数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	1 0.5	35 16.2	92 42.6	82 38.0	3 1.4	3 1.4

9 2. 家庭内性暴力被害についての有効性についての意見／初期被害調査面接

	件	無効	あまり有効ではない	ある程度有効	かなり有効	非常に有効	足評価のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	30 13.9	88 40.7	81 37.5	15 6.9	2 0.9

9 3. 家庭内性暴力被害についての有効性についての意見／被害事実確認面接

	件	無効	あまり有効ではない	ある程度有効	かなり有効	非常に有効	足評価のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	29 13.4	80 37.0	90 41.7	15 6.9	2 0.9

9 4. 家庭内性暴力被害についての有効性についての意見／調査保護（ガイドライン手順）

	件	無効	あまり有効ではない	ある程度有効	かなり有効	非常に有効	足評価のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	33 15.3	93 43.1	67 31.0	20 9.3	3 1.4

9 5. 家庭内性暴力被害についての有効性についての意見／保護者むけ冊子

	件	無効	あまり有効ではない	ある程度有効	かなり有効	非常に有効	足評価のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	6 2.8	58 26.9	75 34.7	38 17.6	36 16.7	3 1.4

9 6. 家庭内性暴力被害についての有効性についての意見／保育所、学校等向け冊子

	件	無効	あまり有効ではない	ある程度有効	かなり有効	非常に有効	足評価のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	2 0.9	64 29.6	68 31.5	35 16.2	44 20.4	3 1.4

9 7. より充実した対応のために必要な課題／人員体制の充実強化

	件	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	19 8.8	66 30.6	127 58.8	2 0.9	2 0.9

9 8. より充実した対応のために必要な課題／経験の蓄積・専門性の充実

	件	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合 計	216 100.0	-	-	4 1.9	56 25.9	154 71.3	-	2 0.9

9.9. より充実した対応のために必要な課題／コンサル・SV機能の強化

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合計	216 100.0	-	-	10 4.6	79 36.6	122 56.5	3 1.4	2 0.9

1.0.0. より充実した対応のために必要な課題／研修体制の整備

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合計	216 100.0	-	-	22 10.2	91 42.1	99 45.8	2 0.9	2 0.9

1.0.1. より充実した対応のために必要な課題／その他

	件数	重要性なし	あまり重要性なし	ある程度重要	かなり重要	非常に重要	足判断のための情報不	無回答
合計	216 100.0	-	-	1 0.5	2 0.9	10 4.6	10 4.6	193 89.4

別紙資料 2. A票 1～180

1. 最初の問題発覚時期

10. 性別	件数	平成23年度中	平成23年度以前	無回答
合計	1354 100.0	897 66.2	449 33.2	8 0.6
女性	1257 100.0	827 65.8	422 33.6	8 0.6
男性	91 100.0	65 71.4	26 28.6	-

2. 当初の子どもの居場所

10. 性別	件数	在宅	在宅から別件で一時保護中	無回答
合計	1354 100.0	1273 94.0	63 4.7	18 1.3
女性	1257 100.0	1185 94.3	55 4.4	17 1.4
男性	91 100.0	82 90.1	8 8.8	1 1.1

3. 主たる被害の種類

10. 性別	件数	性的虐待	家庭内性暴力被害	家庭外性暴力被害	別件一時保護中の被害	不特定者からの被害	その他重複被害	無回答
合計	1354 100.0	810 59.8	348 25.7	134 9.9	8 0.6	13 1.0	16 1.2	25 1.8
女性	1257 100.0	747 59.4	326 25.9	130 10.3	5 0.4	13 1.0	13 1.0	23 1.8
男性	91 100.0	59 64.8	20 22.0	4 4.4	3 3.3	-	3 3.3	2 2.2

4. 性暴力被害以外の問題

10. 性別	件数	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	DV問題	養育困難	障害問題（知的）	障害問題（身体）	障害問題（聴覚）	障害問題（視覚）	障害問題（重心）	障害問題（発達障害）	障害問題（自閉）	身体、聴覚、視覚、重心、発達障害以外	障害問題（知的）	性格・行動
合計	1354 100.0	246 18.2	363 26.8	173 12.8	135 10.0	81 6.0	138 10.2	5 0.4	5 0.4	1 0.1	-	28 2.1	6 0.4	2 0.1	88 6.5	
女性	1257 100.0	220 17.5	332 26.4	161 12.8	127 10.1	73 5.8	122 9.7	5 0.4	5 0.4	1 0.1	-	25 2.0	4 0.3	2 0.2	83 6.6	
男性	91 100.0	26 28.6	28 30.8	12 13.2	7 7.7	7 7.7	16 17.6	-	-	-	-	3 3.3	2 2.2	-	4 4.4	

10. 性別	育成	非行	その他	無回答
合計	21 1.6	106 7.8	26 1.9	441 32.6
女性	18 1.4	103 8.2	24 1.9	417 33.2
男性	2 2.2	3 3.3	2 2.2	23 25.3

5. 特別な随伴問題

10. 性別	件数	児童ポルノ疑似含む画像	児童（疑わしい含む）援助交際	無回答
合計	1354 100.0	83 6.1	31 2.3	1244 91.9
女性	1257 100.0	80 6.4	31 2.5	1150 91.5
男性	91 100.0	3 3.3	-	88 96.7

6. 相談受理時の年齢（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	1354 100.0	3 0.2	9 0.7	17 1.3	27 2.0	41 3.0	42 3.1	46 3.4	53 3.9	57 4.2	73 5.4	79 5.8	94 6.9	128 9.5	158 11.7
女性	1257 100.0	2 0.2	9 0.7	17 1.4	20 1.6	33 2.6	36 2.9	32 2.5	47 3.7	54 4.3	65 5.2	68 5.4	90 7.2	119 9.5	154 12.3
男性	91 100.0	1 1.1	-	-	7 7.7	8 8.8	6 6.6	14 15.4	6 6.6	2 2.2	8 8.8	11 12.1	4 4.4	7 7.7	4 4.4

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均	実数合計
合計	208 15.4	130 9.6	87 6.4	70 5.2	32 2.4	11.4	15116 100.0
女性	200 15.9	128 10.2	86 6.8	70 5.6	27 2.1	11.7	14339 94.9
男性	6 6.6	2 2.2	-	-	5 5.5	8.2	701 4.6

6. 相談受理時の年齢（か月）

6. 相談受理時の年齢（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-
女性	2 100.0	-	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-
男性	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	3.0	9 100.0
女性	4.5	9 100.0
男性	0.0	0 0.0

7. 前年度からの継続事例の場合（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	1354 100.0	-	1 0.1	1 0.1	3 0.2	1 0.1	8 0.6	12 0.9	24 1.8	21 1.6	26 1.9	30 2.2	30 2.2	21 1.6	37 2.7
女性	1257 100.0	-	1 0.1	1 0.1	3 0.2	1 0.1	8 0.6	9 0.7	19 1.5	18 1.4	24 1.9	26 2.1	30 2.4	21 1.7	35 2.8
男性	91 100.0	-	-	-	-	-	-	3 3.3	5 5.5	3 3.3	2 2.2	4 4.4	-	-	2 2.2

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	無回答	平均	実数合計
合計	54 4.0	57 4.2	48 3.5	35 2.6	10 0.7	935 69.1	12.5	5217 100.0
女性	50 4.0	53 4.2	48 3.8	34 2.7	10 0.8	866 68.9	12.6	4923 94.4
男性	3 3.3	4 4.4	-	1 1.1	-	64 70.3	10.4	280 5.4

7. 前年度からの継続事例の場合（か月）

7. 前年度からの継続事例の場合（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

8. 相談受理時の年齢区分

10. 性別	件数	0～3歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	卒高 年校 齢生・ その他中	無回答
合計	1354 100.0	32 2.4	126 9.3	182 13.4	276 20.4	507 37.4	204 15.1	27 2.0
女性	1257 100.0	30 2.4	100 8.0	159 12.6	256 20.4	485 38.6	203 16.1	24 1.9
男性	91 100.0	2 2.2	26 28.6	22 24.2	19 20.9	19 20.9	-	3 3.3

9. 平成23年4月2日時点での年齢区分

10. 性別	件数	0～3歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	卒高 年校 齢生・ その他中	無回答
合計	1354 100.0	6 0.4	34 2.5	78 5.8	142 10.5	223 16.5	178 13.1	693 51.2
女性	1257 100.0	6 0.5	26 2.1	65 5.2	131 10.4	213 16.9	173 13.8	643 51.2
男性	91 100.0	-	8 8.8	13 14.3	11 12.1	9 9.9	4 4.4	46 50.5

10. 性別

10. 性別	件数	女性	男性	無回答
合計	1354 100.0	1257 92.8	91 6.7	6 0.4
女性	1257 100.0	1257 100.0	-	-
男性	91 100.0	-	91 100.0	-

11. 相談経過

10. 性別	件数	新規相談	中別件での相談継続	経過 あ 去 り に 同 種 の 相 談	経過 あ 去 り に 別 種 の 相 談	無回答
合計	1354 100.0	876 64.7	157 11.6	81 6.0	223 16.5	17 1.3
女性	1257 100.0	818 65.1	141 11.2	78 6.2	205 16.3	15 1.2
男性	91 100.0	55 60.4	14 15.4	3 3.3	17 18.7	2 2.2

1 2. 加害者の区分（疑い含む）

1 0. 性別	件 数	実父	養父	継父	内縁男性	きょうだい男性	祖父	おじ	その他親族男性	同居人男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい女性
合 計	1354 100.0	429 31.7	230 17.0	91 6.7	112 8.3	175 12.9	49 3.6	27 2.0	27 2.0	36 2.7	93 6.9	1 0.1	-	1 0.1	1 0.1
女性	1257 100.0	397 31.6	224 17.8	90 7.2	109 8.7	168 13.4	47 3.7	26 2.1	25 2.0	32 2.5	58 4.6	-	-	-	-
男性	91 100.0	31 34.1	5 5.5	1 1.1	2 2.2	7 7.7	1 1.1	1 1.1	2 2.2	3 3.3	35 38.5	1 1.1	-	1 1.1	1 1.1

1 0. 性別	祖母	おば	その他親族女性	同居人女性	（その他養育関係者（単親含）男性	（その他養育関係者（単親含）女性	男教育関係者（成人）	女教育関係者（成人）	男教育関係者（児童）	女教育関係者（児童）	男施設関係者（成人）	女施設関係者（成人）	男施設関係者（児童）	女施設関係者（児童）	男者家族以外・親見・知関係
合 計	1 0.1	-	-	-	4 0.3	-	6 0.4	-	9 0.7	-	-	-	5 0.4	-	106 7.8
女性	1 0.1	-	-	-	4 0.3	-	5 0.4	-	9 0.7	-	-	-	4 0.3	-	102 8.1
男性	-	-	-	-	-	-	1 1.1	-	-	-	-	-	1 1.1	-	4 4.4

1 0. 性別	見知らぬ男性	女者家族以外・親顔見・知関係	見知らぬ女性	（詳細不明男性（単数）	（詳細不明男性（複数）	（詳細不明女性（単数）	（詳細不明女性（複数）	無 回 答
合 計	16 1.2	3 0.2	-	18 1.3	18 1.3	4 0.3	2 0.1	14 1.0
女性	16 1.3	3 0.2	-	18 1.4	18 1.4	3 0.2	2 0.2	12 1.0
男性	-	-	-	-	-	1 1.1	-	1 1.1

1 3. 被害者と加害者の居住・接触程度

1 0. 性別	件 数	同居	同居に近い状態	返同 居・別居を繰り返す	緊別に居接・日常的に頻	期別に居接・定期・不定	ごくたまに接触	接触程度不明	無 回 答
合 計	1354 100.0	985 72.7	56 4.1	18 1.3	75 5.5	126 9.3	26 1.9	53 3.9	15 1.1
女性	1257 100.0	906 72.1	51 4.1	17 1.4	71 5.6	121 9.6	24 1.9	52 4.1	15 1.2
男性	91 100.0	76 83.5	3 3.3	1 1.1	4 4.4	4 4.4	2 2.2	1 1.1	-

1 4. 性暴力被害の通告の有無

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	1354 100.0	1123 82.9	216 16.0	15 1.1
女性	1257 100.0	1042 82.9	200 15.9	15 1.2
男性	91 100.0	77 84.6	14 15.4	-

1 5. 相談・発覚、通告経路

1 4. 性暴力被害の通告の有無…あり

1 0. 性別	件 数	学 保 校 育 所・ 幼 稚 園・	福 祉 事 務 所	児 童 本 人	家 族	親 戚	近 隣・ 知 人	友 人	児 童 委 員	タ 保 健 所・ 保 健 ヤ ン	至 療 機 関	児 童 福 祉 施 設	警 察	そ の 他	無 回 答
合 計	1123 100.0	353 31.4	100 8.9	89 7.9	202 18.0	33 2.9	37 3.3	12 1.1	-	12 1.1	57 5.1	11 1.0	126 11.2	77 6.9	14 1.2
女性	1042 100.0	340 32.6	85 8.2	86 8.3	182 17.5	25 2.4	35 3.4	11 1.1	-	12 1.2	56 5.4	10 1.0	123 11.8	65 6.2	12 1.2
男性	77 100.0	11 14.3	15 19.5	3 3.9	20 26.0	8 10.4	2 2.6	1 1.3	-	-	1 1.3	1 1.3	2 2.6	11 14.3	2 2.6

1.4. 性暴力被害の通告の有無…あり

1.7. 通告内容

14. 性暴力被害の通告の有無…あり

18. 通告時点での性暴力被害内容

14. 性暴力被害の通告の有無…あり

19. 随伴する問題

14. 性暴力被害の通告の有無…あり

21. 被害全体の時期・期間

14. 性暴力被害の通告の有無…あり

2.2. 性暴力被害の頻度

14. 性暴力被害の通告の有無…あり

23. 児童ポルノ画像等の問題

14. 性暴力被害の通告の有無…あり

-132-

2 4. 被害申告の撤回の有無

1 4. 性暴力被害の通告の有無…あり

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1123 100.0	37 3.3	1049 93.4	37 3.3
女性	1042 100.0	36 3.5	976 93.7	30 2.9
男性	77 100.0	1 1.3	70 90.9	6 7.8

2 5. 本人が保護を求めている

1 4. 性暴力被害の通告の有無…あり

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1123 100.0	273 24.3	824 73.4	26 2.3
女性	1042 100.0	266 25.5	755 72.5	21 2.0
男性	77 100.0	6 7.8	67 87.0	4 5.2

2 6. 児童買春、援助交際問題

1 4. 性暴力被害の通告の有無…あり

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1123 100.0	35 3.1	1067 95.0	21 1.9
女性	1042 100.0	35 3.4	990 95.0	17 1.6
男性	77 100.0	-	74 96.1	3 3.9

2 7. 初期調査、確認方法

1 4. 性暴力被害の通告の有無…あり

1 0. 性別	件	相談 所が 直接 面接	依通 頼告 者に 追加 確認	当 面 周 辺 調 査	て既警 いに察 る事か 実ら確 の認通 告され で	無
	数					回 答
合 計	1123 100.0	727 64.7	121 10.8	145 12.9	95 8.5	35 3.1
女性	1042 100.0	682 65.5	108 10.4	128 12.3	93 8.9	31 3.0
男性	77 100.0	43 55.8	13 16.9	16 20.8	1 1.3	4 5.2

2 8. 子どもとの接触場所

1 0. 性別	件	も通 告の 所の 属あ つ 関た 等子 ど	所保子 で きもの 任身 意柄 のを 場確	児 相	家 庭 訪 問 し て	無
	数					回 答
合 計	1354 100.0	380 28.1	122 9.0	430 31.8	50 3.7	372 27.5
女性	1257 100.0	356 28.3	117 9.3	402 32.0	43 3.4	339 27.0
男性	91 100.0	22 24.2	3 3.3	28 30.8	7 7.7	31 34.1

2 9. 面接者

1 0. 性別	件	担 当 児 童 福 祉 司	担 当 児 童 心 理 司	担 当 以 外 の 職 員	無
	数				回 答
合 計	1354 100.0	634 46.8	371 27.4	361 26.7	372 27.5
女性	1257 100.0	593 47.2	357 28.4	335 26.7	339 27.0
男性	91 100.0	38 41.8	13 14.3	25 27.5	31 34.1

3 0. 面接者の人数設定

1 0. 性別	件	複 数 対 応	単 独 対 応	無
	数			回 答
合 計	1354 100.0	630 46.5	343 25.3	381 28.1
女性	1257 100.0	591 47.0	319 25.4	347 27.6
男性	91 100.0	36 39.6	23 25.3	32 35.2

3 1. 面接者の性別

1 0. 性別	件 数	男女混 合	男 性 の み	女 性 の み	無 回 答
合 計	1354 100.0	252 18.6	55 4.1	668 49.3	379 28.0
女性	1257 100.0	236 18.8	35 2.8	641 51.0	345 27.4
男性	91 100.0	15 16.5	20 22.0	24 26.4	32 35.2

3 2. 通告時点での性暴力被害内容

1 0. 性別	件 数	細 何 不 明 か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	明 接 触 被 害 （ 挿 入 不	入 接 触 被 害 （ 非 挿	害 接 触 被 害 （ 挿 入 被	無 回 答
合 計	1354 100.0	239 17.7	65 4.8	133 9.8	372 27.5	163 12.0	382 28.2
女性	1257 100.0	210 16.7	56 4.5	128 10.2	357 28.4	160 12.7	346 27.5
男性	91 100.0	28 30.8	9 9.9	3 3.3	15 16.5	2 2.2	34 37.4

3 3. 随伴する問題

1 0. 性別	件 数	妊 娠 （ 中 絶 ）	妊 娠 （ 出 産 ）	性 感 染 症	無 回 答
合 計	1354 100.0	19 1.4	8 0.6	40 3.0	1291 95.3
女性	1257 100.0	19 1.5	7 0.6	40 3.2	1195 95.1
男性	91 100.0	-	-	-	91 100.0

3 5. 被害全体の時期・期間

1 0. 性別	件 数	（ 現 在 も 性 被 害 繼 続 ）	の 過 去 の 性 被 害 （ 現 在 ）	断 続 性 的 （ 再 発 の 危 ）	不 明	無 回 答
合 計	1354 100.0	301 22.2	316 23.3	205 15.1	142 10.5	390 28.8
女性	1257 100.0	288 22.9	283 22.5	200 15.9	131 10.4	355 28.2
男性	91 100.0	12 13.2	32 35.2	4 4.4	10 11.0	33 36.3

3 6. 性暴力被害の頻度

1 0. 性別	件 数	含 常 態 化 （ 可 能 性 ）	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
合 計	1354 100.0	266 19.6	354 26.1	106 7.8	232 17.1	396 29.2
女性	1257 100.0	253 20.1	335 26.7	99 7.9	210 16.7	360 28.6
男性	91 100.0	12 13.2	17 18.7	7 7.7	21 23.1	34 37.4

3 7. 児童ポルノ画像等の問題

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	1354 100.0	58 4.3	898 66.3	398 29.4
女性	1257 100.0	57 4.5	841 66.9	359 28.6
男性	91 100.0	1 1.1	53 58.2	37 40.7

3 8. 被害申告の撤回の有無

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	1354 100.0	32 2.4	919 67.9	403 29.8
女性	1257 100.0	29 2.3	865 68.8	363 28.9
男性	91 100.0	2 2.2	51 56.0	38 41.8

39. 初期調査の結果

件数	性を通告被害の疑い を確認	性を通告被害の疑い 以外に	性を通告被害の疑い かつ性暴力被害の疑い あり	何らかの被害の疑い あり	確定的な性暴力被害の 疑い	性暴力被害の可能性 低い	性暴力被害の可能性 高い	子どもが調査拒否 (疑いを確認できず)	無回答
合計	1354 100.0	143 10.6	523 38.6	137 10.1	111 8.2	47 3.5	21 1.6	372	
女性	1257 100.0	135 10.7	498 39.6	129 10.3	93 7.4	43 3.4	20 1.6	339	
男性	91 100.0	7 7.7	23 25.3	8 8.8	17 18.7	4 4.4	1 1.1	31	

40. 一時保護の実施

性別	件数	性的暴力被害に 関する調査	要性暴力被害に 関する調査	要性暴力被害に 関する調査	既に別件保護中	保護なし	無回答
合計	1354 100.0	557 41.1	76 5.6	55 4.1	35 2.6	602 44.5	29 2.1
女性	1257 100.0	536 42.6	72 5.7	45 3.6	32 2.5	544 43.3	28 2.2
男性	91 100.0	20 22.0	3 3.3	10 11.0	3 3.3	54 59.3	1 1.1

4 1. 一時保護しない理由

40. 一時保護の実施…保護なし

10. 性別	件数	確認・根拠が弱い	本人が強く抵抗し	一保の状況のため	その後の展開が読めない	子どもの安全が確保されている	その他	無回答
合計	602 100.0	131 21.8	75 12.5	2 0.3	7 1.2	308 51.2	69 11.5	10 1.7
女性	544 100.0	116 21.3	72 13.2	2 0.4	5 0.9	279 51.3	61 11.2	9 1.7
男性	54 100.0	15 27.8	2 3.7	-	1 1.9	28 51.9	7 13.0	1 1.9

4.2. 以後の対応

40. 一時保護の実施…保護なし

10. 性別	件数	兒童福祉司指導	繼續指導	調查繼續	終結	無回答
合計	602 100.0	58 9.6	259 43.0	91 15.1	166 27.6	28 4.7
女性	544 100.0	53 9.7	232 42.6	86 15.8	150 27.6	23 4.2
男性	54 100.0	4 7.4	26 48.1	5 9.3	14 25.9	5 9.3

4 3. 主担機関

40. 一時保護の実施…保護なし

4 2. 以後の対応…児童福祉司指導、継続指導、調査継続

10. 性別	件数	児童相談所	要対協・市町村	その他	無回答
合計	408 100.0	347 85.0	38 9.3	16 3.9	7 1.7
女性	371 100.0	315 84.9	35 9.4	15 4.0	6 1.6
男性	35 100.0	30 85.7	3 8.6	1 2.9	1 2.9

44. H23年中の以後の対応

40. 一時保護の実施…保護なし

42. 以後の対応…児童福祉司指導、継続指導、調査継続

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	408 100.0	271 66.4	123 30.1	14 3.4
女性	371 100.0	250 67.4	108 29.1	13 3.5
男性	35 100.0	20 57.1	14 40.0	1 2.9

45. 一時保護の保護者同意

40. 一時保護の実施…保護あり

10. 性別	件数	保当 護初 、 司 意 による	保当 護初 、 職 權 による	無 回 答
合 計	723 100.0	341 47.2	373 51.6	9 1.2
女性	685 100.0	324 47.3	356 52.0	5 0.7
男性	36 100.0	17 47.2	15 41.7	4 11.1

4 6．最初の一時保護の場所

4 0．一時保護の実施…保護あり

1 0．性別	件 数	一 時 保 護 所	親 委 託 一 時 保 護 (甲	設 委 ・ 託 一 時 保 護 (施	無 回 答
合 計	723 100.0	619 85.6	15 2.1	76 10.5	13 1.8
女性	685 100.0	587 85.7	13 1.9	75 10.9	10 1.5
男性	36 100.0	30 83.3	2 5.6	1 2.8	3 8.3

4 7．一時保護の期間（総日数）

4 0．一時保護の実施…保護あり

1 0．性別	件 数	1 4 日 以 下	1 5 ～ 3 0 日 未 満	3 0 ～ 6 0 日 未 満	6 0 ～ 1 2 0 日 未 満	1 2 0 ～ 1 8 0 日	1 8 0 日 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	723 100.0	93 12.9	132 18.3	201 27.8	158 21.9	33 4.6	50 6.9	56 7.7	63.2	42132 100.0
女性	685 100.0	88 12.8	130 19.0	194 28.3	146 21.3	30 4.4	50 7.3	47 6.9	63.2	40305 95.7
男性	36 100.0	4 11.1	2 5.6	7 19.4	12 33.3	2 5.6	-	9 25.0	62.4	1686 4.0

4 8．接触制限の有無

4 0．一時保護の実施…保護あり

1 0．性別	件 数	保 護 先 の 秘 匿	通 信 ・ 面 会 の 制 限	検 討 中	制 限 な し	無 回 答
合 計	723 100.0	224 31.0	299 41.4	7 1.0	150 20.7	43 5.9
女性	685 100.0	212 30.9	284 41.5	7 1.0	143 20.9	39 5.7
男性	36 100.0	11 30.6	14 38.9	-	7 19.4	4 11.1

4 9．告知面接の実施

1 0．性別	件 数	実 施	知 未 実 施 (電 話 告	(郵 便 通 知	そ の 他	無 回 答
合 計	1354 100.0	607 44.8	64 4.7	8 0.6	24 1.8	651 48.1
女性	1257 100.0	576 45.8	63 5.0	8 0.6	22 1.8	588 46.8
男性	91 100.0	29 31.9	1 1.1	-	2 2.2	59 64.8

5 0．面接の相手

1 0．性別	件 数	加 害 親 と 非 加 害 親	非 加 害 親 の み	加 害 親 の み	そ の 他	無 回 答
合 計	1354 100.0	226 16.7	299 22.1	75 5.5	40 3.0	714 52.7
女性	1257 100.0	215 17.1	289 23.0	69 5.5	36 2.9	648 51.6
男性	91 100.0	11 12.1	8 8.8	6 6.6	4 4.4	62 68.1

5 1．告知内容

1 0．性別	件 数	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	中 ガ イ ド ラ イ ン 項 目	無 回 答
合 計	1354 100.0	255 18.8	301 22.2	261 19.3	189 14.0	177 13.1	271 20.0	113 8.3	24 1.8	942 69.6
女性	1257 100.0	244 19.4	287 22.8	249 19.8	180 14.3	169 13.4	259 20.6	108 8.6	24 1.9	863 68.7
男性	91 100.0	10 11.0	13 14.3	11 12.1	9 9.9	8 8.8	11 12.1	5 5.5	-	74 81.3

5 2．ガイドライン冊子の使用

1 0．性別	件 数	に 一 保 護 者 の た め	一 部 改 変 し て 使 用	独 自 冊 子 使 用	使 用 せ ず	無 回 答
合 計	1354 100.0	46 3.4	12 0.9	4 0.3	510 37.7	782 57.8
女性	1257 100.0	45 3.6	12 1.0	4 0.3	484 38.5	712 56.6
男性	91 100.0	1 1.1	-	-	25 27.5	65 71.4

5 3. 被害事実確認面接の実施

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	1354 100.0	583 43.1	670 49.5	101 7.5
女性	1257 100.0	557 44.3	611 48.6	89 7.1
男性	91 100.0	25 27.5	55 60.4	11 12.1

5 4. なしの場合

5 3. 被害事実確認面接の実施…なし

1 0. 性別	件 数	認 必 で 要 無 い （ 被 害 確	面 接 技 術 者 が 不 足	面 接 技 術 者 不 在	無 回 答
合 計	670 100.0	517 77.2	15 2.2	18 2.7	120 17.9
女性	611 100.0	475 77.7	13 2.1	17 2.8	106 17.3
男性	55 100.0	38 69.1	2 3.6	1 1.8	14 25.5

5 5. 発覚から

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	0 日 目	1 ～ 1 5 日 目 未 満	満 1 5 ～ 3 0 日 目 未 満	満 3 0 ～ 6 0 日 目 未 満	未 満 6 0 ～ 1 2 0 日 目	目 未 満 1 2 0 ～ 1 8 0 日	1 8 0 日 目 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	583 100.0	6 1.0	403 69.1	50 8.6	44 7.5	16 2.7	7 1.2	5 0.9	52 8.9	16.0	8489 100.0
女性	557 100.0	6 1.1	387 69.5	47 8.4	41 7.4	15 2.7	7 1.3	4 0.7	50 9.0	15.4	7824 92.2
男性	25 100.0	-	15 60.0	3 12.0	3 12.0	1 4.0	-	1 4.0	2 8.0	28.8	662 7.8

5 6. 面接法

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	N I C H D	R A T A C	そ の 他 技 法	面 接 重 に 設 定 さ れ た	と し 般 て 実 施 調 査 面 接	無 回 答
合 計	583 100.0	114 19.6	108 18.5	17 2.9	134 23.0	162 27.8	53 9.1
女性	557 100.0	112 20.1	103 18.5	16 2.9	125 22.4	155 27.8	51 9.2
男性	25 100.0	2 8.0	5 20.0	1 4.0	9 36.0	6 24.0	2 8.0

5 7. 被害事実確認面接回数

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	1 回	2 回 以 上	無 回 答
合 計	583 100.0	400 68.6	107 18.4	76 13.0
女性	557 100.0	384 68.9	102 18.3	71 12.7
男性	25 100.0	15 60.0	5 20.0	5 20.0

5 7. 被害事実確認面接回数

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	1 0 回 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	583 100.0	400 68.6	73 12.5	36 6.2	17 2.9	8 1.4	4 0.7	3 0.5	3 0.5	1 0.2	7 1.2	31 5.3	1.7	936 100.0
女性	557 100.0	384 68.9	70 12.6	33 5.9	16 2.9	8 1.4	4 0.7	2 0.4	3 0.5	1 0.2	7 1.3	29 5.2	1.7	894 95.5
男性	25 100.0	15 60.0	3 12.0	3 12.0	1 4.0	-	-	1 4.0	-	-	-	2 8.0	1.8	41 4.4

5 8. 被害確認面接実施場所

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	時 保 護 所	児 相	そ の 他 の 場 所	無 回 答
合 計	583 100.0	133 22.8	353 60.5	78 13.4	19 3.3
女性	557 100.0	125 22.4	337 60.5	76 13.6	19 3.4
男性	25 100.0	7 28.0	16 64.0	2 8.0	-

5 9. 面接の実施者

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	担当 児童 福祉 司	担当 児童 心理 司	司担当 外の 児童 福祉 司	司担当 外の 児童 心理 司	警 察 官	検 事	そ の 他	無 回 答
合 計	583 100.0	148 25.4	195 33.4	162 27.8	118 20.2	30 5.1	5 0.9	68 11.7	11 1.9
女性	557 100.0	138 24.8	186 33.4	156 28.0	118 21.2	30 5.4	5 0.9	64 11.5	10 1.8
男性	25 100.0	10 40.0	9 36.0	6 24.0	-	-	-	3 12.0	1 4.0

6 0. 面接者の設定人数

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	複 数 対 応	単 独 対 応	無 回 答
合 計	583 100.0	190 32.6	379 65.0	14 2.4
女性	557 100.0	183 32.9	360 64.6	14 2.5
男性	25 100.0	7 28.0	18 72.0	-

6 1. 面接者の設定性別

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	男 女 混 合	女 性	男 性	無 回 答
合 計	583 100.0	66 11.3	489 83.9	16 2.7	12 2.1
女性	557 100.0	63 11.3	475 85.3	7 1.3	12 2.2
男性	25 100.0	3 12.0	13 52.0	9 36.0	-

6 2. バックスタッフの設定

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	583 100.0	275 47.2	280 48.0	28 4.8
女性	557 100.0	263 47.2	267 47.9	27 4.8
男性	25 100.0	11 44.0	13 52.0	1 4.0

6 3. バックスタッフメンバー

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

6 2. バックスタッフの設定…あり

1 0. 性別	件 数	児 相 関 員	警 察 関 係 者	そ の 他	無 回 答
合 計	275 100.0	264 96.0	12 4.4	7 2.5	4 1.5
女性	263 100.0	253 96.2	12 4.6	6 2.3	4 1.5
男性	11 100.0	10 90.9	-	1 9.1	-

6 4. 記録方法

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	お 録 こ 画 し ・ 録 音 + 文 書	録 画 ・ 録 音 の み	録 音 + 文 書 お こ し	録 音 の み	メ モ 記 録 の み	無 回 答
合 計	583 100.0	173 29.7	39 6.7	52 8.9	9 1.5	278 47.7	32 5.5
女性	557 100.0	163 29.3	38 6.8	51 9.2	9 1.6	267 47.9	29 5.2
男性	25 100.0	9 36.0	1 4.0	1 4.0	-	11 44.0	3 12.0

6 5. 面接結果

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	開 性 示 暴 力 あ り 被 害 事 実 の	含 疑 性 む い 暴 力 被 害 事 実 の 反 応 強 等 い	で 性 暴 力 被 害 を 確 認	確 性 暴 力 被 害 無 し を	子 ど も が 調 査 拒 否	無 回 答
合 計	583 100.0	411 70.5	57 9.8	64 11.0	12 2.1	13 2.2	26 4.5
女性	557 100.0	398 71.5	53 9.5	60 10.8	11 2.0	12 2.2	23 4.1
男性	25 100.0	13 52.0	3 12.0	4 16.0	1 4.0	1 4.0	3 12.0

6 6. 面接確認した性暴力被害内容

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	細 何 不 明 か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	明 接 触 被 害 (挿 入 不	入 接 触 被 害 (非 挿	害 接 触 被 害 (挿 入 被	無 回 答
合 計	583 100.0	84 14.4	25 4.3	55 9.4	241 41.3	139 23.8	39 6.7
女性	557 100.0	79 14.2	22 3.9	54 9.7	230 41.3	138 24.8	34 6.1
男性	25 100.0	5 20.0	3 12.0	-	11 44.0	1 4.0	5 20.0

6 7. 随伴する問題

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	妊 娠 (中 絶)	妊 娠 (出 産)	性 感 染 症	無 回 答
合 計	583 100.0	11 1.9	5 0.9	36 6.2	535 91.8
女性	557 100.0	11 2.0	5 0.9	36 6.5	509 91.4
男性	25 100.0	-	-	-	25 100.0

6 9. 被害全体の時期・期間

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	へ 現 在 も 性 暴 力 被 害 者 と 続 く	の 過 去 の 性 暴 力 被 害 者 と 続 く (現 在 も 性 暴 力 被 害 者 と 続 く)	断 断 性 暴 力 被 害 者 と 続 く (再 発 の 危 険 が あ る)	1 回 の み の 被 害	不 明	無 回 答
合 計	583 100.0	152 26.1	169 29.0	153 26.2	13 2.2	43 7.4	53 9.1
女性	557 100.0	149 26.8	157 28.2	149 26.8	11 2.0	42 7.5	49 8.8
男性	25 100.0	3 12.0	11 44.0	4 16.0	2 8.0	1 4.0	4 16.0

7 0. 性暴力被害の頻度

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	含 常 態 化 (可 能 性)	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
合 計	583 100.0	171 29.3	224 38.4	44 7.5	87 14.9	57 9.8
女性	557 100.0	167 30.0	213 38.2	40 7.2	83 14.9	54 9.7
男性	25 100.0	4 16.0	10 40.0	4 16.0	4 16.0	3 12.0

7 1. 児童ポルノ画像等の問題

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	583 100.0	45 7.7	486 83.4	52 8.9
女性	557 100.0	44 7.9	464 83.3	49 8.8
男性	25 100.0	1 4.0	21 84.0	3 12.0

7 2. 被害申告の撤回の有無

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	583 100.0	22 3.8	508 87.1	53 9.1
女性	557 100.0	22 3.9	485 87.1	50 9.0
男性	25 100.0	-	22 88.0	3 12.0

7 3. 医療診察の実施

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	1354 100.0	472 34.9	759 56.1	123 9.1
女性	1257 100.0	459 36.5	688 54.7	110 8.8
男性	91 100.0	11 12.1	68 74.7	12 13.2

7 4. 発覚から

7 3. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件 数	0 日 目	1 ～ 1 5 日 目 未 満	満 1 5 ～ 3 0 日 目 未 満	満 3 0 ～ 6 0 日 目 未 満	未 満 6 0 ～ 1 2 0 日 目	1 2 0 ～ 1 8 0 日 目 未 満	1 8 0 日 目 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	472 100.0	9 1.9	210 44.5	65 13.8	50 10.6	24 5.1	2 0.4	8 1.7	104 22.0	24.0	8823 100.0
女性	459 100.0	9 2.0	210 45.8	63 13.7	48 10.5	23 5.0	1 0.2	8 1.7	97 21.1	23.5	8489 96.2
男性	11 100.0	-	-	1 9.1	2 18.2	1 9.1	1 9.1	-	6 54.5	63.6	318 3.6

7 5. 診療科

7 3. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件 数	婦 人 科	精 神 科	小 児 科	法 医 科	泌 尿 器 科	そ の 他	無 回 答
合 計	472 100.0	318 67.4	199 42.2	88 18.6	3 0.6	1 0.2	14 3.0	9 1.9
女性	459 100.0	317 69.1	188 41.0	86 18.7	3 0.7	1 0.2	13 2.8	9 2.0
男性	11 100.0	-	10 90.9	2 18.2	-	-	1 9.1	-

7 5. 診療科と担当医師の性別／婦人科

7 3. 医療診療の実施…あり

7 5～8 0. 診療科…婦人科

1 0. 性別	件 数	男	女	無 回 答
合 計	318 100.0	49 15.4	251 78.9	18 5.7
女性	317 100.0	49 15.5	250 78.9	18 5.7
男性	-	-	-	-

7 6. 診療科と担当医師の性別／精神科

7 3. 医療診療の実施…あり

7 5～8 0. 診療科…精神科

1 0. 性別	件 数	男	女	無 回 答
合 計	199 100.0	62 31.2	126 63.3	11 5.5
女性	188 100.0	58 30.9	119 63.3	11 5.9
男性	10 100.0	4 40.0	6 60.0	-

7 7. 診療科と担当医師の性別／小児科

7 3. 医療診療の実施…あり

7 5～8 0. 診療科…小児科

1 0. 性別	件 数	男	女	無 回 答
合 計	88 100.0	51 58.0	34 38.6	3 3.4
女性	86 100.0	49 57.0	34 39.5	3 3.5
男性	2 100.0	2 100.0	-	-

7 8. 診療科と担当医師の性別／法医学

7 3. 医療診療の実施…あり

7 5～8 0. 診療科…法医科

1 0. 性別	件 数	男	女	無 回 答
合 計	3 100.0	3 100.0	-	-
女性	3 100.0	3 100.0	-	-
男性	-	-	-	-

7 9. 診察科と担当医師の性別／泌尿器科

7 3. 医療診察の実施…あり

7 5～8 0. 診療科…泌尿器科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	1 100.0	1 100.0	-	-
女性	1 100.0	1 100.0	-	-
男性	-	-	-	-

8 0. 診察科と担当医師の性別／その他

7 3. 医療診察の実施…あり

7 5～8 0. 診療科…その他

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	14 100.0	8 57.1	6 42.9	-
女性	13 100.0	7 53.8	6 46.2	-
男性	1 100.0	1 100.0	-	-

8 1. 被害診察の内容

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	て性の暴 身力被 体被害 診察に つい	含身 む体的 身虐待 診待被 察害を	診精 察神 科・ 心理 面の	そ の 他	無
	数					回 答
合 計	472 100.0	293 62.1	48 10.2	185 39.2	35 7.4	10 2.1
女性	459 100.0	291 63.4	47 10.2	174 37.9	34 7.4	10 2.2
男性	11 100.0	1 9.1	1 9.1	10 90.9	1 9.1	-

8 2. 被害診察の結果（身体）

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	あ具 り体的 な被 害所 見	見被 の害 みを 疑わ せる 所	明具 ・体的 矛盾 な所 被見 害無 不し	被矛 害盾 の所 疑見 あり 別な	を矛 盾定 所見 あり 被害	無
	数						回 答
合 計	472 100.0	91 19.3	106 22.5	176 37.3	-	6 1.3	93 19.7
女性	459 100.0	88 19.2	103 22.4	174 37.9	-	6 1.3	88 19.2
男性	11 100.0	2 18.2	3 27.3	2 18.2	-	-	4 36.4

8 3. 被害診察の結果（心身）

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	の何 所ら 見か の被 害症 状	被 害症 状所 見な し	問被 題害 と 症関 係あ り明 の	ず問 題・ 症 状確 認せ	無
	数					回 答
合 計	472 100.0	168 35.6	69 14.6	57 12.1	83 17.6	95 20.1
女性	459 100.0	158 34.4	69 15.0	56 12.2	83 18.1	93 20.3
男性	11 100.0	9 81.8	-	1 9.1	-	1 9.1

8 4. 医学診察によって確認された性暴力被害内容

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	細何 ら明 かの 被害 ・詳	非 接触 被害	明接 触被 害（ 挿入 不	入接 触被 害（ 非挿	害接 触被 害（ 挿入 被	無
	数						回 答
合 計	472 100.0	174 36.9	10 2.1	37 7.8	64 13.6	115 24.4	72 15.3
女性	459 100.0	171 37.3	10 2.2	35 7.6	60 13.1	114 24.8	69 15.0
男性	11 100.0	3 27.3	-	1 9.1	4 36.4	-	3 27.3

8 5. 随伴する問題

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	妊 娠 (中 絶)	妊 娠 (出 産)	性 感 染 症	無 回 答
合 計	472 100.0	15 3.2	9 1.9	49 10.4	404 85.6
女性	459 100.0	15 3.3	9 2.0	49 10.7	391 85.2
男性	11 100.0	-	-	-	11 100.0

8 7. 被害全体の時期・期間

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	(現 在 も 被 害 継 続 し て 現 在 に 在 る)	の 過 去 の 被 害 し て 現 在 に 在 る	断 続 的	1 回 の み	不 明	無 回 答
合 計	472 100.0	103 21.8	141 29.9	58 12.3	6 1.3	103 21.8	61 12.9
女性	459 100.0	100 21.8	134 29.2	58 12.6	6 1.3	101 22.0	60 13.1
男性	11 100.0	3 27.3	5 45.5	-	-	2 18.2	1 9.1

8 8. 性暴力被害の頻度

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	(含 常 態 化 (可 能 性 あり))	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
合 計	472 100.0	129 27.3	137 29.0	21 4.4	125 26.5	60 12.7
女性	459 100.0	127 27.7	134 29.2	21 4.6	119 25.9	58 12.6
男性	11 100.0	2 18.2	1 9.1	-	6 54.5	2 18.2

8 9. 児童ポルノ画像等の問題

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	472 100.0	33 7.0	387 82.0	52 11.0
女性	459 100.0	33 7.2	376 81.9	50 10.9
男性	11 100.0	-	9 81.8	2 18.2

9 0. 被害申告の撤回の有無

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	472 100.0	12 2.5	409 86.7	51 10.8
女性	459 100.0	12 2.6	398 86.7	49 10.7
男性	11 100.0	-	9 81.8	2 18.2

9 1. 医師から子どもへの直接助言

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	472 100.0	193 40.9	216 45.8	63 13.3
女性	459 100.0	188 41.0	211 46.0	60 13.1
男性	11 100.0	4 36.4	4 36.4	3 27.3

9 2. 医師から子どもへの直接助言

7 3. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	診 察 結 果 の み	康 身 告 体 知 性 含 め た 発 達 の 健 全	無 回 答
合 計	472 100.0	177 37.5	93 19.7	202 42.8
女性	459 100.0	170 37.0	92 20.0	197 42.9
男性	11 100.0	5 45.5	1 9.1	5 45.5

9 3. 関係者面接調査／加害者（疑い）

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354 100.0	645 47.6	620 45.8	89 6.6
女性	1257 100.0	601 47.8	573 45.6	83 6.6
男性	91 100.0	44 48.4	42 46.2	5 5.5

9 4. 関係者面接調査／非加害保護者

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354 100.0	977 72.2	256 18.9	121 8.9
女性	1257 100.0	919 73.1	229 18.2	109 8.7
男性	91 100.0	54 59.3	27 29.7	10 11.0

9 5. 関係者面接調査／親以外の家族・同居人

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354 100.0	225 16.6	780 57.6	349 25.8
女性	1257 100.0	204 16.2	723 57.5	330 26.3
男性	91 100.0	20 22.0	55 60.4	16 17.6

9 6. 関係者面接調査／祖父母・親族

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354 100.0	292 21.6	729 53.8	333 24.6
女性	1257 100.0	267 21.2	675 53.7	315 25.1
男性	91 100.0	24 26.4	52 57.1	15 16.5

9 7. 関係者面接調査／その他関係者・知人

1 0. 性別	件	あり	なし	無
	数			回 答
合 計	1354 100.0	258 19.1	722 53.3	374 27.6
女性	1257 100.0	242 19.3	665 52.9	350 27.8
男性	91 100.0	15 16.5	55 60.4	21 23.1

9 8. 加害者（疑い）

9 3. 関係者面接調査／加害者（疑い）…あり

1 0. 性別	件	加害事実を認める	める部加害事実を認	害行性為を認めめるが加	ず事・実全確認否に認ら	無
	数					回 答
合 計	645 100.0	229 35.5	83 12.9	137 21.2	182 28.2	14 2.2
女性	601 100.0	215 35.8	76 12.6	126 21.0	170 28.3	14 2.3
男性	44 100.0	14 31.8	7 15.9	11 25.0	12 27.3	-

9 9. 非加害保護者

9 4. 関係者面接調査／非加害保護者…あり

1 0. 性別	件	る被害事実を確認す	める部被害事実を認	害事を認はめ認めても被	ず事・実全確認否に認ら	無
	数					回 答
合 計	977 100.0	536 54.9	136 13.9	91 9.3	175 17.9	39 4.0
女性	919 100.0	497 54.1	129 14.0	89 9.7	167 18.2	37 4.0
男性	54 100.0	36 66.7	6 11.1	2 3.7	8 14.8	2 3.7

100. その他の関係者から

95～97. 関係者面接調査／その他の関係者…あり

10. 性別	件数	言・被害情報事実の確有力証	被害者情報事実を認めざる被害者（被害者情報事実を認めざる被害者）	事実情報について確定認定	有力情報なし	無回答
合計	573 100.0	137 23.9	147 25.7	35 6.1	208 36.3	46 8.0
女性	527 100.0	127 24.1	137 26.0	34 6.5	192 36.4	37 7.0
男性	44 100.0	9 20.5	10 22.7	1 2.3	16 36.4	8 18.2

101. 家庭内性暴力の場合パートナー間のDV問題

10. 性別	件数	DV関係あり	被害者DV被害者（被害者DV被害者）	DV被害者（被害者DV被害者）	DV被害者（被害者DV被害者）	無回答
合計	1354 100.0	145 10.7	53 3.9	93 6.9	474 35.0	589 43.5
女性	1257 100.0	134 10.7	49 3.9	84 6.7	447 35.6	543 43.2
男性	91 100.0	11 12.1	4 4.4	8 8.8	26 28.6	42 46.2

102. 確認された被害内容

10. 性別	件数	被害内容（被害者被害者）	被害内容（被害者被害者）	被害内容（被害者被害者）	被害内容（被害者被害者）	被害内容（被害者被害者）	無回答
合計	1354 100.0	287 21.2	98 7.2	124 9.2	483 35.7	257 19.0	105 7.8
女性	1257 100.0	255 20.3	80 6.4	118 9.4	454 36.1	250 19.9	100 8.0
男性	91 100.0	31 34.1	18 19.8	4 4.4	29 31.9	5 5.5	4 4.4

103. 随伴する問題

10. 性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合計	1354 100.0	20 1.5	16 1.2	56 4.1	1265 93.4
女性	1257 100.0	20 1.6	15 1.2	55 4.4	1170 93.1
男性	91 100.0	-	-	1 1.1	90 98.9

105. 被害全体の期間

10. 性別	件数	現在（被害者被害者）	過去（被害者被害者）	断続的（被害者被害者）	不明	無回答
合計	1354 100.0	252 18.6	511 37.7	270 19.9	183 13.5	138 10.2
女性	1257 100.0	238 18.9	467 37.2	259 20.6	163 13.0	130 10.3
男性	91 100.0	13 14.3	42 46.2	10 11.0	19 20.9	7 7.7

106. 性暴力被害の頻度

10. 性別	件数	断続的（被害者被害者）	断続的（被害者被害者）	断続的（被害者被害者）	断続的（被害者被害者）	無回答
合計	1354 100.0	298 22.0	451 33.3	143 10.6	294 21.7	168 12.4
女性	1257 100.0	283 22.5	424 33.7	127 10.1	266 21.2	157 12.5
男性	91 100.0	13 14.3	25 27.5	16 17.6	28 30.8	9 9.9

107. 児童ポルノ画像等の問題

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	107 7.9	1095 80.9	152 11.2
女性	1257 100.0	103 8.2	1014 80.7	140 11.1
男性	91 100.0	4 4.4	77 84.6	10 11.0

108. 被害申告の撤回の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	39 2.9	1155 85.3	160 11.8
女性	1257 100.0	36 2.9	1072 85.3	149 11.9
男性	91 100.0	3 3.3	79 86.8	9 9.9

109. 初発被害から発覚まで（年）

10. 性別	件数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	無回答	平均
合計	1354 100.0	86 6.4	156 11.5	121 8.9	88 6.5	57 4.2	38 2.8	31 2.3	20 1.5	12 0.9	6 0.4	13 1.0	726 53.6	2.7
女性	1257 100.0	74 5.9	148 11.8	120 9.5	82 6.5	56 4.5	35 2.8	28 2.2	20 1.6	12 1.0	6 0.5	12 1.0	664 52.8	2.7
男性	91 100.0	12 13.2	8 8.8	1 1.1	6 6.6	1 1.1	3 3.3	1 1.1	-	-	-	1 1.1	58 63.7	2.0

10. 性別	実数合計
合計	1699 100.0
女性	1622 95.5
男性	65 3.8

109. 初発被害から発覚まで（か月）

109. 初発被害から発覚まで（年）…0年

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	86 100.0	13 15.1	19 22.1	6 7.0	3 3.5	10 11.6	5 5.8	8 9.3	5 5.8	5 5.8	3 3.5	3 3.5	2 2.3	4 4.7
女性	74 100.0	11 14.9	17 23.0	5 6.8	3 4.1	10 13.5	5 6.8	6 8.1	4 5.4	5 6.8	3 4.1	3 4.1	1 1.4	1 1.4
男性	12 100.0	2 16.7	2 16.7	1 8.3	-	-	-	2 16.7	1 8.3	-	-	-	1 8.3	3 25.0

10. 性別	平均	実数合計
合計	3.7	307 100.0
女性	3.7	273 88.9
男性	3.8	34 11.1

110. 非加害保護者への支援

10. 性別	件数	特に意識して実施	施一般相談として実施	無回答
合計	1354 100.0	573 42.3	409 30.2	372 27.5
女性	1257 100.0	544 43.3	384 30.5	329 26.2
男性	91 100.0	28 30.8	21 23.1	42 46.2

111. ガイドライン冊子の使用

10. 性別	件数	使用した	一部改変して使用	別のものを使用	使用せず	無回答
合計	1354 100.0	112 8.3	22 1.6	34 2.5	805 59.5	381 28.1
女性	1257 100.0	110 8.8	20 1.6	34 2.7	756 60.1	337 26.8
男性	91 100.0	2 2.2	2 2.2	-	44 48.4	43 47.3

1 1 2. 被害児支援について

1 0. 性別	件数	積極的に支援	一部制限付き支援	葛藤・拒否感あり	拒否	無回答
合 計	1354 100.0	523 38.6	172 12.7	164 12.1	59 4.4	436 32.2
女性	1257 100.0	494 39.3	162 12.9	158 12.6	54 4.3	389 30.9
男性	91 100.0	27 29.7	9 9.9	5 5.5	5 5.5	45 49.5

1 1 3. 加害者排除について

1 0. 性別	件数	排除者・者を積極的に	別加害者・者と一時停止的に	加害者排除せず・	か加害者を積極的に	無回答
合 計	1354 100.0	354 26.1	172 12.7	286 21.1	102 7.5	440 32.5
女性	1257 100.0	334 26.6	161 12.8	272 21.6	98 7.8	392 31.2
男性	91 100.0	18 19.8	11 12.1	13 14.3	3 3.3	46 50.5

1 1 4. 加害者排除について

1 0. 性別	件数	加害者との遮断接触を	一時加害者との遮断接触を	加害者排除せず・	か加害者を積極的に	無回答
合 計	1354 100.0	107 7.9	28 2.1	62 4.6	16 1.2	1141 84.3
女性	1257 100.0	102 8.1	24 1.9	60 4.8	16 1.3	1055 83.9
男性	91 100.0	5 5.5	4 4.4	2 2.2	-	80 87.9

1 1 5. 加害者への接触・対応の有無

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	1354 100.0	629 46.5	606 44.8	119 8.8
女性	1257 100.0	587 46.7	563 44.8	107 8.5
男性	91 100.0	42 46.2	38 41.8	11 12.1

1 1 6. 指導形体

1 0. 性別	件数	一般的助言・指導	個別カウンセリング	グループ指導への	無回答
合 計	1354 100.0	535 39.5	80 5.9	5 0.4	734 54.2
女性	1257 100.0	500 39.8	71 5.6	5 0.4	681 54.2
男性	91 100.0	35 38.5	9 9.9	-	47 51.6

1 1 7. 加害者の反応

1 0. 性別	件数	指導に従う（積極的）	指導に拒否（消極的）	不安定	その他	無回答
合 計	1354 100.0	430 31.8	131 9.7	29 2.1	49 3.6	715 52.8
女性	1257 100.0	395 31.4	127 10.1	26 2.1	47 3.7	662 52.7
男性	91 100.0	35 38.5	4 4.4	3 3.3	2 2.2	47 51.6

1 1 8. 一時保護以降の身柄

1 0. 性別	件数	引取り	施設入所	現在一時保護中	無回答
合 計	1354 100.0	375 27.7	749 55.3	8 0.6	222 16.4
女性	1257 100.0	356 28.3	687 54.7	8 0.6	206 16.4
男性	91 100.0	18 19.8	59 64.8	-	14 15.4

119. 引き取り先

118. 一時保護以降の身柄…引取り

10. 性別	件数	もとの家庭	宅加害者のいない自	親族宅	その他	無回答
合計	375 100.0	134 35.7	156 41.6	58 15.5	24 6.4	3 0.8
女性	356 100.0	125 35.1	150 42.1	57 16.0	22 6.2	2 0.6
男性	18 100.0	9 50.0	5 27.8	1 5.6	2 11.1	1 5.6

120. 引取りの理由（主たる理由）

118. 一時保護以降の身柄…引取り

10. 性別	件数	い被害が確認されな	く子どもが帰宅も強	調無整外のまま戻らず	た適らずな施設が見当	保子ども安全が確	その他	無回答
合計	375 100.0	35 9.3	41 10.9	5 1.3	2 0.5	276 73.6	21 5.6	2 0.5
女性	356 100.0	32 9.0	41 11.5	5 1.4	2 0.6	265 74.4	16 4.5	2 0.6
男性	18 100.0	3 16.7	-	-	-	10 55.6	5 27.8	-

121. 以後の対応

118. 一時保護以降の身柄…引取り

10. 性別	件数	児童福祉司指導	継続指導	調査継続	終結	無回答
合計	375 100.0	127 33.9	182 48.5	8 2.1	46 12.3	12 3.2
女性	356 100.0	123 34.6	172 48.3	8 2.2	42 11.8	11 3.1
男性	18 100.0	4 22.2	9 50.0	-	4 22.2	1 5.6

122. 引き取り後の問題再発

118. 一時保護以降の身柄…引取り

10. 性別	件数	あり	疑い	不明	無し	別の問題	無回答
合計	375 100.0	15 4.0	13 3.5	30 8.0	262 69.9	49 13.1	6 1.6
女性	356 100.0	15 4.2	13 3.7	29 8.1	247 69.4	47 13.2	5 1.4
男性	18 100.0	-	-	1 5.6	14 77.8	2 11.1	1 5.6

123. 施設入所措置

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	あり	なし	措置予定中	無回答
合計	749 100.0	355 47.4	390 52.1	2 0.3	2 0.3
女性	687 100.0	337 49.1	346 50.4	2 0.3	2 0.3
男性	59 100.0	16 27.1	43 72.9	-	-

124. 施設種別

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	児童養護	児童自立	情短	単親	障害関係	その他	無回答
合計	749 100.0	203 27.1	32 4.3	28 3.7	39 5.2	42 5.6	17 2.3	388 51.8
女性	687 100.0	200 29.1	26 3.8	25 3.6	37 5.4	38 5.5	16 2.3	345 50.2
男性	59 100.0	3 5.1	5 8.5	2 3.4	2 3.4	4 6.8	1 1.7	42 71.2

125. 親権者の同意（法27／1／3号）

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	同意	不同意	確認中	無回答
合計	749 100.0	312 41.7	40 5.3	1 0.1	396 52.9
女性	687 100.0	295 42.9	39 5.7	1 0.1	352 51.2
男性	59 100.0	16 27.1	-	-	43 72.9

126. 児福法28条の申請

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	749 100.0	37 4.9	342 45.7	1 0.1	369 49.3
女性	687 100.0	36 5.2	323 47.0	1 0.1	327 47.6
男性	59 100.0	-	18 30.5	-	41 69.5

127. 児福法28条の承認

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	承認	却下	申し立て中	取り下げ	無回答
合計	749 100.0	33 4.4	-	2 0.3	2 0.3	712 95.1
女性	687 100.0	32 4.7	-	2 0.3	2 0.3	651 94.8
男性	59 100.0	-	-	-	-	59 100.0

129. 接触制限の有無

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	措置先の秘匿	通信・面会の制限	検討中	制限なし	無回答
合計	749 100.0	76 10.1	134 17.9	7 0.9	105 14.0	427 57.0
女性	687 100.0	75 10.9	127 18.5	6 0.9	97 14.1	382 55.6
男性	59 100.0	1 1.7	6 10.2	1 1.7	7 11.9	44 74.6

130. 接近禁止命令

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	749 100.0	8 1.1	360 48.1	-	381 50.9
女性	687 100.0	8 1.2	337 49.1	-	342 49.8
男性	59 100.0	-	21 35.6	-	38 64.4

131. 児福法33条の6請求（親権喪失の宣言）

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	749 100.0	-	378 50.5	3 0.4	368 49.1
女性	687 100.0	-	356 51.8	3 0.4	328 47.7
男性	59 100.0	-	20 33.9	-	39 66.1

132. 親権喪失の宣告

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	宣告	却下	請求中	取り下げ	無回答
合計	749 100.0	-	-	-	-	749 100.0
女性	687 100.0	-	-	-	-	687 100.0
男性	59 100.0	-	-	-	-	59 100.0

133. 以後の保護者指導

118. 一時保護以降の身柄…施設入所

10. 性別	件数	児童福祉司指導	継続指導	無回答
合計	749 100.0	75 10.0	142 19.0	532 71.0
女性	687 100.0	73 10.6	135 19.7	479 69.7
男性	59 100.0	2 3.4	6 10.2	51 86.4

1 3 4. 初動から連絡・連携

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	1354 100.0	276 20.4	845 62.4	233 17.2
女性	1257 100.0	263 20.9	782 62.2	212 16.9
男性	91 100.0	12 13.2	59 64.8	20 22.0

1 3 5. 児童買春・児童ポルノ法通報

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検 討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	24 1.8	915 67.6	-	415 30.6
女性	1257 100.0	23 1.8	852 67.8	-	382 30.4
男性	91 100.0	1 1.1	60 65.9	-	30 33.0

1 3 6. その他警察への通報・相談

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検 討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	185 13.7	758 56.0	2 0.1	409 30.2
女性	1257 100.0	179 14.2	700 55.7	2 0.2	376 29.9
男性	91 100.0	5 5.5	56 61.5	-	30 33.0

1 3 7. 事情聴取の付添い

1 0. 性別	件 数	あり	なし	部 分 的	無 回 答
合 計	1354 100.0	130 9.6	780 57.6	10 0.7	434 32.1
女性	1257 100.0	128 10.2	722 57.4	10 0.8	397 31.6
男性	91 100.0	1 1.1	56 61.5	-	34 37.4

1 3 8. 刑事告訴

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検 討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	69 5.1	847 62.6	7 0.5	431 31.8
女性	1257 100.0	69 5.5	783 62.3	7 0.6	398 31.7
男性	91 100.0	-	61 67.0	-	30 33.0

1 3 9. 刑事告発

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検 討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	34 2.5	878 64.8	4 0.3	438 32.3
女性	1257 100.0	34 2.7	815 64.8	4 0.3	404 32.1
男性	91 100.0	-	60 65.9	-	31 34.1

1 4 0. 刑事告発 児童福祉法違反

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検 討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	41 3.0	864 63.8	9 0.7	440 32.5
女性	1257 100.0	41 3.3	802 63.8	9 0.7	405 32.2
男性	91 100.0	-	59 64.8	-	32 35.2

1 4 1. 刑事告発 青少年保護条例

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	16 1.2	882 65.1	8 0.6	448 33.1
女性	1257 100.0	16 1.3	820 65.2	8 0.6	413 32.9
男性	91 100.0	-	59 64.8	-	32 35.2

1 4 2. 少年法による対応

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	1354 100.0	12 0.9	901 66.5	2 0.1	439 32.4
女性	1257 100.0	12 1.0	839 66.7	2 0.2	404 32.1
男性	91 100.0	-	59 64.8	-	32 35.2

1 4 3. 警察・検察への上申書の提出

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	1354 100.0	18 1.3	896 66.2	440 32.5
女性	1257 100.0	18 1.4	833 66.3	406 32.3
男性	91 100.0	-	60 65.9	31 34.1

1 4 5. 告訴・告発時の弁護士付添い

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	1354 100.0	23 1.7	736 54.4	595 43.9
女性	1257 100.0	23 1.8	688 54.7	546 43.4
男性	91 100.0	-	45 49.5	46 50.5

1 4 6. その後の経過

1 0. 性別	件 数	捜 査 中	逮 捕	起 訴	不起 訴	示 談 ・ 取 り 下 げ	公 判 中	有 罪	無 罪	無 回 答
合 計	1354 100.0	15 1.1	59 4.4	7 0.5	18 1.3	12 0.9	12 0.9	60 4.4	2 0.1	1169 86.3
女性	1257 100.0	15 1.2	58 4.6	7 0.6	18 1.4	12 1.0	11 0.9	59 4.7	2 0.2	1075 85.5
男性	91 100.0	-	1 1.1	-	-	-	1 1.1	-	-	89 97.8

1 4 8. PTSD PTSD様症状

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	88 6.5	97 7.2	51 3.8	23 1.7	1185 87.5
女性	1257 100.0	85 6.8	97 7.7	51 4.1	23 1.8	1091 86.8
男性	91 100.0	1 1.1	-	-	-	90 98.9

1 4 9. 解離 解離様状態

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	67 4.9	81 6.0	40 3.0	22 1.6	1212 89.5
女性	1257 100.0	65 5.2	80 6.4	39 3.1	22 1.8	1118 88.9
男性	91 100.0	2 2.2	1 1.1	1 1.1	-	88 96.7

1 5 0. パニック・興奮・暴力

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	70 5.2	37 2.7	29 2.1	16 1.2	1249 92.2
女性	1257 100.0	63 5.0	36 2.9	27 2.1	16 1.3	1159 92.2
男性	91 100.0	7 7.7	1 1.1	2 2.2	-	84 92.3

1 5 1. 気分変動・うつ状態

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	136 10.0	114 8.4	70 5.2	39 2.9	1124 83.0
女性	1257 100.0	133 10.6	114 9.1	70 5.6	39 3.1	1030 81.9
男性	91 100.0	2 2.2	-	-	-	89 97.8

1 5 2. 不眠・心身症状

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	121 8.9	97 7.2	56 4.1	27 2.0	1151 85.0
女性	1257 100.0	117 9.3	95 7.6	55 4.4	27 2.1	1061 84.4
男性	91 100.0	2 2.2	2 2.2	1 1.1	-	86 94.5

1 5 3. その他精神科問題

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	44 3.2	36 2.7	27 2.0	17 1.3	1272 93.9
女性	1257 100.0	42 3.3	35 2.8	26 2.1	16 1.3	1178 93.7
男性	91 100.0	2 2.2	1 1.1	1 1.1	1 1.1	88 96.7

1 5 4. 不登校・閉じこもり

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	166 12.3	4 0.3	21 1.6	48 3.5	1162 85.8
女性	1257 100.0	158 12.6	4 0.3	21 1.7	46 3.7	1074 85.4
男性	91 100.0	6 6.6	-	-	1 1.1	85 93.4

1 5 5. 自傷行為 自殺企図

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	106 7.8	33 2.4	44 3.2	21 1.6	1201 88.7
女性	1257 100.0	104 8.3	33 2.6	44 3.5	21 1.7	1106 88.0
男性	91 100.0	1 1.1	-	-	-	90 98.9

1 5 6. 過剰・仮性適応の疑い

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	60 4.4	57 4.2	25 1.8	11 0.8	1259 93.0
女性	1257 100.0	60 4.8	55 4.4	25 2.0	11 0.9	1164 92.6
男性	91 100.0	-	2 2.2	-	-	89 97.8

1 5 7. 多重被害問題

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	10 0.7	3 0.2	1 0.1	-	1341 99.0
女性	1257 100.0	10 0.8	3 0.2	1 0.1	-	1244 99.0
男性	91 100.0	-	-	-	-	91 100.0

1 5 8. 性被害問題

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	98 7.2	14 1.0	16 1.2	12 0.9	1229 90.8
女性	1257 100.0	93 7.4	13 1.0	15 1.2	12 1.0	1139 90.6
男性	91 100.0	5 5.5	1 1.1	1 1.1	-	84 92.3

1 5 9. 家出・無断外出

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	132 9.7	28 2.1	32 2.4	23 1.7	1192 88.0
女性	1257 100.0	125 9.9	27 2.1	31 2.5	23 1.8	1103 87.7
男性	91 100.0	7 7.7	1 1.1	1 1.1	-	83 91.2

1 6 0. 暴言・暴力・いじめ加害

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	51 3.8	18 1.3	26 1.9	13 1.0	1283 94.8
女性	1257 100.0	45 3.6	17 1.4	25 2.0	12 1.0	1192 94.8
男性	91 100.0	6 6.6	1 1.1	1 1.1	1 1.1	85 93.4

1 6 1. 夜間徘徊・虞犯行為

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	87 6.4	8 0.6	8 0.6	20 1.5	1250 92.3
女性	1257 100.0	82 6.5	8 0.6	8 0.6	20 1.6	1158 92.1
男性	91 100.0	4 4.4	-	-	-	87 95.6

1 6 2. 万引き・盗み

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	70 5.2	10 0.7	14 1.0	9 0.7	1266 93.5
女性	1257 100.0	63 5.0	10 0.8	13 1.0	8 0.6	1176 93.6
男性	91 100.0	6 6.6	-	1 1.1	1 1.1	85 93.4

1 6 3. シンナー・薬物

1 0. 性別	件 数	在 宅 時	一 保 時	施 設	帰 宅 後	無 回 答
合 計	1354 100.0	3 0.2	-	-	-	1351 99.8
女性	1257 100.0	3 0.2	-	-	-	1254 99.8
男性	91 100.0	-	-	-	-	91 100.0

164. 児童買春・援助交際

10. 性別	件数	在宅時	保時	施設	帰宅後	無回答
合計	1354 100.0	30 2.2	1 0.1	2 0.1	4 0.3	1322 97.6
女性	1257 100.0	30 2.4	1 0.1	2 0.2	4 0.3	1225 97.5
男性	91 100.0	-	-	-	-	91 100.0

165. その他の性的問題

10. 性別	件数	在宅時	一保時	施設	帰宅後	無回答
合計	1354 100.0	78 5.8	32 2.4	30 2.2	21 1.6	1229 90.8
女性	1257 100.0	69 5.5	26 2.1	25 2.0	20 1.6	1147 91.2
男性	91 100.0	9 9.9	6 6.6	5 5.5	1 1.1	76 83.5

166. その他

10. 性別	件数	在宅時	保時	施設	帰宅後	無回答
合計	1354 100.0	26 1.9	15 1.1	8 0.6	6 0.4	1319 97.4
女性	1257 100.0	22 1.8	11 0.9	6 0.5	5 0.4	1229 97.8
男性	91 100.0	4 4.4	4 4.4	2 2.2	1 1.1	84 92.3

167. はじめの施設からの措置変更

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	34 2.5	456 33.7	864 63.8
女性	1257 100.0	30 2.4	431 34.3	796 63.3
男性	91 100.0	4 4.4	22 24.2	65 71.4

168. 措置変更先

10. 性別	件数	児童養護	児童自立	情短	里親	障害関係	その他	無回答
合計	1354 100.0	16 1.2	2 0.1	1 0.1	5 0.4	8 0.6	11 0.8	1311 96.8
女性	1257 100.0	14 1.1	1 0.1	1 0.1	4 0.3	7 0.6	10 0.8	1220 97.1
男性	91 100.0	2 2.2	1 1.1	-	1 1.1	1 1.1	1 1.1	85 93.4

169. 家庭裁判所への送致

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	1354 100.0	2 0.1	582 43.0	-	770 56.9
女性	1257 100.0	2 0.2	547 43.5	-	708 56.3
男性	91 100.0	-	32 35.2	-	59 64.8

170. 家庭裁判所の監護措置

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	2 0.1	562 41.5	790 58.3
女性	1257 100.0	2 0.2	529 42.1	726 57.8
男性	91 100.0	-	31 34.1	60 65.9

171. 警察からの家裁送致

10. 性別	件数	あり	なし	予定中	無回答
合計	1354 100.0	12 0.9	567 41.9	-	775 57.2
女性	1257 100.0	12 1.0	534 42.5	-	711 56.6
男性	91 100.0	-	31 34.1	-	60 65.9

172. 家庭裁判所の監護措置

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	7 0.5	558 41.2	789 58.3
女性	1257 100.0	7 0.6	525 41.8	725 57.7
男性	91 100.0	-	31 34.1	60 65.9

173. 審判等の結果

10. 性別	件数	審判不開始	審理中	少年院送致	送致児童自立支援施設	児相送致	保護観察	監護措置中	無回答
合計	1354 100.0	1 0.1	1 0.1	-	1 0.1	5 0.4	5 0.4	-	1341 99.0
女性	1257 100.0	1 0.1	1 0.1	-	1 0.1	5 0.4	5 0.4	-	1244 99.0
男性	91 100.0	-	-	-	-	-	-	-	91 100.0

174. 措置解除の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	81 6.0	339 25.0	934 69.0
女性	1257 100.0	80 6.4	315 25.1	862 68.6
男性	91 100.0	1 1.1	21 23.1	69 75.8

175. 措置解除先

10. 性別	件数	もとの家庭	追加害者のいない自	親族等	その他	無回答
合計	1354 100.0	26 1.9	30 2.2	9 0.7	19 1.4	1270 93.8
女性	1257 100.0	25 2.0	30 2.4	9 0.7	19 1.5	1174 93.4
男性	91 100.0	1 1.1	-	-	-	90 98.9

176. 措置解除の理由

10. 性別	件数	保子された安全が確	保護者の強い希望	子どもの強い希望	難施設の受け入れ困	調無害のまま戻らず	その他	無回答
合計	1354 100.0	26 1.9	8 0.6	20 1.5	6 0.4	10 0.7	20 1.5	1272 93.9
女性	1257 100.0	26 2.1	8 0.6	19 1.5	6 0.5	10 0.8	20 1.6	1176 93.6
男性	91 100.0	-	-	1 1.1	-	-	-	90 98.9

177. 以後の対応

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	1354 100.0	59 4.4	35 2.6	1260 93.1
女性	1257 100.0	58 4.6	35 2.8	1164 92.6
男性	91 100.0	1 1.1	-	90 98.9

178. 対応

10. 性別	件数	児童福祉司指導	継続指導	見守り・情報収集	終結	無回答
合計	1354 100.0	23 1.7	34 2.5	6 0.4	26 1.9	1265 93.4
女性	1257 100.0	23 1.8	33 2.6	6 0.5	26 2.1	1169 93.0
男性	91 100.0	1 1.1	1 1.1	0 0.0	0 0.0	90 98.9

179. 引き取り後の問題再発

10. 性別	件数	あり	疑い	不明	無し	別の問題	無回答
合計	1354 100.0	7 0.5	9 0.7	14 1.0	44 3.2	10 0.7	1270 93.8
女性	1257 100.0	7 0.6	9 0.7	14 1.1	42 3.3	10 0.8	1175 93.5
男性	91 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 2.2	0 0.0	89 97.8

180. 子の安全についての総括評価（印象5段階）

10. 性別	件数	再び被害の危険性あり	再び被害の危険性あり	再び被害の危険性あり	再び被害の危険性あり	再び被害の危険性あり	再び被害の危険性あり	無回答	平均	実数合計
合計	1354 100.0	28 2.1	93 6.9	156 11.5	322 23.8	618 45.6	137 10.1	1.84	2242 100.0	
女性	1257 100.0	26 2.1	89 7.1	146 11.6	303 24.1	566 45.0	127 10.1	1.85	2096 93.5	
男性	91 100.0	2 2.2	4 4.4	9 9.9	19 20.9	47 51.6	10 11.0	1.70	138 6.2	

別紙資料 3. B1票 1～155

1. 最初の問題発覚時期

10. 性別	件数	発覚平成23年度中に	に平成23年継続中以前	無回答
合計	11 100.0	3 27.3	6 54.5	2 18.2
女性	8 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-

2. 施設種別

10. 性別	件数	児童養護	児童自立	情短	里親	障害関係	その他	無回答
合計	11 100.0	7 63.6	-	2 18.2	-	1 9.1	-	1 9.1
女性	8 100.0	5 62.5	-	2 25.0	-	1 12.5	-	-
男性	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3

3. 主たる被害の種類

10. 性別	件数	性的虐待	家庭内性暴力被害	家庭外性暴力被害	家別虐待 （外一時保護被害の	害不特定者からの被害	その他重複被害	無回答
合計	11 100.0	6 54.5	2 18.2	-	-	-	1 9.1	2 18.2
女性	8 100.0	4 50.0	2 25.0	-	-	-	1 12.5	1 12.5
男性	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3

4. 今回の性暴力被害以外の問題

10. 性別	件数	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	DV問題	養育困難	障害問題 （知的）	障害問題 （身体）	障害問題 （聴覚）	障害問題 （視覚）	障害問題 （重心）	障害問題 （発達障	障害問題 （自閉）	害身体虐待 （知心的発達障	害身体虐待 （知心的発達障	性格・行動
合計	11 100.0	3 27.3	6 54.5	1 9.1	-	3 27.3	1 9.1	-	-	-	-	3 27.3	-	-	-	1 9.1
女性	8 100.0	3 37.5	3 37.5	1 12.5	-	3 37.5	-	-	-	-	-	2 25.0	-	-	-	-
男性	3 100.0	-	3 100.0	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	1 33.3

10. 性別	育成	非行	その他	無回答
合計	-	1 9.1	1 9.1	-
女性	-	-	1 12.5	-
男性	-	1 33.3	-	-

5. 特別な随伴問題

10. 性別	件数	児童問題 （虐待・いじめ・画像）	児童問題 （経済的・虐待・援助交）	無回答
合計	11 100.0	2 18.2	-	9 81.8
女性	8 100.0	1 12.5	-	7 87.5
男性	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7

6. 相談受理時の年齢（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	11 100.0	-	-	-	-	1 9.1	1 9.1	-	-	1 9.1	-	2 18.2	1 9.1	2 18.2	-
女性	8 100.0	-	-	-	-	1 12.5	1 12.5	-	-	-	-	1 12.5	-	2 25.0	-
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-	-

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均	実数合計
合計	1 9.1	2 18.2	-	-	-	10.5	116 100.0
女性	1 12.5	2 25.0	-	-	-	10.9	87 75.0
男性	-	-	-	-	-	9.7	29 25.0

6. 相談受理時の年齢（か月）
6. 相談受理時の年齢（歳）…〇歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	11 100.0	-	-	-	-	1 9.1	-	1 9.1	-	-	-	-	1 9.1	1 9.1	-
女性	8 100.0	-	-	-	-	1 12.5	-	1 12.5	-	-	-	-	-	-	-
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3	-

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	無回答	平均	実数合計
合計	1 9.1	1 9.1	2 18.2	-	-	3 27.3	11.8	94 100.0
女性	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	-	3 37.5	11.0	55 58.5
男性	-	-	1 33.3	-	-	-	13.0	39 41.5

7. 前年度からの事例：23年4月1日（か月）

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）…〇歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

8. 相談受理時の年齢区分

10. 性別	件数	0～2歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	卒高年齢生・その他中	無回答
合計	11 100.0	-	2 18.2	2 18.2	2 18.2	4 36.4	1 9.1	-
女性	8 100.0	-	2 25.0	-	1 12.5	4 50.0	1 12.5	-
男性	3 100.0	-	-	2 66.7	1 33.3	-	-	-

9. 平成23年4月1日時点での年齢区分

10. 性別	件数	0～2歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	卒高年齢生・その他中	無回答
合計	11 100.0	-	1 9.1	1 9.1	1 9.1	3 27.3	3 27.3	2 18.2
女性	8 100.0	-	1 12.5	1 12.5	-	2 25.0	2 25.0	2 25.0
男性	3 100.0	-	-	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-

10. 性別	件 数	女性	男性	無 可 答
合 計	11 100.0	8 72.7	3 27.3	—
女性	8 100.0	8 100.0	—	—
男性	3 100.0	—	3 100.0	—

10. 性別	件数	実父	養父	継父	内縁男性	きょうだい男性	祖父	おじ	その他親族男性	同居人男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい女性
合 計	11 100.0	5 45.5	2 18.2	-	1 9.1	2 18.2	2	-	-	-	1 9.1	1	-	-	-
女性	8 100.0	4 50.0	2 25.0	-	-	2 25.0	-	-	-	1 12.5	-	-	-	-	-
男性	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-

10. 性別	見知らぬ男性	女性以外 の顔見知り の家系・親戚・ 知人との関係	見知らぬ女性	詳細不明男性 (単数)	詳細不明男性 (複数)	詳細不明女性 (単数)	詳細不明女性 (複数)	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

無 回 答	接 触 程 度 不 明	こ の た ま に 接 触	接 触 が 生 じ た 場 所 は 定 期 に な る	接 触 が 生 じ た 場 所 は 異 な る	接 触 が 生 じ た 場 所 は 異 な る	接 触 が 生 じ た 場 所 は 異 な る	生 活 過 去 に 司 施 設 内 で 生 じ た	簡 施 設 内 で 生 じ た	件 数
1	1	1	1	2	8	6	11	100.0	合計
1	1	1	1	2	18.2	54.5	100.0	8	女性
1	12.5	12.5	12.5	25.0	37.5	100.0	3	男性	

10. 性別	件数	保育所・幼稚園・学校	福祉事務所	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	友人	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設	警察	その他	無回答
合 計	11 100.0	-	-	5 45.5	1 9.1	-	-	-	-	-	-	5 45.5	-	-	-
女性	8 100.0	-	-	4 50.0	1 12.5	-	-	-	-	-	-	3 37.5	-	-	-
男性	3 100.0	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7	-	-	-

10. 性別	件数	具体的な被害事実	復讐的な被害の疑い	周囲・関係者の疑い	問題行動から	目撃・物証から	無回答
合計	11	6	2	-	1	1	1
女性	8	5	1	-	-	1	1
男性	3	1	1	-	1	-	-
	100.0	54.5	18.2	-	9.1	9.1	9.1
	100.0	62.5	12.5	-	-	12.5	12.5
	100.0	33.3	33.3	-	33.3	-	-

10. 性別	件数	脚座	1週間 以為	2週 以 上	無 回 答
合 計	11 100.0	-	6 54.5	1 9.1	4 36.4
女性	8 100.0	-	3 37.5	1 12.5	4 50.0
男性	3 100.0	-	3 100.0	-	-

15. 発覚から児相に通報されるまでの時間

10. 性別	件数	1週目 (即座含)	2週目	3週目以降	無回答	平均	実数合計
合計	11 100.0	6 54.5	-	2 18.2	3 27.3	1.6	13 100.0
女性	8 100.0	3 37.5	-	2 25.0	3 37.5	2.0	10 76.9
男性	3 100.0	3 100.0	-	-	-	1.0	3 23.1

16. 発覚時点での性暴力被害内容

10. 性別	件数	細かな被害・詳細不明の被害	非接触被害	明接触被害 (挿入不)	入接触被害 (非挿入)	害接触被害 (挿入被)	無回答
合計	11 100.0	-	2 18.2	2 18.2	2 18.2	4 36.4	1 9.1
女性	8 100.0	-	2 25.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5
男性	3 100.0	-	-	1 33.3	-	2 66.7	-

17. 随伴する問題

10. 性別	件数	妊娠 (中絶)	妊娠 (出産)	性感染症	無回答
合計	11 100.0	-	1 9.1	-	10 90.9
女性	8 100.0	-	1 12.5	-	7 87.5
男性	3 100.0	-	-	-	3 100.0

19. 被害全体の時期・期間

10. 性別	件数	(現在も被害継続 危険な被害)	過去の被害 (現在)	断続的被害 (再発の危険あり)	不明	無回答
合計	11 100.0	-	8 72.7	1 9.1	1 9.1	1 9.1
女性	8 100.0	-	5 62.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5
男性	3 100.0	-	3 100.0	-	-	-

20. 性暴力被害の頻度

10. 性別	件数	含常態化 (可能性)	断続的	単回	詳細不明	無回答
合計	11 100.0	5 45.5	1 9.1	2 18.2	2 18.2	1 9.1
女性	8 100.0	3 37.5	1 12.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5
男性	3 100.0	2 66.7	-	-	1 33.3	-

21. 被害の時期

10. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合計	11 100.0	4 36.4	6 54.5	1 9.1	-
女性	8 100.0	3 37.5	4 50.0	1 12.5	-
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-

22. 児童ポルノ画像等の問題

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	10 90.9	-
女性	8 100.0	1 12.5	7 87.5	-
男性	3 100.0	-	3 100.0	-

23. 被害申告の撤回の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	2 18.2	9 81.8	-
女性	8 100.0	1 12.5	7 87.5	-
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-

2.4. 発覚からの経過時間

10. 性別	件数	○日 目	1 ～ 1 5 日 未 満	満 1 5 ～ 3 0 日 未 満	満 3 0 ～ 6 0 日 未 満	満 6 0 ～ 1 2 0 日 未 満	満 1 2 0 ～ 1 8 0 日 未 満	満 1 8 0 日 未 満	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	11	—	8	1	—	—	—	—	2	3.2	29
女性	8	—	5	1	—	—	—	—	2	3.7	22
男性	3	—	3	—	—	—	—	—	—	2.3	7
	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—		24.1

2.5. 対応について

10. 性別	件数	新 た に 相 談 受 理	他 の 相 談 と し て 扱 う 中 の	無 回 答
合 計	11	5	5	1
女性	8	5	2	1
男性	3	—	3	—
	100.0	—	100.0	—

2.6. 所としての協議

10. 性別	件数	議 所 と し て の 対 応 会	協 担 機 関 と し て の 対 応 会	無 回 答
合 計	11	9	1	1
女性	8	7	—	1
男性	3	2	1	—
	100.0	81.8	9.1	9.1

2.7. 施設内の調査

10. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	11	7	3	1
女性	8	5	2	1
男性	3	2	1	—
	100.0	63.6	27.3	9.1

2.8. 具体的な性暴力被害の確認

10. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	11	9	1	1
女性	8	6	1	1
男性	3	3	—	—
	100.0	81.8	9.1	9.1

2.9. 児相の初期調査・確認方法

10. 性別	件数	児 相 が 直 接 確 認	親 族 等 に 間 接 確 認 依 頼	当 面 周 辺 調 査	無 回 答
合 計	11	7	2	—	2
女性	8	5	1	—	2
男性	3	2	1	—	—
	100.0	63.6	18.2	—	18.2

3.0. 一時保護の実施

10. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	11	10	1	—
女性	8	7	1	—
男性	3	3	—	—
	100.0	90.9	9.1	—

3 1. 理由

10. 性別	件数	た安 め全 確保 と調 査の	措置 に對 し監 司意 する 取 りか 清	無 可 答
合 計	11	9	—	2
女性	8	6	—	2
男性	3	3	—	—
	100.0	100.0	—	—

32. 一時保護の保護者の同意

10. 性別	件数	保当 護初 司 意	保当 護初 職 權	無 回 答
合 計	11 100.0	4 36.4	5 45.5	2 18.2
女性	8 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	—

33. 発覚からの経過：発覚から

10. 性別	件数	0日目	15日目未満	15日～30日目未満	30日～60日目未満	60日～120日目未満	120日～180日目未満	180日以上	無回答	平均	実数合計
合計	11	—	5	—	1	1	—	—	4	22.1	155
女性	100.0	—	45.5	—	9.1	9.1	—	—	36.5	—	100.0
	3	—	—	—	1	1	—	—	5	29.0	145
	100.0	—	37.5	—	12.5	12.5	—	—	37.5	—	93.5
男性	3	—	2	—	—	—	—	—	1	5.0	10
	100.0	—	66.7	—	—	—	—	—	33.3	—	6.5

34. 一時保護の期間（総日数）

10. 性別	件数	14日以下	15~30歳未満	31~60歳未満	61~120日未満	121~180日未満	181日以上	無回答	平均	実数合計
合計	11 100.0	2 18.2	1 9.1	2 18.2	2 18.2	-	-	4 36.4	47.4	332 100.0
女性	5 100.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	-	-	-	4 80.0	28.5	114 34.3
男性	3 100.0	1 33.3	-	-	2 66.7	-	-	-	72.7	218 65.7

3 4. 保護繼續中 (基準日)

10. 性別	件数	平成24年3月以前	平成24年4月1日以降	無回答
合計	11 100.0	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	3 100.0

3.5. 面接の実施

件	妻 旅	知 来 実 旅 （ 電 話 告	（ 那 便 通 知	そ の 他	無 回 答
10. 性別	数				
合 計	11	6	2	1	2
	100.0	54.5	18.2	9.1	18.2
女性	8	5	1	—	2
	100.0	62.5	12.5	—	25.0
男性	3	1	1	1	—
	100.0	33.3	33.3	33.3	—

3 6. 面接の相手 親族加害の場合

10. 性別	件数	司席 席待者 レ非加 審親	席待者 のみ	非加 審親 のみ	その他	無 回 答
合 計	11 100.0	-	7 63.6	1 9.1	-	3 27.3
女性	8 100.0	-	5 62.5	1 12.5	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	2 66.7	-	-	1 33.3

37. ガイドライン冊子の使用

件数	「これに使用」のため	部改変して使用	独自冊子使用	使用せず	無回答
10.性別					
合計	11 100.0	-	-	8 72.7	3 27.3
女性	8 100.0	-	-	5 62.5	3 37.5
男性	3 100.0	-	-	0 100.0	0 0.0

3 8. 被害事実確認面接の実施

	件数	あり	なし（初期調査情報のみ）	無回答
1 0. 性別				
合 計	11 100.0	8 72.7	2 18.2	1 9.1
女性	8 100.0	5 62.5	2 25.0	1 12.5
男性	3 100.0	3 100.0	-	-

3 9. 登壇から

	件数	0 日	1 日 1 5 日未満	満 1 5 日 3 0 日未満	満 3 0 日 6 0 日未満	6 0 日 1 2 0 日未満	1 2 0 日 1 8 0 日未満	1 8 0 日 3 0 0 日以上	無回答	平均	実数合計
1 0. 性別											
合 計	11 100.0	3 27.3	8 72.7	-	-	-	-	-	3 27.3	5.4	43 100.0
女性	8 100.0	3 37.5	5 62.5	-	-	-	-	-	3 37.5	6.4	32 74.4
男性	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	3.7	11 25.6

4 0. なしの場合

3 8. 被害事実確認面接の実施…なし（初期調査情報のみ）

	件数	認 必 要 で な い （ 被 害 者 確 認 済 ）	面 接 技 術 者 が 不 足	面 接 技 術 者 不 在	無回答
1 0. 性別					
合 計	2 100.0	2 100.0	-	-	-
女性	2 100.0	2 100.0	-	-	-
男性	-	-	-	-	-

4 1. 面接法

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件数	N I C H E	R A T A C	そ の 他 接 法	面 接 重 に 設 定 さ れ た	一 般 的 な 調 査 面 接	無回答
1 0. 性別							
合 計	8 100.0	1 12.5	1 12.5	-	3 37.5	3 37.5	-
女性	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	2 40.0	1 20.0	-
男性	3 100.0	-	-	-	1 33.3	2 66.7	-

4 2. 被害事実確認面接回数

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件数	1 回	2 回 以上	無回答
1 0. 性別				
合 計	8 100.0	7 87.5	-	1 12.5
女性	5 100.0	5 100.0	-	-
男性	3 100.0	2 66.7	-	1 33.3

4 2. 被害事実確認面接回数

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	1 0 回 以上	無回答	平均	実数合計
1 0. 性別														
合 計	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	9 100.0
女性	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	5 55.6
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	4 44.4

4 3. 被害確認面接実施場所

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件数	一 時 保 護 所	児 相	そ の 他 の 場 所	無回答
1 0. 性別					
合 計	8 100.0	4 50.0	4 50.0	-	-
女性	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	-
男性	3 100.0	3 100.0	-	-	-

4 4. 面接の実施者

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件数	担 当 児 童 福 祉 司	担 当 児 童 の 心 理 司	司 担 当 外 の 児 童 福 祉 司	司 担 当 外 の 児 童 心 理 士	警 察 官	検 事	そ の 他	無回答
1 0. 性別									
合 計	8 100.0	2 25.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5	-	-	-	-
女性	5 100.0	-	2 40.0	3 60.0	1 20.0	-	-	-	-
男性	3 100.0	2 66.7	2 66.7	-	-	-	-	-	-

4 5. 面接者の設定人数
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	複 数 対 応	単 独 対 応	無 回 答
合 計	8 100.0	4 50.0	4 50.0	-
女性	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-

4 6. 面接者の設定性別
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	男 女 混 合	子 ど も と 司 性	加 害 者 の 性 を 辨 け	無 回 答
合 計	8 100.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5	-
女性	5 100.0	-	4 80.0	1 20.0	-
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-

4 7. バックスタッフの設定
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な い	無 回 答
合 計	8 100.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5
女性	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-
男性	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3

4 8. バックスタッフメンバー
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり
4 7. バックスタッフの設定…あり

1 0. 性別	件 数	児 相 関 員	警 察 関 係 者	そ の 他	無 回 答
合 計	4 100.0	4 100.0	-	-	-
女性	3 100.0	3 100.0	-	-	-
男性	1 100.0	1 100.0	-	-	-

4 9. 記録方法
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	お 録 画 ・ 録 音 + 文 書	録 画 ・ 録 音 の み	録 音 + 文 書 お こ し	録 音 の み	メ モ 記 録 の み	無 回 答
合 計	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	5 62.5	-
女性	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	-	3 60.0	-
男性	3 100.0	-	-	1 33.3	-	2 66.7	-

5 0. 面接結果
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	開 示 暴 力 被 害 事 実 の	含 疑 性 暴 力 解 脱 審 判 の 後 等 い	で 性 暴 力 被 害 を 確 認	確 性 認 暴 力 被 害 無 し を	子 ど も が 調 査 拒 否	無 回 答
合 計	8 100.0	5 62.5	1 12.5	1 12.5	-	-	1 12.5
女性	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	-	-	1 20.0
男性	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-

5 1. 面接確認した性暴力被害内容
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	細 何 不 明 か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	明 接 触 被 害 （ 挿 入 不	入 接 触 被 害 （ 非 挿	害 接 触 被 害 （ 挿 入 被	無 回 答
合 計	8 100.0	1 12.5	1 12.5	-	3 37.5	3 37.5	-
女性	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	2 40.0	1 20.0	-
男性	3 100.0	-	-	-	1 33.3	2 66.7	-

5 2. 随伴する問題
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	妊 娠 （ 中 絶	妊 娠 （ 出 産	性 感 染 症	無 回 答
合 計	8 100.0	-	-	-	8 100.0
女性	5 100.0	-	-	-	5 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	3 100.0

5 4. 被害全体の期間
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	（現在も被害継続 含）	の過去 の被害 （現在	継続 性あり （再発の危	1 回のみ の被害	不 明	無 回 答
合 計	8 100.0	3 —	6 75.0	—	2 25.0	—	—
女性	5 100.0	1 —	3 60.0	—	2 40.0	—	—
男性	3 100.0	2 —	3 100.0	—	—	—	—

5 5. 性暴力被害の頻度
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	含 継続 化（可 能性	新 続 約	重 回	詳 細不 明	無 回 答
合 計	8 100.0	3 37.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	—
女性	5 100.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	—
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	—	—	—

5 6. 被害の時期
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	入 所 前	入 所 後	入 所前 か入 所後 も	無 回 答
合 計	8 100.0	2 25.0	5 62.5	1 12.5	—
女性	5 100.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	—
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—	—

5 7. 児童ポルノ画像等の問題
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な い	無 回 答
合 計	8 100.0	1 12.5	7 87.5	—
女性	5 100.0	1 20.0	4 80.0	—
男性	3 100.0	—	3 100.0	—

5 8. 被害申告の撤回の有無
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な い	無 回 答
合 計	8 100.0	—	8 100.0	—
女性	5 100.0	—	5 100.0	—
男性	3 100.0	—	3 100.0	—

5 9. 医療診察の実施

1 0. 性別	件 数	あ り	な い	無 回 答
合 計	11 100.0	4 36.4	6 54.5	1 9.1
女性	8 100.0	3 37.5	4 50.0	1 12.5
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—

6 0. 発覚から
5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	0 日 目	1 ～ 1 5 日 目 未 満	満 1 5 日 ～ 3 0 日 未 満	満 3 0 日 ～ 6 0 日 未 満	満 6 0 日 ～ 1 2 0 日 未 満	満 1 2 0 日 ～ 1 8 0 日 未 満	1 8 0 日 ～ 3 0 0 日 未 満	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	4 100.0	—	—	1 25.0	2 50.0	1 25.0	—	—	—	48.5	194 100.0
女性	3 100.0	—	—	1 33.3	1 33.3	1 33.3	—	—	—	54.7	164 84.5
男性	1 100.0	—	—	—	1 100.0	—	—	—	—	30.0	30 15.5

6 1～6 6. 診療科
5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	婦 人 科	精 神 科	小 児 科	法 医 科	泌 尿 器 科	そ の 他	無 回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	3 75.0	—	—	—	—	—
女性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—	—	—	—	—
男性	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—	—	—

6 1. 診療科と担当医師の性別／婦人科
5 9. 医療診察の実施…あり
6 1～6 6. 診療科…婦人科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	1 100.0	1 —	1 100.0	—
女性	1 100.0	—	1 100.0	—
男性	—	—	—	—

6 2. 診療科と担当医師の性別／精神科
5 9. 医療診察の実施…あり
6 1～6 6. 診療科…精神科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—
女性	2 100.0	1 50.0	1 50.0	—
男性	1 100.0	—	1 100.0	—

6 3. 診療科と担当医師の性別／小児科
5 9. 医療診察の実施…あり
6 1～6 6. 診療科…小児科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 4. 診療科と担当医師の性別／法医学
5 9. 医療診察の実施…あり
6 1～6 6. 診療科…法医学

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 5. 診療科と担当医師の性別／泌尿器科
5 9. 医療診察の実施…あり
6 1～6 6. 診療科…泌尿器科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 6. 診療科と担当医師の性別／その他
5 9. 医療診察の実施…あり
6 1～6 6. 診療科…その他

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 7. 被害診察の内容
5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	で性 の暴 身力 体被害 診察に つい	含身 体的 全的 身虚 診待 察被害 を	診精 察神 科・ 心理 面の	そ の 他	無
	数					回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	—	3 75.0	—	—
女性	3 100.0	1 33.3	—	2 66.7	—	—
男性	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—

6 8. 被害診察の結果（身体）

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	あ い 体 的 な 被 害 所 見	見 被 の 害 を 疑 わ れ る 所	明 具 ・ 予 盾 的 な 被 害 不 し	被 予 害 の 所 見 あ り 別 な	を 予 盾 定 所 見 あ り 被 害	無 回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	—	1 25.0	—	—	3 75.0
女性	3 100.0	—	—	1 33.3	—	—	2 66.7
男性	1 100.0	—	—	—	—	—	1 100.0

6 9. 被害診察の結果（心身）

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	の 何 ら か の 被 害 症 状	被 害 症 状 所 見 な	問 被 害 と 関 係 あ り 不 明 の	ず 問 題 ・ 症 状 確 認 せ	無 回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	—	—
女性	3 100.0	—	1 33.3	2 66.7	—	—
男性	1 100.0	1 100.0	—	—	—	—

7 0. 医学診察によって確認された性暴力被害内容

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	細 何 ら か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	明 接 触 被 害 （ 挿 入 不	入 接 触 被 害 （ 非 挿	害 接 触 被 害 （ 挿 入 被	無 回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	—	1 25.0	—	—	2 50.0
女性	3 100.0	1 33.3	—	—	—	—	2 66.7
男性	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	—

7 1. 随伴する問題

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	妊 娠 （ 中 絶	妊 娠 （ 出 産	性 感 染 症	無 回 答
合 計	4 100.0	—	—	—	4 100.0
女性	3 100.0	—	—	—	3 100.0
男性	1 100.0	—	—	—	1 100.0

7 3. 被害全体の期間

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	（ 現 在 も 被 害 継 続 ）	の 過 去 の 被 害 （ 現 在	断 続 性 あ り （ 再 発 の 危	1 回 の み の 被 害	不 明	無 回 答
合 計	4 100.0	—	3 75.0	—	—	1 25.0	—
女性	3 100.0	—	3 100.0	—	—	—	—
男性	1 100.0	—	—	—	—	1 100.0	—

7 4. 性暴力被害の頻度

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	含 常 態 化 （ 可 能 性	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
合 計	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	—	—
女性	3 100.0	2 66.7	—	1 33.3	—	—
男性	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—

7 5. 被害の時期

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	入 所 前	入 所 後	も 入 所 前 か ら 入 所 後	無 回 答
合 計	4 100.0	—	3 75.0	1 25.0	—
女性	3 100.0	—	2 66.7	1 33.3	—
男性	1 100.0	—	1 100.0	—	—

7 6. 児童ポルノ画像等の問題

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	3 75.0	—
女性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—
男性	1 100.0	—	1 100.0	—

7 7. 被害申告の撤回の有無
5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	4 100.0	—	4 100.0	—
女性	3 100.0	—	3 100.0	—
男性	1 100.0	—	1 100.0	—

7 8. 医師から子どもへの直接助言
5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0
女性	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3
男性	1 100.0	—	1 100.0	—

7 9. 医師から子どもへの直接助言
5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	診 察 結 果 の み	康 身 告 体 知 性 合 的 な 発 達 の 健	無 回 答
合 計	4 100.0	—	—	4 100.0
女性	3 100.0	—	—	3 100.0
男性	1 100.0	—	—	1 100.0

8 0. 関係者面接調査／加害者（疑い）

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1
女性	8 100.0	7 87.5	—	1 12.5
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	—

8 1. 関係者面接調査／非加害保護者

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	11 100.0	6 54.5	3 27.3	2 18.2
女性	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	—

8 2. 関係者面接調査／親以外の家族・同居人

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	11 100.0	3 27.3	2 18.2	6 54.5
女性	8 100.0	3 37.5	—	5 62.5
男性	3 100.0	—	2 66.7	1 33.3

8 3. 関係者面接調査／祖父母・親族

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	11 100.0	2 18.2	3 27.3	6 54.5
女性	8 100.0	2 25.0	1 12.5	5 62.5
男性	3 100.0	—	2 66.7	1 33.3

8 4. 関係者面接調査／その他関係者・知人

1 0. 性別	件 数	あり	な し	無 回 答
合 計	11 100.0	3 27.3	3 27.3	5 45.5
女性	8 100.0	2 25.0	1 12.5	5 62.5
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	—

８５．加害者（疑い）

８０．関係者面接調査／加害者（疑い）…あり

１０．性別	件数	加害事実を認める	一部の加害事実を認める	害行性を認めるが加害者ではないと認める	事実・実態に否定的	無回答
合計	9 100.0	4 44.4	-	-	4 44.4	1 11.1
女性	7 100.0	3 42.9	-	-	3 42.9	1 14.3
男性	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-

８６．非加害保護者

８１．関係者面接調査／非加害保護者…あり

１０．性別	件数	被害事実を確認する	一部の被害事実を認める	被害事実を認めても被害者ではないと認める	事実・実態に否定的	無回答
合計	6 100.0	2 33.3	2 33.3	-	1 16.7	1 16.7
女性	4 100.0	-	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0
男性	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-

８７．その他の関係者から

８２～８４．関係者面接調査／その他の関係者…あり

１０．性別	件数	被害・被害者情報提供の有無を確認	被害事実を認める	被害事実を認めても被害者ではないと認める	有力情報なし	無回答
合計	5 100.0	2 40.0	-	-	3 60.0	-
女性	4 100.0	1 25.0	-	-	3 75.0	-
男性	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-

８８．家庭内性暴力の場合パートナー間のDV問題

１０．性別	件数	DV関係あり	DV（DV被害者）として被害者であることを認める	DV被害者として被害者であることを認める	DV被害者として被害者であることを認める	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	-	1 9.1	4 36.4	5 45.5
女性	8 100.0	1 12.5	-	1 12.5	3 37.5	3 37.5
男性	3 100.0	-	-	-	1 33.3	2 66.7

８９．確認された被害内容

１０．性別	件数	細かな被害・詳細不明	非接触被害	明瞭な被害（挿入、挿入拒否）	入接被害（非挿入）	害接被害（挿入被害）	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	2 18.2	1 9.1	4 36.4	2 18.2	1 9.1
女性	8 100.0	-	2 25.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5	1 12.5
男性	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	1 33.3	-

９０．随伴する問題

１０．性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合計	11 100.0	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	3 100.0

９２．被害全体の期間

１０．性別	件数	（現在も被害継続）	の過去に被害（現在）	断続的被害（再発の危険あり）	一回のみの被害	不明	無回答
合計	11 100.0	-	8 72.7	-	1 9.1	1 9.1	1 9.1
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	1 12.5	-	1 12.5
男性	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-

９３．性暴力被害の頻度

１０．性別	件数	常態化（可能性）	頻発的	単回	詳細不明	無回答
合計	11 100.0	4 36.4	2 18.2	2 18.2	2 18.2	1 9.1
女性	8 100.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5
男性	3 100.0	2 66.7	-	-	1 33.3	-

9.4.被害の時期

10.性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合計	11 100.0	3 27.3	5 45.5	1 9.1	2 18.2
女性	8 100.0	2 25.0	4 50.0	1 12.5	1 12.5
男性	3 100.0	1 33.3	1 33.3	—	1 33.3

9.5.児童ポルノ画像等の問題

10.性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	8 72.7	2 18.2
女性	8 100.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5
男性	3 100.0	—	2 66.7	1 33.3

9.6.被害申告の撤回の有無

10.性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	—	9 81.8	2 18.2
女性	8 100.0	—	7 87.5	1 12.5
男性	3 100.0	—	2 66.7	1 33.3

9.7.初発被害から発覚まで(年)

10.性別	件数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	無回答	平均
合計	11 100.0	—	1 9.1	1 9.1	1 9.1	—	—	—	—	—	—	—	8 72.7	2.0
女性	8 100.0	—	—	1 12.5	—	—	—	—	—	—	—	—	4 87.5	2.0
男性	3 100.0	—	1 33.3	—	1 33.3	—	—	—	—	—	—	—	1 33.3	2.0

10.性別	実数合計
合計	6 100.0
女性	2 33.3
男性	4 66.7

9.7.初発被害から発覚まで(か月)

9.7.初発被害から発覚まで(年)→0年

10.性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

10.性別	平均	実数合計
合計	—	—
女性	—	—
男性	—	—

9.8.非加害保護者への支援

10.性別	件数	特に意識して実施	施設一般相談として実施	無回答
合計	11 100.0	4 36.4	1 9.1	6 54.5
女性	8 100.0	3 37.5	1 12.5	4 50.0
男性	3 100.0	1 33.3	—	2 66.7

99. ガイドライン冊子の使用

10. 性別	件数	使用した	一部変更して使用	別のものを使用	使用せず	無回答
合計	11 100.0	11 100.0	-	-	5 45.5	6 54.5
女性	8 100.0	8 100.0	-	-	3 37.5	5 62.5
男性	3 100.0	3 100.0	-	-	2 66.7	1 33.3

100. 被害児支援について

10. 性別	件数	積極的に支援	一部制限付き支援	驚愕・拒否感あり	拒否	無回答
合計	11 100.0	4 36.4	1 9.1	1 9.1	-	5 45.5
女性	8 100.0	3 37.5	1 12.5	-	-	4 50.0
男性	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3

101. 加害者排除について

10. 性別	件数	排除者・被害者・加害者を積極的に排除	別加害者・被害者・加害者を一時停止的に排除	で加害者を排除せず	か加害者を積極的に排除	無回答
合計	11 100.0	3 27.3	1 9.1	1 9.1	-	6 54.5
女性	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	5 62.5
男性	3 100.0	2 66.7	-	-	-	1 33.3

102. 加害者への接触・対応の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1
女性	8 100.0	7 87.5	-	1 12.5
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-

103. 指導形体

10. 性別	件数	一般的助言・指導	個別カウンセリング	参加グループ指導への	無回答
合計	11 100.0	7 63.6	2 18.2	-	2 18.2
女性	8 100.0	5 62.5	2 25.0	-	1 12.5
男性	3 100.0	2 66.7	-	-	1 33.3

104. 加害者の反応

10. 性別	件数	的指し導に面従う（積極的）	極指し導に拒否（消極的）	不安定	その他	無回答
合計	11 100.0	6 54.5	3 27.3	-	-	2 18.2
女性	8 100.0	5 62.5	2 25.0	-	-	1 12.5
男性	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3

105. 接触制限の有無

10. 性別	件数	保護先の秘匿	通信・面会の制限	接非触加害保護者のみ	検討中	制限なし	無回答
合計	11 100.0	3 27.3	4 36.4	-	-	2 18.2	2 18.2
女性	8 100.0	1 12.5	3 37.5	-	-	2 25.0	2 25.0
男性	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-

106. 子どもの身柄の行き先

10. 性別	件数	施設継続	措置変更	引き取り	時保護中	その他	無回答
合計	11 100.0	4 36.4	2 18.2	1 9.1	2 18.2	-	2 18.2
女性	8 100.0	4 50.0	-	1 12.5	1 12.5	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-

107. 施設入所措置の継続
106. 子どもの身柄の行き先…施設継続

10. 性別	件数	あり (親権者 司)	あり (28条申 立)	無 回 答
合 計	4 100.0	4 100.0	-	-
女性	4 100.0	4 100.0	-	-
男性	-	-	-	-

108. 措置変更
106. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	あり (保 護者 司)	あり (28条申 立)	無 回 答
合 計	2 100.0	2 100.0	-	-
女性	-	-	-	-
男性	2 100.0	2 100.0	-	-

109. 措置変更先
106. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	児童養 護	児童自 立	情 短	里 親	障 害 関 係	そ の 他	無 回 答
合 計	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-

110. 引き取り先
106. 子どもの身柄の行き先…引き取り

10. 性別	件数	も の の 家 庭	宅加 害者 の い な い 自	親 族 宅	そ の 他	無 回 答
合 計	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
女性	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-

111. 引取りの理由（主たる理由）
106. 子どもの身柄の行き先…引き取り

10. 性別	件数	い 被 害 が 確 証 さ れ な	く 子 ど も が た が 備 宅 を 強	調 無 整 外 の ま ま 戻 ら ず	た 適 切 な 施 設 が 見 当	保 子 ど も の 安 全 が 確	そ の 他	無 回 答
合 計	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-
女性	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

112. 以後の対応

10. 性別	件数	児 童 福 祉 司 指 導	継 続 指 導	調 査 継 続	終 結	無 回 答
合 計	11 100.0	2 18.2	1 9.1	-	-	8 72.7
女性	8 100.0	2 25.0	-	-	-	6 75.0
男性	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3

113. 児福法28条の申請

10. 性別	件数	あ り	な し	検 討 中	無 回 答
合 計	11 100.0	-	9 81.8	-	2 18.2
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	3 100.0	-	-

114. 児福法28条の承認

10. 性別	件数	承 認	却 下	申 立 て 中	取 り 下 げ	無 回 答
合 計	11 100.0	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0

115. 接触制限の有無

10. 性別	件数	保護先の秘匿	通信・面会の制限	検討中	制限なし	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	1 9.1	1 -	3 27.3	6 54.5
女性	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 -	3 37.5	3 37.5
男性	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0

116. 接近禁止命令

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	6 54.5	-	5 45.5
女性	8 100.0	-	5 62.5	-	3 37.5
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

117. 児童法33条の6請求（親権喪失の宣告）

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	7 63.6	-	4 36.4
女性	8 100.0	-	5 62.5	-	3 37.5
男性	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3

118. 親権喪失の宣告

10. 性別	件数	宣告	却下	請求中	取り下げ	無回答
合計	11 100.0	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0

119. 家庭裁判所への送致

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	6 54.5	-	5 45.5
女性	8 100.0	-	4 50.0	-	4 50.0
男性	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3

120. 家庭裁判所の観護措置

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	-	6 54.5	5 45.5
女性	8 100.0	-	4 50.0	4 50.0
男性	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3

121. 家庭裁判所の審判結果

10. 性別	件数	審判不開始	審理中	少年院送致	送児救護自立支援施設	里相送致	保護観察	監護措置中	無回答
合計	11 100.0	-	-	-	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	3 100.0

122. 初動から連絡・連携

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11 100.0	2 18.2	7 63.6	2 18.2
女性	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-

123. 児童買春・児童ポルノ法通報

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	8 72.7	-	3 27.3
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3

124. その他警察への通報・相談

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	2 18.2	7 63.6	-	2 18.2
女性	8 100.0	1 12.5	5 62.5	-	2 25.0
男性	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-

125. 事情聴取の付添い

10. 性別	件数	あり	なし	部分約	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	6 54.5	-	4 36.4
女性	8 100.0	1 12.5	5 62.5	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

126. 刑事告訴

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	1 9.1	6 54.5	-	4 36.4
女性	8 100.0	1 12.5	5 62.5	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

127. 刑事告発（暴行・傷害）

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	7 63.6	-	4 36.4
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

128. 刑事告発 児童福祉法違反

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	7 63.6	-	4 36.4
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

129. 刑事告発 青少年保護条例

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	7 63.6	-	4 36.4
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

130. 少年法による対応

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	11 100.0	-	7 63.6	-	4 36.4
女性	8 100.0	-	6 75.0	-	2 25.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7

131. 警察・検察への上申書の提出

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11	7	4	
	100.0	-	63.6	36.4
女性	8	6	2	
	100.0	-	75.0	25.0
男性	3	1	2	
	100.0	-	33.3	66.7

133. 告訴・告発時の弁護士付添い

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	11	7	4	
	100.0	-	63.6	36.4
女性	8	6	2	
	100.0	-	75.0	25.0
男性	3	1	2	
	100.0	-	33.3	66.7

134. その後の経過

10. 性別	件数	捜査中	逮捕	起訴	不起訴	示談・取り下げ	公判中	有罪	無罪	無回答
合計	11	1	-	-	-	-	-	1	-	9
	100.0	9.1	-	-	-	-	-	9.1	-	81.8
女性	8	-	-	-	-	-	-	1	-	7
	100.0	-	-	-	-	-	-	12.5	-	87.5
男性	3	1	-	-	-	-	-	-	-	2
	100.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	66.7

136. PTSD PTSD様症状

10. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後	無回答
合計	11	1	-	1	-	-	-	10
	100.0	9.1	-	9.1	-	-	-	90.9
女性	8	-	-	-	-	-	-	8
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
男性	3	1	-	1	-	-	-	2
	100.0	33.3	-	33.3	-	-	-	66.7

137. 解離 解離様状態

10. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後	無回答
合計	11	1	-	1	-	-	-	10
	100.0	9.1	-	9.1	-	-	-	90.9
女性	8	-	-	-	-	-	-	8
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
男性	3	1	-	1	-	-	-	2
	100.0	33.3	-	33.3	-	-	-	66.7

138. パニック・興奮・暴力

10. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後	無回答
合計	11	-	3	2	1	-	1	8
	100.0	-	27.3	18.2	9.1	-	9.1	72.7
女性	8	-	3	2	1	-	1	5
	100.0	-	37.5	25.0	12.5	-	12.5	62.5
男性	3	-	-	-	-	-	-	3
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0

139. 気分変動・うつ状態

10. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後	無回答
合計	11	-	-	-	-	-	-	11
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
女性	8	-	-	-	-	-	-	8
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
男性	3	-	-	-	-	-	-	3
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0

140. 不眠・心身症状

10. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後	無回答
合計	11	-	-	-	-	1	-	10
	100.0	-	-	-	-	9.1	-	90.9
女性	8	-	-	-	-	-	-	8
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
男性	3	-	-	-	-	1	-	2
	100.0	-	-	-	-	33.3	-	66.7

1 4 1. その他精神科問題

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	-	-	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

1 4 2. 不登校・閉じこもり

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	1 9.1	1 9.1	-	-	-	-	9 81.8
女性	8 100.0	1 12.5	1 12.5	-	-	-	-	6 75.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

1 4 3. 自傷行為 自殺企図

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	-	1 9.1	-	-	-	-	10 90.9
女性	8 100.0	-	1 12.5	-	-	-	-	7 87.5
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

1 4 4. 過剰・仮性適応の疑い

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	-	-	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

1 4 5. 性被害問題

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	-	1 9.1	-	-	-	-	10 90.9
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	1 33.3	-	-	-	-	2 66.7

1 4 6. 多重被害問題

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	-	-	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

1 4 7. 家出・無断外出

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	1 9.1	1 9.1	-	-	-	-	9 81.8
女性	8 100.0	1 12.5	1 12.5	-	-	-	-	6 75.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

1 4 8. 暴言・暴力・いじめ加害

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合 計	11 100.0	-	2 18.2	1 9.1	-	-	-	9 81.8
女性	8 100.0	-	2 25.0	1 12.5	-	-	-	6 75.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

149. 夜間徘徊・虞犯行為

10. 性別	件数	入所前	発見前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合計	11 100.0	-	-	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

150. 万引き・盗み

10. 性別	件数	入所前	器見前 施設	一時保護中	戻った 施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合計	11 100.0	-	2 18.2	-	-	-	-	9 81.8
女性	8 100.0	-	2 25.0	-	-	-	-	6 75.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

151. シンナー・薬物

10. 性別	件数	入所前	弔死前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無回答
合計	11	100.0	-	-	-	-	-	11
女性	8	100.0	-	-	-	-	-	8
男性	3	100.0	-	-	-	-	-	3
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0

152. 兒童買春・援助交際

10. 性別	件数	入所前	鑑覧前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合計	11	100.0	-	-	-	-	-	11
女性	8	100.0	-	-	-	-	-	8
男性	3	100.0	-	-	-	-	-	3
	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0

153. その他の性的問題

10. 性別	件数	入所前	築寬前施設	持保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合計	11	3	—	—	—	1	—	8
女性	8	2	—	—	—	—	—	6
男性	3	1	—	—	—	1	—	2
	100.0	—	33.3	—	—	33.3	—	66.7

154. その他

10. 性別	件数	入所前	鑑見前施設	持保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合計	11 100.0	-	-	-	-	-	-	11 100.0
女性	8 100.0	-	-	-	-	-	-	8 100.0
男性	3 100.0	-	-	-	-	-	-	3 100.0

155. 子の安全についての総括評価（印象5段階）

		再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再被害の危険性あり・べ	再
--	--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---

別紙資料 4. B2票 1～146

1. 最初の問題発覚時期

10. 性別	件数	発覚成 23 年度中 に	平 発成 23 年度 中以前	無 回 答
合 計	31	14	17	-
女性	18	9	9	-
男性	13	5	8	-
	100.0	45.2	54.8	-
	100.0	50.0	50.0	-
	100.0	38.5	61.5	-

2. 施設種別

10. 性別	件数	児童 養護	児童 自立	情 短	里 親	障 害 関 係	そ の 他	無 回 答
合 計	31	21	-	2	4	1	3	-
女性	18	10	-	6.5	12.5	3.2	9.7	-
男性	13	11	-	11.1	16.7	-	16.7	-
	100.0	67.7	-	6.5	12.5	3.2	9.7	-
	100.0	55.6	-	11.1	16.7	-	16.7	-
	100.0	84.6	-	-	7.7	7.7	-	-

3. 主たる被害の種類

10. 性別	件数	性的 虐待	家 庭 内 性 暴 力 被 害	家 庭 外 性 暴 力 被 害	家 別 庭 外 一 性 時 暴 力 被 害 中 の	害 不 特 定 者 か ら の 被 害	そ の 他 重 複 被 害	無 回 答
合 計	31	3	11	14	-	1	2	-
女性	18	2	8	7	-	1	-	-
男性	13	1	3	7	-	-	2	-
	100.0	9.7	35.5	45.2	-	3.2	6.5	-
	100.0	11.1	44.4	38.9	-	5.6	-	-
	100.0	7.7	23.1	53.8	-	-	15.4	-

4. 今回の性暴力被害以外の問題

10. 性別	件数	身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	心 理 的 虐 待	D V 問 題	養 育 困 難	障 害 問 題 (知 的)	障 害 問 題 (身 体)	障 害 問 題 (聴 覚)	障 害 問 題 (視 覚)	障 害 問 題 (重 心)	害 障 害 問 題 (発 達 障 害)	害 障 害 問 題 (自 閉)	害 障 害 問 題 (重 心 聴 覚 障 害 以 外)	性 格 ・ 行 動
合 計	31	5	7	4	1	6	4	-	-	-	-	-	-	1	3
女性	18	3	1	2	-	4	1	-	-	-	-	-	-	3.2	9.7
男性	13	2	6	2	1	2	3	-	-	-	-	-	-	5.6	3
	100.0	16.1	22.6	12.9	3.2	19.4	12.9	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	16.7	5.6	11.1	-	22.2	5.6	-	-	-	-	-	-	5.6	-
	100.0	15.4	46.2	15.4	7.7	15.4	23.1	-	-	-	-	-	-	-	23.1

10. 性別	育 成	非 行	そ の 他	無 回 答
合 計	-	4	-	9
女性	-	12.9	-	29.0
男性	-	22.2	-	33.3
	-	-	-	23.1

5. 特別な同伴問題

10. 性別	件数	問 題 重 複 含 む 面 被 害 者 の 関 与 有 無	障 害 問 題 重 複 含 む 面 被 害 者 の 関 与 有 無	無 回 答
合 計	31	-	1	30
女性	18	-	3.2	96.8
男性	13	-	5.6	94.4
	100.0	-	-	100.0

6. 相談受理時の年齢（歳）

10. 性別	件数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	1 0 歳	1 1 歳	1 2 歳	1 3 歳
合 計	31	-	-	-	-	-	3	1	1	2	1	4	2	3	3
女性	18	-	-	-	-	-	9.7	3.2	3.2	6.5	3.2	12.9	6.5	9.7	9.7
男性	13	-	-	-	-	-	11.1	5.6	5.6	11.1	-	5.6	5.6	5.6	5.6
	100.0	-	-	-	-	-	7.7	-	-	-	7.7	23.1	7.7	15.4	15.4

10. 性別	1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	4	4	2	1	-	11.5	355
女性	12.9	12.9	6.5	3.2	-	11.5	100.0
男性	5.6	22.2	11.1	5.6	-	11.6	208
	23.1	-	-	-	-	11.3	58.6
							147
							41.4

6. 相談受理時の年齢（か月）
6. 相談受理時の年齢（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	31 100.0	-	-	-	-	-	2 6.5	1 3.2	-	2 6.5	-	3 9.7	2 6.5	-	2 6.5
女性	18 100.0	-	-	-	-	-	1 5.6	1 5.6	-	1 11.1	-	1 5.6	1 5.6	-	1 5.6
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	1 7.7	-	-	-	-	2 15.4	1 7.7	-	1 7.7

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	無回答	平均	実数合計
合計	1 3.2	3 9.7	-	1 3.2	-	14 45.2	10.9	186 100.0
女性	-	11.1	-	5.6	-	44.4	10.8	105 58.1
男性	1 7.7	1 7.7	-	-	-	6 46.2	11.1	78 41.9

7. 前年度からの事例：23年4月1日（か月）

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

8. 相談受理時の年齢区分

10. 性別	件数	0歳未満	3歳未満	小学1～3年	小学4～6年	中学生	高等学校・その他中	無回答
合計	31 100.0	-	3 9.7	4 12.9	8 25.8	12 38.7	4 12.9	-
女性	18 100.0	-	3 16.7	3 16.7	3 16.7	5 27.8	4 22.2	-
男性	13 100.0	-	-	1 7.7	5 38.5	7 53.8	-	-

9. 平成23年4月1日時点での年齢区分

10. 性別	件数	0歳未満	3歳未満	小学1～3年	小学4～6年	中学生	高等学校・その他中	無回答
合計	31 100.0	-	2 6.5	2 6.5	5 16.1	3 9.7	5 16.1	14 45.2
女性	18 100.0	-	2 11.1	1 5.6	2 11.1	1 5.6	4 22.2	8 44.4
男性	13 100.0	-	-	1 7.7	3 23.1	2 15.4	1 7.7	6 46.2

10. 性別

10. 性別	件数	女性	男性	無回答
合計	31	18	13	-
女性	18	100.0	-	-
男性	13	-	100.0	-

11. 加害者の区分（疑い含む）

10. 性別	件数	実父	養父	継父	内縁男性	きょうだい男性	祖父	おじ	その他親族男性	同居人男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい女性
合計	31	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	18	-	-	-	-	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	13	-	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	祖母	おば	その他親族女性	同居人女性	（その他養育男性係者）	（その他養育女性係者）	（その他養育男性係者）	（その他養育女性係者）	（その他養育男性係者）	（その他養育女性係者）	（その他養育男性係者）	（その他養育女性係者）	（その他養育男性係者）	（その他養育女性係者）	（その他養育男性係者）	（その他養育女性係者）
合計	-	-	-	-	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
女性	-	-	-	-	6.5	3.2	6.5	3.2	6.5	3.2	6.5	3.2	6.5	3.2	6.5	3.2
男性	-	-	-	-	11.1	5.6	11.1	5.6	11.1	5.6	11.1	5.6	11.1	5.6	11.1	5.6

10. 性別	見知らぬ男性	女性以外・の親族見・知り係	見知らぬ女性	数詳細不明男性（単）	数詳細不明女性（複）	数詳細不明男性（複）	数詳細不明女性（複）	無回答
合計	-	-	-	1	3.2	1	3.2	-
女性	-	-	-	1	1	1	1	-
男性	-	-	-	-	5.6	-	5.6	-

12. 被害者と加害者の居住・接触程度

10. 性別	件数	同施設内で生活	生活去に同施設内で	接が生活場・所には異なる	接が生活場・所には異なる	ごくたまに接触	接触程度不明	無回答
合計	31	24	4	-	1	2	6.5	-
女性	18	14	1	-	1	2	6.5	-
男性	13	10	3	-	-	-	-	-

13. 性暴力被害の発覚経路

10. 性別	件数	学保育所・幼稚園・	福祉事務所	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	友人	児童委員	女保1健所・保健セン	医療機関	児童福祉施設	警察	その他	無回答
合計	31	2	-	6	1	-	1	-	-	-	-	16	1	4	-
女性	18	1	-	3	1	-	1	-	-	-	-	7	1	4	-
男性	13	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-

14. 当初の被害発覚内容

10. 性別	件数	の具告体的な被害事実	告確白味のない被害の疑い	ら周の辺・い関連情報か	問題行動から	目撃・物証から	無回答
合計	31	10	5	7	5	4	-
女性	18	32.3	16.1	22.6	16.1	12.9	-
男性	13	33.3	11.1	27.8	11.1	16.7	-

15. 発覚から児相に通報されるまでの時間

10. 性別	件数	即座	1週間以内	2週間以降	無回答
合計	31	18	4	9	29.0
女性	18	11	-	7	38.9
男性	13	7	4	2	30.8

1.5. 発覚から県相に通報されるまでの時間

	件数	1週間以内（即座含む）	2週間	3週間以降	無回答	平均	実数合計
10. 性別							
合計	31 100.0	18 58.1	4 12.9	2 6.5	7 22.6	2.3	55 100.0
女性	18 100.0	11 61.1	-	-	7 38.9	1.0	11 20.0
男性	13 100.0	7 53.8	4 30.8	2 15.4	-	3.4	44 80.0

1.6. 発覚時点での性暴力被害内容

	件数	経緯不明かの被害・詳	非接触被害	明接触被害（挿入）	入接（挿入）被害（非挿入）	密接（挿入）被害（挿入）	無回答
10. 性別							
合計	31 100.0	3 9.7	3 9.7	4 12.9	11 35.5	10 32.3	-
女性	18 100.0	1 5.6	1 5.6	2 11.1	6 33.3	8 44.4	-
男性	13 100.0	2 15.4	2 15.4	2 15.4	5 38.5	2 15.4	-

1.7. 随伴する問題

	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
10. 性別					
合計	31 100.0	-	-	1 3.2	30 96.8
女性	18 100.0	-	-	1 5.6	17 94.4
男性	13 100.0	-	-	-	13 100.0

1.9. 被害全体の時期・期間

	件数	～現在（含む）被害継続	過去の被害（無害）（現在）	断続的（性的）被害（専断的）	不明	無回答
10. 性別						
合計	31 100.0	8 25.8	17 54.8	5 16.1	-	1 3.2
女性	18 100.0	5 27.8	8 44.4	4 22.2	-	1 5.6
男性	13 100.0	3 23.1	9 69.2	1 7.7	-	-

2.0. 性暴力被害の頻度

	件数	含常態化（可能性）	断続的	単回	詳細不明	無回答
10. 性別						
合計	31 100.0	8 25.8	17 54.8	4 12.9	2 6.5	-
女性	18 100.0	4 22.2	10 55.6	3 16.7	1 5.6	-
男性	13 100.0	4 30.8	7 53.8	1 7.7	1 7.7	-

2.1. 被害の時期

	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
10. 性別					
合計	31 100.0	1 3.2	30 96.8	-	-
女性	18 100.0	-	18 100.0	-	-
男性	13 100.0	1 7.7	12 92.3	-	-

2.2. 児童ポルノ画像等の問題

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合計	31 100.0	-	28 90.3	3 9.7
女性	18 100.0	-	17 94.4	1 5.6
男性	13 100.0	-	11 84.6	2 15.4

2.3. 被害申告の撤回の有無

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合計	31 100.0	1 3.2	27 87.1	3 9.7
女性	18 100.0	1 5.6	16 88.9	1 5.6
男性	13 100.0	-	11 84.6	2 15.4

2.4. 発覚からの経過時間

10. 性別	件数	0日目	1 ～ 15 日目 未満	満1 5 ～ 3 0 日目 未満	満3 0 ～ 6 0 日目 未満	満6 0 ～ 1 2 0 日目 未満	満1 2 0 ～ 1 8 0 日目 未満	1 8 0 ～ 3 0 日目 以上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	31 100.0	1 3.2	22 71.0	1 3.2	2 6.5	1 3.2	-	-	4 12.9	9.9	268 100.0
女性	18 100.0	1 5.6	13 72.2	1 5.6	-	1 5.6	-	-	2 11.1	8.7	139 51.9
男性	13 100.0	-	69.2	-	15.4	-	-	-	2 15.4	11.7	129 48.1

2.5. 対応について

10. 性別	件数	新 た に 相 談 受 理	詳 他 の 相 談 と 相 談 し て 極 度 接 続 中 の	無 回 答
合 計	31 100.0	16 51.6	14 45.2	1 3.2
女性	18 100.0	12 66.7	5 27.8	1 5.6
男性	13 100.0	4 30.8	9 69.2	-

2.6. 所としての協議

10. 性別	件数	議 所 と 催 し て の 対 応 会	協 担 当 レ ベ ル だ け で	無 回 答
合 計	31 100.0	30 96.8	1 3.2	-
女性	18 100.0	18 100.0	-	-
男性	13 100.0	12 92.3	1 7.7	-

2.7. 施設内の調査

10. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	31 100.0	24 77.4	6 19.4	1 3.2
女性	18 100.0	13 72.2	4 22.2	1 5.6
男性	13 100.0	11 84.6	2 15.4	-

2.8. 具体的な性暴力被害の確認

10. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	31 100.0	25 80.6	5 16.1	1 3.2
女性	18 100.0	13 72.2	4 22.2	1 5.6
男性	13 100.0	12 92.3	1 7.7	-

2.9. 児相の初期調査・確認方法

10. 性別	件数	児 相 が 直 接 確 認	頼 施 設 に 間 接 確 認 依 拠	当 面 周 辺 調 査	無 回 答
合 計	31 100.0	21 67.7	8 25.8	2 6.5	-
女性	18 100.0	13 72.2	3 16.7	2 11.1	-
男性	13 100.0	8 61.5	5 38.5	-	-

3.0. 一時保護の実施

10. 性別	件数	あ り	な し	無 回 答
合 計	31 100.0	30 96.8	1 3.2	-
女性	18 100.0	18 100.0	-	-
男性	13 100.0	12 92.3	1 7.7	-

3.1. 理由

10. 性別	件数	た ま め 金 遣 保 と 調 査 の	し 措 に 直 に 対 面 調 査 す る 取 り め 消	無 回 答
合 計	31 100.0	29 93.5	-	2 6.5
女性	18 100.0	18 100.0	-	-
男性	13 100.0	11 84.6	-	2 15.4

3.2. 一時保護の保護者の同意

10. 性別	件数	同意による保護	躊躇による保護	無回答
合計	31 100.0	27 87.1	3 9.7	1 3.2
女性	18 100.0	15 83.3	3 16.7	-
男性	13 100.0	12 92.3	-	1 7.7

3.3. 発覚からの経過：発覚から

10. 性別	件数	0日目	1～5日目未満	満15～30日目未満	満30～60日目未満	未満60日	120日目未満	180日目以上	無回答	平均	実数合計
合計	31 100.0	1 3.2	14 45.2	8 25.8	4 12.9	1 3.2	-	-	3 9.7	16.0	447 100.0
女性	18 100.0	1 5.6	9 50.0	5 27.8	1 5.6	1 5.6	-	-	1 5.6	16.3	277 62.0
男性	13 100.0	-	5 38.5	3 23.1	3 23.1	-	-	-	2 15.4	15.5	170 38.0

3.4. 一時保護の期間（総日数）

10. 性別	件数	14日以下	15～30日目未満	30～60日目未満	60～120日目未満	未満120日	180日目以上	無回答	平均	実数合計
合計	31 100.0	6 19.4	3 9.7	9 29.0	8 25.8	2 6.5	-	3 9.7	51.0	1428 100.0
女性	18 100.0	2 11.1	3 16.7	8 44.4	5 27.8	-	-	-	45.7	823 57.6
男性	13 100.0	4 30.8	-	1 7.7	3 23.1	2 15.4	-	3 23.1	60.5	605 42.4

3.4. 保護継続中（基準日）

10. 性別	件数	1平成24年3月3日以前	日平成24年4月1日	無回答
合計	31 100.0	-	1 3.2	30 96.8
女性	18 100.0	-	1 5.6	17 94.4
男性	13 100.0	-	-	13 100.0

3.5. 面接の実施

10. 性別	件数	実施	予定実施（電話告知）	（郵便通知）	その他	無回答
合計	31 100.0	22 71.0	8 25.8	-	1 3.2	-
女性	18 100.0	12 66.7	5 27.8	-	1 5.6	-
男性	13 100.0	10 76.9	3 23.1	-	-	-

3.6. 面接の相手

10. 性別	件数	保護者全員	父のみ	母のみ	その他	無回答
合計	31 100.0	10 32.3	5 16.1	7 22.6	3 9.7	6 19.4
女性	18 100.0	7 38.9	2 11.1	4 22.2	1 5.6	4 22.2
男性	13 100.0	3 23.1	3 23.1	3 23.1	2 15.4	2 15.4

3.7. ガイドライン冊子の使用

10. 性別	件数	「一」保護使用者のため	一部改変して使用	独自冊子使用	使用せず	無回答
合計	31 100.0	-	-	-	30 96.8	1 3.2
女性	18 100.0	-	-	-	18 100.0	-
男性	13 100.0	-	-	-	12 92.3	1 7.7

3.8. 被害事実確認面接の実施

10. 性別	件数	あり	報なのしのみへ初照調査情報	無回答
合計	31 100.0	20 64.5	11 35.5	-
女性	18 100.0	14 77.8	4 22.2	-
男性	13 100.0	6 46.2	7 53.8	-

39. なしの場合

38. 被害事実確認面接の実施…なし（初期調査情報のみ）

10. 性別	件数	認必 で要 きてい る被害 者	面 接技 術者 が不 足	面 接技 術者 不 在	無 回 答
合 計	11 100.0	9 81.8	-	-	2 18.2
女性	4 100.0	3 75.0	-	-	1 25.0
男性	7 100.0	6 85.7	-	-	1 14.3

40. 発音から

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	0 日 目	1 ～ 1 5 日 目 未 満	満 1 5 ～ 3 0 日 目 未 満	満 3 0 ～ 6 0 日 目 未 満	未 満 6 0 ～ 1 2 0 日 目	目 1 2 0 ～ 1 8 0 日	1 8 0 日 目 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	20 100.0	-	18 90.0	-	1 5.0	-	-	-	1 5.0	6.1	116 100.0
女性	14 100.0	-	13 92.9	-	1 7.1	-	-	-	-	6.6	93 80.2
男性	6 100.0	-	5 83.3	-	-	-	-	-	1 16.7	4.6	23 19.8

41. 面接法

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	N I C H D	R A T A C	そ の 他 接 法	面 談 接 重 に 設 定 さ れ た	一 般 的 な 調 査 面 接	無 回 答
合 計	20 100.0	8 40.0	-	-	8 40.0	3 15.0	1 5.0
女性	14 100.0	6 42.9	-	-	7 50.0	1 7.1	-
男性	6 100.0	2 33.3	-	-	1 16.7	2 33.3	1 16.7

42. 被害事実確認面接回数

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	1 回	2 回 以 上	無 回 答
合 計	20 100.0	16 80.0	4 20.0	-
女性	14 100.0	11 78.6	3 21.4	-
男性	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-

42. 被害事実確認面接回数

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	1 0 回 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	20 100.0	16 80.0	2 10.0	-	-	1 5.0	-	-	-	-	1 5.0	-	1.8	35 100.0
女性	14 100.0	11 78.6	1 7.1	-	-	1 7.1	-	-	-	-	1 7.1	-	2.0	28 80.0
男性	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	7 20.0

43. 被害確認面接実施場所

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	一 時 保 護 所	児 相	そ の 他 の 場 所	無 回 答
合 計	20 100.0	4 20.0	15 75.0	1 5.0	-
女性	14 100.0	3 21.4	10 71.4	1 7.1	-
男性	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-	-

44. 面接の実施者

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	担 当 児 童 福 祉 司	担 当 児 童 心 理 司	司 担 外 の 児 童 福 祉	司 担 外 の 児 童 心 理	警 察 官	検 事	そ の 他	無 回 答
合 計	20 100.0	6 30.0	10 50.0	-	8 40.0	1 5.0	-	-	-
女性	14 100.0	5 35.7	6 42.9	-	6 42.9	1 7.1	-	-	-
男性	6 100.0	1 16.7	4 66.7	-	2 33.3	-	-	-	-

45. 面接者の設定人数

38. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	複 数 対 応	単 独 対 応	無 回 答
合 計	20 100.0	7 35.0	13 65.0	-
女性	14 100.0	5 35.7	9 64.3	-
男性	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-

4 6. 面接者の設定性別

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	男女 混合	子 ども と 同 性	加 害 者 の 性 を 避 け る	無 回 答
合 計	20 100.0	6 30.0	14 70.0	-	-
女性	14 100.0	3 21.4	11 78.6	-	-
男性	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-

4 7. バックスタッフの設定

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	20 100.0	10 50.0	10 50.0	-
女性	14 100.0	7 50.0	7 50.0	-
男性	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-

4 8. バックスタッフメンバー

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

4 7. バックスタッフの設定…あり

1 0. 性別	件 数	見 相 模 範	警 察 関 係 者	そ の 他	無 回 答
合 計	10 100.0	10 100.0	-	-	-
女性	7 100.0	7 100.0	-	-	-
男性	3 100.0	3 100.0	-	-	-

4 9. 記録方法

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	記 録 録 画・ 録 音 ＋ 文 書	録 画・ 録 音 の み	録 音 ＋ 文 書 記 録	録 音 の み	メ モ 記 録 の み	無 回 答
合 計	20 100.0	6 30.0	2 10.0	-	-	11 55.0	1 5.0
女性	14 100.0	4 28.6	2 14.3	-	-	7 50.0	1 7.1
男性	6 100.0	2 33.3	-	-	-	4 66.7	-

5 0. 面接結果

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	問 性 示 暴 力 被 害 事 実 の	含 疑 性 む い 暴 力 解 被 害 者 の 応 対 等 い	で 性 暴 力 被 害 を 確 認	確 性 認 暴 力 被 害 無 し を	子 ど も が 調 査 拒 否	無 回 答
合 計	20 100.0	8 40.0	-	-	-	9 45.0	3 15.0
女性	14 100.0	6 42.9	-	-	-	5 35.7	3 21.4
男性	6 100.0	2 33.3	-	-	-	4 66.7	-

5 1. 面接確認した性暴力被害内容

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	結 何 ら 明 か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	明 接 触 被 害 （ 挿 入 ）	入 接 触 被 害 （ 非 挿 入 ）	害 接 触 被 害 （ 挿 入 ）	無 回 答
合 計	20 100.0	2 10.0	1 5.0	3 15.0	9 45.0	5 25.0	-
女性	14 100.0	1 7.1	-	2 14.3	6 42.9	5 35.7	-
男性	6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	3 50.0	-	-

5 2. 随伴する問題

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	妊 娠 （ 中 絶 ）	妊 娠 （ 出 産 ）	性 感 染 症	無 回 答
合 計	20 100.0	-	-	1 5.0	19 95.0
女性	14 100.0	-	-	1 7.1	13 92.9
男性	6 100.0	-	-	-	6 100.0

5 4. 被害全体の期間

3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	へ 現 在 性 被 害 含 継続	の 過 去 性 被 害 （ 現 在 性 被 害 無 し ）	断 続 性 あ り （ 再 発 の 危 険 ）	1 回 の み の 被 害	不 明	無 回 答
合 計	20 100.0	7 35.0	7 35.0	4 20.0	1 5.0	1 5.0	-
女性	14 100.0	6 42.9	6 42.9	2 14.3	-	-	-
男性	6 100.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-

5 5. 性暴力被害の頻度
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件	通常 態化 へ可 能性	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
1 0. 性別	数					
合 計	20 100.0	6 30.0	11 55.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0
女性	14 100.0	3 21.4	10 71.4	-	-	1 7.1
男性	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-

5 6. 被害の時期
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件	入 所 前	入 所 後	も入 所前 から 入所 後	無 回 答
1 0. 性別	数				
合 計	20 100.0	-	20 100.0	-	-
女性	14 100.0	-	14 100.0	-	-
男性	6 100.0	-	6 100.0	-	-

5 7. 児童ポルノ画像等の問題
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件	あり	なし	無 回 答
1 0. 性別	数			
合 計	20 100.0	-	20 100.0	-
女性	14 100.0	-	14 100.0	-
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

5 8. 被害申告の撤回の有無
3 8. 被害事実確認面接の実施…あり

	件	あり	なし	無 回 答
1 0. 性別	数			
合 計	20 100.0	1 5.0	19 95.0	-
女性	14 100.0	1 7.1	13 92.9	-
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

5 9. 医療診察の実施

	件	あり	なし	無 回 答
1 0. 性別	数			
合 計	31 100.0	12 38.7	18 58.1	1 3.2
女性	18 100.0	11 61.1	7 38.9	-
男性	13 100.0	1 7.7	11 84.6	1 7.7

6 0. 発覚から

5 9. 医療診察の実施…あり

	件	0 日 目	1 ～ 5 日 目 未 満	満 5 ～ 3 0 日 目 未 満	満 3 0 ～ 6 0 日 目 未 満	未 満 6 0 ～ 1 2 0 日 目	1 2 0 日 目 未 満	1 8 0 日 目 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
1 0. 性別	数										
合 計	12 100.0	-	6 50.0	1 8.3	1 8.3	2 16.7	-	1 8.3	1 8.3	50.5	556 100.0
女性	11 100.0	-	5 45.5	1 9.1	1 9.1	2 18.2	-	1 9.1	1 9.1	54.4	844 97.8
男性	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	12.0	12 2.2

6 1～6 6. 診療科

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…婦人科

	件	婦 人 科	精 神 科	小 児 科	法 医 科	泌 尿 器 科	そ の 他	無 回 答
1 0. 性別	数							
合 計	12 100.0	9 75.0	5 41.7	1 8.3	-	-	2 16.7	-
女性	11 100.0	9 81.8	5 45.5	1 9.1	-	-	1 9.1	-
男性	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-

6 1. 診療科と担当医師の性別／婦人科

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…婦人科

	件	男	女	無 回 答
1 0. 性別	数			
合 計	9 100.0	2 22.2	5 55.6	2 22.2
女性	9 100.0	2 22.2	5 55.6	2 22.2
男性	-	-	-	-

6 2. 診療科と担当医師の性別／精神科

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…精神科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	5		5	
	100.0	-	100.0	-
女性	5		5	
	100.0	-	100.0	-
男性	-	-	-	-

6 3. 診療科と担当医師の性別／小児科

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…小児科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	1	1		
	100.0	100.0	-	-
女性	1		1	
	100.0	100.0	-	-
男性	-	-	-	-

6 4. 診療科と担当医師の性別／法医学

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…法医学

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	-	-	-	
女性	-	-	-	-
男性	-	-	-	-

6 5. 診療科と担当医師の性別／泌尿器科

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…泌尿器科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	-	-	-	
女性	-	-	-	-
男性	-	-	-	-

6 6. 診療科と担当医師の性別／その他

5 9. 医療診察の実施…あり

6 1～6 6. 診療科…その他

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	2	1	1	
	100.0	50.0	50.0	-
女性	1		1	
	100.0	-	100.0	-
男性	1	1		
	100.0	100.0	-	-

6 7. 被害診察の内容

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	て性の暴 身力被害 診察につ い	含む体的 全的 身虐待被害 を	診精 察科・心 理面 の	実 施 せ ず	そ の 他	無
	数						回 答
合 計	12	7		5		2	
	100.0	58.3	-	41.7	-	16.7	-
女性	11	6		5		2	
	100.0	54.5	-	45.5	-	18.2	-
男性	1	1		1			
	100.0	100.0	-	-	-	-	-

6 8. 被害診察の結果（身体）

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件	あ具 り体 的 な 被 害 所 見	見被 の害 みを 疑わ せる 所	明具 体 的 な 所被 害 無不 し	被予 害 周 の所 疑見 あり 別 な	を予 害 周 定所 見 あり 被 害	実 施 せ ず	無
	数							回 答
合 計	12	3	2	4			1	2
	100.0	25.0	16.7	33.3	-	-	8.3	16.7
女性	11	3	1	4			1	2
	100.0	27.3	9.1	36.4	-	-	9.1	18.2
男性	1	-	-	-			-	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	-

6 9. 被害診察の結果（心身）

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	の何所らかの被害症状	被害症状所見なし	問被害・と症状関係不明の	ず問題・症状確認せ	実施せず	無回答
合 計	12 100.0	4 33.3	1 8.3	1 8.3	2 16.7	3 25.0	1 8.3
女性	11 100.0	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1	3 27.3	1 9.1
男性	1 100.0	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-

7 0. 医学診察によって確認された性暴力被害内容

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	誰何不明かの被害・詳	非接触被害	明接触被害へ挿入不	入接触被害へ非挿入	害接触被害へ挿入被	無回答
合 計	12 100.0	6 50.0	-	1 8.3	-	1 8.3	4 33.3
女性	11 100.0	5 45.5	-	1 9.1	-	1 9.1	4 36.4
男性	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-

7 1. 随伴する問題

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合 計	12 100.0	-	-	1 8.3	11 91.7
女性	11 100.0	-	-	1 9.1	10 90.9
男性	1 100.0	-	-	-	1 100.0

7 3. 被害全体の期間

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	（現在も被害継続）	の過去に被害（現在）	断続的（再発の危険あり）	1回のみの被害	不明	無回答
合 計	12 100.0	2 16.7	4 33.3	1 8.3	-	2 16.7	3 25.0
女性	11 100.0	2 18.2	4 36.4	1 9.1	-	1 9.1	3 27.3
男性	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-

7 4. 性暴力被害の頻度

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	（含）常態化（可能性）	断続的	単回	詳細不明	無回答
合 計	12 100.0	4 33.3	4 33.3	1 8.3	2 16.7	1 8.3
女性	11 100.0	4 36.4	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1
男性	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-

7 5. 被害の時期

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合 計	12 100.0	-	10 83.3	-	2 16.7
女性	11 100.0	-	9 81.8	-	2 18.2
男性	1 100.0	-	1 100.0	-	-

7 6. 児童ポルノ画像等の問題

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	12 100.0	-	10 83.3	2 16.7
女性	11 100.0	-	9 81.8	2 18.2
男性	1 100.0	-	1 100.0	-

7 7. 被害申告の撤回の有無

5 9. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	12 100.0	1 8.3	9 75.0	2 16.7
女性	11 100.0	1 9.1	8 72.7	2 18.2
男性	1 100.0	-	1 100.0	-

7 8. 医師から子どもへの直接助言

5 9. 医療診療の実施…あり

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	12	7	5	
	100.0	58.3	41.7	-
女性	11	7	4	
	100.0	63.6	36.4	-
男性	1	1		
	100.0	-	100.0	-

7 9. 医師から子どもへの直接助言

5 9. 医療診療の実施…あり

	件	診察結果のみ	康身告体知性的な発達への健康	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	12	5	3	4
	100.0	41.7	25.0	33.3
女性	11	5	3	3
	100.0	45.5	27.3	27.3
男性	1	-	-	1
	100.0	-	-	100.0

8 0. 関係者面接調査／加害者（疑い）

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	31	19	12	
	100.0	61.3	38.7	-
女性	18	11	7	
	100.0	61.1	38.9	-
男性	13	8	5	
	100.0	61.5	38.5	-

8 1. 関係者面接調査／周囲の関係児童

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	31	21	10	
	100.0	67.7	32.3	-
女性	18	12	6	
	100.0	66.7	33.3	-
男性	13	9	4	
	100.0	69.2	30.8	-

8 2. 関係者面接調査／施設職員

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	31	25	6	
	100.0	80.6	19.4	-
女性	18	15	3	
	100.0	83.3	16.7	-
男性	13	10	3	
	100.0	76.9	23.1	-

8 3. 関係者面接調査／その他関係者

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	31	3	27	1
	100.0	9.7	87.1	3.2
女性	18	2	15	1
	100.0	11.1	83.3	5.6
男性	13	1	12	
	100.0	7.7	92.3	-

8 4. 加害者（疑い）

8 0. 関係者面接調査／加害者（疑い）…あり

	件	加害事実を認める	める部加害事実を認	害行性をは認めめるが加	す事・突全確面認否に詳面ら	無
1 0. 性別						回
	数					答
合 計	19	15	3		1	
	100.0	78.9	15.8	-	5.3	-
女性	11	10			1	
	100.0	90.9	-	-	9.1	-
男性	8	5	3			
	100.0	62.5	37.5	-	-	-

8 5. その他の関係者から

8 1～8 3. 関係者面接調査／その他の関係者…あり

	件	言被・害情事報笑その確有力証	る被害情事報笑を突を認疑わせ	な被害情事報笑を突に認否定的	有力情報なし	無
1 0. 性別						回
	数					答
合 計	27	13	4	1	2	7
	100.0	48.1	14.8	3.7	7.4	25.9
女性	16	8	3		1	4
	100.0	50.0	18.8	-	6.3	25.0
男性	11	5	1	1	1	3
	100.0	45.5	9.1	9.1	9.1	27.3

8.6. 確認された被害内容

10. 性別	件数	紐何らかの被害・詳	非接触被害	（明） 接触被害 （挿入不	（入） 接触被害 （非挿入	（害） 接触被害 （挿入被	無 回 答
合 計	31 100.0	7 22.6	1 3.2	3 9.7	12 38.7	7 22.6	1 3.2
女性	18 100.0	4 22.2	-	2 11.1	6 33.3	5 27.8	1 5.6
男性	13 100.0	3 23.1	1 7.7	1 7.7	6 46.2	2 15.4	-

8.7. 随伴する問題

10. 性別	件数	妊 娠 （中絶）	妊 娠 （出産）	性 感 染 症	無 回 答
合 計	31 100.0	-	-	1 3.2	30 96.8
女性	18 100.0	-	-	1 5.6	17 94.4
男性	13 100.0	-	-	-	13 100.0

8.9. 被害全体の期間

10. 性別	件数	へ現在 除るも 被害 （含） 継続	の過去 除るの 被害 （無害し） （現在	陰断 性続 あり（再 発の危	1 回 の み の 被 害	不 明	無 回 答
合 計	31 100.0	8 25.8	16 51.6	7 22.6	-	-	-
女性	18 100.0	6 33.3	9 50.0	3 16.7	-	-	-
男性	13 100.0	2 15.4	7 53.8	4 30.8	-	-	-

9.0. 性暴力被害の頻度

10. 性別	件数	含 常 態 化 へ 可 能 性	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
合 計	31 100.0	9 29.0	17 54.8	4 12.9	1 3.2	-
女性	18 100.0	4 22.2	10 55.6	3 16.7	1 5.6	-
男性	13 100.0	5 38.5	7 53.8	1 7.7	-	-

9.1. 被害の時期

10. 性別	件数	入 所 前	入 所 後	も入 所前 から 入 所 後	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	29 93.5	1 3.2	-
女性	18 100.0	-	18 100.0	-	-
男性	13 100.0	1 7.7	11 84.6	1 7.7	-

9.2. 児童ポルノ画像等の問題

10. 性別	件数	あり	なし	無 回 答
合 計	31 100.0	-	30 96.8	1 3.2
女性	18 100.0	-	17 94.4	1 5.6
男性	13 100.0	-	13 100.0	-

9.3. 被害申告の撤回の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	29 93.5	1 3.2
女性	18 100.0	1 5.6	16 88.9	1 5.6
男性	13 100.0	-	13 100.0	-

9.4. 初発被害から発覚まで（年）

10. 性別	件数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	無回答	平均
合計	31 100.0	2 6.5	6 19.4	2 6.5	1 3.2	2 6.5	1 3.2	1 3.2	-	-	-	-	17 54.8	1.9
女性	18 100.0	1 5.6	4 22.2	1 5.6	1 5.6	1 5.6	1 5.6	-	-	-	-	-	10 55.6	1.6
男性	13 100.0	1 7.7	2 15.4	1 7.7	-	1 7.7	1 7.7	-	-	-	-	-	7 53.8	2.2

10. 性別	実数合計
合計	28 100.0
女性	13 50.0
男性	13 50.0

9.4. 初発被害から発覚まで（か月）

9.4. 初発被害から発覚まで（年）→0年

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	2 100.0	-	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-
女性	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	3.5	7 100.0
女性	1.0	1 14.3
男性	6.0	6 85.7

9.5. 子どもの身柄の行き先

10. 性別	件数	施設継続	措置変更	引き取り	一時保護中	その他	無回答
合計	31 100.0	12 38.7	16 51.6	3 9.7	-	-	-
女性	18 100.0	6 33.3	11 61.1	1 5.6	-	-	-
男性	13 100.0	6 46.2	5 38.5	2 15.4	-	-	-

9.6. 施設入所措置の継続

9.5. 子どもの身柄の行き先→施設継続

10. 性別	件数	意あり（親権者間）	意あり（2名衆申立）	無回答
合計	12 100.0	6 50.0	-	6 50.0
女性	6 100.0	5 83.3	-	1 16.7
男性	6 100.0	1 16.7	-	5 83.3

9.7. 加害者排除

9.5. 子どもの身柄の行き先→施設継続

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	一時的に分離	困難	未定・不明	無回答
合計	12 100.0	10 83.3	1 8.3	-	1 8.3	-	-	-
女性	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-	-
男性	6 100.0	5 83.3	-	-	1 16.7	-	-	-

9.8. 継続の理由

9.5. 子どもの身柄の行き先→施設継続

10. 性別	件数	さと加わられた者の安排全除がさ確保保子	指厳導重に安全は意・	加害者の動同把握	子状と況も交わ望らんだいが	無回答
合計	12 100.0	8 66.7	3 25.0	1 8.3	-	1 8.3
女性	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-
男性	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7

9 9. 措置変更

9 5. 子どもの身柄の行き先…措置変更

1 0. 性別	件 数	意あり へ保護者間	意あり へ2 8 条申立	無 回 答
合 計	16 100.0	6 37.5	—	10 62.5
女性	11 100.0	3 27.3	—	8 72.7
男性	5 100.0	3 60.0	—	2 40.0

1 0 0. 措置変更先

9 5. 子どもの身柄の行き先…措置変更

1 0. 性別	件 数	児童養護	児童自立	情 短	里 親	雇 客 関 係	そ の 他	無 回 答
合 計	16 100.0	7 43.8	5 31.3	1 6.3	2 12.5	1 6.3	—	—
女性	11 100.0	7 63.6	1 9.1	1 9.1	2 18.2	—	—	—
男性	5 100.0	—	4 80.0	—	—	1 20.0	—	—

1 0 1. 引き取り先

9 5. 子どもの身柄の行き先…引き取り

1 0. 性別	件 数	も と の 家 庭	宅 加 害 者 の い な い 自	親 族 宅	そ の 他	無 回 答
合 計	3 100.0	1 33.3	—	—	—	2 66.7
女性	1 100.0	—	—	—	—	1 100.0
男性	2 100.0	1 50.0	—	—	—	1 50.0

1 0 2. 引取りの理由（主たる理由）

9 5. 子どもの身柄の行き先…引き取り

1 0. 性別	件 数	保 護 者 の 強 い 希 望	子 ど も の 強 い 希 望	難 施 設 の 受 け 入 れ 困	調 無 整 外 の ま ま 戻 ら ず	そ の 他	無 回 答
合 計	3 100.0	1 33.3	—	1 33.3	—	1 33.3	—
女性	1 100.0	—	—	—	—	1 100.0	—
男性	2 100.0	1 50.0	—	1 50.0	—	—	—

1 0 3. 以後の対応

1 0. 性別	件 数	児 童 福 祉 司 指 導	継 続 指 導	調 査 継 続	終 結	無 回 答
合 計	31 100.0	2 6.5	10 32.3	—	1 3.2	18 58.1
女性	18 100.0	—	8 44.4	—	1 5.6	9 50.0
男性	13 100.0	2 15.4	2 15.4	—	—	9 69.2

1 0 4. 児福法2 8 条の申請

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	検 討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	—	18 58.1	—	13 41.9
女性	18 100.0	—	12 66.7	—	6 33.3
男性	13 100.0	—	6 46.2	—	7 53.8

1 0 5. 児福法2 8 条の承認

1 0. 性別	件 数	承 認	却 下	申 し 立 て 中	取 り 下 げ	無 回 答
合 計	31 100.0	—	1 3.2	—	—	30 96.8
女性	18 100.0	—	1 5.6	—	—	17 94.4
男性	13 100.0	—	—	—	—	13 100.0

1 0 6. 家庭裁判所への送致

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	検 討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	17 54.8	—	13 41.9
女性	18 100.0	1 5.6	12 66.7	—	5 27.8
男性	13 100.0	—	5 38.5	—	8 61.5

107. 家庭裁判所の観護措置

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	31 100.0	1 3.2	10 32.3	20 64.5
女性	18 100.0	1 5.6	6 33.3	11 61.1
男性	13 100.0	-	4 30.8	9 69.2

108. 家庭裁判所の審判結果

10. 性別	件数	審判不開始	審理中	少年院送致	送児救童自立支援施設	児相送致	保護観察	監護措置中	無回答
合計	31 100.0	-	-	-	1 3.2	-	-	-	30 96.8
女性	18 100.0	-	-	-	1 5.6	-	-	-	17 94.4
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	-	13 100.0

109. 施設内虐待問題

10. 性別	件数	該当し対応開始	該当せず対応なし	検討中	無回答
合計	31 100.0	14 45.2	13 41.9	2 6.5	2 6.5
女性	18 100.0	8 44.4	7 38.9	1 5.6	2 11.1
男性	13 100.0	6 46.2	6 46.2	1 7.7	-

110. 保護者への支援

10. 性別	件数	すぐに着手	途中から着手	通常の指導範囲	特に試みず	無回答
合計	31 100.0	8 25.8	-	8 25.8	15 48.4	-
女性	18 100.0	4 22.2	-	7 38.9	7 38.9	-
男性	13 100.0	4 30.8	-	1 7.7	8 61.5	-

111. ガイドライン冊子の使用

10. 性別	件数	使用した	一部改変して使用	別のものを使用	使用せず	無回答
合計	31 100.0	-	-	-	30 96.8	1 3.2
女性	18 100.0	-	-	-	17 94.4	1 5.6
男性	13 100.0	-	-	-	13 100.0	-

112. 被害児支援について

10. 性別	件数	積極的に支援	一部制限付き支援	悪藤・拒否歴あり	拒否	無回答
合計	31 100.0	14 45.2	9 29.0	2 6.5	1 3.2	5 16.1
女性	18 100.0	10 55.6	4 22.2	-	1 5.6	3 16.7
男性	13 100.0	4 30.8	5 38.5	2 15.4	-	2 15.4

113. 初動から連絡・連携

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	31 100.0	4 12.9	25 80.6	2 6.5
女性	18 100.0	3 16.7	13 72.2	2 11.1
男性	13 100.0	1 7.7	12 92.3	-

114. 児童買春・児童ポルノ法通報

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	31 100.0	-	28 90.3	-	3 9.7
女性	18 100.0	-	16 88.9	-	2 11.1
男性	13 100.0	-	12 92.3	-	1 7.7

1 1 5. その他警察への通報・相談

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	7 22.6	21 67.7	-	3 9.7
女性	18 100.0	4 22.2	12 66.7	-	2 11.1
男性	13 100.0	3 23.1	9 69.2	-	1 7.7

1 1 6. 事情聴取の付添い

1 0. 性別	件 数	あり	なし	部分 的	無 回 答
合 計	31 100.0	6 19.4	22 71.0	-	3 9.7
女性	18 100.0	3 16.7	13 72.2	-	2 11.1
男性	13 100.0	3 23.1	9 69.2	-	1 7.7

1 1 7. 刑事告訴

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	-	28 90.3	-	3 9.7
女性	18 100.0	-	16 88.9	-	2 11.1
男性	13 100.0	-	12 92.3	-	1 7.7

1 1 8. 刑事告発（暴行・傷害）

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	27 87.1	-	3 9.7
女性	18 100.0	-	16 88.9	-	2 11.1
男性	13 100.0	1 7.7	11 84.6	-	1 7.7

1 1 9. 刑事告発 児童福祉法違反

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	-	28 90.3	-	3 9.7
女性	18 100.0	-	16 88.9	-	2 11.1
男性	13 100.0	-	12 92.3	-	1 7.7

1 2 0. 刑事告発 青少年保護条例

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	-	28 90.3	-	3 9.7
女性	18 100.0	-	16 88.9	-	2 11.1
男性	13 100.0	-	12 92.3	-	1 7.7

1 2 1. 少年法による対応

1 0. 性別	件 数	あり	なし	検討 中	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	27 87.1	-	3 9.7
女性	18 100.0	1 5.6	15 83.3	-	2 11.1
男性	13 100.0	-	12 92.3	-	1 7.7

1 2 2. 警察・検察への申し書の提出

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	31 100.0	-	28 90.3	3 9.7
女性	18 100.0	-	16 88.9	2 11.1
男性	13 100.0	-	12 92.3	1 7.7

1 2 4. 告訴・告発時の弁護士付添い

1 0. 性別	件数	あり	なし	無 回 答
合 計	31 100.0	-	26 83.9	5 16.1
女性	18 100.0	-	15 83.3	3 16.7
男性	13 100.0	-	11 84.6	2 15.4

1 2 5. その後の経過

1 0. 性別	件数	捜 査 中	逮 捕	起 訴	不 起 訴	示 談 ・ 取 り 下 げ	公 判 中	有 罪	無 罪	無 回 答
合 計	31 100.0	2 6.5	1 3.2	-	1 3.2	-	-	-	-	27 87.1
女性	18 100.0	2 11.1	1 5.6	-	-	-	-	-	-	15 83.3
男性	13 100.0	-	-	-	1 7.7	-	-	-	-	12 92.3

1 2 7. PTSD PTSD様症状

1 0. 性別	件数	入 所 前	発 覚 前 施 設	一 時 保 護 中	戻 っ た 施 設	措 置 変 更	帰 宅 後	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	1 3.2	3 9.7	-	3 9.7	-	26 83.9
女性	18 100.0	1 5.6	1 5.6	3 16.7	-	3 16.7	-	13 72.2
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

1 2 8. 解離 解離様状態

1 0. 性別	件数	入 所 前	発 覚 前 施 設	一 時 保 護 中	戻 っ た 施 設	措 置 変 更	帰 宅 後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	1 3.2	3 9.7	-	4 12.9	1 3.2	25 80.6
女性	18 100.0	-	-	2 11.1	-	3 16.7	-	15 83.3
男性	13 100.0	-	1 7.7	1 7.7	-	1 7.7	1 7.7	10 76.9

1 2 9. パニック・興奮・暴力

1 0. 性別	件数	入 所 前	発 覚 前 施 設	一 時 保 護 中	戻 っ た 施 設	措 置 変 更	帰 宅 後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	1 3.2	1 3.2	-	5 16.1	-	24 77.4
女性	18 100.0	-	-	-	-	5 27.8	-	13 72.2
男性	13 100.0	-	1 7.7	1 7.7	-	-	-	11 84.6

1 3 0. 気分変動・うつ状態

1 0. 性別	件数	入 所 前	発 覚 前 施 設	一 時 保 護 中	戻 っ た 施 設	措 置 変 更	帰 宅 後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	2 6.5	3 9.7	-	3 9.7	1 3.2	23 74.2
女性	18 100.0	-	1 5.6	2 11.1	-	3 16.7	-	13 72.2
男性	13 100.0	-	1 7.7	1 7.7	-	-	1 7.7	10 76.9

1 3 1. 不眠・心身症状

1 0. 性別	件数	入 所 前	発 覚 前 施 設	一 時 保 護 中	戻 っ た 施 設	措 置 変 更	帰 宅 後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	-	2 6.5	-	3 9.7	1 3.2	26 83.9
女性	18 100.0	-	-	3 16.7	-	-	-	15 83.3
男性	13 100.0	-	-	1 7.7	-	-	1 7.7	11 84.6

1 3 2. その他精神科問題

1 0. 性別	件数	入 所 前	発 覚 前 施 設	一 時 保 護 中	戻 っ た 施 設	措 置 変 更	帰 宅 後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	1 3.2	-	-	1 3.2	-	29 93.5
女性	18 100.0	-	-	-	-	1 5.6	-	17 94.4
男性	13 100.0	-	1 7.7	-	-	-	-	12 92.3

1 3 3. 不登校・閉じこもり

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	1 3.2	1 3.2	-	-	1 3.2	-	29 93.5
女性	18 100.0	1 5.6	1 5.6	-	-	1 5.6	-	16 88.9
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

1 3 4. 自傷行為・自殺企図

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	1 3.2	2 6.5	1 3.2	-	4 12.9	-	26 83.9
女性	18 100.0	1 5.6	2 11.1	1 5.6	-	4 22.2	-	13 72.2
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

1 3 5. 過剰・仮性適応の疑い

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	-	-	-	-	1 3.2	1 3.2	29 93.5
女性	18 100.0	-	-	-	-	5.6	-	17 94.4
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	1 7.7	12 92.3

1 3 6. 多重被害問題

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	-	-	-	-	-	-	31 100.0
女性	18 100.0	-	-	-	-	-	-	18 100.0
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

1 3 7. 性暴力被害

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	2 6.5	2 6.5	2 6.5	-	1 3.2	-	27 87.1
女性	18 100.0	-	2 11.1	1 5.6	-	1 5.6	-	16 88.9
男性	13 100.0	2 15.4	-	1 7.7	-	-	-	11 84.6

1 3 8. 家出・無断外出

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	1 3.2	1 3.2	1 3.2	-	1 3.2	-	27 87.1
女性	18 100.0	1 5.6	1 5.6	1 5.6	-	1 5.6	-	14 77.8
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

1 3 9. 暴言・暴力・いじめ加害

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	1 3.2	7 22.6	2 6.5	1 3.2	2 6.5	-	24 77.4
女性	18 100.0	-	3 16.7	-	-	2 11.1	-	15 83.3
男性	13 100.0	1 7.7	4 30.8	2 15.4	1 7.7	-	-	9 69.2

1 4 0. 夜間徘徊・虞犯行為

1 0. 性別	件数	入所前	発覚前施設	一時的保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無回答
合 計	31 100.0	1 3.2	1 3.2	-	-	1 3.2	-	28 90.3
女性	18 100.0	1 5.6	1 5.6	-	-	1 5.6	-	15 83.3
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

141. 万引き・盗み

10. 性別	件数	入所前	病室前施設	一時保護中	戻つた施設	措置変更先	帰宅後	無 回 答
合 計	31 100.0	1 3.2	2 6.5	-	-	3 9.7	-	25 80.6
女性	18 100.0	1 5.6	1 5.6	-	-	3 16.7	-	13 72.2
男性	13 100.0	-	7 7.7	-	-	-	-	12 92.3

142. シンナー・薬物

1 0. 性別	件数	入所前	発症前施設	一時保護中	頂つた施設	措置変更	帰宅後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	-	-	-	-	-	31 100.0
女性	18 100.0	-	-	-	-	-	-	18 100.0
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

143. 兒童買春・援助交際

10. 性別	件数	入所前	船前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更	帰宅後	無 回 答
合 計	31 100.0	-	1 3.2	1 3.2	-	-	-	30 96.8
女性	18 100.0	-	1 5.6	1 5.6	-	-	-	17 94.4
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

144. その他の性的問題

10. 性別	件数	入所前	転入前施設	一時保護中	預つた施設	措置変更先	帰宅後	無 回 答
合 計	31 100.0	2 6.5	6 19.4	1 3.2	1 3.2	8 16.1	-	20 64.5
女性	18 100.0	1 5.6	2 11.1	1 5.6	-	4 22.2	-	12 66.7
男性	13 100.0	1 7.7	4 30.8	1 7.7	-	1 7.7	-	6 45.4

145. その他

1.4.5. その他	件数	入所前	転入前施設	一時保護中	戻った施設	措置変更先	帰宅後	無 回 答
10. 性別								
合 計	31 100.0	-	-	-	-	-	-	31 100.0
女性	18 100.0	-	-	-	-	-	-	18 100.0
男性	13 100.0	-	-	-	-	-	-	13 100.0

146. 子の安全についての総括評価（印象5段階）

14.6. 十の安全についての総括評価 (図表5 改版)									
10. 性別	件数	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり	再被害の危険性あり
合計	31	100.0	3	7	5	15	1	1.93	88
女性	18	100.0	2	5	1	10	3.2	1.94	100.0
男性	13	100.0	1	2	4	5	23	1.92	60.3
	100.0	100.0	7.7	15.4	30.8	38.5	7.7	39.7	

1. 最初の問題発覚時期

2. 施設種別

3. 主たる被害の種類

4. 今回の性暴力被害以外の問題

	有 成	非 行	そ の 他	無 回 答
10. 性別				
合 計	1 2.0	2 4.1	1 2.0	3 6.1
女性	-	2 4.9	1 2.4	2 4.9
男性	1 16.7	-	-	-

5. 特別な随伴問題

-197-

6. 相談受理時の年齢（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	49 100.0	1 2.0	-	2 4.1	1 2.0	1 2.0	2 4.1	3 6.1	3 6.1	4 8.2	3 6.1	3 6.1	2 4.1	7 14.3	2 4.1
女性	41 100.0	1 2.4	-	2 4.9	1 2.4	1 2.4	2 4.9	2 4.9	1 2.4	3 7.3	3 7.3	2 4.9	2 4.9	6 14.6	2 4.9
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	-	1 16.7	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	-	-	-

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均	実数合計
合計	4 8.2	4 8.2	3 6.1	2 4.1	2 4.1	10.2	479 100.0
女性	3 7.3	4 9.8	3 7.3	2 4.9	1 2.4	10.4	415 86.6
男性	1 16.7	-	-	-	-	8.7	52 10.9

6. 相談受理時の年齢（か月）

6. 相談受理時の年齢（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	2.0	2 100.0
女性	2.0	2 100.0
男性	-	-

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	49 100.0	-	-	1 2.0	1 2.0	2 4.1	-	-	-	4 8.2	4 8.2	-	4 8.2	5 10.2	2 4.1
女性	41 100.0	-	-	1 2.4	1 2.4	2 4.9	-	-	-	3 7.3	3 7.3	-	3 7.3	5 12.2	2 4.9
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	-	-

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	無回答	平均	実数合計
合計	3 6.1	4 8.2	6 12.2	2 4.1	-	13 26.5	11.9	427 100.0
女性	3 7.3	4 9.8	6 14.6	2 4.9	-	9 22.0	12.2	391 91.6
男性	-	-	-	-	-	2 33.3	9.0	36 8.4

7. 前年度からの事例：23年4月1日（か月）

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

8. 相談受理時の年齢区分

10. 性別	件数	05歳未満	3歳未満就学前	小学153年	小学456年	中学生	卒高 年校 齢生・ その他中	無 回 答
合 計	49 100.0	4 8.2	5 10.2	11 22.4	8 16.3	12 24.5	8 16.3	1 2.0
女性	41 100.0	4 9.8	5 12.2	8 19.5	5 12.2	11 26.8	8 19.5	-
男性	6 100.0	-	-	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-

9. 平成23年4月1日時点での年齢区分

10. 性別	件数	05歳未満	3歳未満就学前	小学153年	小学456年	中学生	卒高 年校 齢生・ その他中	無 回 答
合 計	49 100.0	1 2.0	3 6.1	6 12.2	9 18.4	8 16.3	12 24.5	10 20.4
女性	41 100.0	1 2.4	3 7.3	4 9.8	7 17.1	8 19.5	12 29.3	6 14.6
男性	6 100.0	-	-	2 33.3	2 33.3	-	-	2 33.3

10. 性別

10. 性別	件数	女性	男性	無 回 答
合 計	49 100.0	41 83.7	6 12.2	2 4.1
女性	41 100.0	41 100.0	-	-
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

11. 加害者の区分（疑い含む）

10. 性別	件数	実父	養父	継父	内縁 男性	きょうだい 男性	祖父	おじ	その他親族 男性	同居人 男性	実母	養母	継母	内縁 女性	きょうだい 女性
合 計	49 100.0	19 38.8	8 16.3	3 6.1	4 8.2	12 24.5	-	2 4.1	2 4.1	-	5 10.2	-	-	-	-
女性	41 100.0	16 39.0	8 19.5	3 7.3	4 9.8	9 22.0	-	2 4.9	1 2.4	-	4 9.8	-	-	-	-
男性	6 100.0	2 33.3	-	-	-	3 50.0	-	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	-	-

10. 性別	祖母	おば	その他親族 女性	同居人 女性	（その他養育関係者 （里親含）） 男性	（その他養育関係者 （里親含）） 女性	（男性） 教育関係者（成人）	（女性） 教育関係者（成人）	（男性） 教育関係者（児童）	（女性） 教育関係者（児童）	（男性） 施設関係者（成人）	（女性） 施設関係者（成人）	（男性） 施設関係者（児童）	（女性） 施設関係者（児童）	男性 家 性 以 外 の 親 族 見 ・ 知 り 係
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 4.1	-	2 4.1
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 4.9	-	2 4.9
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	見 知ら ぬ 男 性	女 性 家 性 以 外 の 親 族 見 ・ 知 り 係	見 知ら ぬ 女 性	数 詳 細 不 明 男 性 （単）	数 詳 細 不 明 男 性 （複）	数 詳 細 不 明 女 性 （単）	数 詳 細 不 明 女 性 （複）	無 回 答
合 計	-	-	-	-	-	-	-	1 2.0
女性	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

12. 被害者と加害者の居住・接触程度

10. 性別	件数	同 施設 内 で 生 活	生 活 去 に 同 施設 内 で	接 が 生 触 日 活 常 場 的 所 に は 頻 繁 に る	接 が 生 触 定 期 場 ・ 所 に は 定 期 に る	こ く た ま に 接 触	接 触 程 度 不 明	無 回 答
合 計	49 100.0	9 18.4	4 8.2	-	23 46.9	4 8.2	2 4.1	7 14.3
女性	41 100.0	7 17.1	3 7.3	-	21 51.2	4 9.8	1 2.4	5 12.2
男性	6 100.0	2 33.3	-	-	2 33.3	-	1 16.7	1 16.7

13. 性暴力被害の登賞経路

10. 性別	件数	学 保 校 育 所 ・ 幼 稚 園 ・	福 祉 事 務 所	児 童 本 人	家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	友 人	児 童 委 員	タ 保 健 所 ・ 保 健 ヤ ン	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設	警 察	そ の 他	無 回 答
合 計	49 100.0	1 2.0	-	16 32.7	4 8.2	-	-	-	-	-	1 2.0	26 53.1	-	-	1 2.0
女性	41 100.0	1 2.4	-	15 36.6	4 9.8	-	-	-	-	-	1 2.4	20 48.8	-	-	-
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6 100.0	-	-	-

1.4. 当初の被害発覚内容

10. 性別	件数	の具体的な被害事実	告曖昧の被害の疑い	周囲の疑い・関連情報か	問題行動から	目撃・物証から	無回答
合計	49 100.0	22 44.9	16 32.7	4 8.2	4 8.2	2 4.1	1 2.0
女性	41 100.0	19 46.3	16 39.0	2 4.9	2 4.9	2 4.9	-
男性	6 100.0	2 33.3	-	2 33.3	2 33.3	-	-

1.5. 発覚から児相に通報されるまでの時間

10. 性別	件数	即座	1週間以内	2週目以降	無回答
合計	49 100.0	-	40 81.6	5 10.2	4 8.2
女性	41 100.0	-	35 85.4	3 7.3	3 7.3
男性	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3	-

1.5. 発覚から児相に通報されるまでの時間

10. 性別	件数	1週目（即座含む）	2週目	3週目以降	無回答	平均	実数合計
合計	49 100.0	40 81.6	4 8.2	4 8.2	1 2.0	2.1	100 100.0
女性	41 100.0	35 85.4	3 7.3	3 7.3	-	1.5	61 61.0
男性	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	-	6.3	38 38.0

1.6. 発覚時点での性暴力被害内容

10. 性別	件数	細何らかの被害・詳細不明	非接触被害	明接触被害（挿入不）	入接触被害（非挿入）	害接触被害（挿入被害）	無回答
合計	49 100.0	8 16.3	7 14.3	9 18.4	16 32.7	7 14.3	2 4.1
女性	41 100.0	6 14.6	5 12.2	7 17.1	15 36.6	7 17.1	1 2.4
男性	6 100.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	1 16.7	-	-

1.7. 随伴する問題

10. 性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合計	49 100.0	-	-	-	49 100.0
女性	41 100.0	-	-	-	41 100.0
男性	6 100.0	-	-	-	6 100.0

1.9. 被害全体の時期・期間

10. 性別	件数	（現在も被害継続含む）	過去の被害（現在）	断続的（再発の危険あり）	不明	無回答
合計	49 100.0	2 4.1	26 53.1	16 32.7	4 8.2	1 2.0
女性	41 100.0	2 4.9	21 51.2	14 34.1	4 9.8	-
男性	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3	-	-

2.0. 性暴力被害の頻度

10. 性別	件数	含常態化（可能性）	断続的	単回	詳細不明	無回答
合計	49 100.0	9 18.4	20 40.8	9 18.4	10 20.4	1 2.0
女性	41 100.0	7 17.1	20 48.8	6 14.6	8 19.5	-
男性	6 100.0	1 16.7	-	3 50.0	2 33.3	-

2.1. 被害の時期

10. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合計	49 100.0	22 44.9	24 49.0	2 4.1	1 2.0
女性	41 100.0	18 43.9	21 51.2	2 4.9	-
男性	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-

2.2. 児童ポルノ画像等の問題

	件	あり	なし	無
10. 性別	数			回
	数			答
合 計	49	2	44	3
	100.0	4.1	89.8	6.1
女性	41	2	37	2
	100.0	4.9	90.2	4.9
男性	6		6	
	100.0	-	100.0	-

2.3. 被害申告の撤回の有無

	件	あり	なし	無
10. 性別	数			回
	数			答
合 計	49		45	4
	100.0	-	91.8	8.2
女性	41		39	2
	100.0	-	95.1	4.9
男性	6		5	1
	100.0	-	83.3	16.7

2.4. 発覚からの経過時間

	件	0 日	1 く 1 5 日 目 未 満	満 1 5 3 0 日 目 未 満	満 3 0 6 0 日 目 未 満	未 満 6 0 1 2 0 日 目 未 満	自 未 満 1 2 0 日 目 未 満	1 8 0 日 目 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
10. 性別	数										
	数										
合 計	49	-	28	6	2	2	1		10	13.7	535
	100.0	-	57.1	12.2	4.1	4.1	2.0	-	20.4		100.0
女性	41	-	24	5	2	2	1		7	14.3	486
	100.0	-	58.5	12.2	4.9	4.9	2.4	-	17.1		90.8
男性	6		3	1					2	11.8	47
	100.0	-	50.0	16.7	-	-	-	-	33.3		8.8

2.5. 対応について

	件	新 た に 相 談 受 理	課 他 の 相 談 経 過 中 の	無
10. 性別	数			回
	数			答
合 計	49	18	30	1
	100.0	36.7	61.2	2.0
女性	41	15	26	
	100.0	36.6	63.4	-
男性	6	3	3	
	100.0	50.0	50.0	-

2.6. 所としての協議

	件	議 所 と し て の 対 応 会	協 担 議 当 レ ベ ル だ け で	無
10. 性別	数			回
	数			答
合 計	49	36	9	4
	100.0	73.5	18.4	8.2
女性	41	30	9	2
	100.0	73.2	22.0	4.9
男性	6	5		1
	100.0	83.3	-	16.7

2.7. 施設内の調査

	件	あり	なし	無
10. 性別	数			回
	数			答
合 計	49	26	22	1
	100.0	53.1	44.9	2.0
女性	41	21	20	
	100.0	51.2	48.8	-
男性	6	4	2	
	100.0	66.7	33.3	-

2.8. 具体的な性暴力被害の確認

	件	あり	なし	無
10. 性別	数			回
	数			答
合 計	49	42	6	1
	100.0	85.7	12.2	2.0
女性	41	35	6	
	100.0	85.4	14.6	-
男性	6	6		
	100.0	100.0	-	-

29. 児相の初期調査・確認方法

10. 性別	件数	児相が直接確認	類施設に間接確認依頼	当面周辺調査	無回答
合計	49 100.0	26 53.1	19 38.8	2 4.1	2 4.1
女性	41 100.0	23 56.1	15 36.6	2 4.9	1 2.4
男性	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-	-

30. 一時保護の実施

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	49 100.0	-	48 98.0	1 2.0
女性	41 100.0	-	41 100.0	-
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

31. 理由

10. 性別	件数	確認置かれた継続が	替へ一時保護が困難	無回答
合計	49 100.0	45 91.8	1 2.0	3 6.1
女性	41 100.0	37 90.2	1 2.4	3 7.3
男性	6 100.0	6 100.0	-	-

32. 制限の有無（継続の場合）

10. 性別	件数	許可外泊の制限	面会・外出の制限	通借の制限	制限なし	無回答
合計	49 100.0	26 53.1	12 24.5	2 4.1	7 14.3	2 4.1
女性	41 100.0	23 56.1	9 22.0	1 2.4	6 14.6	2 4.9
男性	6 100.0	2 33.3	3 50.0	-	1 16.7	-

33. 被害事実確認面接の実施

10. 性別	件数	あり	報なしのみ（初期調査情報）	無回答
合計	49 100.0	36 73.5	13 26.5	-
女性	41 100.0	29 70.7	12 29.3	-
男性	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-

34. なしの場合

33. 被害事実確認面接の実施…なし。（初期調査情報のみ）

10. 性別	件数	認必で要無いてい（被害確認）	面接技術者が不足	面接技術者不在	無回答
合計	13 100.0	10 76.9	-	1 7.7	2 15.4
女性	12 100.0	10 83.3	-	1 8.3	1 8.3
男性	1 100.0	-	-	-	1 100.0

35. 発覚から

33. 被害事実確認面接の実施…あり

10. 性別	件数	0日目	1く15日目未満	満15日30日目未満	満30日60日目未満	未6満120日未満	目120日未満	180日目以上	無回答	平均	実数合計
合計	36 100.0	-	19 52.8	11 30.6	2 5.6	1 2.8	-	1 2.8	2 5.6	22.1	752 100.0
女性	29 100.0	-	14 48.3	10 34.5	1 3.4	1 3.4	-	1 3.4	2 6.9	24.1	650 86.4
男性	5 100.0	-	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	18.4	92 12.2

3 6. 面接法

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	N I C H D	R A T A C	そ の 他 技 法	面 接 量 に 設 定 さ れ た	一 般 的 な 調 査 面 接	無 回 答
合 計	36 100.0	5 13.9	7 19.4	3 8.3	8 22.2	13 36.1	-
女性	29 100.0	5 17.2	6 20.7	3 10.3	7 24.1	8 27.6	-
男性	5 100.0	-	-	-	1 20.0	4 80.0	-

3 7. 被害事実確認面接回数

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	1 回	2 回 以 上	無 回 答
合 計	36 100.0	27 75.0	8 22.2	1 2.8
女性	29 100.0	23 79.3	5 17.2	1 3.4
男性	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-

3 7. 被害事実確認面接回数

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	1 0 回 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
合 計	36 100.0	27 75.0	6 16.7	1 2.8	-	1 2.8	-	-	-	-	-	1 2.8	1.3	47 100.0
女性	29 100.0	23 79.3	4 13.8	1 3.4	-	1 3.4	-	-	-	-	-	-	1.3	39 83.0
男性	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	7 14.9

3 8. 被害確認面接実施場所

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	一 時 保 護 所	児 相	そ の 他 の 場 所	無 回 答
合 計	36 100.0	1 2.8	20 55.6	15 41.7	-
女性	29 100.0	-	18 62.1	11 37.9	-
男性	5 100.0	-	1 20.0	4 80.0	-

3 9. 面接の実施者

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	担 当 児 童 福 祉 司	担 当 児 童 心 理 司	司 担 当 外 の 児 童 福 祉	司 担 当 外 の 児 童 心 理	警 察 官	検 事	そ の 他	無 回 答
合 計	36 100.0	9 25.0	11 30.6	3 8.3	10 27.8	-	-	13 36.1	-
女性	29 100.0	8 27.6	9 31.0	3 10.3	7 24.1	-	-	10 34.5	-
男性	5 100.0	-	2 40.0	-	1 20.0	-	-	2 40.0	-

4 0. 面接者の設定人数

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	複 数 対 応	単 独 対 応	無 回 答
合 計	36 100.0	15 41.7	21 58.3	-
女性	29 100.0	12 41.4	17 58.6	-
男性	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-

4 1. 面接者の設定性別

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	男 女 混 合	子 と も と 同 性	加 害 者 の 性 を 避 け	無 回 答
合 計	36 100.0	8 22.2	27 75.0	-	1 2.8
女性	29 100.0	7 24.1	21 72.4	-	1 3.4
男性	5 100.0	1 20.0	4 80.0	-	-

4 2. バックスタッフの設定

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	36 100.0	20 55.6	15 41.7	1 2.8
女性	29 100.0	15 51.7	13 44.8	1 3.4
男性	5 100.0	3 60.0	2 40.0	—

4 3. バックスタッフメンバー

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

4 2. バックスタッフの設定…あり

1 0. 性別	件 数	児 相 関 員	警 察 関 係 者	そ の 他	無 回 答
合 計	20 100.0	19 95.0	—	2 10.0	—
女性	15 100.0	14 93.3	—	1 6.7	—
男性	3 100.0	3 100.0	—	—	—

4 4. 記録方法

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	お 録 こ し ・ 録 音 + 文 書	録 画 ・ 録 音 の み	録 音 + 文 書 お こ し	録 音 の み	メ モ 記 録 の み	無 回 答
合 計	36 100.0	9 25.0	4 11.1	1 2.8	—	22 61.1	—
女性	29 100.0	9 31.0	3 10.3	1 3.4	—	16 55.2	—
男性	5 100.0	—	—	—	—	5 100.0	—

4 5. 面接結果

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	問 性 示 暴 力 被 害 事 実 の	含 疑 性 む い 暴 力 被 害 事 実 の 反 応 等 い	で 性 暴 力 被 害 を 確 認	確 性 暴 力 被 害 無 し を	子 ど も が 調 査 拒 否	無 回 答
合 計	36 100.0	25 69.4	7 19.4	4 11.1	—	—	—
女性	29 100.0	19 65.5	7 24.1	3 10.3	—	—	—
男性	5 100.0	4 80.0	—	1 20.0	—	—	—

4 6. 面接確認した性暴力被害内容

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	細 何 ら か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	明 接 触 被 害 （ 挿 入 不 ）	入 接 触 被 害 （ 非 挿 入 ）	害 接 触 被 害 （ 挿 入 被 害 ）	無 回 答
合 計	36 100.0	6 16.7	4 11.1	3 8.3	16 44.4	6 16.7	1 2.8
女性	29 100.0	4 13.8	3 10.3	2 6.9	14 48.3	5 17.2	1 3.4
男性	5 100.0	2 40.0	1 20.0	—	2 40.0	—	—

4 7. 随伴する問題

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	妊 娠 （ 中 絶 ）	妊 娠 （ 出 産 ）	性 感 染 症	無 回 答
合 計	36 100.0	—	1 2.8	—	35 97.2
女性	29 100.0	—	—	—	29 100.0
男性	5 100.0	—	—	—	5 100.0

4 9. 被害全体の期間

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件 数	（ 現 在 も 被 害 続 続 ）	の 過 去 の 被 害 （ 現 在 ）	断 続 性 あ り （ 再 発 の 危 ）	1 回 の み の 被 害	不 明	無 回 答
合 計	36 100.0	—	24 66.7	10 27.8	1 2.8	—	1 2.8
女性	29 100.0	—	19 65.5	8 27.6	1 3.4	—	1 3.4
男性	5 100.0	—	3 60.0	2 40.0	—	—	—

5 0. 性暴力被害の頻度

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	含常態化（可能性）	断続的	単回	詳細不明	無回答
合 計	36 100.0	6 16.7	18 50.0	7 19.4	3 8.3	2 5.6
女性	29 100.0	4 13.8	17 58.6	4 13.8	2 6.9	2 6.9
男性	5 100.0	—	1 20.0	3 60.0	1 20.0	—

5 1. 被害の時期

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合 計	36 100.0	14 38.9	19 52.8	2 5.6	1 2.8
女性	29 100.0	10 34.5	16 55.2	2 6.9	1 3.4
男性	5 100.0	2 40.0	3 60.0	—	—

5 2. 児童ポルノ画像等の問題

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	36 100.0	2 5.6	31 86.1	3 8.3
女性	29 100.0	2 6.9	24 82.8	3 10.3
男性	5 100.0	—	5 100.0	—

5 3. 被害申告の撤回の有無

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	36 100.0	—	34 94.4	2 5.6
女性	29 100.0	—	27 93.1	2 6.9
男性	5 100.0	—	5 100.0	—

5 4. 医療診察の実施

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	49 100.0	16 32.7	32 65.3	1 2.0
女性	41 100.0	14 34.1	26 63.4	1 2.4
男性	6 100.0	—	6 100.0	—

5 5. 発覚から

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	0 日目	1 5 日目未満	満 1 5 3 0 日目未満	満 3 0 6 0 日目未満	満 6 0 1 2 0 日目未満	1 2 満 0 5 1 8 0 日以上	無回答	平 均	実 数 合 計
合 計	16 100.0	—	4 25.0	4 25.0	3 18.8	2 12.5	2 12.5	1 6.3	52.7	791 100.0
女性	14 100.0	—	4 28.6	4 28.6	3 21.4	1 7.1	1 7.1	1 7.1	40.1	521 65.9
男性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5 6～6 1. 診療科

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件数	婦人科	精神科	小児科	法 医 科	泌尿器科	その他	無回答
合 計	16 100.0	6 37.5	9 56.3	3 18.8	—	—	—	—
女性	14 100.0	6 42.9	7 50.0	3 21.4	—	—	—	—
男性	—	—	—	—	—	—	—	—

5 6. 診療科と担当医師の性別／婦人科
5 4. 医療診療の実施…あり
5 6～6 1. 診療科…婦人科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	6	—	4	2
	100.0	—	66.7	33.3
女性	6	—	4	2
	100.0	—	66.7	33.3
男性	—	—	—	—

5 7. 診療科と担当医師の性別／精神科
5 4. 医療診療の実施…あり
5 6～6 1. 診療科…精神科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	9	2	7	—
	100.0	22.2	77.8	—
女性	7	1	6	—
	100.0	14.3	85.7	—
男性	—	—	—	—

5 8. 診療科と担当医師の性別／小児科
5 4. 医療診療の実施…あり
5 6～6 1. 診療科…小児科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	3	3	—	—
	100.0	100.0	—	—
女性	3	3	—	—
	100.0	100.0	—	—
男性	—	—	—	—

5 9. 診療科と担当医師の性別／法医学
5 4. 医療診療の実施…あり
5 6～6 1. 診療科…法医学

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 0. 診療科と担当医師の性別／泌尿器科
5 4. 医療診療の実施…あり
5 6～6 1. 診療科…泌尿器科

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 1. 診療科と担当医師の性別／その他
5 4. 医療診療の実施…あり
5 6～6 1. 診療科…その他

1 0. 性別	件	男	女	無
	数			回
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 2. 被害診療の内容
5 4. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件	性 の暴 力体 被害 に つ い	合 身 の 体 被害 に つ い	診 察 精 神 科 ・ 心 理 面 の	そ の 他	無
	数					回
合 計	16	6	1	9	—	—
	100.0	37.5	6.3	56.3	—	—
女性	14	6	1	7	—	—
	100.0	42.9	7.1	50.0	—	—
男性	—	—	—	—	—	—

6 3. 被害診察の結果（身体）

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あ り 体 的 な 被 害 所 見	見 被 害 を 疑 わ せ る 所	明 具 体 的 な 被 害 無 し	被 害 の 所 見 あ り 別 な	を 否 定 所 見 あ り 被 害	無 回 答
合 計	16 100.0	1 6.3	1 6.3	9 56.3	-	-	5 31.3
女性	14 100.0	-	7.1	9 64.3	-	-	4 28.6
男性	-	-	-	-	-	-	-

6 4. 被害診察の結果（心身）

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	の 何 所 ら か の 被 害 症 状	被 害 症 状 所 見 な し	問 被 害 と 症 状 あ り 不 明 の	す 問 題 ・ 症 状 確 認 せ	無 回 答
合 計	16 100.0	7 43.8	2 12.5	5 31.3	2 12.5	-
女性	14 100.0	5 35.7	2 14.3	5 35.7	2 14.3	-
男性	-	-	-	-	-	-

6 5. 医学診察によって確認された性暴力被害内容

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	細 何 ら か の 被 害 ・ 詳	非 接 触 被 害	（ 明 ） 接 触 被 害 （ 挿 入 不 ）	（ 入 ） 接 触 被 害 （ 非 挿 入 ）	（ 害 ） 接 触 被 害 （ 挿 入 被 害 ）	無 回 答
合 計	16 100.0	10 62.5	1 6.3	-	-	3 18.8	2 12.5
女性	14 100.0	9 64.3	1 7.1	-	-	2 14.3	2 14.3
男性	-	-	-	-	-	-	-

6 6. 随伴する問題

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	妊 娠 （ 中 絶 ）	妊 娠 （ 出 産 ）	性 感 染 症	無 回 答
合 計	16 100.0	-	6.3	-	15 93.8
女性	14 100.0	-	-	-	14 100.0
男性	-	-	-	-	-

6 8. 被害全体の期間

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	（ 現 在 も 被 害 ） 現 在 も 被 害 （ 性 感 染 症 ）	の 過 去 被 害 （ 性 感 染 症 ） （ 現 在 ）	断 続 的 な 被 害 （ 性 感 染 症 ） （ 再 発 の 危 険 ）	1 回 の み の 被 害	不 明	無 回 答
合 計	16 100.0	-	11 68.8	2 12.5	-	2 12.5	1 6.3
女性	14 100.0	-	9 64.3	2 14.3	-	2 14.3	1 7.1
男性	-	-	-	-	-	-	-

6 9. 性暴力被害の頻度

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	（ 含 常 態 化 ） 可 能 性	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
合 計	16 100.0	3 18.8	5 31.3	1 6.3	5 31.3	2 12.5
女性	14 100.0	1 7.1	5 35.7	1 7.1	5 35.7	2 14.3
男性	-	-	-	-	-	-

7 0. 被害の時期

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	入 所 前	入 所 後	も 入 所 前 か ら 入 所 後	無 回 答
合 計	16 100.0	10 62.5	5 31.3	-	1 6.3
女性	14 100.0	8 57.1	5 35.7	-	1 7.1
男性	-	-	-	-	-

7 1. 児童ポルノ画像等の問題

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	16 100.0	1 6.3	13 81.3	2 12.5
女性	14 100.0	1 7.1	11 78.6	2 14.3
男性	-	-	-	-

7 2. 被害申告の撤回の有無

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	16 100.0	-	14 87.5	2 12.5
女性	14 100.0	-	12 85.7	2 14.3
男性	-	-	-	-

7 3. 医師から子どもへの直接助言

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	16 100.0	5 31.3	9 56.3	2 12.5
女性	14 100.0	4 28.6	8 57.1	2 14.3
男性	-	-	-	-

7 4. 医師から子どもへの直接助言

5 4. 医療診察の実施…あり

1 0. 性別	件 数	診 察 結 果 の み	康 身 告 体 知 含 む 發 達 の 健	無 回 答
合 計	16 100.0	2 12.5	3 18.8	11 68.8
女性	14 100.0	2 14.3	2 14.3	10 71.4
男性	-	-	-	-

7 5. 関係者面接調査／加害者（疑い）

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	49 100.0	28 57.1	20 40.8	1 2.0
女性	41 100.0	25 61.0	15 36.6	1 2.4
男性	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-

7 6. 関係者面接調査／非加害保護者

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	49 100.0	30 61.2	17 34.7	2 4.1
女性	41 100.0	24 58.5	15 36.6	2 4.9
男性	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-

7 7. 関係者面接調査／親以外の家族・同居人

1 0. 性別	件 数	あり	なし	無 回 答
合 計	49 100.0	6 12.2	36 73.5	7 14.3
女性	41 100.0	6 14.6	29 70.7	6 14.6
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

7.8. 関係者面接調査／祖父母・親族

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	49	7	34	8
	100.0	14.3	69.4	16.3
女性	41	5	29	7
	100.0	12.2	70.7	17.1
男性	6	2	4	—
	100.0	33.3	66.7	—

7.9. 関係者面接調査／その他関係者・知人

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	49	7	34	8
	100.0	14.3	69.4	16.3
女性	41	6	28	7
	100.0	14.6	68.3	17.1
男性	6	—	5	1
	100.0	—	83.3	16.7

8.0. 加害者（疑い）

7.5. 関係者面接調査／加害者（疑い）…あり

10. 性別	件数	加害事実を認める	一部の加害事実を認める	害行性をは認めずが加害者であると認める	事実・実確認に至らず	無回答
合 計	28	10	3	5	10	—
	100.0	35.7	10.7	17.9	35.7	—
女性	25	7	3	5	10	—
	100.0	28.0	12.0	20.0	40.0	—
男性	2	2	—	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—	—

8.1. 非加害保護者

7.6. 関係者面接調査／非加害保護者…あり

10. 性別	件数	被害事実を認める	一部の被害事実を認める	被害事実を認めずとも被害者であると認める	事実・実確認に至らず	無回答
合 計	30	9	5	1	15	—
	100.0	30.0	16.7	3.3	50.0	—
女性	24	7	3	1	13	—
	100.0	29.2	12.5	4.2	54.2	—
男性	4	2	2	—	—	—
	100.0	50.0	50.0	—	—	—

8.2. その他の関係者から

7.7～7.9. 関係者面接調査／その他の関係者…あり

10. 性別	件数	被害・害情事実を確有認力証	被害・害情事実を確有認力証	被害・害情事実を確有認力証	被害・害情事実を確有認力証	被害・害情事実を確有認力証	無回答
合 計	19	5	2	1	9	2	—
	100.0	26.3	10.5	5.3	47.4	10.5	—
女性	16	3	2	1	8	2	—
	100.0	18.8	12.5	6.3	50.0	12.5	—
男性	2	2	—	—	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—	—	—

8.3. 家庭内性暴力の場合パートナー間のDV問題

10. 性別	件数	DV関係あり	よりDV関係あり	疑いDV関係あり	DV関係あり	DV関係あり	無回答
合 計	49	4	3	3	17	22	—
	100.0	8.2	6.1	6.1	34.7	44.9	—
女性	41	4	3	1	14	19	—
	100.0	9.8	7.3	2.4	34.1	46.3	—
男性	6	—	—	1	2	3	—
	100.0	—	—	16.7	33.3	50.0	—

8.4. 確認された被害内容

10. 性別	件数	細何らかの被害・詳	非接被害	（明）接被害（挿入不	（入）接被害（挿入不	（害）接被害（挿入不	無回答
合 計	49	10	6	8	17	7	1
	100.0	20.4	12.2	16.3	34.7	14.3	2.0
女性	41	9	4	6	16	6	—
	100.0	22.0	9.8	14.6	39.0	14.6	—
男性	6	1	2	2	1	—	—
	100.0	16.7	33.3	33.3	16.7	—	—

8.5. 随伴する問題

10. 性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合計	49 100.0	-	1 2.0	-	48 98.0
女性	41 100.0	-	-	-	41 100.0
男性	6 100.0	-	-	-	6 100.0

8.7. 被害全体の期間

10. 性別	件数	現在も被害継続（現在も危険を含む）	過去の被害（現在は安全）	断続的被害（再発の危険あり）	1回のみの被害	不明	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	30 61.2	12 24.5	1 2.0	2 4.1	3 6.1
女性	41 100.0	1 2.4	24 58.5	10 24.4	1 2.4	2 4.9	3 7.3
男性	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3	-	-	-

8.8. 被害の時期

10. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合計	49 100.0	21 42.9	22 44.9	3 6.1	3 6.1
女性	41 100.0	16 39.0	19 46.3	3 7.3	3 7.3
男性	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-

8.9. 性暴力被害の頻度

10. 性別	件数	含常態化（可能性）	断続的	単回	詳細不明	無回答
合計	49 100.0	11 22.4	22 44.9	6 12.2	6 12.2	4 8.2
女性	41 100.0	8 19.5	20 48.8	4 9.8	5 12.2	4 9.8
男性	6 100.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-

9.0. 児童ポルノ画像等の問題

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	49 100.0	3 6.1	42 85.7	4 8.2
女性	41 100.0	3 7.3	34 82.9	4 9.8
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

9.1. 被害申告の撤回の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	49 100.0	-	46 93.9	3 6.1
女性	41 100.0	-	38 92.7	3 7.3
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

9.2. 初発被害から発覚まで（年）

10. 性別	件数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	無回答	平均
合計	49	4	9	6	4	2	3	1	2	—	1	1	16	2.9
	100.0	8.2	18.4	12.2	8.2	4.1	6.1	2.0	4.1	—	2.0	2.0	32.7	
女性	41	2	8	4	3	2	2	1	2	—	1	1	15	3.2
	100.0	4.9	19.5	9.8	7.3	4.9	4.9	2.4	4.9	—	2.4	2.4	36.6	
男性	6	2	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1.6
	100.0	33.3	16.7	16.7	—	—	16.7	—	—	—	—	—	16.7	

10. 性別	実数合計
合計	95
	100.0
女性	82
	86.3
男性	8
	8.4

9.2. 初発被害から発覚まで（か月）

9.2. 初発被害から発覚まで（年）→0年

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	4	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	100.0	50.0	—	—	25.0	—	—	—	—	—	—	—	—	25.0
女性	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	100.0	—	—	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	50.0
男性	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

10. 性別	平均	実数合計
合計	1.0	3
		100.0
女性	3.0	3
		100.0
男性	0.0	0
		0.0

9.3. 非加害保護者への支援

10. 性別	件数	特に意識して実施	施一般相談として実施	無回答
合計	49	12	20	17
	100.0	24.5	40.8	34.7
女性	41	12	16	13
	100.0	29.3	39.0	31.7
男性	6	—	3	3
	100.0	—	50.0	50.0

9.4. ガイドライン冊子の使用

10. 性別	件数	使用した	一部改変して使用	別のものを使用	使用せず	無回答
合計	49	—	—	—	35	14
	100.0	—	—	—	71.4	28.6
女性	41	—	—	—	30	11
	100.0	—	—	—	73.2	26.8
男性	6	—	—	—	3	3
	100.0	—	—	—	50.0	50.0

9.5. 被害児支援について

10. 性別	件数	積極的に支援	一部制限付き支援	葛藤・拒否感あり	拒否	無回答
合計	49	15	2	9	6	17
	100.0	30.6	4.1	18.4	12.2	34.7
女性	41	14	2	7	5	13
	100.0	34.1	4.9	17.1	12.2	31.7
男性	6	—	—	2	—	4
	100.0	—	—	33.3	—	66.7

9.6. 加害者排除について

10. 性別	件数	排除者・者を積極的に	別加害者・者と交流一時停止的に	で加害者排除せず・	か加害者を積極的に	無回答
合計	49	7	5	13	11	13
	100.0	14.3	10.2	26.5	22.4	26.5
女性	41	5	5	10	10	11
	100.0	12.2	12.2	24.4	24.4	26.8
男性	6	1	—	3	—	2
	100.0	16.7	—	50.0	—	33.3

9.7. 加害者への接触・対応の有無

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	49	27	20	2
	100.0	55.1	40.8	4.1
女性	41	24	16	1
	100.0	58.5	39.0	2.4
男性	6	2	3	1
	100.0	33.3	50.0	16.7

9.8. 指導形体

10. 性別	件数	一般的助言・指導	個別カウンセリング	参加グループ指導への	無回答
合 計	49	23	5	-	21
	100.0	46.9	10.2	-	42.9
女性	41	22	3	-	16
	100.0	53.7	7.3	-	39.0
男性	6	-	2	-	4
	100.0	-	33.3	-	66.7

9.9. 加害者の反応

10. 性別	件数	的指導に従う（積極的）	極指導に拒否（消極的）	不安定	その他	無回答
合 計	49	17	9	2	-	21
	100.0	34.7	18.4	4.1	-	42.9
女性	41	15	8	2	-	16
	100.0	36.6	19.5	4.9	-	39.0
男性	6	2	-	-	-	4
	100.0	33.3	-	-	-	66.7

10.0. 接触制限の有無

10. 性別	件数	保護者の秘匿	通信・面会の制限	接非加害者保護者のみ	検討中	制限なし	無回答
合 計	49	6	21	6	-	14	2
	100.0	12.2	42.9	12.2	-	28.6	4.1
女性	41	4	19	6	-	10	2
	100.0	9.8	46.3	14.6	-	24.4	4.9
男性	6	-	2	-	-	4	-
	100.0	-	33.3	-	-	66.7	-

10.1. 子どもの身柄の行き先

10. 性別	件数	施設継続	措置変更	引き取り	無回答
合 計	49	45	2	1	1
	100.0	91.8	4.1	2.0	2.0
女性	41	37	2	1	1
	100.0	90.2	4.9	2.4	2.4
男性	6	6	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-

10.2. 施設入所措置の継続

10.1. 子どもの身柄の行き先…施設継続

10. 性別	件数	意あり（親権者同）	てあり（28条申立）	無回答
合 計	45	42	2	1
	100.0	93.3	4.4	2.2
女性	37	34	2	1
	100.0	91.9	5.4	2.7
男性	6	6	-	-
	100.0	100.0	-	-

10.3. 措置変更

10.1. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	意あり（保護者同）	てあり（28条申立）	無回答
合 計	2	1	-	1
	100.0	50.0	-	50.0
女性	2	1	-	1
	100.0	50.0	-	50.0
男性	-	-	-	-

104. 措置変更先

104.1. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	児童養護	児童自立	情短	里親	障害関係	その他	無回答
合計	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0
女性	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

105. 家庭裁判所への送致

105.1. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0
女性	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0
男性	-	-	-	-	-

106. 家庭裁判所の観護措置

106.1. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0
女性	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0
男性	-	-	-	-

107. 家庭裁判所の審判結果

107.1. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	少年院送致	送児 救済 自立 支援 施設	児相 延長 送致	保護 観察	審判 不開始	監護 措置 中	無回答
合計	2 100.0	-	-	-	-	-	-	2 100.0
女性	2 100.0	-	-	-	-	-	-	2 100.0
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

108. 引き取り先

108.1. 子どもの身柄の行き先…引き取り

10. 性別	件数	子どもの家庭	宅加 害者 のいない 自	親族 宅	その他	無回答
合計	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0
女性	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0
男性	-	-	-	-	-	-

109. 引き取りの理由（主たる理由）

109.1. 子どもの身柄の行き先…引き取り

10. 性別	件数	い被害 が確認 されな	く子 望ん ども だが 帰宅 を強	調無 整外 のま ま戻 らず	た適 ら切 な施 設が 見当	保子 され もの 安全 が確	その他	無回答
合計	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-
女性	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

110. 以後の対応

10. 性別	件数	児童 福祉 司指 導	継 続指 導	調 査継 続	終 結	無 回 答
合計	49 100.0	-	9 18.4	1 2.0	-	39 79.6
女性	41 100.0	-	7 17.1	1 2.4	-	33 80.5
男性	6 100.0	-	2 33.3	-	-	4 66.7

1.1.1. 児福法28条の申請

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	2 4.1	46 93.9	-	1 2.0
女性	41 100.0	2 4.9	38 92.7	-	1 2.4
男性	6 100.0	-	6 100.0	-	-

1.1.2. 児福法28条の承認

10. 性別	件数	承認	却下	申し立て中	取り下げ	無回答
合計	49 100.0	2 4.1	-	-	-	47 95.9
女性	41 100.0	2 4.9	-	-	-	39 95.1
男性	6 100.0	-	-	-	-	6 100.0

1.1.3. 接触制限の有無

10. 性別	件数	保護者の秘密	通信・面会の制限	検討中	制限なし	無回答
合計	49 100.0	4 8.2	17 34.7	1 2.0	8 16.3	19 38.8
女性	41 100.0	2 4.9	16 39.0	1 2.4	6 14.6	16 39.0
男性	6 100.0	-	1 16.7	-	2 33.3	3 50.0

1.1.4. 接近禁止命令

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	33 67.3	1 2.0	14 28.6
女性	41 100.0	1 2.4	28 68.3	1 2.4	11 26.8
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.1.5. 児福法33条の6請求（親権喪失の宣告）

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	-	35 71.4	1 2.0	13 26.5
女性	41 100.0	-	29 70.7	1 2.4	11 26.8
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.1.6. 親権喪失の宣告

10. 性別	件数	宣告	却下	請求中	取り下げ	無回答
合計	49 100.0	-	-	-	-	49 100.0
女性	41 100.0	-	-	-	-	41 100.0
男性	6 100.0	-	-	-	-	6 100.0

1.1.7. 家庭裁判所への送致

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合 計	49 100.0	1 2.0	32 65.3	-	16 32.7
女性	41 100.0	-	27 65.9	-	14 34.1
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.1.8. 家庭裁判所の親護措置

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	49 100.0	1 2.0	30 61.2	18 36.7
女性	41 100.0	-	25 61.0	16 39.0
男性	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3

1.1.9. 家庭裁判所の審判結果

10. 性別	件数	審判不開始	審理中	少年院送致	送致直自立支援施設	児相送致	保護観察	監護措置中	無回答
合 計	49 100.0	-	-	-	1 2.0	-	-	-	48 98.0
女性	41 100.0	-	-	-	-	-	-	-	41 100.0
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	6 100.0

1.2.0. 初動から連絡・連携

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	49 100.0	5 10.2	41 83.7	3 6.1
女性	41 100.0	4 9.8	34 82.9	3 7.3
男性	6 100.0	-	6 100.0	-

1.2.1. 児童買春・児童ポルノ法通報

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合 計	49 100.0	-	40 81.6	-	9 18.4
女性	41 100.0	-	34 82.9	-	7 17.1
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.2. その他警察への通報・相談

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合 計	49 100.0	3 6.1	38 77.6	-	8 16.3
女性	41 100.0	2 4.9	33 80.5	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.3. 事情聴取の付添い

10. 性別	件数	あり	なし	部分的	無回答
合 計	49 100.0	1 2.0	40 81.6	-	8 16.3
女性	41 100.0	1 2.4	34 82.9	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.4. 刑事告訴

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	-	41 83.7	-	8 16.3
女性	41 100.0	-	35 85.4	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.5. 刑事告発（暴行・傷害）

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	-	41 83.7	-	8 16.3
女性	41 100.0	-	35 85.4	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.6. 刑事告発 児童福祉法違反

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	-	41 83.7	-	8 16.3
女性	41 100.0	-	35 85.4	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.7. 刑事告発 青少年保護条例

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	-	41 83.7	-	8 16.3
女性	41 100.0	-	35 85.4	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.8. 少年法による対応

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	49 100.0	-	41 83.7	-	8 16.3
女性	41 100.0	-	35 85.4	-	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	-	2 33.3

1.2.9. 警察・検察への上申書の提出

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	49 100.0	-	41 83.7	8 16.3
女性	41 100.0	-	35 85.4	6 14.6
男性	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3

1.3.1. 告訴・告発時の弁護士付添い

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	49 100.0	-	37 75.5	12 24.5
女性	41 100.0	-	31 75.6	10 24.4
男性	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3

1.3.2. その後の経過

10. 性別	件数	捜査中	逮捕	起訴	不起訴	示談・取り下げ	公判中	有罪	無罪	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	-	-	-	1 2.0	-	-	-	47 95.9
女性	41 100.0	1 2.4	-	-	-	1 2.4	-	-	-	39 95.1
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	6 100.0

1.3.4. PTSD PTSD様症状

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	3 6.1	3 6.1	7 14.3	-	42 85.7
女性	41 100.0	1 2.4	2 4.9	3 7.3	5 12.2	-	36 87.8
男性	6 100.0	-	-	-	1 16.7	-	5 83.3

1.3.5. 解離 解離様状態

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	3 6.1	3 6.1	5 10.2	-	42 85.7
女性	41 100.0	1 2.4	1 2.4	2 4.9	3 7.3	-	36 87.8
男性	6 100.0	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	5 83.3

1.3.6. パニック・興奮・暴力

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	-	2 4.1	2 4.1	2 4.1	1 2.0	44 89.8
女性	41 100.0	-	1 2.4	1 2.4	2 4.9	1 2.4	38 92.7
男性	6 100.0	-	-	1 16.7	-	-	5 83.3

1.3.7. 気分変動・うつ状態

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	3 6.1	6 12.2	11 22.4	-	36 73.5
女性	41 100.0	1 2.4	2 4.9	2 4.9	6 14.6	-	29 70.7
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.3.8. 不眠・心身症状

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	4 8.2	7 14.3	9 18.4	-	36 73.5
女性	41 100.0	-	2 4.9	6 14.6	7 17.1	-	31 75.6
男性	6 100.0	1 16.7	1 16.7	-	-	-	5 83.3

1.3.9. その他精神科問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	-	-	-	2 4.1	-	47 95.9
女性	41 100.0	-	-	-	2 4.9	-	39 95.1
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.0. 不登校・閉じこもり

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	2 4.1	-	-	4 8.2	-	43 87.8
女性	41 100.0	1 2.4	-	-	3 7.3	-	37 90.2
男性	6 100.0	1 16.7	-	-	-	-	5 83.3

1.4.1. 自傷行為 自殺企図

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	3 6.1	4 8.2	2 4.1	7 14.3	-	40 81.6
女性	41 100.0	3 7.3	3 7.3	2 4.9	6 14.6	-	33 80.5
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.2. 過剰・仮性満床の疑い

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	-	2 4.1	2 4.1	3 6.1	-	44 89.8
女性	41 100.0	-	1 2.4	2 4.9	2 4.9	-	37 90.2
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.3. 性被害問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	2 4.1	3 6.1	1 2.0	1 2.0	-	43 87.8
女性	41 100.0	2 4.9	2 4.9	1 2.4	1 2.4	-	36 87.8
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.4. 多重被害問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	-	1 2.0	-	2 4.1	-	47 95.9
女性	41 100.0	-	1 2.4	-	1 2.4	-	40 97.6
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.5. 家出・無断外出

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	3 6.1	4 8.2	3 6.1	4 8.2	-	42 85.7
女性	41 100.0	2 4.9	3 7.3	2 4.9	3 7.3	-	35 85.4
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.6. 暴言・暴力・いじめ加害

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合 計	49 100.0	1 2.0	-	7 14.3	7 14.3	-	40 81.6
女性	41 100.0	-	-	6 14.6	7 17.1	-	33 80.5
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.7. 夜間徘徊・虞犯行為

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	2 4.1	1 2.0	1 2.0	1 2.0	-	47 95.9
女性	41 100.0	1 2.4	-	-	-	-	40 97.6
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.8. 万引き・盗み

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	4 8.2	5 10.2	4 8.2	5 10.2	-	37 75.5
女性	41 100.0	3 7.3	4 9.8	3 7.3	4 9.8	-	30 73.2
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.4.9. シンナー・薬物

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	-	-	-	-	-	49 100.0
女性	41 100.0	-	-	-	-	-	41 100.0
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.5.0. 児童買春・援助交際

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	-	-	-	1 2.0	-	48 98.0
女性	41 100.0	-	-	-	1 2.4	-	40 97.6
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.5.1. その他の性的問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	1 2.0	-	5 10.2	3 6.1	-	41 83.7
女性	41 100.0	1 2.4	-	3 7.3	3 7.3	-	35 85.4
男性	6 100.0	-	-	2 33.3	-	-	4 66.7

1.5.2. その他

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	49 100.0	-	-	-	1 2.0	-	48 98.0
女性	41 100.0	-	-	-	1 2.4	-	40 97.6
男性	6 100.0	-	-	-	-	-	6 100.0

1.5.3. 子の安全についての総括評価（印象5段階）

10. 性別	件数	再発5段階 被害への危険性 あり・なし	再発4段階 被害への危険性 あり・なし	再発3段階 被害への危険性 あり・なし	再発2段階 被害への危険性 あり・なし	再発1段階 被害への危険性 あり・なし	再発0段階 被害への危険性 あり・なし	無回答	平均	実数合計
合計	49 100.0	-	5 10.2	3 6.1	9 18.4	25 51.0	7 14.3	7	1.71	72 100.0
女性	41 100.0	-	3 7.3	3 7.3	9 22.0	21 51.2	5 12.2	5	1.67	60 83.3
男性	6 100.0	-	2 33.3	-	-	2 33.3	2 33.3	2	2.50	10 13.9

別紙資料 6. B4票 1～147

1. 最初の問題発覚時期

10. 性別	件数	発覚成 23 年度中 に	平 発成 23 年 度 中 に	無 回 答
合 計	169 100.0	108 63.9	59 34.9	2 1.2
女性	95 100.0	63 66.3	32 33.7	-
男性	69 100.0	44 63.8	24 34.8	1 1.4

2. 施設種別

10. 性別	件数	児童 養護	児童 自立	情 短	里 親	障 害 関 係	そ の 他	無 回 答
合 計	169 100.0	137 81.1	2 1.2	5 3.0	5 3.0	14 8.3	3 1.8	3 1.8
女性	95 100.0	78 82.1	3 3.2	3 3.2	4 4.2	6 6.3	3 3.2	-
男性	69 100.0	55 79.7	1 1.4	2 2.9	1 1.4	8 11.6	-	2 2.9

3. 主たる被害の種類

10. 性別	件数	性的 虐待	家 庭 内 性 暴 力 被 害	家 庭 外 性 暴 力 被 害	家 別 庭 外 一 性 時 暴 力 被 害 中 の	害 不 特 定 者 か ら の 被 害	そ の 他 重 複 被 害	無 回 答
合 計	169 100.0	23 13.6	19 11.2	80 47.3	1 0.6	6 3.6	30 17.8	10 5.9
女性	95 100.0	11 11.6	12 12.6	47 49.5	-	5 5.3	17 17.9	3 3.2
男性	69 100.0	12 17.4	7 10.1	30 43.5	1 1.4	1 1.4	13 18.8	6 8.7

4. 今回の性暴力被害以外の問題

10. 性別	件数	身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	心 理 的 虐 待	D V 問 題	養 育 困 難	障 害 問 題 (知 的)	障 害 問 題 (身 体)	障 害 問 題 (聴 覚)	障 害 問 題 (視 覚)	障 害 問 題 (重 心)	害 障 害 問 題 (発 達 障 害)	障 害 問 題 (自 閉)	害 障 害 問 題 (心 理 的 発 達 障 害)	性 格 ・ 行 動
合 計	169 100.0	29 17.2	36 21.3	11 6.5	2 1.2	72 42.6	27 16.0	2 1.2	-	1 0.6	-	7 4.1	-	-	6 3.6
女性	95 100.0	14 14.7	26 27.4	6 6.3	1 1.1	40 42.1	16 16.8	1 1.1	-	1 1.1	-	4 4.2	-	-	5 5.3
男性	69 100.0	13 18.8	10 14.5	5 7.2	1 1.4	32 46.4	10 14.5	-	-	-	-	3 4.3	-	-	1 1.4

10. 性別	育 成	非 行	そ の 他	無 回 答
合 計	3 1.8	8 4.7	4 2.4	20 11.8
女性	3 3.2	6 6.3	3 3.2	11 11.6
男性	-	2 2.9	-	7 10.1

5. 特別な同伴問題

10. 性別	件数	問 題 重 複 性 高 い 含 む 面 像	障 害 重 複 性 高 い 含 む 面 像	無 回 答
合 計	169 100.0	2 1.2	3 1.8	164 97.0
女性	95 100.0	-	3 3.2	92 96.8
男性	69 100.0	2 2.9	-	67 97.1

6. 相談受理時の年齢（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	169 100.0	4 2.4	-	6 3.6	8 4.7	7 4.1	7 4.1	14 8.3	11 6.5	12 7.1	13 7.7	12 7.1	15 8.9	13 7.7	16 9.5
女性	95 100.0	3 3.2	-	4 4.2	4 4.2	5 5.3	5 5.3	8 8.4	3 3.2	6 6.3	5 5.3	4 4.2	6 6.3	8 8.4	8 8.4
男性	69 100.0	1 1.4	-	1 1.4	4 5.8	2 2.9	2 2.9	6 8.7	7 10.1	6 8.7	7 10.1	8 11.6	9 13.0	5 7.2	7 10.1

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答	平均	実数合計
合計	7 4.1	5 3.0	7 4.1	8 4.7	4 2.4	9.4	1543 100.0
女性	5 5.3	3 3.2	7 7.4	8 8.4	3 3.2	9.7	896 58.1
男性	2 2.9	2 2.9	-	-	-	8.9	616 39.9

6. 相談受理時の年齢（か月）

6. 相談受理時の年齢（歳）～0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	4 100.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 50.0	-	-	1 25.0
女性	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7	-	-	-
男性	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0

10. 性別	平均	実数合計
合計	6.0	18 100.0
女性	6.0	18 100.0
男性	0.0	0 0.0

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）

10. 性別	件数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
合計	169 100.0	-	-	1 0.6	-	3 1.8	2 1.2	2 1.2	11 6.5	5 3.0	9 5.3	7 4.1	9 5.3	14 8.3	6 3.6
女性	95 100.0	-	-	1 1.1	-	2 2.1	2 2.1	-	6 6.3	1 1.1	2 2.1	3 3.2	5 5.3	6 6.3	3 3.2
男性	69 100.0	-	-	-	-	1 1.4	-	2 2.9	5 7.2	4 5.8	7 10.1	4 4.3	4 4.3	8 11.6	3 4.3

10. 性別	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	無回答	平均	実数合計
合計	4 2.4	6 3.6	8 4.7	5 3.0	-	77 45.6	11.0	1008 100.0
女性	4 4.2	4 4.2	8 8.4	5 5.3	-	43 45.3	11.8	613 60.8
男性	-	2 2.9	-	-	-	31 44.9	9.8	374 37.1

7. 前年度からの事例：23年4月1日（か月）

7. 前年度からの事例：23年4月1日（歳）…0歳

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

10. 性別	平均	実数合計
合計	-	-
女性	-	-
男性	-	-

8. 相談受理時の年齢区分

10. 性別	件数	0～3歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	卒業生・その他中	無回答
合計	169 100.0	8 4.7	28 16.6	36 21.3	47 27.8	27 16.0	17 10.1	6 3.6
女性	95 100.0	6 6.3	16 16.8	18 18.9	18 18.9	18 18.9	15 15.8	4 4.2
男性	69 100.0	2 2.9	12 17.4	17 24.6	28 40.6	8 11.6	2 2.9	-

9. 平成23年4月1日時点での年齢区分

10. 性別	件数	0～3歳未満	3歳～就学前	小学1～3年	小学4～6年	中学生	卒業生・その他中	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	6 3.6	19 11.2	27 16.0	24 14.2	19 11.2	73 43.2
女性	95 100.0	1 1.1	4 4.2	7 7.4	11 11.6	13 13.7	18 18.9	41 43.2
男性	69 100.0	-	2 2.9	12 17.4	13 18.8	11 15.9	1 1.4	30 43.5

10. 性別

10. 性別	件数	女性	男性	無回答
合計	169 100.0	95 56.2	69 40.8	5 3.0
女性	95 100.0	95 100.0	-	-
男性	69 100.0	-	69 100.0	-

11. 加害者の区分（疑い含む）

10. 性別	件数	実父	養父	継父	内縁男性	きょうだい男性	祖父	おじ	その他親族男性	同居人男性	実母	養母	継母	内縁女性	きょうだい女性
合計	169 100.0	2 1.2	-	-	2 1.2	1 0.6	-	-	-	3 1.8	-	-	-	-	-
女性	95 100.0	1 1.1	-	-	2 2.1	1 1.1	-	-	-	2 2.1	-	-	-	-	-
男性	69 100.0	1 1.4	-	-	-	-	-	-	-	1 1.4	-	-	-	-	-

10. 性別	祖母	おば	その他親族女性	同居人女性	（その他）養育男性係者	（その他）養育女性係者	（男性）養育関係者（成人）	（女性）養育関係者（成人）	（男性）養育関係者（児童）	（女性）養育関係者（児童）	（男性）施設関係者（成人）	（女性）施設関係者（成人）	（男性）施設関係者（児童）	（女性）施設関係者（児童）	男性家族以外・の親族見・知知り係
合計	-	-	-	0.6	1	2	-	-	2	1	2	2	126	15	8
女性	-	-	-	1	1	1	-	-	2	1	2	2	74.6	8.9	4.7
男性	-	-	-	1.1	1.1	1	-	-	2.1	1.1	2.1	-	63.2	8.4	7.4
	-	-	-	-	1.4	-	-	-	-	-	-	-	91.3	8.7	1.4

10. 性別	見知らぬ男性	女性家族以外・の親族見・知知り係	見知らぬ女性	数詳細不明男性（単）	数詳細不明男性（複）	数詳細不明女性（単）	数詳細不明女性（複）	無回答
合計	6 3.6	1 0.6	-	3 1.8	2 1.2	-	-	2 1.2
女性	6 6.3	1 1.1	-	3 3.2	2 2.1	-	-	-
男性	-	-	-	-	-	-	-	-

1.2. 被害者と加害者の居住・接触程度

10. 性別	件数	同居施設内で生活	生活起居に同居施設内で	接が生活起居常時所には頻りに	接が生活起居常時所・不定期に	ごくたまに接触	接触程度不明	無回答
合計	169 100.0	141 83.4	2 1.2	6 3.6	4 2.4	3 1.8	12 7.1	1 0.6
女性	95 100.0	72 75.8	1 1.1	5 5.3	3 3.2	2 2.1	12 12.6	-
男性	69 100.0	65 94.2	1 1.4	1 1.4	1 1.4	1 1.4	-	-

1.3. 性暴力被害の発覚経路

10. 性別	件数	学校・保育所・幼稚園・	福祉事務所	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	友人	児童委員	女保1健所・保健セン	医療機関	児童福祉施設	警察	その他	無回答
合計	169 100.0	4 2.4	-	37 21.9	1 0.6	-	1 0.6	3 1.8	-	-	-	111 65.7	1 0.6	8 4.7	3 1.8
女性	95 100.0	4 4.2	-	24 25.3	1 1.1	-	-	2 2.1	-	-	-	57 60.0	1 1.1	6 6.3	-
男性	69 100.0	-	-	13 18.8	-	-	1 1.4	1 1.4	-	-	-	50 72.5	-	2 2.9	2 2.9

1.4. 当初の被害発覚内容

10. 性別	件数	の具体的被害事実	告げ白め被害の疑い	周囲の辺り・関係情報	問題行動から	目撃・物証から	無回答
合計	169 100.0	97 57.4	15 8.9	28 16.6	6 3.6	18 10.7	5 3.0
女性	95 100.0	59 62.1	11 11.6	10 10.5	2 2.1	10 10.5	3 3.2
男性	69 100.0	37 53.6	4 5.8	16 23.2	4 5.8	7 10.1	1 1.4

1.5. 発覚から児相に通報されるまでの時間

10. 性別	件数	即座	1週間以内	2週間以降	無回答
合計	169 100.0	-	124 73.4	25 14.8	20 11.8
女性	95 100.0	-	71 74.7	10 10.5	14 14.7
男性	69 100.0	-	49 71.0	15 21.7	5 7.2

1.5. 発覚から児相に通報されるまでの時間

10. 性別	件数	1週間以内（即座含）	2週間以内	3週間以降	無回答	平均	実数合計
合計	169 100.0	124 73.4	13 7.7	15 8.9	17 10.1	2.0	311 100.0
女性	95 100.0	71 74.7	5 5.3	7 7.4	12 12.6	2.2	179 57.6
男性	69 100.0	49 71.0	8 11.6	8 11.6	4 5.8	2.0	128 41.2

1.6. 発覚時点での性暴力被害内容

10. 性別	件数	何らかの被害・詳細	非接触被害	明接触被害（挿入不）	入接触被害（挿入不）	害接触被害（挿入不）	無回答
合計	169 100.0	19 11.2	8 4.7	19 11.2	102 60.4	14 8.3	7 4.1
女性	95 100.0	8 8.4	6 6.3	14 14.7	54 56.8	9 9.5	4 4.2
男性	69 100.0	8 11.6	2 2.9	5 7.2	47 68.1	5 7.2	2 2.9

1.7. 随伴する問題

10. 性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	-	2 1.2	166 98.2
女性	95 100.0	1 1.1	-	2 2.1	92 96.8
男性	69 100.0	-	-	-	69 100.0

1.9. 被害全体の時期・期間

10. 性別	件数	現在（現在も被害継続）	過去の被害（過去の被害継続）	断続的（断続的あり）	不明	無回答
合計	169 100.0	12 7.1	108 63.9	30 17.8	14 8.3	5 3.0
女性	95 100.0	8 8.4	62 65.3	15 15.8	7 7.4	3 3.2
男性	69 100.0	4 5.8	42 60.9	15 21.7	1 1.4	1 1.4

20. 性暴力被害の頻度

	件数	含常態化へ可能性	断続的	単回	詳細不明	無回答
10. 性別						
合 計	169 100.0	27 16.0	65 38.5	44 26.0	26 15.4	7 4.1
女性	95 100.0	14 14.7	30 31.6	31 32.6	18 18.9	2 2.1
男性	69 100.0	13 18.8	33 47.8	11 15.9	8 11.6	4 5.8

21. 被害の時期

	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
10. 性別					
合 計	169 100.0	6 3.6	155 91.7	3 1.8	5 3.0
女性	95 100.0	5 5.3	84 88.4	3 3.2	3 3.2
男性	69 100.0	1 1.4	67 97.1	-	1 1.4

22. 児童ポルノ画像等の問題

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合 計	169 100.0	2 1.2	156 92.3	11 6.5
女性	95 100.0	1 1.1	86 90.5	8 8.4
男性	69 100.0	1 1.4	66 95.7	2 2.9

23. 被害申告の撤回の有無

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合 計	169 100.0	-	160 94.7	9 5.3
女性	95 100.0	-	90 94.7	5 5.3
男性	69 100.0	-	66 95.7	3 4.3

24. 発覚からの経過時間

	件数	0日目	1～15日目未満	15～30日目未満	30～60日目未満	60～120日目未満	120日目以上	無回答	平均	実数合計
10. 性別										
合 計	169 100.0	2 1.2	101 59.8	11 6.5	8 4.7	5 3.0	2 1.2	1 0.6	39 23.1	1732 100.0
女性	95 100.0	2 2.1	60 63.2	3 3.2	3 3.2	2 2.1	1 1.1	1 1.1	23 24.2	912 52.7
男性	69 100.0	-	40 58.0	8 11.6	5 7.2	3 4.3	1 1.4	-	12 17.4	810 46.8

25. 対応について

	件数	新たに相談受理	課題と相談して極力抜通中の	無回答
10. 性別				
合 計	169 100.0	29 17.2	126 74.6	14 8.3
女性	95 100.0	11 11.6	74 77.9	10 10.5
男性	69 100.0	17 24.6	49 71.0	3 4.3

26. 所としての協議

	件数	鑑所間と催としての対応会	協担レベルだけで	無回答
10. 性別				
合 計	169 100.0	124 73.4	28 16.6	17 10.1
女性	95 100.0	63 66.3	18 18.9	14 14.7
男性	69 100.0	57 82.6	10 14.5	2 2.9

27. 施設内の調査

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合 計	169 100.0	133 78.7	24 14.2	12 7.1
女性	95 100.0	69 72.6	17 17.9	9 9.5
男性	69 100.0	69 87.0	7 10.1	2 2.9

2.8. 具体的な性暴力被害の確認

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合計	169 100.0	127 75.1	28 16.6	14 8.3
女性	95 100.0	69 72.6	15 15.8	11 11.6
男性	69 100.0	54 78.3	13 18.8	2 2.9

2.9. 児相の初期調査・確認方法

	件数	児相が直接確認	轉設に 関係確認係	当面周辺調査	無回答
10. 性別					
合計	169 100.0	83 49.1	71 42.0	2 1.2	13 7.7
女性	95 100.0	39 41.1	43 45.3	2 2.1	11 11.6
男性	69 100.0	41 59.4	27 39.1	-	1 1.4

3.0. 一時保護の実施

	件数	あり	なし	無回答
10. 性別				
合計	169 100.0	6 3.6	157 92.9	6 3.6
女性	95 100.0	2 2.1	88 92.6	5 5.3
男性	69 100.0	4 5.8	65 94.2	-

3.1. 理由

	件数	確指 認置 き同 意た の 継 続 が	替へ え受 け 託保 護に 困 切難 り	保子 ど き れ て の 安 全 が 確	抵本 抗入 が一 時 保 護に	無回答
10. 性別						
合計	169 100.0	44 26.0	-	118 69.8	2 1.2	5 3.0
女性	95 100.0	22 23.2	-	67 70.5	2 2.1	4 4.2
男性	69 100.0	21 30.4	-	47 68.1	1 1.4	1 1.4

3.2. 制限の有無（継続の場合）

	件数	許可 外泊 の制 限	面会 ・ 外出 の制 限	通信 の制 限	制限 なし	無回答
10. 性別						
合計	169 100.0	9 5.3	14 8.3	2 1.2	117 69.8	27 16.0
女性	95 100.0	7 7.4	11 11.6	2 2.1	58 61.1	17 17.9
男性	69 100.0	2 2.9	3 4.3	-	55 79.7	9 13.0

3.3. 被害事実確認面接の実施

	件数	あり	軽な のし みへ 初 期 調 査 構	無回答
10. 性別				
合計	169 100.0	65 38.5	101 59.8	3 1.8
女性	95 100.0	31 32.6	62 65.3	2 2.1
男性	69 100.0	32 46.4	36 52.2	1 1.4

3.4. なしの場合

3.5. 被害事実確認面接の実施…なし（初期調査情報のみ）

	件数	認必 で要 き無 てい いへ る被 害 者	面 接 技 術 者 が 不 足	面 接 技 術 者 不 在	無回答
10. 性別					
合計	101 100.0	73 72.3	1 1.0	-	27 26.7
女性	62 100.0	46 74.2	1 1.6	-	15 24.2
男性	36 100.0	24 66.7	-	-	12 33.3

3.5. 発覚から

3.5. 被害事実確認面接の実施…あり

	件数	0 日 目	1 5 日 目 未 満	満 1 5 日 3 0 日 目 未 満	満 3 0 日 6 0 日 目 未 満	満 6 0 日 1 2 0 日 目 未 満	目 1 2 0 日 1 8 0 日 目 未 満	1 8 0 日 目 以 上	無 回 答	平 均	実 数 合 計
10. 性別											
合計	65 100.0	-	46 70.8	5 7.7	5 7.7	2 3.1	-	3 4.6	4 6.2	22.7	1385 100.0
女性	31 100.0	-	20 64.5	2 6.5	2 6.5	1 3.2	-	3 9.7	3 9.7	34.8	974 70.3
男性	32 100.0	-	24 75.0	3 9.4	3 9.4	1 3.1	-	1 3.1	1 3.1	12.9	400 28.9

3 6. 面接法

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	N I C H D	R A T A C	その他技法	面接者に設定された	一般的な調査面接	無回答
合計	65	2	4	-	31	24	5
	100.0	3.1	6.2	-	47.7	36.9	7.7
女性	31	1	3	-	13	13	1
	100.0	3.2	9.7	-	41.9	41.9	3.2
男性	32	1	1	-	18	11	2
	100.0	3.1	3.1	-	56.3	34.4	6.3

3 7. 被害事実確認面接回数

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	1 回	2 回以上	無回答
合計	65	47	7	11
	100.0	72.3	10.8	16.9
女性	31	23	4	4
	100.0	74.2	12.9	12.9
男性	32	22	3	7
	100.0	68.8	9.4	21.9

3 7. 被害事実確認面接回数

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	1 0 回以上	無回答	平均	実数合計
合計	65	47	6	3	-	-	-	-	-	-	-	9	1.2	68
	100.0	72.3	9.2	4.6	-	-	-	-	-	-	-	13.8	1.2	100.0
女性	31	23	4	2	-	-	-	-	-	-	-	2	1.3	37
	100.0	74.2	12.9	6.5	-	-	-	-	-	-	-	6.5	1.3	54.4
男性	32	22	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7	1.2	29
	100.0	68.8	6.3	3.1	-	-	-	-	-	-	-	21.9	1.2	42.6

3 8. 被害確認面接実施場所

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	一時保護所	児相	その他の場所	無回答
合計	65	2	21	40	2
	100.0	3.1	32.3	61.5	3.1
女性	31	2	9	18	2
	100.0	6.5	29.0	58.1	6.5
男性	32	-	12	20	-
	100.0	-	37.5	62.5	-

3 9. 面接の実施者

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	担当児童福祉司	担当児童心理司	司担当外の児童福祉	司担当外の児童心理	警察官	検事	その他	無回答
合計	65	26	21	11	11	-	-	14	1
	100.0	40.0	32.3	16.9	16.9	-	-	21.5	1.5
女性	31	12	14	3	4	-	-	7	1
	100.0	38.7	45.2	9.7	12.9	-	-	22.6	3.2
男性	32	12	7	7	5	-	-	7	-
	100.0	37.5	21.9	21.9	15.6	-	-	21.9	-

4 0. 面接者の設定人数

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	複数対応	単独対応	無回答
合計	65	21	43	1
	100.0	32.3	66.2	1.5
女性	31	8	22	1
	100.0	25.8	71.0	3.2
男性	32	11	21	-
	100.0	34.4	65.6	-

4 1. 面接者の設定性別

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	男女混合	子どもと同性	被害者の性を避け	無回答
合計	65	15	43	2	5
	100.0	23.1	66.2	3.1	7.7
女性	31	2	27	-	2
	100.0	6.5	87.1	-	6.5
男性	32	13	14	2	3
	100.0	40.6	43.8	6.3	9.4

4 2. バックスタッフの設定

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	65	17	46	2
	100.0	26.2	70.8	3.1
女性	31	7	23	1
	100.0	22.6	74.2	3.2
男性	32	10	21	1
	100.0	31.3	65.6	3.1

4 3. バックスタッフメンバー

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

4 2. バックスタッフの設定…あり

1 0. 性別	件数	児相職員	警察関係者	その他	無回答
合計	17 100.0	11 64.7	-	3 17.6	4 23.5
女性	7 100.0	6 85.7	-	2 28.6	-
男性	10 100.0	5 50.0	-	1 10.0	4 40.0

4 4. 記録方法

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	お録こ面し・録音＋文書	録画・録音のみ	録音＋文書おこし	録音のみ	メモ記録のみ	無回答
合計	65 100.0	3 4.6	1 1.5	1 1.5	-	54 83.1	6 9.2
女性	31 100.0	2 6.5	1 3.2	1 3.2	-	24 77.4	3 9.7
男性	32 100.0	1 3.1	-	-	-	28 87.5	3 9.4

4 5. 面接結果

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	間性示暴力あり被害事実の	含疑性むい暴力鮮被害証反の応強等い	で性暴きす被害を確認	確性認暴力被害無しを	子どもが調査拒否	無回答
合計	65 100.0	45 69.2	10 15.4	7 10.8	-	1 1.5	2 3.1
女性	31 100.0	20 64.5	4 12.9	5 16.1	-	1 3.2	1 3.2
男性	32 100.0	23 71.9	6 18.8	2 6.3	-	-	1 3.1

4 6. 面接確認した性暴力被害内容

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	細何なら明かの被害・詳	非接触被害	明接触被害へ挿入不	入接触被害へ非挿	害接触被害へ挿入被	無回答
合計	65 100.0	4 6.2	2 3.1	5 7.7	49 75.4	3 4.6	2 3.1
女性	31 100.0	2 6.5	2 6.5	5 16.1	20 64.5	-	2 6.5
男性	32 100.0	2 6.3	-	-	27 84.4	3 9.4	-

4 7. 随伴する問題

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	妊娠（中絶）	妊娠（出産）	性感染症	無回答
合計	65 100.0	1 1.5	-	2 3.1	63 96.9
女性	31 100.0	1 3.2	-	2 6.5	29 93.5
男性	32 100.0	-	-	-	32 100.0

4 9. 被害全体の期間

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	へ現在除も性被害継続	の過去除の性被害無しへ現在	継続的あり（再発の危険）	1回のみの被害	不明	無回答
合計	65 100.0	4 6.2	36 55.4	6 9.2	10 15.4	5 7.7	4 6.2
女性	31 100.0	3 9.7	14 45.2	4 12.9	4 12.9	2 6.5	4 12.9
男性	32 100.0	1 3.1	22 68.8	2 6.3	4 12.5	3 9.4	-

5 0. 性暴力被害の頻度

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	含常態化（可能性）	断続的	単回	詳細不明	無回答
合計	65 100.0	11 16.9	27 41.5	17 26.2	7 10.8	3 4.6
女性	31 100.0	5 16.1	13 41.9	7 22.6	3 9.7	3 9.7
男性	32 100.0	6 18.8	14 43.8	8 25.0	4 12.5	-

5 1. 被害の時期

3 3. 被害事実確認面接の実施…あり

1 0. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合計	65 100.0	1 1.5	60 92.3	2 3.1	2 3.1
女性	31 100.0	1 3.2	27 87.1	1 3.2	2 6.5
男性	32 100.0	-	31 96.9	1 3.1	-

5 2. 児童ポルノ画像等の問題

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	65	1	63	1
	100.0	1.5	96.9	1.5
女性	31	-	30	1
	100.0	-	96.8	3.2
男性	32	1	31	-
	100.0	3.1	96.9	-

5 3. 被害申告の撤回の有無

5 3. 被害事実確認面接の実施…あり

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	65	-	64	1
	100.0	-	98.5	1.5
女性	31	-	30	1
	100.0	-	96.8	3.2
男性	32	-	32	-
	100.0	-	100.0	-

5 4. 医療診察の実施

	件	あり	なし	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	169	22	138	9
	100.0	13.0	81.7	5.3
女性	95	18	71	6
	100.0	18.9	74.7	6.3
男性	69	4	62	3
	100.0	5.8	89.9	4.3

5 5. 発覚から

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	0 日 目	1 ～ 5 日 目 未 満	満 1 5 日 目 未 満	満 3 0 日 目 未 満	満 6 0 日 目 未 満	満 1 2 0 日 目 未 満	満 1 8 0 日 目 以 上	無	平	実
1 0. 性別									回	均	数
	数								答		合
合 計	22	13	3	1	1	1	1	4	18.2	12.0	218
	100.0	-	59.1	13.6	4.5	4.5	-	-	-	-	100.0
女性	18	12	3	1	1	1	1	3	16.7	7.3	109
	100.0	-	66.7	16.7	-	-	-	-	-	-	50.5
男性	4	1	1	1	1	1	1	1	25.0	35.7	107
	100.0	-	25.0	-	25.0	25.0	-	-	-	-	49.5

5 6～6 1. 診療科

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	婦 人 科	精 神 科	小 児 科	法 医 科	泌 尿 器 科	そ の 他	無
1 0. 性別								回
	数							答
合 計	22	14	6	3	-	-	-	2
	100.0	63.6	27.3	13.6	-	-	-	9.1
女性	18	14	3	1	-	-	-	1
	100.0	77.8	27.8	5.6	-	-	-	5.6
男性	4	1	2	1	-	-	-	1
	100.0	-	25.0	50.0	-	-	-	25.0

5 6. 診療科と担当医師の性別／婦人科

5 4. 医療診察の実施…あり

5 6～6 1. 診療科…婦人科

	件	男	女	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	14	2	11	1
	100.0	14.3	78.6	7.1
女性	14	2	11	1
	100.0	14.3	78.6	7.1
男性	-	-	-	-

5 7. 診療科と担当医師の性別／精神科

5 4. 医療診察の実施…あり

5 6～6 1. 診療科…精神科

	件	男	女	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	6	1	4	1
	100.0	16.7	66.7	16.7
女性	5	1	3	1
	100.0	20.0	60.0	20.0
男性	1	1	1	-
	100.0	-	100.0	-

5 8. 診療科と担当医師の性別／小児科

5 4. 医療診察の実施…あり

5 6～6 1. 診療科…小児科

	件	男	女	無
1 0. 性別				回
	数			答
合 計	3	3	-	-
	100.0	100.0	-	-
女性	1	1	-	-
	100.0	100.0	-	-
男性	2	2	-	-
	100.0	100.0	-	-

5 9. 診療科と担当医師の性別／法医学

5 4. 医療診療の実施…あり

5 6～6 1. 診療科…法医学

1 0. 性別	件数	男	女	無 回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 0. 診療科と担当医師の性別／泌尿器科

5 4. 医療診療の実施…あり

5 6～6 1. 診療科…泌尿器科

1 0. 性別	件数	男	女	無 回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 1. 診療科と担当医師の性別／その他

5 4. 医療診療の実施…あり

5 6～6 1. 診療科…その他

1 0. 性別	件数	男	女	無 回 答
合 計	—	—	—	—
女性	—	—	—	—
男性	—	—	—	—

6 2. 被害診療の内容

5 4. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件数	て性の暴力被害に 被害について	含む身体的虐待被害を 見被害を疑わせる所	診療科・心理面の 見被害を疑わせる所	その他	無 回 答
合 計	22 100.0	17 77.3	—	4 18.2	—	3 13.6
女性	18 100.0	15 83.3	—	3 16.7	—	2 11.1
男性	4 100.0	2 50.0	—	1 25.0	—	1 25.0

6 3. 被害診療の結果（身体）

5 4. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件数	あ異り体的な被害所見	見被害の疑わせる所	明具・体的な所見被害無し	被害層の所見被害あり別な	を矛盾所見あり被害	無 回 答
合 計	22 100.0	2 9.1	3 13.6	12 54.5	—	—	5 22.7
女性	18 100.0	2 11.1	3 16.7	10 55.6	—	—	3 16.7
男性	4 100.0	—	—	2 50.0	—	—	2 50.0

6 4. 被害診療の結果（心身）

5 4. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件数	の何所から見かあり被害症状	被害症状所見なし	問被害・と症関係あり不明の	ず問題・症状確認せ	無 回 答
合 計	22 100.0	4 18.2	2 9.1	4 18.2	4 18.2	8 36.4
女性	18 100.0	4 22.2	2 11.1	3 16.7	4 22.2	5 27.8
男性	4 100.0	—	—	1 25.0	—	3 75.0

6 5. 医学診療によって確認された性暴力被害内容

5 4. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件数	誰何不明かの被害・詳	非接触被害	明接触被害 （挿入不	入接触被害 （非挿入	害接触被害 （挿入被害	無 回 答
合 計	22 100.0	5 22.7	—	4 18.2	3 13.6	4 18.2	6 27.3
女性	18 100.0	5 27.8	—	4 22.2	3 16.7	4 22.2	2 11.1
男性	4 100.0	—	—	—	—	—	4 100.0

6 6. 随伴する問題

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	妊 婦 (中 絶)	妊 婦 (出 産)	性 感 染 症	無 回 答
1 0. 性別					
合 計	22			2	20
	100.0	-	-	9.1	90.9
女性	18			2	16
	100.0	-	-	11.1	88.9
男性	4				4
	100.0	-	-	-	100.0

6 8. 被害全体の期間

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	(現 在 も 性 被害 継続)	の 過 去 の 性 被害 (し) 現 在	陰 断 性 続 約 り (再 発 の 危 険)	1 回 の み の 被害	不 明	無 回 答
1 0. 性別							
合 計	22	-	10	2	-	4	6
	100.0	-	45.5	9.1	-	18.2	27.3
女性	18	-	8	2	-	3	5
	100.0	-	44.4	11.1	-	16.7	27.8
男性	4	-	2	-	-	1	1
	100.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0

6 9. 性暴力被害の頻度

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	含 常 態 化 (可 能 性)	断 続 的	単 回	詳 細 不 明	無 回 答
1 0. 性別						
合 計	22	2	8	1	7	4
	100.0	9.1	36.4	4.5	31.8	18.2
女性	18	2	8	1	4	3
	100.0	11.1	44.4	5.6	22.2	16.7
男性	4	-	-	-	3	1
	100.0	-	-	-	75.0	25.0

7 0. 被害の時期

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	入 所 前	入 所 後	も入 所 前 から 入 所 後	無 回 答
1 0. 性別					
合 計	22	-	17	1	4
	100.0	-	77.3	4.5	18.2
女性	18	-	14	1	3
	100.0	-	77.8	5.6	16.7
男性	4	-	3	-	1
	100.0	-	75.0	-	25.0

7 1. 児童ポルノ画像等の問題

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	あり	なし	無 回 答
1 0. 性別				
合 計	22	-	19	3
	100.0	-	86.4	13.6
女性	18	-	15	3
	100.0	-	83.3	16.7
男性	4	-	4	-
	100.0	-	100.0	-

7 2. 被害申告の撤回の有無

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	あり	なし	無 回 答
1 0. 性別				
合 計	22	-	19	3
	100.0	-	86.4	13.6
女性	18	-	15	3
	100.0	-	83.3	16.7
男性	4	-	4	-
	100.0	-	100.0	-

7 3. 医師から子どもへの直接助言

5 4. 医療診察の実施…あり

	件	あり	なし	無 回 答
1 0. 性別				
合 計	22	7	8	7
	100.0	31.8	36.4	31.8
女性	18	6	7	5
	100.0	33.3	38.9	27.8
男性	4	1	1	2
	100.0	25.0	25.0	50.0

7 4. 医師から子どもへの直接助言

5 4. 医療診療の実施…あり

1 0. 性別	件 数	診 察 結 果 の み	康 身 告 知 性 含 め た 飛 達 の 健	無 回 答
合 計	22	6	3	13
	100.0	27.3	13.6	59.1
女性	18	5	3	10
	100.0	27.8	16.7	55.6
男性	4	1	0	3
	100.0	25.0	-	75.0

7 5. 関係者面接調査／加害者（疑い）

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	169	109	57	3
	100.0	64.5	33.7	1.8
女性	95	53	39	3
	100.0	55.8	41.1	3.2
男性	69	51	18	0
	100.0	73.9	26.1	-

7 6. 関係者面接調査／周囲の関係児童

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	169	81	80	8
	100.0	47.9	47.3	4.7
女性	95	39	53	3
	100.0	41.1	55.8	3.2
男性	69	38	26	5
	100.0	55.1	37.7	7.2

7 7. 関係者面接調査／施設職員

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	169	121	41	7
	100.0	71.6	24.3	4.1
女性	95	61	29	5
	100.0	64.2	30.5	5.3
男性	69	55	12	2
	100.0	79.7	17.4	2.9

7 8. 関係者面接調査／その他の関係者

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	169	21	129	19
	100.0	12.4	76.3	11.2
女性	95	12	73	10
	100.0	12.6	76.8	10.5
男性	69	8	54	7
	100.0	11.6	78.3	10.1

7 9. 加害者（疑い）

7 5. 関係者面接調査／加害者（疑い）…あり

1 0. 性別	件 数	加 害 事 実 を 認 め る	め ー る 部 加 害 事 実 を 認 め る	害 行 性 を は 認 め る が 加 害 者 と 認 め る	ず 事 ・ 実 全 確 面 認 言 に 認 証 ら れ る	無 回 答
合 計	109	85	7	5	7	5
	100.0	78.0	6.4	4.6	6.4	4.6
女性	53	38	6	-	5	4
	100.0	71.7	11.3	-	9.4	7.5
男性	51	43	1	4	2	1
	100.0	84.3	2.0	7.8	3.9	2.0

8 0. その他の関係者から

7 6～7 8. 関係者面接調査／その他の関係者…あり

1 0. 性別	件 数	言 被 ・ 害 情 事 報 告 の 確 有 認 証 力 証	る 被 害 情 報 事 を 実 証 を 認 証 わ せ る	な 被 害 情 報 事 を 実 証 を 認 証 定 的 に 認 証 し る	有 力 情 報 な し	無 回 答
合 計	133	78	23	2	12	18
	100.0	58.6	17.3	1.5	9.0	13.5
女性	69	37	13	1	8	10
	100.0	53.6	18.8	1.4	11.6	14.5
男性	59	37	9	1	4	8
	100.0	62.7	15.3	1.7	6.8	13.6

8 1. 確認された被害内容

1 0. 性別	件数	紐何らかの被害・詳	非接触被害	（明）接触被害（挿入不	（入）接触被害（非挿入）	（害）接触被害（挿入被害）	無回答
合 計	169 100.0	10 5.9	10 5.9	13 7.7	117 69.2	15 8.9	4 2.4
女性	95 100.0	7 7.4	10 10.5	9 9.5	56 58.9	10 10.5	3 3.2
男性	69 100.0	2 2.9	-	5 5.8	4 82.6	5 7.2	1 1.4

8 2. 随伴する問題

1 0. 性別	件数	妊婦（中絶）	妊婦（出産）	性感染症	無回答
合 計	169 100.0	1 0.6	-	3 1.8	166 98.2
女性	95 100.0	1 1.1	-	3 3.2	92 96.8
男性	69 100.0	-	-	-	69 100.0

8 4. 被害全体の期間

1 0. 性別	件数	へ現在危険も被害継続（含）	の過去危険の被害無し（現性）	陰断性続あり（再発の危	1回のみの被害	不明	無回答
合 計	169 100.0	8 4.7	81 47.9	32 18.9	25 14.8	13 7.7	10 5.9
女性	95 100.0	5 5.3	42 44.2	16 16.8	17 17.9	7 7.4	8 8.4
男性	69 100.0	3 4.3	37 53.6	15 21.7	6 8.7	6 8.7	2 2.9

8 5. 性暴力被害の頻度

1 0. 性別	件数	含常態化へ可能性	断続的	単回	詳細不明	無回答
合 計	169 100.0	23 13.6	72 42.6	42 24.9	23 13.6	9 5.3
女性	95 100.0	11 11.6	41 43.2	25 26.3	11 11.6	7 7.4
男性	69 100.0	11 15.9	29 42.0	15 21.7	12 17.4	2 2.9

8 6. 被害の時期

1 0. 性別	件数	入所前	入所後	も入所前から入所後	無回答
合 計	169 100.0	4 2.4	155 91.7	4 2.4	6 3.6
女性	95 100.0	3 3.2	83 87.4	4 4.2	5 5.3
男性	69 100.0	1 1.4	67 97.1	-	1 1.4

8 7. 児童ポルノ画像等の問題

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	169 100.0	2 1.2	156 92.3	11 6.5
女性	95 100.0	1 1.1	86 90.5	8 8.4
男性	69 100.0	1 1.4	66 95.7	2 2.9

8 8. 被害申告の撤回の有無

1 0. 性別	件数	あり	なし	無回答
合 計	169 100.0	1 0.6	159 94.1	9 5.3
女性	95 100.0	1 1.1	88 92.6	6 6.3
男性	69 100.0	-	67 97.1	2 2.9

8.9. 初発被害から発覚まで（年）

10. 性別	件数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年以上	無回答	平均
合計	169 100.0	35 20.7	13 7.7	4 2.4	1 0.6	1 0.6	1 0.6	1 0.6	-	1 0.6	2 1.2	-	110 65.1	1.1
女性	95 100.0	21 22.1	5 5.3	-	-	1 1.1	1 1.1	1 1.1	-	1 1.1	2 2.1	-	63 66.3	1.4
男性	69 100.0	14 20.3	7 10.1	3 4.3	1 1.4	-	-	-	-	-	-	-	44 63.8	0.6

10. 性別	実数合計
合計	65 100.0
女性	46 70.8
男性	16 24.6

8.9. 初発被害から発覚まで（か月）

8.9. 初発被害から発覚まで（年）→0年

10. 性別	件数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	無回答
合計	35 100.0	11 31.4	6 17.1	3 8.6	4 11.4	2 5.7	1 2.9	3 8.6	1 2.9	-	1 2.9	-	-	3 8.6
女性	21 100.0	10 47.6	5 23.8	2 9.5	1 4.8	-	-	-	1 4.8	-	-	-	-	2 9.5
男性	14 100.0	1 7.1	1 7.1	1 7.1	3 21.4	2 14.3	1 7.1	3 21.4	-	-	1 7.1	-	-	1 7.1

10. 性別	平均	実数合計
合計	2.2	71 100.0
女性	1.0	19 26.8
男性	4.0	52 73.2

9.0. 加害者排除

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	一時的に分離	困難	未定・不明	無回答
合計	169 100.0	72 42.6	38 22.5	2 1.2	38 22.5	5 3.0	6 3.6	8 4.7
女性	95 100.0	44 46.3	20 21.1	2 2.1	15 15.8	3 3.2	5 5.3	6 6.3
男性	69 100.0	28 40.6	15 21.7	-	21 30.4	2 2.9	1 1.4	2 2.9

9.1. 加害者への関与

10. 性別	件数	指導・治療	監視・注意配慮	不能・不明	無回答
合計	169 100.0	99 58.6	28 16.6	28 16.6	14 8.3
女性	95 100.0	49 51.6	15 15.8	20 21.1	11 11.6
男性	69 100.0	46 66.7	12 17.4	8 11.6	3 4.3

9.2. 継続の理由

10. 性別	件数	さと加れも害たの者安排全除がさ確れ保子	指數重に安全注意・	加害者の動向把握	子供と況も変がわ望らんないが	無回答
合計	169 100.0	66 39.1	78 46.2	12 7.1	3 1.8	20 11.8
女性	95 100.0	38 40.0	38 40.0	5 5.3	2 2.1	16 16.8
男性	69 100.0	28 40.6	35 50.7	6 8.7	1 1.4	4 5.8

9.3. 保護者への支援

10. 性別	件数	特に意識して実施	施一般相談として実施	無回答
合計	169 100.0	48 28.4	57 33.7	64 37.9
女性	95 100.0	26 27.4	31 32.6	38 40.0
男性	69 100.0	19 27.5	25 36.2	25 36.2

9.4. ガイドライン冊子の使用

10. 性別	件数	使用した	一部改変して使用	別のものを使用	使用せず	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	18 1.8	0.6 0.6	98 58.0	66 39.1
女性	95 100.0	1 1.1	-	1.1 1.1	55 57.9	38 40.0
男性	69 100.0	-	1.4 1.4	-	40 58.0	28 40.6

9.5. 被害児支援について

10. 性別	件数	積極的に支援	一部制限付き支援	愚問・拒否感あり	拒否	無回答
合計	169 100.0	53 31.4	24 14.2	7 4.1	4 2.4	81 47.9
女性	95 100.0	28 29.5	13 13.7	4 4.2	2 2.1	48 50.5
男性	69 100.0	20 29.0	11 15.9	3 4.3	2 2.9	33 47.8

9.6. 接触制限の有無

10. 性別	件数	保護者の秘匿	通信・面会の制限	接非加害保護者のみ	検討中	制限なし	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	17 10.1	2 1.2	-	119 70.4	30 17.8
女性	95 100.0	-	13 13.7	2 2.1	-	62 65.3	18 18.9
男性	69 100.0	1 1.4	4 5.8	-	-	52 75.4	12 17.4

9.7. 子どもの身柄の行き先

10. 性別	件数	施設継続	措置変更	引き取り	無回答
合計	169 100.0	142 84.0	3 1.8	3 1.8	21 12.4
女性	95 100.0	79 83.2	2 2.1	2 2.1	12 12.6
男性	69 100.0	58 84.1	1 1.4	1 1.4	9 13.0

9.8. 施設入所措置の継続

9.7. 子どもの身柄の行き先…施設継続

10. 性別	件数	意あり（親権者間）	てあり（28条準立）	無回答
合計	142 100.0	137 96.5	1 0.7	4 2.8
女性	79 100.0	76 96.2	1 1.3	2 2.5
男性	58 100.0	56 96.6	-	2 3.4

9.9. 措置変更

9.7. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	意あり（保護者間）	てあり（28条準立）	無回答
合計	3 100.0	3 100.0	-	-
女性	2 100.0	2 100.0	-	-
男性	1 100.0	1 100.0	-	-

10.0. 措置変更先

9.7. 子どもの身柄の行き先…措置変更

10. 性別	件数	児童養護	児童自立	情短	里親	障害関係	その他	無回答
合計	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-	-
女性	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-
男性	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-

101. 引き取り先

97. 子どもの身柄の行き先…引き取り

10. 性別	件数	もとの家庭	加害者のいない自宅	親族宅	その他	無回答
合計	3100.0	266.7	-	-	133.3	-
女性	2100.0	150.0	-	-	150.0	-
男性	1100.0	1100.0	-	-	-	-

102. 引き取りの理由（主たる理由）

97. 子どもの身柄の行き先…引き取り

10. 性別	件数	被害が確認されな	子どもたちが帰宅を強	調外のまま戻らず	適切な施設が見当	保子された安全が確	その他	無回答
合計	3100.0	-	-	-	-	-	266.7	133.3
女性	2100.0	-	-	-	-	-	150.0	50.0
男性	1100.0	-	-	-	-	-	1100.0	-

103. 以後の対応

10. 性別	件数	児童福祉司指導	継続指導	調査継続	終結	無回答
合計	169100.0	42.4	2213.0	-	137.7	13076.9
女性	95100.0	22.1	1010.5	-	55.3	7882.1
男性	69100.0	22.9	913.0	-	811.6	5072.5

104. 児福法28条の申請

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169100.0	-	15088.8	-	1911.2
女性	95100.0	-	8185.3	-	1414.7
男性	69100.0	-	6492.8	-	57.2

105. 児福法28条の承認

10. 性別	件数	承認	却下	申し立て中	取り下げ	無回答
合計	169100.0	-	-	-	-	169100.0
女性	95100.0	-	-	-	-	95100.0
男性	69100.0	-	-	-	-	69100.0

106. 接触制限の有無

10. 性別	件数	保護先の秘匿	通信・面会の制限	検討中	制限なし	無回答
合計	169100.0	-	53.0	-	6538.5	9958.6
女性	95100.0	-	44.2	-	3132.6	6063.2
男性	69100.0	-	11.4	-	3043.5	3855.1

107. 接近禁止命令

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169100.0	-	12171.6	-	4828.4
女性	95100.0	-	6467.4	-	3132.6
男性	69100.0	-	5275.4	-	1724.6

108. 児福法33条の6請求（親権喪失の宣告）

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169100.0	-	11970.4	-	5029.6
女性	95100.0	-	6366.3	-	3233.7
男性	69100.0	-	5173.9	-	1826.1

1 0 9. 親権喪失の宣告

1 0. 性別	件 数	宣 告	却 下	請 求 中	取 り 下 げ	無 回 答
合 計	169 100.0	-	4 2.4	-	-	165 97.6
女性	95 100.0	-	3 3.2	-	-	92 96.8
男性	69 100.0	-	1 1.4	-	-	68 98.6

1 1 0. 家庭裁判所への送致

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	検 討 中	無 回 答
合 計	169 100.0	-	114 67.5	-	55 32.5
女性	95 100.0	-	60 63.2	-	35 36.8
男性	69 100.0	-	49 71.0	-	20 29.0

1 1 1. 家庭裁判所の観護措置

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	169 100.0	-	106 62.7	63 37.3
女性	95 100.0	-	55 57.9	40 42.1
男性	69 100.0	-	46 66.7	23 33.3

1 1 2. 家庭裁判所の審判結果

1 0. 性別	件 数	審 判 不 開始	審 理 中	少 年 院 送 致	送 児 救 護 百 立 支 援 施設	児 相 送 致	保 護 観 察	監 護 措 置 中	無 回 答
合 計	169 100.0	-	-	-	-	-	-	-	169 100.0
女性	95 100.0	-	-	-	-	-	-	-	95 100.0
男性	69 100.0	-	-	-	-	-	-	-	69 100.0

1 1 3. 初動から連絡・連携

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	無 回 答
合 計	169 100.0	10 5.9	137 81.1	22 13.0
女性	95 100.0	10 10.5	74 77.9	11 11.6
男性	69 100.0	-	58 84.1	11 15.9

1 1 4. 児童買春・児童ポルノ法通報

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	検 討 中	無 回 答
合 計	169 100.0	-	139 82.2	-	30 17.8
女性	95 100.0	-	77 81.1	-	18 18.9
男性	69 100.0	-	57 82.6	-	12 17.4

1 1 5. その他警察への通報・相談

1 0. 性別	件 数	あ り	な し	検 討 中	無 回 答
合 計	169 100.0	9 5.3	132 78.1	-	28 16.6
女性	95 100.0	8 8.4	71 74.7	-	16 16.8
男性	69 100.0	1 1.4	56 81.2	-	12 17.4

116. 事情聴取の付添い

10. 性別	件数	あり	なし	部分的	無回答
合計	169 100.0	3 1.8	131 77.5	1 0.6	34 20.1
女性	95 100.0	3 3.2	74 77.9	1 1.1	17 17.9
男性	69 100.0	-	52 75.4	-	17 24.6

117. 刑事告訴

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169 100.0	4 2.4	138 81.7	-	27 16.0
女性	95 100.0	4 4.2	76 80.0	-	15 15.8
男性	69 100.0	-	57 82.6	-	12 17.4

118. 刑事告発（暴行・傷害）

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169 100.0	3 1.8	141 83.4	-	25 14.8
女性	95 100.0	3 3.2	75 78.9	-	17 17.9
男性	69 100.0	-	62 89.9	-	7 10.1

119. 刑事告発 児童福祉法違反

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	141 83.4	1 0.6	26 15.4
女性	95 100.0	1 1.1	76 80.0	1 1.1	17 17.9
男性	69 100.0	-	61 88.4	-	8 11.6

120. 刑事告発 青少年保護条例

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169 100.0	3 1.8	139 82.2	1 0.6	26 15.4
女性	95 100.0	3 3.2	74 77.9	1 1.1	17 17.9
男性	69 100.0	-	61 88.4	-	8 11.6

121. 少年法による対応

10. 性別	件数	あり	なし	検討中	無回答
合計	169 100.0	2 1.2	141 83.4	-	26 15.4
女性	95 100.0	1 1.1	77 81.1	-	17 17.9
男性	69 100.0	1 1.4	60 87.0	-	8 11.6

122. 警察・検察への申し書の提出

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	169 100.0	-	138 81.7	31 18.3
女性	95 100.0	-	77 81.1	18 18.9
男性	69 100.0	-	57 82.6	12 17.4

124. 告訴・告発時の弁護士付添い

10. 性別	件数	あり	なし	無回答
合計	169 100.0	2 1.2	119 70.4	48 28.4
女性	95 100.0	2 2.1	66 69.5	27 28.4
男性	69 100.0	-	49 71.0	20 29.0

125. その後の経過

10. 性別	件数	捜査中	逮捕	起訴	不起訴	示談・取り下げ	公判中	有罪	無罪	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	3 1.8	-	-	-	-	2 1.2	-	163 96.4
女性	95 100.0	1 1.1	3 3.2	-	-	-	-	2 2.1	-	89 93.7
男性	69 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	69 100.0

127. PTSD PTSD様症状

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	3 1.8	4 2.4	7 4.1	16 9.5	-	149 88.2
女性	95 100.0	3 3.2	3 3.2	5 5.3	12 12.6	-	80 84.2
男性	69 100.0	1 1.4	1 1.4	2 2.9	4 5.8	-	64 92.8

128. 解離 解離様状態

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	-	1 0.6	5 3.0	6 3.6	-	163 96.4
女性	95 100.0	-	1 1.1	4 4.2	5 5.3	-	90 94.7
男性	69 100.0	-	-	1 1.4	1 1.4	-	68 98.6

129. パニック・興奮・暴力

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	10 5.9	9 5.3	10 5.9	12 7.1	-	154 91.1
女性	95 100.0	5 5.3	4 4.2	6 6.3	8 8.4	-	87 91.6
男性	69 100.0	5 7.2	4 5.8	4 5.8	4 5.8	-	63 91.3

130. 気分変動・うつ状態

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	2 1.2	2 1.2	8 4.7	10 5.9	-	156 92.3
女性	95 100.0	1 1.1	1 1.1	7 7.4	8 8.4	-	85 89.5
男性	69 100.0	1 1.4	1 1.4	1 1.4	2 2.9	-	66 95.7

131. 不眠・心身症状

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	-	4 2.4	7 4.1	-	159 94.1
女性	95 100.0	-	-	4 4.2	5 5.3	-	88 92.6
男性	69 100.0	1 1.4	-	-	2 2.9	-	66 95.7

132. その他精神科問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	1 0.6	4 2.4	6 3.6	-	163 96.4
女性	95 100.0	1 1.1	1 1.1	4 4.2	6 6.3	-	89 93.7
男性	69 100.0	-	-	-	-	-	69 100.0

133. 不登校・閉じこもり

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	施設前施設	施設後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	6 3.6	1 0.6	5 3.0	7 4.1	1 0.6	155 91.7
女性	95 100.0	6 6.3	1 1.1	3 3.2	5 5.3	-	84 88.4
男性	69 100.0	-	-	2 2.9	2 2.9	1 1.4	66 95.7

1.3.4. 自傷行為・自殺企図

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	-	-	4 2.4	5 3.0	-	163 96.4
女性	95 100.0	-	-	3 3.2	4 4.2	-	90 94.7
男性	69 100.0	-	-	1 1.4	1 1.4	-	68 98.6

1.3.5. 過剰・仮性適応の疑い

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	-	4 2.4	4 2.4	-	163 96.4
女性	95 100.0	4 4.2	-	3 3.2	4 4.2	-	90 94.7
男性	69 100.0	1 1.4	-	-	-	-	68 98.6

1.3.6. 性被害問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	4 2.4	4 2.4	15 8.9	8 4.7	-	149 88.2
女性	95 100.0	3 4.2	3 3.2	8 8.4	6 6.3	-	84 88.4
男性	69 100.0	1 1.4	1 1.4	7 10.1	2 2.9	-	60 87.0

1.3.7. 多重被害問題

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	1 0.6	1 0.6	2 1.2	2 1.2	-	166 98.2
女性	95 100.0	1 1.1	1 1.1	2 2.1	2 2.1	-	92 96.8
男性	69 100.0	-	-	-	-	-	69 100.0

1.3.8. 家出・無断外出

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	2 1.2	1 0.6	5 3.0	7 4.1	-	157 92.9
女性	95 100.0	2 2.1	1 1.1	5 5.3	6 6.3	-	84 88.4
男性	69 100.0	-	-	-	1 1.4	-	68 98.6

1.4.0. 暴言・暴力・いじめ加害

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	4 2.4	2 1.2	6 3.6	9 5.3	-	158 93.5
女性	95 100.0	2 2.1	1 1.1	4 4.2	7 7.4	-	86 90.5
男性	69 100.0	2 2.9	1 1.4	2 2.9	2 2.9	-	67 97.1

1.4.1. 夜間徘徊・虞犯行為

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	2 1.2	1 0.6	3 1.8	6 3.6	-	161 95.3
女性	95 100.0	2 2.1	1 1.1	3 3.2	6 6.3	-	87 91.6
男性	69 100.0	-	-	-	-	-	69 100.0

1.4.2. 万引き・盗み

10. 性別	件数	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	先措置変更・引き取り	無回答
合計	169 100.0	2 1.2	-	8 4.7	9 5.3	1 0.6	153 90.5
女性	95 100.0	2 2.1	-	6 6.3	7 7.4	-	83 87.4
男性	69 100.0	-	-	2 2.9	2 2.9	1 1.4	65 94.2

143. シンナー・薬物

14.3. シンナー・毒物		件	入 所 前	現 施 設 入 所 前	施 設 前 施 設	施 設 後 施 設	先 指 定 ・ 引 き 取 り	無 回 答
10. 性別		数						
合 計		169 100.0	-	-	-	-	-	169 100.0
女性		95 100.0	-	-	-	-	-	95 100.0
男性		69 100.0	-	-	-	-	-	69 100.0

144. 兒童買春・援助交際

1.4.4. 別重員表・援助父兄		件	入 所 前	現 施 設 入 所 前	給 養 前 施 設	給 養 後 施 設	先 指 量 渡 ・ 引 き 取 り	無 回 答
1.0. 性別		数						
合 計	169 100.0	-	-	3 1.8	4 2.4	-	164 97.0	
女性	95 100.0	-	-	3 3.2	4 4.2	-	90 94.7	
男性	69 100.0	-	-	-	-	-	69 100.0	

145. その他の性的問題

1.4.5. その他の性的問題		件	入 所 前	現 施 施 入 所 前	施 入 前 施設	施 入 後 施設	先 指 定 ・ 引 き 取 り	無 回 答
10. 性別		数						
合 計	169 100.0	9 5.3	5 3.0	10 5.9	16 9.5	-	148 87.6	
女性	95 100.0	8 8.4	5 5.3	9 9.5	12 12.6	-	79 83.2	
男性	69 100.0	1 1.4	-	1 1.4	4 5.8	-	64 92.8	

146. その他

146. その他		件	入 所 前	現 施 設 入 所 前	施 算 前 施 設	施 算 後 施 設	先 措 置 費 ・ 引 き 取 り	無 回 答
10. 性別		数						
合 計	169 100.0	4 2.4	2 1.2	5 3.0	3 1.8	-	160 94.7	
女性	95 100.0	2 2.1	-	-	1 1.1	-	92 96.8	
男性	69 100.0	2 2.9	2 2.9	5 7.2	2 2.9	-	63 91.3	

147. 子の安全についての総括評価（印象5段階）

			件	再犯率 （％）	第1被害者への危険性あり、被害者の危険性あり	第2被害者の危険性あり	第3被害者の危険性あり	第4被害者の危険性あり	第5被害者の危険性あり	第6被害者の危険性あり	第7被害者の危険性あり	第8被害者の危険性あり	第9被害者の危険性あり	第10被害者の危険性あり	無回答	平均	割合	合計
10.性別			数															
合計		169	100.0	3.8	139	82.2	0.6	-	-	-	-	-	-	-	26	15.4	4.01	574.100.0
女性		95	100.0	3.2	74	77.9	1.1	-	-	-	-	-	-	-	17	17.9	4.03	314.54.7
男性		60	100.0	4.0	81	88.3	-	-	-	-	-	-	-	-	8	11.6	4.00	244.42.5

児童相談所 性暴力被害事案調査 所票の記入について。

1. この所票は各児童相談所でひとつの回答を頂くことを想定しています。
2. 回答者欄には、この調査回答について、調査者側からお尋ねしたいこと、確認申し上げたいことが生じた場合の連絡先となる代表者窓口のお名前をご記入ください。
3. 回答内容についての基本的な期日は特に指定が無い場合には平成 23 年 4 月の年度当初の体制、状況を基準として下さい。
4. 相談の対応に関する質問項目は、平成 23 年 3 月の厚生労働省科学研究(研究代表者 柳澤正義)の研究報告書による「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」を基本的な参照枠とした構成になっています。なお、本ガイドラインを含む保護者向け冊子や関係機関向け冊子等全ての関係資料は「愛育ネット www.aiikunet.jp のホームページからダウンロードできます。
5. 上記 4.により、従来、児童相談所領域では、子どもの性的被害問題は「性的虐待」「監護責任者のネグレクト問題としての性被害」「その他の性犯罪被害」「性非行」「被害・加害の混在も含む性加害」などと分類されてきましたが、本調査では、基本的に家庭内生活環境の範囲で親密な人間関係において発生した性暴力被害を、親権者・保護者・監護責任者による「性的虐待」を含めて「家庭内性暴力被害(およびその疑い)」とし、その他の性被害を、援助交際や売買春など性非行に伴う被害を含め「家庭外性暴力被害」、そして被害から派生する行為も含めた「性加害」と大きく分類して扱っています。
6. 問 55.の調査保護と通告内容の質問項目については、別紙の項目内容を参照してご回答ください。

所票の記入にあたって

問 55.の設問について

家庭内性暴力被害の疑い要件(子どもからの告白等)の分類

平成 23 年 3 月 厚生労働省科学研究(研究代表者 柳澤正義)研究報告書「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」より

子どもからの開示によるもの

- ① 明らかな性暴力被害の具体的事実説明
- ② 何らかの性暴力被害を疑わせる陳述
- ③ よりあいまいだが何らかの性暴力被害の進行の恐れがある陳述（きょうだい間性暴力含）

子どもからの開示によらないもの

- ④ 子どもの問題（非行 性格行動上の問題）の背景に性暴力被害が想定される(別の相談)
- ⑤ 明らかな目撃や客観証拠の入手

① 明らかな性的虐待行為にあたること（子どもの安全への重篤な侵害行為 性的搾取行為）

1. 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など（日本の刑法では口に性器を入れることは強姦罪にならないが、ヨーロッパ諸国では強姦罪になる。）
2. 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆
3. 性器や性交を子どもに見せる
4. ポルノグラフィーの被写体などにする

② 性的虐待を疑わせること（性的虐待の存在を疑わせる子どもの表現）

1. エッチなことをしてくる
2. 体を触りにくる 体を触られる なでられるのがイヤ なめたりする等の不快接触
3. 体を触らせられるのがイヤ
4. お布団に入ってくる
5. 服を脱がされる 裸にされるのがイヤ（場面不明で）
6. キスをされるのがイヤ
7. 息を吹きかけられる（フウ〜ッ とかハァ〜ッ 等とされる）のがイヤ
8. エッチなビデオ DVD を観せられる 横で観ている 音が聞こえる
9. 抱きつかれるのがイヤ くっついてくるのがイヤ
10. 写真撮られる 映されるのがイヤ（場面・内容不明で）
11. (子どもの見ているところで) エッチしている 見せられる
12. (性交渉とは限らないが) エッチなこと、ところを見せられる

③ 性的虐待の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせること（子どもからの告白による情報は周辺情報）

1. 異性の保護者と一緒にお風呂に入る（年齢要件、子どもの忌避を考慮）
2. 風呂で体を洗われる 相手の体を洗う（内容不明確）
3. 裸でうろうろする 性器が見えている
4. 裸をのぞかれる（風呂やトイレ、着替えなど）お風呂をのぞかれる:疑いを含む
5. 置いてある下着に触られる 盗まれる（疑いを含む）
6. 部屋をこっそりのぞかれる 子どもの衣服・持ちものを こっそり触りにくる 持ち出す（疑いを含む）

④ 性的虐待の潜在可能性がある、子ども自身の問題行動子どもからの告白によらない行動上の問題

子どもからの被害の告白が無い場合の性的虐待の疑い通告の対応は、当事者の否定によっても事実の推定、あるいは認定が可能な程の客観的な事実情報が必要となる。

ただし例えば以下のような行為が認められた場合には対応の相談としての情報提供段階で何らかの性的虐待の疑いとしての通告受理は成立すると考えられる。調査方法・事情聴取の妥当性について慎重な対応が必要。

1. 子ども自身が性的行為を遊びとして他の子どもに仕掛ける。（他の子どもの安全にとって性的な侵害性がある行為）
2. 過剰で強迫的なマスターベーションを時に人前でも行う。（ストレス性の問題による場合もある）
3. 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現

⑤ 性的虐待の目撃・問題事実

子どもからの告白は無いが、何らかの子どもの性被害を目撃、あるいはそれに近い2～3）にあたるような事実について証拠性のある情報がある

1. 何らかの子どもへの性加害・被害場面や行動・行為の直接目撃
2. 携帯電話やパソコン、カメラ、ビデオカメラ等に当該子どものポルノ画像がある
3. 何らの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性病感染

自治体名				児童相談所名			
1.管内人口				回答者：職名			
2.児童人口(0～18歳未満)				回答者氏名			
■相談対応職員の状況(平成24年4月1日現在)				常勤(他機関兼務含)：人数		非常勤・嘱託等：人数	
3.相談対応職員総数							
4.児童福祉司							
5.相談員 支援員等(直接相談対応)							
6.相談員 支援員等(電話相談等)							
7.児童心理司							
8.医師 小児科							
9. 精神科							
10. その他							
11.保健師(児童福祉司として任用)							
12.保健師(保健師として任用)							
13.性的虐待対応専任職員(面接担当等)							
14.警察官(現職)							
15.警察官(OB)							
16.その他 ()							
17.虐待対応専従担当の有無				1.あり 2.なし *1.あり の場合以下にご回答ください			
				常勤：人数		非常勤・嘱託等：人数	
18.児童福祉司							
19.児童心理司							
20.保健師							
21.医師							
22.警察官(現職 派遣)							
23.警察官 OB							
24.その他 ()							
25. 相談担当の仕方		1.複数の管内を広域担当 2. 各児相の管内地区のみを担当					
26. 広域担当の場合		1.各児相の地区担当とチームになる 2.専従班として対応業務全般を担当 3.専従班として特定業務を担当(保護や被害確認面接 親子支援)					
27. 管内地区のみ担当		1.地区担当とチームになる 2.専従班として対応業務を担当 3.専従班として特定業務を担当(保護や被害確認面接、親子支援)					
28.親子支援の専従担当の有無				1.あり 2.なし *1.あり の場合以下の項目にご回答ください			
				常勤：人数		非常勤・嘱託等：人数	
29.児童福祉司							
30.児童心理司							
31.保健師							
32.医師							
33.警察官(現職 OB)							
34.その他 ()							
35.相談担当範囲		1.複数の管内を広域担当 2. 各児相の管内地区のみを担当					
36. 広域担当の場合		1.各児相の地区担当とチームになる 2.専従班として対応業務全般を担当 3.専従班として特定業務を担当(保護や被害確認面接 親子支援)					
37. 管内地区のみ担当		1.地区担当とチームになる 2.専従班として対応業務を担当 3.専従班として特定業務を担当(保護や被害確認面接、親子支援)					

以下の各該当する項目にご記入ください。

■虐待対応に関して相談・コンサルテーション SVなどを提供するスタッフ(複数回答あり)	
38.医療関係者	1.児童精神科 2.小児科 3.産婦人科 4.脳外科 5.法医学 6.放射線科 7.その他
39.その他	1.弁護士 2.大学等学識関係者(専門分野)
40.法的対応における弁護士の参加・協力の有無	1.あり 2.なし *ありの場合 → 41. 42.へ
41.内容：児相対応	1.コンサルテーション・相談のみ 2.申し立て・告発の助言 3.申し立て代理人
42.内容：子ども支援	1.相談・助言者 2.法的対応での付き添い 3.告訴の代理人

■性的虐待対応ガイドラインの参照状況(全員の標準的水準 該当1項目に○印)	
43. 性的虐待対応ガイドラインの周知状況	1.全部読んでいる 2.概ね目を通した 3.一部読んだ 4.一応知っているが読んでいない 5.よく知らない
44. 性的虐待対応ガイドライン 2011年版の業務反映状況	1.原則ガイドライン 2011年版に従って対応 2.独自のガイドラインに従って対応 3.一般的虐待対応手引きの範囲に従って対応 4.特に意識していない

■初期被害調査について(基本的に代表的項目 単一回答 Q45 例外がある場合にはその旨併記して複数回答)

45. 通告受理直後の初期調査の実施状況	1. 通告が子どもの開示直後であれば即日直接接触を原則 2. 通告が子どもの開示直後であれば出来るだけ速やかに接触 3. 通告者に追加調査を依頼することがある 4. 周辺調査を含む情報収集を行って対応手順を判断する 5. 特に定めなく事例ごとに様々に対応している
46. 初期被害調査面接の実施	1. あり 2.一部事例で実施 →47～50 3. 実施していない →51
47. 実施状況	1.全事例に実施 2.事案に応じて実施 3.必要だが実施に限界ある
48. 面接設定 人数	1. 2人で面接 2. 1人で面接 3. 随時設定
49. 面接者の性別(原則として)	1.加害の性を避けて設定 2.被害者と同性の面接者を設定 3.可能な限り配慮するが職員の配置上限界ある
50.調査チームの編成 原則人数	1.2人 2.3～4人 3.特に定めず 随時 4.その他
51. 面接なし	1.一般的面接調査として必要に応じて対応 2.原則的に通告者の聴取中心
52.初期被害調査面接の必要性の有無	1.必要性あり 2. 緊急出動安全確認の場合のみ 3.必要性あるかもしれないが検討段階 4.必要性の認識無い 5.未検討

■調査保護について(単一回答 54のみ複数回答可)

53.原則的な調査保護の実施	1.意識して実施している →52～ 2.意識的に区別しては実施していない
54.保護の困難	1 基本的に何とかして保護 2.一時保護所の状態悪い・満員で保護できないことある 3.事後の措置等の見通しが立たないため保護が困難なことある.
55.調査保護の要件 * (* 別紙参照)	1.ガイドラインの通告① 中心 2.ガイドラインの通告① ② ⑤中心 3.その他の基準 4.基準は特に定めず個別に判断
56.調査保護に関する子どもの同意について	1.原則として本人の同意が一時保護の前提条件である 2 中高生、非行や問題行動がある事例では子どもの同意を要件としている 4.同意は前提条件となっていないが一定の理解は得られるように努力している 5.職権保護は児相の判断決定の告知が原則で同意は必須要件では無い
57. 調査保護の期間設定	1.設定している → 56 2.特に定めていない →57～
58. 調査保護の期間	原則 週間
59. 加害を疑われる人物との接触	1.常に直接接触を試みている 2.事案により接触を試みている 3.あまり接触していない
60. 非加害保護者へのアプローチ	1.常に直接接触を試みている 2.事案により接触を試みている 3.あまり接触していない

以下の各該当する項目にご記入ください。

■被害確認面接・評価について (65.66.67. のみ複数回答 他は単一回答)	
61.被害確認に特化した何らかの面接	1.原則全事例で実施 2.一部事例に実施 3.検討中 4.実施せず
62.forensic interview を実施	1.原則全事例で実施 2.一部事例に実施 3.検討中 4.実施せず
63.一定の配慮のある面接	1.原則全事例で実施 2.一部事例に実施 3.検討中 4.実施せず
64.一般的な調査面接で対応	1.原則全事例で実施 2.一部事例に実施 3.検討中 4.実施せず
65.forensic interview の技法	1.NICHD 2.RATAC 3.その他()
66.バックアップスタッフ配置	1.原則全事例で実施 2.一部事例に実施 3.検討中 4.実施せず
67.観察・記録方法	1.ワンウェイミラーで観察・録画 2.モニター画像観察・録画 3.音声モニターで観察・録音 4.録画・録音せずメモのみ

■加害者・非加害保護者へのアプローチ手法(単一回答)	
68.非加害保護者へのアプローチ プログラム名(あれば)	1.意識的なアプローチ手法あり 2.通常のケースワークの範囲 3.特に無し
69.加害者へのアプローチ プログラム名(あれば)	1.意識的なアプローチ手法あり 2.通常のケースワークの範囲 3.特に無し
70.実施機関(複数回答あり)	1.児童相談所 2.医療機関 3.その他の機関 4.複数機関の共同

■被害児への支援(Q73 74 のみ複数回答あり)	
71.特定の手法・手順の有無	1.支援プログラムあり 2.部分的にはある 2.特になし通常の個別支援
72.被害児支援プログラム名(あれば)	
73.その他性暴力関係のプログラム	1.加害児プログラム 2.安全教育プログラム 3.その他
74.実施機関	1.児童相談所 2.医療機関 3.その他の機関 4.複数機関の共同

■家庭内性暴力被害問題についての重要性評価 (該当項目数字に○)						
	1.重要性 なし	2.あまり 重 要 性 なし	3.あ る 程 度重要	4.かなり 重要	5.非常に 重要	6.判断のた めの情報 不足
75.ガイドライン	1	2	3	4	5	0
76.関係冊子資料	1	2	3	4	5	0
77.初期被害調査面接	1	2	3	4	5	0
78.被害事実確認面接	1	2	3	4	5	0
79.トラウマ評定法	1	2	3	4	5	0
80.被害児支援	1	2	3	4	5	0
81.非加害保護者支援	1	2	3	4	5	0
82.加害者アプローチ	1	2	3	4	5	0
83.ガイドライン研修	1	2	3	4	5	0
84.初期被害調査面接研修	1	2	3	4	5	0
85.被害事実確認面接研修	1	2	3	4	5	0
86.面接のSV コンサルテーション	1	2	3	4	5	0
87.面接のフォローアップ研修	1	2	3	4	5	0
88.対応全体のSV コンサルテーション	1	2	3	4	5	0
89.組織全体への現地研修	1	2	3	4	5	0
90.全国からの集中研修	1	2	3	4	5	0
91.関係機関の性的虐待研修	1	2	3	4	5	0
92.警察・司法との連携	1	2	3	4	5	0

■家庭内性暴力被害についての有効性についての意見(該当項目に○)						
	1.無効	2.あまり有効ではない	3.ある程度有効	4.かなり有効	5.非常に有効	6.評価のための情報不足
93.初期被害調査面接	1	2	3	4	5	0
94.被害事実確認面接	1	2	3	4	5	0
95.調査保護(ガイドライン手順)	1	2	3	4	5	0
96.保護者むけ冊子	1	2	3	4	5	0
97.保育所、学校等向け冊子	1	2	3	4	5	0
■より充実した対応のために必要な課題(該当項目に○)						
	1.重要性なし	2.あまり重要性なし	3.ある程度重要	4.かなり重要	5.非常に重要	6.判断のための情報不足
98.人員体制の充実強化	1	2	3	4	5	0
99.経験の蓄積・専門性の充実	1	2	3	4	5	0
100.コンサル・SV機能の強化	1	2	3	4	5	0
101.研修体制の整備	1	2	3	4	5	0
102.その他()	1	2	3	4	5	0

その他、
性的虐待 家庭内性暴力被害 その他の子どもの性暴力被害問題についての意見
(簡条書きで自由にご意見をお書き下さい)

所票調査はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

●性暴力被害：個別事例調査票

平成23年度中に、性暴力被害問題について対応した事例つき、**1 児童ごとにご回答**ください。

対象となる児童は、
1) 当該年度中に以下の相談受理・相談対応があったケース
2) 当該年度以前の相談受理で当該年度中に1)と同じく対応が続いていたケース
の両方を対象とします。

対象となる性暴力被害事例

- ・性暴力による被害性が、児童福祉の観点からあると貴児相が判断する事例を対象としてください。
親権者・保護者・監護責任者による「性的虐待」、その他の家族・親族・同居人からの「家庭内性暴力被害」、および、家庭外の、大人から、子どもからの「家庭外性暴力被害」(性犯罪被害や校内・施設内被害を含む)、及び児童買春や児童ポルノ問題・子どもの性的画像制作への関与等、に関する被害事例です。
- ・相談の主訴に性暴力被害が含まれていなくても、相談対応、支援途上で上記内容に該当するエピソードがある事例は分かる範囲でご回答下さい。例えば療育手帳ケース等の性犯罪被害事件に関する刑事訴訟法による情報提供依頼の事案なども把握できている範囲内でご回答下さい。

注意事項等：以下のような事例内容ごとに、記載票を分けています。

該当する回答票に記載をお願いいたします。

：回答用紙が足りない場合は、大変恐縮ですが、貴機関において複写していただけるよう、よろしくをお願いいたします。

個票 A：在宅で何らかの性暴力被害問題について対応した事例の性暴力被害についての初期対応についてお答えください。

- 在宅で性的虐待相談・家庭内性暴力被害相談として通告受理し、相談対応した事例。
- 在宅で性的虐待以外の虐待、あるいはその他の相談で対応が開始された事例で、その当初から、あるいは対応途上で性的虐待、家庭内性暴力被害についても相談対応した事例。
- 在宅で何らかの家庭外性暴力被害についての対応があった事例(児童買春・児童ポルノ事案も含む：性暴力被害を主たる相談としたもの、主相談に付随して性暴力被害が判明した事例も含む。)
- 別件で在宅から一時保護中に何らかの性暴力被害問題が発覚した事例。この中には、一時保護以前の家庭内性暴力被害が発覚した場合と、一時保護後に発生した性暴力被害の場合を含みます。

個票 B：すでに施設入所中の事例で、性的虐待、家庭内性暴力、家庭外性暴力被害が途中発覚した事例の被害発覚に対する初期対応についてお答えください。

- 過去、または現在も続いている性的虐待、家庭内性暴力被害についての施設入所後の発覚事例。
- 過去、または現在も続いている家庭外性暴力としての、施設内性暴力、校内性暴力、施設外での性暴力被害、児童買春・児童ポルノ事案が施設入所後に発覚した事例。
- 性暴力被害以外の理由で施設入所後に一時保護した事例で、一時保護後に上記事態が発覚した場合、一時保護以降に発生した性暴力被害の場合を含みます。

個票 B のうち、

問題発覚を理由に一時保護した場合、および
別件で施設から一時保護した後に性被害が発
覚・発生した場合

家族・親族からの性暴力被害→**個票 B - 1**

それ以外の家庭外性暴力被害→**個票 B - 2**

への記載をお願いいたします。

問題発覚後も同施設に入所継続の場合

家族・親族からの性暴力被害→**個票 B - 3**

それ以外の家庭外性暴力被害→**個票 B - 4**

記入にあたって

* 18a～ 32a～ 以降「a」がついた項目すべてで

→各段階で確認されている被害内容分類について：項目 No.に a のマークがついている項目について

非接触被害には性行為の目撃や、DVD や印刷物によるポルノ画像等への接触も含まれます。

接触被害(挿入不明)(非挿入)(挿入被害) ここでの「挿入」とは、口、肛門、性器への何らかの挿入行為
全てを指します。判明しているレベルでご回答下さい。

** Q51

→性的虐待対応ガイドラインの中の一時保護の保護者告知の 7 項目を指しています。

保護者への告知 7 項目

調査保護としての職権による一時保護では、できるだけ速やかに保護者に以下の告知(6 項目 + 1)を行う。

1. 児童福祉法第 33 条に基づく職権保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護の場所については適切な時が来たら告知する。
2. 誰からの干渉や影響も受けないで子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する。子どもの安全が確認されない限り家庭には返せないが子どもの安全について責任ある保護者としてこの保護と調査に協力してほしい。
3. 調査は本人への面接調査、心理査定、婦人科・児童精神科等の医師の診察、保護者・家族、関係者への調査を行う。
4. 調査状況、本人の状況は随時保護者への調査と併せて知らせる。
5. 一定の調査が一段落したら、その時点で事後の方針を立て、児相として保護者とも協議する。概ね調査の期間は 3 週間程度。
6. 保護者には一時保護という行政処分に対する行政不服審査請求の権利がある。行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う。

以下の項目はその告知が必要な事例についてのみ行う

7. 子どもを一時保護している環境には様々な子どもが生活しており、その生活環境については最大限専門的な対応を行っているが、子ども自身の行動や周囲の人間関係等においてトラブルが起こる可能性は全くないとは言えない。何らかのトラブルが生じた際には速やかに保護者にも伝える。

項目番号に「m」があるものは複数回答が想定されている項目です。

それ以外の項目は例外的な場合を除き、原則として優先 1 項目の選択を想定しています。

個票 A…相談受理時在宅(別件一時保護中を含む)の事例 事例No()

■相談受理時・問題発覚の段階で在宅状態で性暴力被害について対応開始した事例について				
No.	設問内容	回答欄 (あてはまるものに○、または記述)		
■基本情報				
1	最初の問題発覚時期	1.平成 23 年度中 2.平成 23 年度以前からの継続		
2	当初の子どもの居場所	1.在宅 2.在宅から別件で一時保護中		
3	主たる被害の種類 (いずれか一つ選択)	1.性的虐待 2.家庭内性暴力被害(親族、同居状態の加害者からの被害含) 3.家庭外性暴力被害(家族・親族以外で同居していない加害者からの被害) 4.別件一時保護中の家庭外性暴力被害 5.不特定者からの被害 6.その他重複被害()		
4 m	性暴力被害以外の問題 (複数回答可)	虐待	1.身体的虐待 2.ネグレクト 3.心理的虐待 4.DV 問題	
		その他	5.養育困難 6.障害問題(知的) 7.(身体) 8.(聴覚) 9.(視覚) 10.(重心) 11.(発達障害) 12.(自閉) 13.6～11 以外の障() 14.性格・行動 15.育成 16.非行 17.その他()	
5 m	特別な随伴問題(有に○)	1. 児童ポルノ・画像問題(疑い含む) 2. 児童買春・援助交際(疑い含む)		
6	相談受理時の年齢	歳	か月	←全事例：性暴力での受理時の年齢(年度に関係なく)
7	前年度からの継続事例の場合	歳	か月	←23 年 4 月 2 日当該年度として ※Q 9 にも記入
8	相談受理時の年齢区分	1.0～3 歳未満 2.3 歳～就学前 3.小学 1～3 年 4.小学 4～6 年 5.中学生 6.高校生・その他中卒年齢		
9	平成 23 年 4 月 2 日時点での 年齢区分 ※Q 7 のケース	1.0～3 歳未満 2.3 歳～就学前 3.小学 1～3 年 4.小学 4～6 年 5.中学生 6.高校生・その他中卒年齢		
10	性別	1.女性 2.男性		
11	相談経過	1.新規相談 2.別件での相談継続中 3.過去に同種の相談歴あり 4.過去に別種の相談歴あり		
12 m	加害者の区分(疑い含む) (複数回答可)	1.実父 2.養父 3.継父 4.内縁男性 5.きょうだい男性 6.祖父 7.おじ 8.その他親族男性 9.同居人男性 10.実母 11.養母 12.継母 13.内縁女性 14.きょうだい女性 15.祖母 16.おば 17.その他親族女性 18.同居人女性 19.その他養育関係者(里親含)男性 20. その他養育関係者(里親含)女性 30.教育関係者(成人男性) 31. 教育関係者(成人女性) 32.教育関係者(児童男性) 33. 教育関係者(児童女性) 40.施設関係者(成人男性) 41. 施設関係者(成人女性) 42.施設関係者(児童男性) 43. 施設関係者(児童女性) 50.家族・親族・関係者以外の顔見知り男性 51.見知らぬ男性 52.家族・親族・関係者以外の顔見知り女性 53.見知らぬ女性 60.詳細不明男性(単数) 61.詳細不明男性(複数) 62.詳細不明女性(単数) 63.詳細不明女性(複数)		
13	被害者と加害者の居 住・接触程度 (担当者の感触の範囲可)	1.同居 2.同居に近い状態 3.同居・別居を繰り返す 4.別居：日常的に頻繁に接触 5.別居：定期・不定期に接触 6.ごくたまに接触 7.接触程度不明		

■通告・発覚、初期対応と調査		
14	性暴力被害の通告の有無	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q15～ 「なし」はQ28へ
15	相談・発覚、通告経路 ※複数の通告経路があった場合は、発覚元となった最初の経路を記載	1.保育所・幼稚園・学校 2.福祉事務所 3.児童本人 4.家族 5.親戚 6.近隣・知人 7.友人 8.児童委員 9.保健所・保健センター 10.医療機関 11.児童福祉施設 12.警察 13.その()
16	市町村からの送致・通知	1.あり 2.なし
17	通告内容	1.具体的な被害事実の告白 2.曖昧な被害の疑い告白のみ 3.周辺・関連情報からの疑い 4.問題行動から 5.目撃・物証から
18a*	通告時点での性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3.接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
19a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
20a	19a の問題があった際の対応	
21a	被害全体の時期・期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.不明
22a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
23a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
24a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
25	本人が保護を求めている	1.あり 2.なし
26	児童買春 援助交際問題	1.あり 2.なし
27	初期調査、確認方法	1.相談所が直接面接 2.通告者に追加確認依頼 3.当面周辺調査 4.警察からの通告で既に事実確認されている
■児童相談所が直接、初期調査を実施した場合		
28	子どもとの接触場所	1.通告のあった子どもの所属機関等 2.子どもの身柄を確保できる任意の場所 3.児相 4.家庭訪問して
29m	面接者(複数回答可)	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当以外の職員
30	面接者の人数設定	1.複数対応 2.単独対応
31	面接者の性別	1.男女混合 2.男性のみ 3.女性のみ
32a	通告時点での性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3.接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
33am	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
34a	33a の問題があった際の対応	
35a	被害全体の時期・期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.不明
36a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
37a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
38a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
39	初期調査の結果	1.通告以上・以外の性暴力被害の疑いを確認 2.通告にあった性暴力被害の疑いを確認 3.何らかの被害の疑いあり 4.性暴力被害の疑い確認できず・不明 5.性暴力被害の可能性低い 6.子どもが調査拒否(疑い確認できず)

■調査保護の判断		
40	一時保護の実施 一時的に抵抗あっても最終的に一時保護した場合は保護とする。	1.性暴力被害に関する安全確保と調査目的での保護 2.性暴力被害を含め一般的な一時保護要件での保護 3.性的暴力被害以外の要件での保護 4.既に別件保護中 5.保護なし ※「5.保護なし」は Q41 へ その他は Q45 へ
■一時保護しなかった場合		
41	一時保護しない理由 (主な理由ひとつ)	1.確証・根拠が弱い 2.本人が強く抵抗している 3.一保の状況のため 4.その後の展開が読めない 5.子どもの安全が確保されている 6.その他
42	以後の対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.調査継続 4.終結 ※4 以外は Q 43 へ
43	主担機関	1.児童相談所 2.要対協・市町村 3.その他()
44	H23 年中の以後の対応	1.あり 2.なし
■一時保護した場合		
45	一時保護の保護者同意	1.当初：同意による保護 2.当初：職権による保護
46	最初の一時保護の場所	1.一時保護所 2.委託一時保護(里親) 3.委託一時保護(施設・病院等)
47	一時保護の期間(総日数)	日 保護継続中(基準日：平成 24 年 3 月末日)
48	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.検討中 4.制限なし
■保護者への一時保護の告知		
49	告知面接の実施	1.実施 2.未実施(電話告知) 3.(郵便通知) 4.他()
50	面接の相手	1.加害親と非加害親 2.非加害親のみ 3.加害親のみ 4.その他()
51	告知内容** 該当項目に○	ガイドライン項目中 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 他()
52	ガイドライン冊子の使用	1.「保護者のために」使用 2.一部改変して使用 3.独自冊子使用 4.使用せず
■被害事実調査		
53	被害事実確認面接の実施	1.あり 2.なし(初期調査のみ) ※「あり」の場合 Q 72 まで、「なし」は Q54 のみ
54	2. なしの場合	1.必要無い(被害確認できている) 2.面接技術者が不足 3.面接技術者不在
55	発覚から	日 目
56	面接法	1.NICHD 2.RATAC® 3.その他技法 () 4.慎重に設定された面接 5.一般的な調査面接として実施
57	被害事実確認面接回数	1.1 回 2.()回
58	被害確認面接実施場所	1.一時保護所 2.児相 3.その他の場所()
59	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当外の児童福祉司 4.担当外の児童心理司 5.警察官 6.検事 7.他()
60	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応
61	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.女性 3.男性
62	バックスタッフの設定	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q63 へ「なし」の場合 Q64
63 m	バックスタッフメンバー	1.児相職員 2.警察関係者 3.その他()
64	記録方法	1.録画・録音＋文書おこし 2.録画・録音のみ 3.録音＋文書おこし 4.録音のみ 5.メモ記録のみ
65	面接結果	1.性暴力被害事実の開示あり 2.性暴力被害の強い疑い(解離反応等含む) 3.性暴力被害を確認できず 4.性暴力被害無しを確認 5.子どもが調査拒否
66a	面接確認した性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3.接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
67a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症

68a	67a の問題があった際の対応	
69a	被害全体の時期・期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明
70a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
71a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
72	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
■ 医学診察		
73	医療診察の実施	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q92 まで続きます
74	発覚から	日 目
75	診察科と 担当医師の性別 該当する診療科に○ 男女に○	1. 婦人科 1.男 2.女
76		2. 精神科 1.男 2.女
77		3. 小児科 1.男 2.女
78		4. 法医学 1.男 2.女
79		5.泌尿器科 1.男 2.女
80		6. その他 1.男 2.女
81 m	被害診察の内容	1.性暴力被害についての身体診察 2.身体的虐待被害を含む全身診察 3.精神科・心理面の診察 4.その他()
82	被害診察の結果(身体)	1.具体的な被害所見あり 2.被害を疑わせる所見のみ 3.具体的な被害不明・矛盾所見無し 4.矛盾所見あり別な被害の疑い 5.矛盾所見あり被害を否定
83	被害診察の結果(心身)	1.何らかの被害症状の所見あり 2.被害症状所見なし 3.被害との関係不明の問題・症状あり 4.問題・症状確認せず
84a	医学診察によって確認された性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
85a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
86a	85a の問題があった際の対応	
87a	被害全体の時期・期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的 4.1 回のみ 5.不明
88a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
89a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
90a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
91	医師から子どもへの直接助 言	1.あり 2.なし
92		1.診察結果のみ ・ 2.身体性的発達の健康告知含む
■ 関係者 面接調査		
93	加害者(疑い)	1. あり 2.なし ※「あり」の場合 Q 98 へ
94	非加害保護者	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q 99 へ
95	親以外の家族・同居人	1. あり 2.なし } ※「あり」の場合 Q 100 へ
96	祖父母・親族	1. あり 2.なし }
97	その他関係者・知人	1. あり 2.なし }
■ 関係者 調査結果		
98	加害者(疑い)	1.加害事実を認める 2.一部加害事実を認める 3.行為は認めるが加害性を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認

99	非加害保護者	1.被害事実を確認する 3.事実は認めても被害を認めず	2.一部被害事実を認める 4.事実確認に至らず・全面否認
100	その他の関係者から	1.被害事実の有力証言・情報を確認 3.事実について否定的な情報を確認	2.被害事実を疑わせる情報を確認 4.有力情報なし
101	家庭内性暴力の場合 パートナー間のDV問題	1.DV 関係あり 3.DV 様支配関係の疑い	2.DV 様支配関係あり(当事者認めずとも) 4.DV 様関係認めず
■ 初期調査からの総括被害評価			
102a	確認された被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明)4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
103a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
104a	103a の問題があった際の対応		
105a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.不明	
106a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
107a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
108a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
109	初発被害から発覚まで	概ね 年	か月
■ 非加害保護者対応			
110	非加害保護者への支援	1.特に意識して実施 2.一般相談として実施	
111	ガイドライン冊子の使用	1.使用した 2.一部改変して使用 3.別のものを使用 4.使用せず	
112	被害児支援について	1.積極的に支援 2.一部制限付き支援 3.葛藤・拒否感あり 4.拒否	
□ 加害者がパートナー・家族・親族であった場合 非加害保護者の態度・行動			
113	加害者排除について	1.加害者を積極的に排除・離別 2.加害者と一時的に別居・交流停止 3.加害者排除せず・できず 4.加害者を積極的にかばう	
□ 加害者がパートナー・家族・親族以外の第三者であった場合の非加害保護者の態度・行動			
114	加害者排除について	1.加害者との接触を積極的に遮断 2.加害者との接触を一時的に遮断 3.加害者排除せず・できず 4.加害者を積極的にかばう	
■ 加害者対応			
115	加害者への接触・対応の有無	1.あり 2.なし	
116	指導形体	1. 一般的助言・指導 2. 個別カウンセリング 3.グループ指導への参加	
117	加害者の反応	1.指導に従う(積極的～表面的) 2.指導に応じず(消極的～拒否) 3.不安定 4.その他	
■ 一時保護以降の対応			
118	一時保護以降の身柄	1.引取り (Q119 へ) 2.施設入所 (Q123 へ) 3.現在一時保護中	
119	引き取り先	1.もとの家庭 2.加害者のいない自宅 3.親族宅 4.その他	
120	引取りの理由(主たる理由)	1.被害が確証されない 2.子どもが帰宅を強く望んだ 3. 無外のまま戻らず調整 4.適切な施設が見当たらず 5.子どもの安全が確保された 5.その他	
121	以後の対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.調査継続 4.終結	
122	引き取り後の問題再発	1.あり 2.疑い 3.不明 4.無し 5.別の問題 ()	

■施設入所措置					
123	施設入所措置	1.あり 2.なし 3.措置予定中			
124	施設種別	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他			
125	親権者の同意(法 27/1/3 号)	1.同意 2.不同意 3.確認中			
126	児福法 28 条の申請	1.あり 2.なし 3.検討中			
127	児福法 28 条の承認	1.承認 2.却下 3.申し立て中 4.取り下げ			
129	接触制限の有無	1.措置先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.検討中 4.制限なし			
130	接近禁止命令	1.あり 2.なし 3.検討中			
131	児福法 33 条の 6 請求(親権喪失の宣告)	1.あり 2.なし 3.検討中			
132	親権喪失の宣告	1.宣告 2.却下 3.請求中 4.取り下げ			
133	以後の保護者指導	1.児童福祉司指導 2.継続指導			
■警察・刑事告訴関係					
134	初動から連絡・連携	1.あり 2.なし			
135	児童買春・児童ポルノ法通報	1.あり 2.なし 3.検討中			
136	その他警察への通報・相談	1.あり 2.なし 3.検討中			
137	事情聴取の付添い	1.あり 2.なし 3.部分的			
138	刑事告訴	1.あり 2.なし 3.検討中			
139	刑事告発	1.あり 2.なし 3.検討中			
140	刑事告発 児童福祉法違反	1.あり 2.なし 3.検討中			
141	刑事告発 青少年保護条例	1.あり 2.なし 3.検討中			
142	少年法による対応	1.あり 2.なし 3.検討中			
143	警察・検察への上申書の提出	1.あり 2.なし			
144	上申書の内容				
145	告訴・告発時の弁護士付添い	1.あり 2.なし			
146	その後の経過	1.捜査中 2.逮捕 3.起訴 4.不起訴 5.示談・取り下げ 6.公判中 7.有罪 8.無罪			
■子ども問題行動・問題症状の有無 ※「あり」が該当する欄に「1」と数字を記入して下さい					
147	問題・症状	1. 在宅時	2. 一保時	3. 施設	4. 帰宅後
148	PTSD PTSD 様症状				
149	解離 解離様状態				
150	パニック・興奮・暴力				
151	気分変動・うつ状態				
152	不眠・心身症状				
153	その他精神科問題				
154	不登校・閉じこもり				
155	自傷行為 自殺企図				
156	過剰・仮性適応の疑い				
157	多重被害問題				
158	性被害問題				
159	家出・無断外出				
160	暴言・暴力・いじめ加害				
161	夜間徘徊・虞犯行為				
162	万引き・盗み				

163	シンナー・薬物				
164	児童買春・援助交際				
165	その他の性的問題				
166	その他()				
167	はじめの施設からの措置変更	1.あり 2.なし			
168	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他()			
169	家庭裁判所への送致	1.あり 2.なし 3.検討中			
170	家庭裁判所の監護措置	1.あり 2.なし			
171	警察からの家裁送致	1.あり 2.なし 3.予定中			
172	家庭裁判所の監護措置	1.あり 2.なし			
173	審判等の結果	1.審判不開始 2.審理中 3.少年院送致 4.児童自立支援施設送致 5.児相送致 6.保護観察 7.監護措置中			
■施設からの引き取り 措置解除(平成23年度～平成24年度4月末)					
174	措置解除の有無	1.あり 2.なし			
175	措置解除先	1.もとの家庭 2.加害者のいない自宅 3.親族宅 4.その他			
176	措置解除の理由	1.子どもの安全が確保された 2.保護者の強い希望 3.子どもの強い希望 4.施設の受け入れ困難 5.無外のまま戻らず調整 5.その他			
177	以後の対応	1.あり 2.なし			
178	対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.見守り・情報収集 4.終結			
179	引き取り後の問題再発	1.あり 2.疑い 3.不明 4.無し 5.別の問題()			
180 子の安全についての総括評価(印象5段階) まだ危険 再被害の危 険性あり 安全 再被害の危 険性無し					

A票はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

個 票 B - 1 施設入所後に性被害発覚・発生(一時保護した) 家族・親族からの性被害事例
No(B)-B-1

■一時保護		
31	理由	1.安全確保と調査のため 2.措置同意の取り消しに対処するため
32	一時保護の保護者の同意	1.当初、同意による保護 2.当初、職権による保護
33	発覚からの経過： 発覚から	日 目
34	一時保護の期間(総日数)	日 保護継続中（基準日：平成 年 月末日）
■保護者への事実告知と一時保護の告知面接の実施について		
35	面接の実施	1.実施 2.未実施(電話告知) 3.(郵便通知) 4.他()
36	面接の相手 親族加害の場合	1.虐待者と非加害親同席 2.虐待者のみ 3.非加害親のみ 4.その他()
37	ガイドライン冊子の使用	1.「保護者のために」使用 2.一部改変して使用 3.独自冊子使用 4.使用せず
■子どもへの被害確認調査について		
38	被害事実確認面接の実施	1.あり 2.なし(初期調査情報のみ) ※「あり」の場合 Q41～「なし」Q40のみ
39	発覚から	日 目
40	2.なしの場合	1.必要無い(被害確認できている) 2.面接技術者が不足 3.面接技術者不在
41	面接法	1.NICHD 2.RATAC® 3.その他技法 () 4.慎重に設定された面接 5.一般的な調査面接
42	被害事実確認面接回数	1.1回 2.()回
43	被害確認面接実施場所	1.一時保護所 2.児相 3.その他の場所 ()
44	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当外の児童福祉司 4.担当外の児童心理司 5.警察官 6.検事 7.他()
45	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応
46	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.子どもと同性 3.加害者の性を避ける
47	バックスタッフの設定	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q48～ 「なし」は 49～
48 m	バックスタッフメンバー	1.児相職員 2.警察関係者 3.その ()
49	記録方法	1.録画・録音+文書おこし 2.録画・録音のみ 3.録音+文書おこし 4.録音のみ 5.メモ記録のみ
50	面接結果	1.性暴力被害事実の開示あり 2.性暴力被害の強い疑い(解離反応等含む) 3.性暴力被害を確認できず 4.性暴力被害無しを確認 5.子どもが調査拒否
51a	面接確認した性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3.接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
52a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
53a	52a の問題があった際の対応	
54a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1回のみの被害 5.不明
55a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
56a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前か入所後も
57a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
58a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし

■ 医学診察			
59	医療診察の実施	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q60～「なし」は 80～	
60	発覚から	日 目	
61	診察科と 担当医師の性別 該当する診療科に○ 男女に○	1. 婦人科	1.男 2.女
62		2. 精神科	1.男 2.女
63		3. 小児科	1.男 2.女
64		4. 法医学	1.男 2.女
65		5.泌尿器科	1.男 2.女
66		6. その他	1.男 2.女
67	被害診察の内容	1.性暴力被害についての身体診察 2.身体的虐待被害を含む全身診察 3.精神科・心理面の診察 4.その他()	
68	被害診察の結果(身体)	1.具体的な被害所見あり 2.被害を疑わせる所見のみ 3.具体的な被害不明・矛盾所見無し 4.矛盾所見あり別な被害の疑い 5.矛盾所見あり被害を否定	
69	被害診察の結果(心身)	1.何らかの被害症状の所見あり 2.被害症状所見なし 3.被害との関係不明の問題・症状あり 4.問題・症状確認せず	
70a	医学診察によって確認された 性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
71a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
72a	71a の問題があった際の対応		
73a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明	
74a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
75a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も	
76a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
77a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
78	医師から子どもへの直接助言	1.あり 2.なし	
79		1.診察結果のみ ・ 2.身体性的発達の健康告知含む	
■ 関係者 面接調査			
80	加害者(疑い)	1. あり 2.なし ※「あり」の場合 Q85 へ	
81	非加害保護者	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q86 へ	
82	親以外の家族・同居人	1. あり 2.なし } ※「あり」の場合 Q87 へ	
83	祖父母・親族	1. あり 2.なし }	
84	その他関係者・知人	1. あり 2.なし }	
■ 関係者 調査結果			
85	加害者(疑い)	1.加害事実を認める 2.一部加害事実を認める 3.行為は認めるが加害性を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認	
86	非加害保護者	1.被害事実を確認する 2.一部被害事実を認める 3.事実は認めても被害を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認	
87	その他の関係者から	1.被害事実の有力証言・情報を確認 2.被害事実を疑わせる情報を確認 3.被害事実に否定的な情報を確認 4.有力情報なし	
88	家庭内性暴力の場合 パートナー間の DV 問題	1.DV 関係あり 2.DV 様支配関係あり(当事者認めずとも) 3.DV 様支配関係の疑い 4.DV 様関係認めず	

■総括被害評価			
89a	確認された被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
90a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
91a	90a の問題があった際の対応		
92a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1回のみの被害 5.不明	
93a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
94a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も	
95a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
96a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
97	初発被害から発覚まで	概ね 年	か月
■非加害保護者対応			
98	非加害保護者への支援	1.特に意識して実施 2.一般相談として実施	
99	ガイドライン冊子の使用	1.使用した 2.一部改変して使用 3.別のものを使用 4.使用せず	
100	被害児支援について	1.積極的に支援 2.一部制限付き支援 3.葛藤・拒否感あり 4.拒否	
□加害者がパートナー・家族・親族であった場合 非加害保護者の態度・行動			
101	加害者排除について	1.加害者を積極的に排除・離別 2.加害者と一時的に別居・交流停止 3.加害者排除せず・できず 4.加害者を積極的にかばう	
■加害者対応			
102	加害者への接触・対応の有無	1.あり 2.なし	
103	指導形体	1. 一般的助言・指導 2. 個別カウンセリング 3.グループ指導への参加	
104	加害者の反応	1.指導に従う(積極的～表面的) 2.指導に応じず(消極的～拒否) 3.不安定 4.その他	
■保護者と子どもの接触、措置の変更等について			
105	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.非加害保護者のみ接触 4.検討中 5.制限なし	
106	子どもの身柄の行き先	1.施設継続(Q 107 へ) 2.措置変更(Q 108 へ) 3.引き取り(Q 110 へ) 4.一時保護中 5.その他	
107	施設入所措置の継続	1.あり(親権者同意) 2.あり(28 条申立て).	
108	措置変更	1.あり(保護者同意) 2.あり(28 条申立て)	
109	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他	
110	引き取り先	1.もとの家庭 2.加害者のいない自宅 3.親族宅 4.その他	
111	引取りの理由 (主たる理由)	1.被害が確証されない 2. 子どもが帰宅を強く望んだ 3. 無外のまま戻らず調整 4.適切な施設が見当たらず 5.子どもの安全が確保された 5.その他	
112	以後の対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.調査継続 4.終結	
■施設関係の法的対応			
113	児福法 28 条の申請	1.あり 2.なし 3.検討中	
114	児福法 28 条の承認	1.承認 2.却下 3.申し立て中 4.取り下げ	
115	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.検討中 4.制限なし	
116	接近禁止命令	1.あり 2.なし 3.検討中	
117	児福法 33 条の 6 請求 (親権喪失の宣告)	1.あり 2.なし 3.検討中	

118	親権喪失の宣告	1.宣告	2.却下	3.請求中	4.取り下げ		
119	家庭裁判所への送致	1.あり	2.なし	3.検討中			
120	家庭裁判所の観護措置	1.あり	2.なし				
121	家庭裁判所の審判結果	1.審判不開始	2.審理中	3.少年院送致	4.児童自立支援施設送致 5.児相送致 6.保護観察 7.監護措置中		
■刑事告訴、告発について							
122	初動から連絡・連携	1.あり	2.なし				
123	児童買春・児童ポルノ法通報	1.あり	2.なし	3.検討中			
124	その他警察への通報・相談	1.あり	2.なし	3.検討中			
125	事情聴取の付添い	1.あり	2.なし	3.部分的			
126	刑事告訴	1.あり	2.なし	3.検討中			
127	刑事告発（暴行・傷害）	1.あり	2.なし	3.検討中			
128	刑事告発 児童福祉法違反	1.あり	2.なし	3.検討中			
129	刑事告発 青少年保護条例	1.あり	2.なし	3.検討中			
130	少年法による対応	1.あり	2.なし	3.検討中			
131	警察・検察への上申書の提出	1.あり	2.なし				
132	上申書の内容						
133	告訴・告発時の弁護士付添い	1.あり	2.なし				
134	その後の経過	1.捜査中	2.逮捕	3.起訴	4.不起訴	5.示談・取り下げ 6.公判中 7.有罪 8.無罪	
■子ども問題行動・問題症状の有無 ※「あり」が該当する欄に「1」と数字を記入して下さい							
135	問題・症状	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後
136	PTSD PTSD 様症状						
137	解離 解離様状態						
138	パニック・興奮・暴力						
139	気分変動・うつ状態						
140	不眠・心身症状						
141	その他精神科問題						
142	不登校・閉じこもり						
143	自傷行為 自殺企図						
144	過剰・仮性適応の疑い						
145	性被害問題						
146	多重被害問題						
147	家出・無断外出						
148	暴言・暴力・いじめ加害						
149	夜間徘徊・虞犯行為						
150	万引き・盗み						
151	シンナー・薬物						
152	児童買春・援助交際						
153	その他の性的問題						
154	その他()						

155

子の安全についての総括評価(印象 5 段階)

まだ危険 再被害の危 険性あり					安全 再被害の危 険性無し
-----------------------	--	--	--	--	---------------------

B-1 票はこれで終わりです。 ご協力ありがとうございました。

個 票 B - 2 施設入所後に性被害発覚・発生(一時保護した)家族・親族以外からの性被害
No(B)-B-2

■一時保護			
31	理由	1.安全確保と調査のため 2.措置同意の取り消しに対処するため	
32	一時保護の保護者の同意	1.同意による保護 2.職権による保護	
33	発覚からの経過： 発覚から	日 目	
34	一時保護の期間(総日数)	日 保護継続中(基準日：平成 年 月末日)	
■保護者への事実報告と一時保護の告知面接の実施について			
35	面接の実施	1.実施 2.未実施(電話告知) 3.(郵便通知) 4.他()	
36	面接の相手	1.保護者全員 2.父のみ 3.母のみ 4.その他()	
37	ガイドライン冊子の使用	1.「保護者のために」使用 2.一部改変して使用 3.独自冊子使用 4.使用せず	
■子どもへの被害確認調査について			
38	被害事実確認面接の実施	1.あり 2.なし(施設調査情報のみ) ※「あり」の場合 Q40～「なし Q39 のみ	
39	2.なしの場合	1.必要無い(被害確認できている) 2.面接技術者が不足 3.面接技術者不在	
40	1 ありの場合 発覚から	日 目	
41	面接法	1.NICHD 2.RATAC® 3.その他技法() 4.慎重に設定された面接 5.一般的な調査面接	
42	被害事実確認面接回数	1.1 回 2.()回	
43	被害確認面接実施場所	1.一時保護所 2.児相 3.その他の場所 ()	
44	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当外の児童福祉司 4.担当外の児童心理司 5.警察官 6.検事 7.他()	
45	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応	
46	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.子どもと同性 3.加害者の性を避ける	
47	バックスタッフの設定	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q48～「なし」の場合 Q49～	
48	バックスタッフメンバー	1.児相職員 2.警察関係者 3.その他 ()	
49	記録方法	1.録画・録音＋文書記録 2.録画・録音のみ 3.録音＋文書記録 4.録音のみ 5.メモ記録のみ	
50	面接結果	1.録画・録音＋文書おこし 2.録画・録音のみ 3.録音＋文書おこし 4.録音のみ 5.メモ記録のみ	
51a	面接確認した性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
52a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
53a	52a の問題があった際の対応		
54a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみ被害 5.不明	
55a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
56a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も	
57a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
58a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
■医学診察			
59	医療診察の実施	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q79 まで続きます「なし」 Q80 から	
60	発覚から	日 目	
61	診察科と	1. 婦人科	1.男 2.女

62	担当医師の性別 該当する診療科に○ 男女に○	2. 精神科	1.男 2.女
63		3. 小児科	1.男 2.女
64		4. 法医学	1.男 2.女
65		5.泌尿器科	1.男 2.女
66		6. その他	1.男 2.女
67	被害診察の内容	1.性暴力被害についての身体診察 2.身体的虐待被害を含む全身診察 3.精神科・心理面の診察 4.実施せず 5.その他()	
68	被害診察の結果(身体)	1.具体的な被害所見あり 2.被害を疑わせる所見のみ 3.具体的な被害不明・矛盾所見無し 4.矛盾所見あり別な被害の疑い 5.矛盾所見あり被害を否定 6.実施せず	
69	被害診察の結果(心身)	1.何らかの被害症状の所見あり 2.被害症状所見なし 3.被害との関係不明の問題・症状あり 4.問題・症状確認せず 5.実施せず	
70a	医学診察によって確認された性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
71a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
72a	71a の問題があった際の対応		
73a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明	
74a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
75a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も	
76a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
77a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
78	医師から子どもへの直接	1.あり 2.なし	
79	助言	1.診察結果のみ ・2.身体性的発達の健康告知含む	
■ 関係者 面接調査			
80	加害者(疑い)	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q85 へ	
81	周囲の関係児童	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q86 へ	
82	施設職員	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q86 へ	
83	その他関係者	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q86 へ	
■ 関係者 調査結果			
84	加害者(疑い)	1.加害事実を認める 2.一部加害事実を認める 3.行為は認めるが加害性を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認	
85	その他の関係者から	1.被害事実の有力証言・情報を確認 2.被害事実を疑わせる情報を確認 3.被害事実に否定的な情報を確認 4.有力情報なし	
■総括被害評価			
86a	確認された被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
87a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
88a	88a の問題があった際の対応		
89a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明	
90a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	

91a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も
92a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
93a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
94	初発被害から発覚まで	概ね 年 か月
■子どもの措置の変更等について		
95	子どもの身柄の行き先	1.施設継続(Q 97 へ) 2.措置変更(Q 100 へ) 3.引き取り(Q 102 へ) 4.一時保護中 5.その他
96	施設入所措置の継続	1.あり(親権者同意) 2.あり(28 条申立て).
97	加害者排除	1.あり 2.なし 3.検討中 4.一時的に分離 5.困難 6.未定・不明
98	継続の理由	1.加害者排除され子どもの安全が確保された 2.厳重に安全注意・指導 3.加害者の動向把握 4.状況変わらないが子どもが望んだ
99	措置変更	1.あり(保護者同意) 2.あり(28 条申立て)
100	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他
101	引き取り先	1.もとの家庭 2.加害者のいない自宅 3.親族宅 4.その他
102	引取りの理由(主たる理由)	1.保護者の強い希望 2.子どもの強い希望 3.施設の受け入れ困難 4.無外のまま戻らず調整 5.その他
103	以後の対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.調査継続 4.終結
104	児福法 28 条の申請	1.あり 2.なし 3.検討中
105	児福法 28 条の承認	1.承認 2.却下 3.申し立て中 4.取り下げ
106	家庭裁判所への送致	1.あり 2.なし 3.検討中
107	家庭裁判所の観護措置	1.あり 2.なし
108	家庭裁判所の審判結果	1.審判不開始 2.審理中 3.少年院送致 4.児童自立支援施設送致 5.児相送致 6.保護観察 7.監護措置中
■施設内虐待問題としての対応		
109	施設内虐待問題	1.該当し対応開始 2.該当せず対応なし 3.検討中
■保護者支援		
110	保護者への支援	1.すぐに着手 2.途中から着手 3.通常の指導範囲 4.特に試みず
111	ガブライン冊子の使用	1.使用した 2.一部改変して使用 3.別のものを使用 4.使用せず
112	被害児支援について	1.積極的に支援 2.一部制限付き支援 3.葛藤・拒否感あり 4.拒否
■刑事告訴、告発について		
113	初動から連絡・連携	1.あり 2.なし
114	児童買春・児童ポルノ法通報	1.あり 2.なし 3.検討中
115	その他警察への通報・相談	1.あり 2.なし 3.検討中
116	事情聴取の付添い	1.あり 2.なし 3.部分的
117	刑事告訴	1.あり 2.なし 3.検討中
118	刑事告発 (暴行・傷害)	1.あり 2.なし 3.検討中
119	刑事告発 児童福祉法違反	1.あり 2.なし 3.検討中
120	刑事告発 青少年保護条例	1.あり 2.なし 3.検討中
121	少年法による対応	1.あり 2.なし 3.検討中
122	警察・検察への上申書の提出	1.あり 2.なし
123	上申書の内容	
124	告訴・告発時の弁護士付添い	1.あり 2.なし

125	その後の経過	1.捜査中 2.逮捕 3.起訴 4.不起訴 5.示談・取り下げ 6.公判中 7.有罪 8.無罪					
■子ども問題行動・問題症状の有無 ※「あり」が該当する欄に「1」と数字を記入して下さい							
126	問題・症状	入所前	発覚前施設	一時保護中	戻った施設	措置変先	帰宅後
127	PTSD PTSD 様症状						
128	解離 解離様状態						
129	パニック・興奮・暴力						
130	気分変動・うつ状態						
131	不眠・心身症状						
132	その他精神科問題						
133	不登校・閉じこもり						
134	自傷行為 自殺企図						
135	過剰・仮性適応の疑い						
136	多重被害問題						
137	性暴力被害						
138	家出・無断外出						
139	暴言・暴力・いじめ加害						
140	夜間徘徊・虞犯行為						
141	万引き・盗み						
142	シンナー・薬物						
143	児童買春・援助交際						
144	その他の性的問題						
145	その他()						

146

子の安全についての総括評価(印象5段階)

まだ危険 再被害の危 険性あり					安全 再被害の危 険性無し
-----------------------	--	--	--	--	---------------------

B-2 票はこれで終わりです ご協力ありがとうございました。

個 票 B - 3 施設入所後に家族・親族からの性被害が発覚し、発覚後も施設入所を継続した事例
No(B)-B-3

■一時保護をせず、施設入所を継続したままでの対応		
31	理由	1.措置同意の継続が確認された 2.一時保護が困難(委託保護に切り替え)
■保護者と子どもの接触について		
32	制限の有無(継続の場合)	1.許可外泊の制限 2.面会・外出の制限 3.通信の制限 4.制限なし
■子どもへの被害確認調査について		
33	被害事実確認面接の実施	1.あり 2.なし(施設調査情報のみ) ※「あり」の場合 Q35～「なし Q34 のみ
34	2.なしの場合	1.必要無い(被害確認できている) 2.面接技術者が不足 3.面接技術者不在
35	1 ありの場合 発覚から	日 目
36	面接法	1.NICHD 2.RATAC® 3.その他技法 () 4.慎重に設定された面接 5.一般的な調査面接
37	被害事実確認面接回数	1.1 回 2.()回
38	被害確認面接実施場所	1.一時保護所 2.児相 3.その他の場 ()
39	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当外の児童福祉司 4.担当外の児童心理司 5.警察官 6.検事 7.他()
40	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応
41	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.子どもと同性 3.加害者の性を避ける
42	バックスタッフの設定	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q43 にお答えください
43	バックスタッフメンバー	1.児相職員 2.警察関係者 3.その他()
44	記録方法	1.録画・録音＋文書おこし 2.録画・録音のみ 3.録音＋文書おこし 4.録音のみ 5.メモ記録のみ
45	面接結果	1.性暴力被害事実の開示あり 2.性暴力被害の強い疑い(解離反応等含む) 3.性暴力被害を確認できず 4.性暴力被害無しを確認 5.子どもが調査拒否
46a	面接確認した性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3.接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
47a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
48a	47a の問題があった際の対応	
49a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明
50a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
51a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も
52a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
53a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
■医学診察		
54	医療診察の実施	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q74 まで続きます
55	発覚から	日 目

56	診察科と 担当医師の性別 該当する診療科に○ 男女に○	1. 婦人科	1.男 2.女
57		2. 精神科	1.男 2.女
58		3. 小児科	1.男 2.女
59		4. 法医学	1.男 2.女
60		5.泌尿器科	1.男 2.女
61		6. その他	1.男 2.女
62	被害診察の内容	1.性暴力被害についての身体診察 2.身体的虐待被害を含む全身診察 3.精神科・心理面の診察 4.その他()	
63	被害診察の結果(身体)	1.具体的な被害所見あり 2.被害を疑わせる所見のみ 3.具体的な被害不明・矛盾所見無し 4.矛盾所見あり別な被害の疑い 5.矛盾所見あり被害を否定	
64	被害診察の結果(心身)	1.何らかの被害症状の所見あり 2.被害症状所見なし 3.被害との関係不明の問題・症状あり 4.問題・症状確認せず	
65a	医学診察によって確認された性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
66a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
67a	66a の問題があった際の対応		
68a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明	
69a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
70a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も	
71a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
72a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
73	医師から子どもへの直接助言	1.あり 2.なし	
74		1.診察結果のみ ・2.身体性的発達の健康告知含む	
■ 関係者 面接調査			
75	加害者(疑い)	1. あり 2.なし ※「あり」の場合 Q80 へ	
76	非加害保護者	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q81 へ	
77	親以外の家族・同居人	1. あり 2.なし	
78	祖父母・親族	1. あり 2.なし } ※「あり」の場合 Q82 へ	
79	その他関係者・知人	1. あり 2.なし	
■ 関係者 調査結果			
80	加害者(疑い)	1.加害事実を認める 2.一部加害事実を認める 3.行為は認めるが加害性を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認	
81	非加害保護者	1.被害事実を確認する 2.一部被害事実を認める 3.事実は認めても被害を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認	
82	その他の関係者から	1.被害事実の有力証言・情報を確認 2.被害事実を疑わせる情報を確認 3.被害事実に否定的な情報を確認 4.有力情報なし	
83	家庭内性暴力の場合 パートナー間の DV 問題	1.DV 関係あり 2.DV 様支配関係あり(当事者認めずとも) 3.DV 様支配関係の疑い 4.DV 様関係認めず	
■総括被害評価			
84a	確認された被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	

85a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
86a	85aの問題があった際の対応	
87a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1回のみの被害 5.不明
88a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も
89a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
90a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
91a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
92	初発被害から発覚まで	概ね 年 か月
■非加害保護者対応		
93	非加害保護者への支援	1.特に意識して実施 2.一般相談として実施
94	ガイドライン冊子の使用	1.使用した 2.一部改変して使用 3.別のものを使用 4.使用せず
95	被害児支援について	1.積極的に支援 2.一部制限付き支援 3.葛藤・拒否感あり 4.拒否
□加害者がパートナー・家族・親族であった場合 非加害保護者の態度・行動		
96	加害者排除について	1.加害者を積極的に排除・離別 2.加害者と一時的に別居・交流停止 3.加害者排除せず・できず 4.加害者を積極的にかばう
■加害者対応		
97	加害者への接触・対応の有無	1.あり 2.なし
98	指導形体	1. 一般的助言・指導 2. 個別カウンセリング 3.グループ指導への参加
99	加害者の反応	1.指導に従う(積極的～表面的) 2.指導に応じず(消極的～拒否) 3.不安定 4.その他
■保護者と子どもの接触、措置の変更等について		
100	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.非加害保護者のみ接触 4.検討中 5.制限なし
101	子どもの身柄の行き先	1.施設継続(Q 102 へ) 2.措置変更(Q 103 へ) 3.引き取り(Q 109 へ)
102	施設入所措置の継続	1.あり(親権者同意) 2.あり(28条申立て).
103	措置変更	1.あり(保護者同意) 2.あり(28条申立て)
104	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他
105	家庭裁判所への送致	1.あり 2.なし 3.検討中
106	家庭裁判所の観護措置	1.あり 2.なし
107	家庭裁判所の審判結果	1.少年院送致 2.児童自立支援施設送致 3.児相長送致 4.保護観察 5.審判不開始 6.監護措置中
108	引き取り先	1.もとの家庭 2.加害者のいない自宅 3.親族宅 4.その他
109	引取りの理由 (主たる理由)	1.被害が確証されない 2.子どもが帰宅を強く望んだ 3. 無外のまま戻らず調整 4.適切な施設が見当たらず 5.子どもの安全が確保された 5.その他
110	以後の対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.調査継続 4.終結
■施設関係の法的対応		
111	児福法 28 条の申請	1.あり 2.なし 3.検討中
112	児福法 28 条の承認	1.承認 2.却下 3.申し立て中 4.取り下げ
113	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.検討中 4.制限なし
114	接近禁止命令	1.あり 2.なし 3.検討中
115	児福法 33 条の 6 請求 (親権喪失の宣告)	1.あり 2.なし 3.検討中

116	親権喪失の宣告	1.宣告	2.却下	3.請求中	4.取り下げ	
117	家庭裁判所への送致	1.あり	2.なし	3.検討中		
118	家庭裁判所の観護措置	1.あり	2.なし			
119	家庭裁判所の審判結果	1.審判不開始 2.審理中 3.少年院送致 4.児童自立支援施設送致 5.児相送致 6.保護観察 7.監護措置中				
■ 刑事告訴、告発について						
120	初動から連絡・連携	1.あり	2.なし			
121	児童買春・児童ポルノ法通報	1.あり	2.なし	3.検討中		
122	その他警察への通報・相談	1.あり	2.なし	3.検討中		
123	事情聴取の付添い	1.あり	2.なし	3.部分的		
124	刑事告訴	1.あり	2.なし	3.検討中		
125	刑事告発 (暴行・傷害)	1.あり	2.なし	3.検討中		
126	刑事告発 児童福祉法違反	1.あり	2.なし	3.検討中		
127	刑事告発 青少年保護条例	1.あり	2.なし	3.検討中		
128	少年法による対応	1.あり	2.なし	3.検討中		
129	警察・検察への上申書の提出	1.あり	2.なし			
130	上申書の内容					
131	告訴・告発時の弁護士付添い	1.あり	2.なし			
132	その後の経過	1.捜査中 2.逮捕 3.起訴 4.不起訴 5.示談・取り下げ 6.公判中 7.有罪 8.無罪				
■ 子ども問題行動・問題症状の有無 ※「あり」が該当する欄に「1」と数字を記入して下さい						
133	問題・症状	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	措置変・引き取り先
134	PTSD PTSD 様症状					
135	解離 解離様状態					
136	パニック・興奮・暴力					
137	気分変動・うつ状態					
138	不眠・心身症状					
139	その他精神科問題					
140	不登校・閉じこもり					
141	自傷行為 自殺企図					
142	過剰・仮性適応の疑い					
143	性被害問題					
144	多重被害問題					
145	家出・無断外出					
146	暴言・暴力・いじめ加害					
147	夜間徘徊・虞犯行為					
148	万引き・盗み					
149	シンナー・薬物					
150	児童買春・援助交際					
151	その他の性的問題					
152	その他()					

153

子の安全についての総括評価(印象 5 段階)

まだ危険 再被害の危 険性あり					安全 再被害の危 険性無し

B-3 票はこれで終わりです ご協力ありがとうございました。

個 票 B - 4 施設入所後に家族・親族以外からの性被害が発覚、発覚後も施設入所を継続した事例
No(B)-B-4

■一時保護をせず、施設入所を継続したままでの対応		
■施設入所継続		
31	理由	1.措置同意の継続が確認された 2.一時保護が困難(委託保護に切り替え) 3.子どもの安全が確保されている 4.本人が一時保護に抵抗
■保護者と子どもの接触について		
32	制限の有無(継続の場合)	1.許可外泊の制限 2.面会・外出の制限 3.通信の制限 4.制限なし
■子どもへの被害確認調査について		
33	被害事実確認面接の実施	1.あり 2.なし(施設調査情報のみ) ※「あり」の場合 Q35～「なし」 Q34 のみ
34	2.なしの場合	1.必要無い(被害確認できている) 2.面接技術者が不足 3.面接技術者不在
35	1 ありの場合 発覚から	日 目
36	面接法	1.NICHD 2.RATAC® 3.その他技法 () 4.慎重に設定された面接 5.一般的な調査面接
37	被害事実確認面接回数	1.1 回 2.()回
38	被害確認面接実施場所	1.一時保護所 2.児相 3.その他の場 ()
39	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当外の児童福祉司 4.担当外の児童心理司 5.警察官 6.検事 7.他()
40	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応
41	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.子どもと同性 3.加害者の性を避ける
42	バックスタッフの設定	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q43～ にお答えください
43	バックスタッフメンバー	1.児相職員 2.警察関係者 3.その ()
44	記録方法	1.録画・録音＋文書おこし 2.録画・録音のみ 3.録音＋文書おこし 4.録音のみ 5.メモ記録のみ
45	面接結果	1.性暴力被害事実の開示あり 2.性暴力被害の強い疑い(解離反応等含む) 3.性暴力被害を確認できず 4.性暴力被害無しを確認 5.子どもが調査拒否
46a	面接確認した性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3.接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
47a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
48a	47a の問題があった際の対応	
49a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明
50a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
51a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も
52a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
53a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
■医学診察		
54	医療診察の実施	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q74 まで続きます
55	発覚から	日 目

56	診察科と 担当医師の性別 該当する診療科に○ 男女に○	1. 婦人科	1.男 2.女
57		2. 精神科	1.男 2.女
58		3. 小児科	1.男 2.女
59		4. 法医学	1.男 2.女
60		5.泌尿器科	1.男 2.女
61		6. その他	1.男 2.女
62	被害診察の内容	1.性暴力被害についての身体診察 2.身体的虐待被害を含む全身診察 3.精神科・心理面の診察 4.その他()	
63	被害診察の結果(身体)	1.具体的な被害所見あり 2.被害を疑わせる所見のみ 3.具体的な被害不明・矛盾所見無し 4.矛盾所見あり別な被害の疑い 5.矛盾所見あり被害を否定	
64	被害診察の結果(心身)	1.何らかの被害症状の所見あり 2.被害症状所見なし 3.被害との関係不明の問題・症状あり 4.問題・症状確認せず	
65a	医学診察によって確認された性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
66a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
67a	66a の問題があった際の対応		
68a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明	
69a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	
70a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も	
71a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし	
72a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし	
73	医師から子どもへの直接助言	1.あり 2.なし	
74		1.診察結果のみ ・ 2.身体性的発達の健康告知含む	
■ 関係者 面接調査			
75	加害者(疑い)	1. あり 2.なし ※「あり」の場合 Q79 へ	
76	周囲の関係児童	1.あり 2.なし ※「あり」の場合 Q80 へ	
77	施設職員	1. あり 2.なし ※「あり」の場合 Q80 へ	
78	その他関係者	1. あり 2.なし ※「あり」の場合 Q80 へ	
■ 関係者 調査結果			
79	加害者(疑い)	1.加害事実を認める 2.一部加害事実を認める 3.行為は認めるが加害性を認めず 4.事実確認に至らず・全面否認	
80	その他の関係者から	1.被害事実の有力証言・情報を確認 2.被害事実を疑わせる情報を確認 3.被害事実に否定的な情報を確認 4.有力情報なし	
■総括被害評価			
81a	確認された被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)	
82a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症	
83a	82a の問題があった際の対応		
84a	被害全体の期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.1 回のみの被害 5.不明	
85a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明	

86a	被害の時期	1.入所前	2.入所後	3.入所前から入所後も
87a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり	2.なし	
88a	被害申告の撤回の有無	1.あり	2.なし	
89	初発被害から発覚まで	概ね	年	か月
■施設における子どもの安全確保				
90	加害者排除	1.あり	2.なし	3.検討中 4.一時的に分離 5.困難 6.未定・不明
91	加害者への関与	1.指導・治療 2.監視・注意配慮 3.不能・不明		
92	継続の理由	1.加害者排除され子どもの安全が確保された 2.嚴重に安全注意・指導 3.加害者の動向把握 4.状況変わらないが子どもが望んだ		
■保護者支援				
93	保護者への支援	1.特に意識して実施 2.一般相談として実施		
94	ガイドライン冊子の使用	1.使用した 2.一部改変して使用 3.別のものを使用 4.使用せず		
95	被害児支援について	1.積極的に支援 2.一部制限付き支援 3.葛藤・拒否感あり 4.拒否		
■保護者と子どもの接触、措置の変更等について				
96	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.非加害保護者のみ接触 4.検討中 5.制限なし		
97	子どもの身柄の行き先	1.施設継続(Q98へ) 2.措置変更(Q99へ) 3.引き取り(Q101)		
98	施設入所措置の継続	1.あり(親権者同意) 2.あり(28条申立て).		
99	措置変更	1.あり(保護者同意) 2.あり(28条申立て)		
100	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他		
101	引き取り先	1.もとの家庭 2.加害者のいない自宅 3.親族宅 4.その他		
102	引取りの理由 (主たる理由)	1.被害が確証されない 2.子どもが帰宅を強く望んだ 3.無外のまま戻らず調整 4.適切な施設が見当たらず 5.子どもの安全が確保された 5.その他		
103	以後の対応	1.児童福祉司指導 2.継続指導 3.調査継続 4.終結		
■施設関係の法的対応				
104	児福法28条の申請	1.あり 2.なし 3.検討中		
105	児福法28条の承認	1.承認 2.却下 3.申し立て中 4.取り下げ		
106	接触制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信・面会の制限 3.検討中 4.制限なし		
107	接近禁止命令	1.あり 2.なし 3.検討中		
108	児福法33条の6請求(親権喪失の宣告)	1.あり 2.なし 3.検討中		
109	親権喪失の宣告	1.宣告 2.却下 3.請求中 4.取り下げ		
110	家庭裁判所への送致	1.あり 2.なし 3.検討中		
111	家庭裁判所の観護措置	1.あり 2.なし		
112	家庭裁判所の審判結果	1.審判不開始 2.審理中 3.少年院送致 4.児童自立支援施設送致 5.児相送致 6.保護観察 7.監護措置中		
■刑事告訴、告発について				
113	初動から連絡・連携	1.あり 2.なし		
114	児童買春・児童ポルノ法通報	1.あり 2.なし 3.検討中		
115	その他警察への通報・相談	1.あり 2.なし 3.検討中		
116	事情聴取の付添い	1.あり 2.なし 3.部分的		
117	刑事告訴	1.あり 2.なし 3.検討中		

118	刑事告発（暴行・傷害）	1.あり	2.なし	3.検討中		
119	刑事告発 児童福祉法違反	1.あり	2.なし	3.検討中		
120	刑事告発 青少年保護条例	1.あり	2.なし	3.検討中		
121	少年法による対応	1.あり	2.なし	3.検討中		
122	警察・検察への上申書の提出	1.あり	2.なし			
123	上申書の内容					
124	告訴・告発時の弁護士付添い	1.あり	2.なし			
125	その後の経過	1.捜査中 2.逮捕 3.起訴 4.不起訴 5.示談・取り下げ 6.公判中 7.有罪 8.無罪				
■子ども問題行動・問題症状の有無 ※「あり」が該当する欄に「1」と数字を記入して下さい						
126	問題・症状	入所前	現施設入所前	発覚前施設	発覚後施設	措置変・引き取り 先
127	PTSD PTSD 様症状					
128	解離 解離様状態					
129	パニック・興奮・暴力					
130	気分変動・うつ状態					
131	不眠・心身症状					
132	その他精神科問題					
133	不登校・閉じこもり					
134	自傷行為 自殺企図					
135	過剰・仮性適応の疑い					
136	性被害問題					
137	多重被害問題					
138	家出・無断外出					
140	暴言・暴力・いじめ加害					
141	夜間徘徊・虞犯行為					
142	万引き・盗み					
143	シンナー・薬物					
144	児童買春・援助交際					
145	その他の性的問題					
146	その他()					

147

子の安全についての総括評価(印象5段階)

まだ危険
再被害の危
険性あり

安全
再被害の危
険性無し

B-4 票はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

個票 B …施設入所後に過去・現在の性暴力被害が発覚した事例 No()

■相談受理時点で既に施設入所中で、性的問題(児童間の性被害含む)が途中発覚した事例について				
No.	設問内容	回答欄 (あてはまるものに○、または記述)		
■基本情報				
1	最初の問題発覚時期	1.平成 23 年度中に発覚 2.平成 23 年度以前に発覚、継続中		
2	施設種別	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他		
3	主たる被害の種類	1.性的虐待 2.家庭内性暴力被害(親族、同居状態の加害者からの被害含) 3.家庭外性暴力被害(家族・親族以外で同居していない加害者からの被害) 4.別件一時保護中の家庭外性暴力被害 5.不特定者からの被害 6.その他重複被害()		
4 m	今回の性暴力被害以外の問題 *A 表との照合性のため 同じ項目表記	虐待	1.身体的虐待 2.ネグレクト 3.心理的虐待 4.DV 問題	
		その他	5.養育困難 6.障害問題(知的) 7.(身体) 8.(聴覚) 9.(視覚) 10.(重心) 11.(発達障害) 12.(自閉) 13.6～11 以外の障害() 14.性格・行動 15.育成 16.非行 17.その他()	
5	特別な随伴問題(有に○)	1. 児童ポルノ・画像問題(疑い含む) 2. 児童買春・援助交際(疑い含む)		
6	相談受理時の年齢	歳	か月	←全事例：性暴力問題での受理時の年齢(年度に関係なく)
7	前年度からの事例:23 年 4 月 1 日	歳	か月	←23 年 4 月 1 日時点の年齢 ※Q 8 と 9 にも記入
8	相談受理時の年齢区分	1.0～3 歳未満 2.3 歳～就学前 3.小学 1～3 年 4.小学 4～6 年 5.中学生 6.高校生・その他中卒年齢		
9	前年度からの事例 平成 23 年 4 月 1 日時点での 年齢区分 ※Q 7 のケース	1.0～3 歳未満 2.3 歳～就学前 3.小学 1～3 年 4.小学 4～6 年 5.中学生 6.高校生・その他中卒年齢		
10	性別	1.女性 2.男性		
11 m	加害者の区分(疑い含む) (※複数回答可)	1.実父 2.養父 3.継父 4.内縁男性 5.きょうだい男性 6.祖父 7.おじ 8.その他親族男性 9.同居人男性 10.実母 11.養母 12.継母 13.内縁女性 14.きょうだい女性 15.祖母 16.おば 17.その他親族女性 18.同居人女性 19.その他養育関係者(里親含)男性 20. その他養育関係者(里親含)女性 30.教育関係者(成人男性) 31. 教育関係者(成人女性) 32.教育関係者(児童男性) 33. 教育関係者(児童女性) 40.施設関係者(成人男性) 41. 施設関係者(成人女性) 42.施設関係者(児童男性) 43. 施設関係者(児童女性) 50.家族・親族・関係者以外の顔見知り男性 51.見知らぬ男性 52.家族・親族・関係者以外の顔見知り女性 53.見知らぬ女性 60.詳細不明男性(単数) 61.詳細不明男性(複数) 62.詳細不明女性(単数) 63.詳細不明女性(複数)		
12	被害者と加害者の居住・接触程度	1.同施設内で生活 2.過去に同施設内で生活 3.生活場所は異なるが日常的に頻繁に接触 5.生活場所は異なるが定期・不定期に接触 6.ごくたまに接触 7.接触程度不明		
13	性暴力被害の発覚経路	1.保育所・幼稚園・学校 2.福祉事務所 3.児童本人 4.家族 5.親戚 6.近隣・知人 7.友人 8.児童委員 9.保健所・保健センター 10.医療機関 11.児童福祉施設 12.警察 13.その他()		

個票 B 施設入所後に過去・現在の性暴力被害が発覚した事例

14	当初の被害発覚内容	1.具体的な被害事実の告白 2.曖昧な被害の疑い告白のみ 3.周辺・関連情報からの疑い 4.問題行動から 5.目撃・物証から
15	発覚から児相に通報されるまでの時間	1.即座 2.1週間以内 3. 週目
16a*	発覚時点での性暴力被害内容	1.何らかの被害・詳細不明 2.非接触被害 3. 接触被害(挿入不明) 4.接触被害(非挿入) 5.接触被害(挿入被害)
17a m	随伴する問題	1.妊娠(中絶) 2.妊娠(出産) 3.性感染症
18a	17a の問題があった際の対応	
19a	被害全体の時期・期間	1.現在も被害継続(危険性含) 2.過去の被害(現在の危険性無し) 3.断続的(再発の危険性あり) 4.5.不明
20a	性暴力被害の頻度	1.常態化(可能性含) 2.断続的 3.単回 4.詳細不明
21a	被害の時期	1.入所前 2.入所後 3.入所前から入所後も
22a	児童ポルノ画像等の問題	1.あり 2.なし
23a	被害申告の撤回の有無	1.あり 2.なし
■児童相談所としての対応と初期調査		
24	発覚からの経過時間	日 目
25	対応について	1.新たに相談受理 2.他の相談経過中の課題として扱う
26	所としての協議	1.所としての対応会議開催 2.担当レベルだけで協議
27	施設内の調査	1.あり 2.なし
28	具体的な性暴力被害の確認	1.あり 2.なし
29	児相の初期調査・確認方法	1.児相が直接確認 2.施設に間接確認依頼 3.当面周辺調査
30	一時保護の実施	1.あり → <u>個票 B-1 - 2</u> へ 2.なし → <u>個票 B-3 - 4</u> へ

◎ これより先の調査について

- 施設入所中に性的虐待が発覚し、一時保護となった場合、および別件で施設から一時保護した後に性被害が発覚あるいは発生した場合、

家族・親族からの性暴力被害の場合、 **個 票 B - 1** へのご回答をお願いします。

家族・親族以外からの性暴力被害の場合 **個 票 B - 2** へのご回答をお願いします。

- 施設入所中に性的虐待が発覚した事例の中で、そのことを理由に一時保護せず、入所を継続した場合、

家族・親族からの性暴力被害の場合、 **個 票 B - 3** へのご回答をお願いします。

家族・親族以外からの性暴力被害の場合 **個 票 B - 4** へのご回答をお願いします。